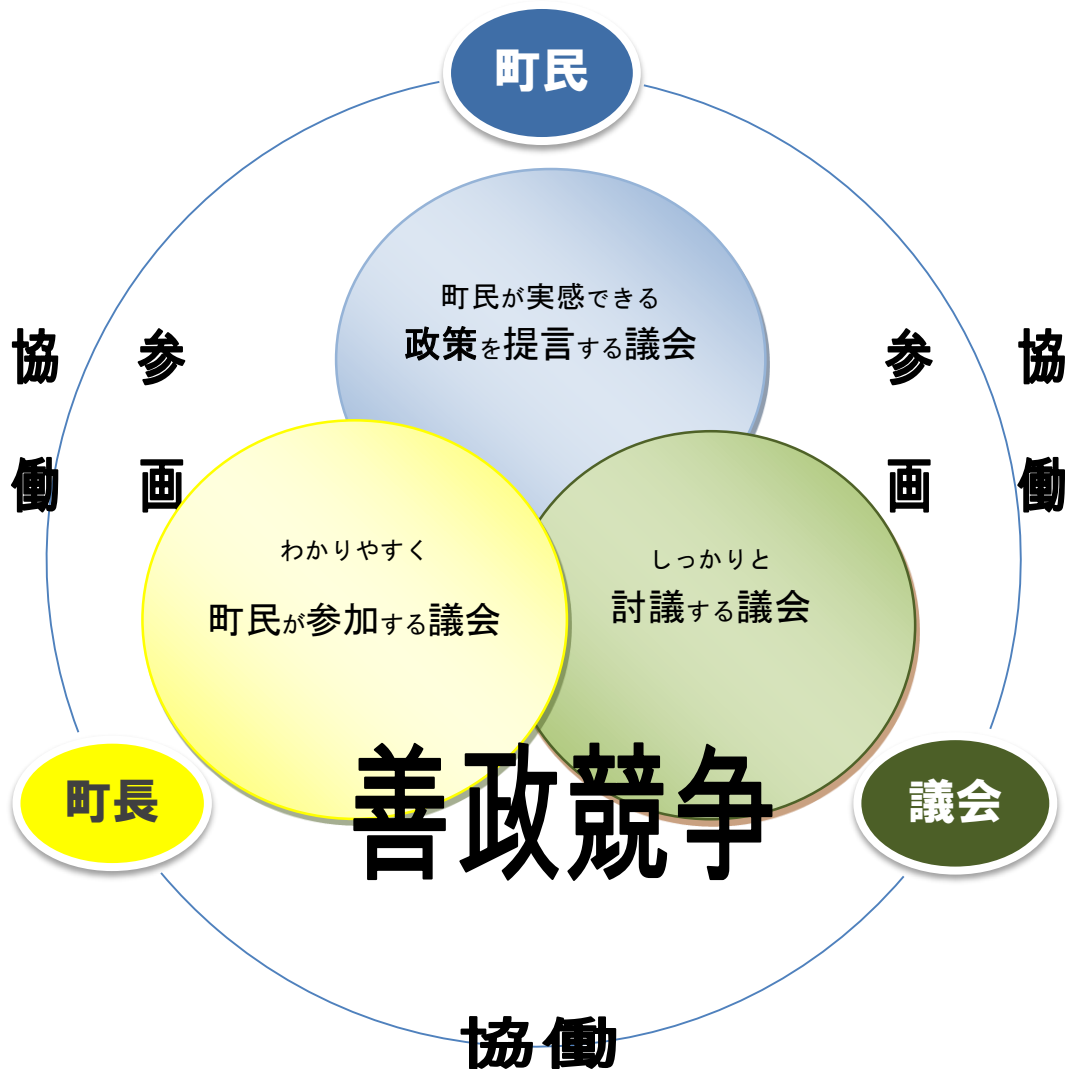


平成23年度版

議会白書

議会基本条例イメージ図



北海道福島町議会

http : www.gikai-fukushima.hokkaido.jp
e-mail gikai@town.fukushima.hokkaido.jp

〒049-1392 北海道松前郡福島町字福島 820
☎0139-47-2215 fax47-4002

平成23年6月作成

まえがき

白書の必要性

福島町議会本条例では、「福島町議会は、憲法・地方自治法を遵守し、町の最高規範である「まちづくり基本条例」における議会・議員の役割と責務に基づき、

- 一、町民と議会の協働・情報共有
- 一、町長等執行機関との適切な緊張を維持しながらの善政競争
- 一、町民・議会・行政が協働しての政策実現にむけての多様な参加・討議
- 一、議会・議員の評価制度等適正な議会機能の展開
- 一、公開性・公平性・透明性・信頼性の重視等

を議会基本条例に定め、議会・議員としての使命と責任を強く自覚し、主体的、機動的な議会活動を実践し、町民の負託にこたえ、豊かなまちづくりのために不断の努力を続けなければならない。」と規定している。

このことからその実効性等を明らかにするため、1年間の議会活動の実態や問題点などを報告書として公表し、限りない目的達成のために「福島町議会白書」を作成する。

◆ 参考（関係条例等）

○福島町議会基本条例（抜粋）

（議会白書、議会・議員の評価）

- 第17条 議会は、町民に議会・議員の活動内容を周知し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図るため、しっかりと現状を把握し議会の基礎的な資料・情報、議会・議員の評価等を1年毎に調製し、議会白書として町民に公表する。
- 2 議会は、議会の活性化に終焉(えん)のないことを常に認識し、議会評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表する。
- 3 議員は、複数の町民の代表者を擁する議会の一員をなしていることから、多様な議員活動の評価については、自己評価として1年ごとに町民に公表する。
- 4 議会白書、議会の評価、議員の評価に関する必要な事項は、福島町議会運営基準（平成13年議会基準第1号）で定める。

○福島町議会の運営に関する基準（抜粋）

第16章 議会白書

- 149 議員の名簿、構成、議会運営や会議の開催状況等をまとめた議会の概要及び開かれた議会づくりの足どりや取り組み事項及び議会、議員の評価等をまとめた開かれた議会づくりの概要を年度のはじめに作成し、これを公表する。
- 2 議会白書、議会の評価及び議員の評価について必要な事項は、別に要綱で定める。

○【白書】（はく・しよ）の解説

イギリス政府が白書紙の報告書として刊行したことから、経済・社会の事態や行政活動の現状・問題点などを国民に

◆ 目 次

— 議会の概要 —	7
1. 町の概況	7
2. 町のあゆみ	7
3. 歴代議長、副議長、議員数の変遷	8
4. 歴代委員長	9
5. 歴代町長、副町長（助役）、収入役	10
6. 議会議員名簿	12
7. 議会構成・議会運営等	12
(1) 議会構成	12
(2) 議会運営	13
(3) 委員会運営	15
(4) 議員研修及び先進地視察	15
(5) その他	15
8. 会議開催状況・議件数・一般質問の状況	16
(1) 本会議及び委員会開催状況	16
(2) 議案審議状況	16
(3) 予算・決算審査状況	16
(4) 一般質問状況	16
(5) 議員歳費	16
(6) 政務調査費	17
9. 特別職の報酬等	17
(1) 特別職給与	17
(2) 各種委員の報酬	17
(3) 旅費規定	17
10. 議会費の予算内訳等	17
(1) 議会費の予算内訳	17
(2) 議会事務局職員給与費	18
11. 一般会計等の予算内訳	18
(1) 一般会計の予算内訳	18
(2) 特別会計	19
12. 町税・人口・世帯数	19
(1) 町 税	19
(2) 人口・世帯数の推移	19
13. 議員会、森林・林業・林産業活性化議員連盟	20

(1) 議員会	20
(2) 森林・林業・林産業活性化議員連盟	20
14. 福島町議会基本条例等の例規	21
(1) 福島町議会基本条例等の例規	21
◆ 一開かれた議会づくりの足どり ◆	22
1. 議会の活性度	28
(1) 一般質問者数	28
(2) 質疑者数	29
(3) 討論者数と(4) 討議者数	32
(5) 議会提案件数	32
(6) 文書質問	33
(7) 審査付託の件数	33
(8) 会議開催日数・時間	34
2. 議会の公開度	37
(1) 委員会の公開	37
(2) 審議記録の公開	37
(3) 審議前の会議資料の公開	38
(4) 議会経費の公開	38
(5) 視察報告の公開	38
(6) 全員協議会の公開	38
(7) 会議公開の充実	38
3. 議会の報告度	39
(1) 議会だよりの発行	39
(2) 議会ホームページの運用	39
(3) 議会への各種報告	40
4. 住民参加度	41
(1) 懇談会の開催	41
(2) 議会報告会の開催	41
(3) 参画者への対応と参加度	41
(4) 休日・夜間議会の開催等	43
5. 議会の民主度	44
(1) 一般質問の一問一答方式	44
(2) 対面方式	44
(3) 一般質問の答弁書配付	44
(4) 一般質問の回数・時間制限の廃止	44
(5) 議会における選挙	44

6. 議会の監視度	45
(1) 長との適正な関係の維持	45
(2) 全員協議会の適切な運用	45
(3) 議会権能(牽制・批判・監視等)の適切な遂行	45
7. 議会の専門度	46
(1) 政策立案・審議能力の向上強化	46
(2) 議決権範囲の拡大	46
(3) 所管事務調査の充実強化	46
8. 事務局の充実度	48
(1) 議場・委員会室の整備充実	48
(2) 事務局の充実強化	48
9. 適正な議会機能	49
(1) 法規定以外の執行部付属機関への委員就任廃止	49
(2) 適正な議会経費	49
(3) 系統議長会の体制整備	52
(4) 議会の自主性強化	53
(5) 公職にある者等からの働きかけの取り扱いの方針に関する決議	53
(6) 条例の制定及び一部改正	53
10. 研修活動の充実強化	54
(1) 研修の効率的な取り組み	54
(2) 福島町議会が視察を受入れた市町村等	55
資料1 一般質問の状況	57
資料2 文書質問の状況	57
資料3 委員会の所管事務調査状況	58
(1) 総務教育常任委員会	58
(2) 経済福祉常任委員会	59
(3) 広報・広聴常任委員会	60
(4) 議会運営委員会	61
(5) 全員協議会	62
資料4 議会による行政評価(事務事業)	63
(1) 議会による行政評価(事務事業評価)	63
資料5 議会報告会	65
資料6 議員定数と議員歳費に関する答申	81
資料7 住民懇談会	116
(1) 配布資料	116
(2) 懇談結果(アンケート含む)	131

資料 8	夜間議会アンケート調査結果.....	141
資料 9	政務調査費の活用状況.....	143
資料 10	福島町議会を視察した市町村等の状況.....	144
資料 11	会議・行事等の出席状況.....	150
	(1) 本会議.....	150
	(2) 特別委員会.....	150
	(3) 議会運営委員会.....	151
	(4) 総務教育常任委員会.....	151
	(5) 経済福祉常任委員会.....	152
	(6) 広報・広聴常任委員会.....	152
	(7) 全員協議会.....	152
	(8) 正副議長・正副委員長会議.....	153
	(9) 渡島管内議会議員研修会.....	153
	(10) 渡島西部広域事務組合議会.....	153
	(11) 渡島廃棄物処理広域連合議会.....	154
	(12) 渡島西部四町議会議員連絡協議会.....	154
	(13) 各種行事.....	154
資料 12	議長・副議長の出張等.....	157
資料 13	議会運営委員会の反省事項等.....	158
資料 14	議会の評価・議員の自己評価の結果.....	160
	(1) 平成 22 年度の「議会評価」結果.....	160
	(2) 平成 22 年度の「議員の自己評価」結果.....	162
	(3) 平成 23 年度の「議員活動の目標」(公約).....	165
◆条例・規則等.....		167
資料 15	福島町議会基本条例.....	167
資料 16	福島町議会会議条例.....	172
資料 17	福島町議会研修条例.....	186
資料 18	政務調査費の交付に関する条例・規則.....	188
	(1) 政務調査費の交付に関する条例.....	188
	(2) 政務調査費の交付に関する規則.....	191
資料 19	福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例.....	196
資料 20	福島町議会基本条例に関する諮問会議条例.....	197
資料 21	議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例.....	198
資料 22	福島町長の専決処分事項の指定に関する条例.....	201
資料 23	福島町議会への参画を奨励する規則.....	201

資料 2 4	福島町議会事務局設置条例・規則.....	202
(1)	福島町議会事務局設置条例.....	202
(2)	福島町議会事務局の組織に関する規則.....	202
資料 2 5	福島町議会の運営に関する基準.....	204
資料 2 6	議会の評価・議員の評価に関する実施要項.....	216

— 議会の概要 —

1. 町の概況

温暖な気候、 住みやすいマチ

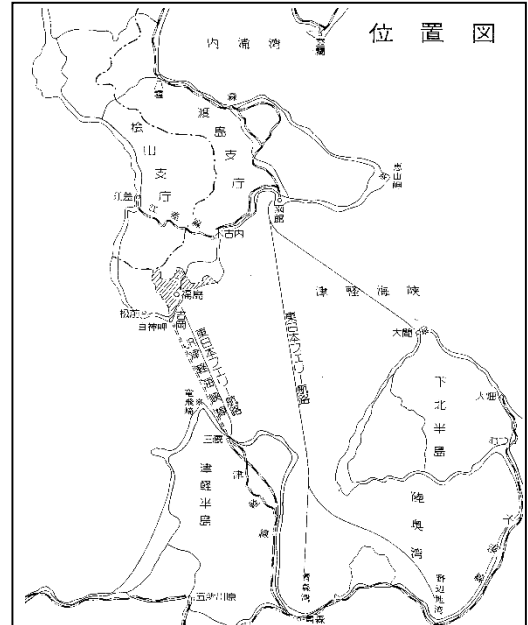
大きく広がる紺碧の津軽海峡、遠くにかすむ津軽の山々、東は矢越岬、西は白神岬まで続く変化に富んだ海岸線、それを見下すかのような秀峰大千軒。

……すばらしい自然に囲まれた福島町。

ここから生まれる杉、松などの林産物とイカ、マス、昆布、ワカメ、のりなどの海産物。自然が我々に与えてくれる恩恵は図りしれないものがあります。とくに北海道の最南端に位置するので、

気候、風土に恵まれており住みやすい土地といえます。平均気温が高く、北海道随一の温暖地といえます。また、このためか雨と雪の多いのが本町の特長です。

○ 距離 東西に 20.7 km 南北に 24.6 km ○ 面積 187.23 km²



2. 町のあゆみ

年号	西暦	事項
文治 5年	1189	奥州藤原氏の一族が渡航、定住する
寛永 元年	1624	フリカナイ村を福島村と改称
4年	1626	穂内を吉岡村と改称
元文 4年	1739	松前藩が福島、大野（現在大野町）両村に水田を開く、本道水田初め
明治 2年	1869	エゾ地を北海道と改め、津軽、福島2郡を置き本村は福島郡に属す
14年	1881	津軽、福島2郡を合併し、松前郡とする
36年	1903	この年以來ニシン群来せず
昭和 19年	1944	町制施行により福島町となる
26年	1951	千代の山が第41代横綱となる
28年	1953	青函トンネル海底ボーリング実施
30年	1955	福島町、吉岡村が合併し、福島町となる
38年	1963	青函トンネル調査坑着工
40年	1965	福島町、吉岡村合併10周年記念式典挙行
45年	1970	青函トンネル本工事着工
50年	1975	福島町、吉岡村合併20周年記念式典挙行
56年	1981	千代の富士が第58代横綱となり、町民栄誉表彰を受章
58年	1983	青函トンネル先進導坑貫通
60年	1985	青函トンネル本工貫通。福島町、吉岡村合併30周年記念式典挙行
62年	1987	深山久三郎氏町特別功労者(名誉町民)となる
63年	1988	吉岡海底駅設置なる。松前線廃止
平成 元年	1989	トンネルメモリアルパークの開園、昭和天皇御製碑の除幕

		千代の富士が国民栄誉賞を受賞
平成2年	1990	本町大通り線（横綱街道）開通
3年	1991	福島横綱太鼓初披露。女の祭500年祭（川濯神社）
4年	1992	福祉大相撲開催。福島小学校改築竣工
5年	1993	福島三町親善友好提携調印、福島町史第1巻（史料編）刊行
6年	1994	新福島町発足40周年記念式典挙行。役場庁舎・健康づくりセンター竣工 温泉健康保養センター竣工
7年	1995	福島中学校屋内体育館増改築竣工。ウニ種苗センター竣工
8年	1996	福島大橋竣工
9年	1997	横綱千代の山・千代の富士記念館竣工。町民プール竣工 福島町墓地公園竣工
10年	1998	全国山ゆりサミット開催
11年	1999	TVhテレビ中継局設置。ファミリースポーツ公園（パークゴルフ場）施設完成
12年	2000	福島町墓地公園竣工（2期分）
13年	2001	福島保育所竣工。各小学校パソコン導入
14年	2002	道立青函トンネル記念館閉館
15年	2003	全国中学校相撲選手権大会開催
16年	2004	生活支援ハウス（やまゆり荘）オープン
17年	2005	町立青函トンネル記念館オープン
20年	2008	福島小学校・白符小学校統合。白符小学校閉校
21年	2009	まちづくり基本条例・議会基本条例の制定
22年	2010	福島町火葬場（安養苑）竣工 福島中学校・吉岡中学校統合。吉岡中学校閉校

3. 歴代議長、副議長、議員数の変遷

歴代議長

歴代	氏名	在任期間
初代	要田政利	昭30. 1～30. 8
2代	三鹿初造	30. 9～34. 8
3代	三鹿初造	34. 9～38. 8
4代	蝶野東郷	38. 9～42. 8
5代	三鹿初造	42. 9～43. 2
6代	蝶野東郷	43. 2～44. 11
7代	中島常三	44. 11～46. 8
8代	蝶野東郷	46. 9～50. 8
9代	蝶野東郷	50. 9～54. 8
10代	蝶野東郷	54. 9～58. 8
11代	蝶野東郷	58. 9～62. 8
12代	奈良光春	62. 9～平3. 8
13代	奈良光春	3. 9～7. 8
14代	奈良光春	7. 9～11. 8
15代	溝部幸基	11. 9～15. 8
16代	溝部幸基	15. 9～19. 8
17代	溝部幸基	19. 9～22. 10
18代	平野隆雄	22. 11～現在

歴代副議長

歴代	氏名	在任期間
初代	三鹿初造	昭30. 1～30. 8
2代	杉沢喜一	30. 9～34. 4
3代	鳴海金作	34. 6～34. 8
4代	中島常三	34. 9～38. 8
5代	石崎藤太郎	38. 9～39. 9
6代	関茂	39. 9～42. 8
7代	関茂	42. 9～45. 8
8代	岡本市松	45. 8～46. 8
9代	新山堅治	46. 9～50. 8
10代	矢野昌介	50. 9～54. 8
11代	矢野昌介	54. 9～58. 8
12代	奈良光春	58. 9～62. 8
13代	藪内裕	62. 9～平2. 12
14代	麻生徳太郎	2. 12～3. 8
15代	中塚敏光	3. 9～6. 2
16代	溝部幸基	6. 3～7. 8
17代	溝部幸基	7. 9～11. 8
18代	加藤雅行	11. 9～15. 8
19代	金沢秀一	15. 9～19. 8
20代	金沢秀一	19. 9～現在

議員数の変遷

項目	S 38	S 42	S 46	S 50	S 54	S 58	S 62	H 3	H 7	H 11	H 15	H 19
人口	12,629	11,900	11,622	12,188	11,564	10,601	9,314	8,376	7,620	6,997	6,512	5,708
世帯数	2,272	2,465	2,764	3,121	3,081	3,011	2,830	2,748	2,693	2,615	2,602	2,444
有権者数	6,678	6,587	7,143	7,741	7,613	7,154	6,641	6,220	5,906	5,653	5,404	4,858
投票者数	5,482	5,602	6,183	6,904	6,772	6,316	6,014	5,593	5,182	4,812	4,573	3,790
投票率	82.09	85.05	86.56	89.19	84.62	88.29	90.56	89.92	87.74	85.12	84.62	78.02
議員定数	26	26	26	26	26	22	18	18	16	16	14	12
立候補者数	37	—	34	35	30	26	26	20	17	18	16	13

4. 歴代委員長

(S 30. 1~S 31. 9)

委員会名	氏名	在任期間	委員会名	氏名	在任期間
総務	平沼 弥平	昭30. 1~30. 8	土木	上嶋 徳太郎	昭30. 1~30. 8
	要田 政利	30. 9~31. 9		鳴海 金作	30. 9~31. 9
財政	金沢 孫作	昭30. 1~30. 8	産業	阿部 久四郎	昭30. 1~30. 8
	石崎 藤太郎	30. 9~31. 9		森 市郎	30. 9~31. 9
厚生	佐藤 武太郎	昭30. 1~30. 8	懲罰	太田 勇三郎	昭30. 1~30. 8
	平沼 弥平	30. 9~31. 9		中村 弥太郎	30. 9~31. 9
文教	工藤 巖	昭30. 1~30. 8			
	岡田 市三郎	30. 9~31. 9			

(S 31. 9~S 62. 8)

※S 38. 12. 25名称変更(土木→建設)

委員会名	氏名	在任期間	委員会名	氏名	在任期間
総務	要田 政利	昭31. 9~34. 8	文教民生	岡田 市三郎	昭31. 9~34. 8
	要田 政利	34. 9~38. 5		関 茂	34. 9~38. 8
	花田 金作	38. 8~38. 8		関 茂	38. 9~39. 9
	中島 常三	38. 9~42. 8		野沢 浪平	39. 9~42. 8
	中島 常三	42. 9~44. 11		岡田 市三郎	42. 9~46. 8
	岡本市 松	44. 11~45. 8		麻生 徳太郎	46. 9~50. 8
	蝶野 東郷	45. 8~46. 8		梶川 正光	50. 9~54. 8
	岡本市 松	46. 9~50. 8		麻生 徳太郎	54. 9~58. 8
	奈良 光春	50. 9~54. 8		藪内 裕	58. 9~62. 8
	奈良 光春	54. 9~58. 8		石崎 藤太郎	昭31. 9~34. 8
土木	三鹿 菊見	58. 9~62. 8	産業	石崎 藤太郎	34. 9~38. 8
	鳴海 金作	昭31. 9~34. 6		中塚 敏光	38. 9~42. 8
	佐藤 賢次郎	34. 6~34. 8		新山 堅治	42. 9~46. 8
	佐藤 賢次郎	34. 9~38. 8		奈良 光春	46. 9~50. 8
	矢野 昌介	38. 9~38. 12		中塚 敏光	50. 9~54. 8

建設	矢野昌介	38.12~42.8		中塚敏光	54.9~58.8
	矢野昌介	42.9~46.8		酒井定文	58.9~62.8
	築田好照	46.9~50.8			
	麻生徳太郎	50.9~54.8			
	佐藤政路	54.9~58.8			
	佐藤政路	58.9~62.8			

(S62.9~H7.8)

委員会名	氏名	在任期間
総務	要田丈夫	昭62.9~平3.8
	溝部幸基	3.9~6.3
	佐藤政路	6.3~7.8
文教民生	佐藤多市	昭62.9~平3.8
	山木誠	3.9~7.8
産業建設	加藤三代治	昭62.9~平3.8
	杉沢富雄	3.9~4.6
	平沼邦夫	4.8~7.8

(H3.9~)

委員会名	氏名	在任期間
議会運営	石田政治	平3.9~7.8
	杉村欣一	7.9~11.8
	山木誠	11.9~14.10
	新山大吉	14.12~15.8
	平沼昌平	15.9~18.6
	安藤安雄	18.6~19.8
	滝川明子	19.9~22.10
木村隆	22.11~現在	

(H20.4~)

委員会名	氏名	在任期間
広報・広聴	金沢秀一	20.4~現在

(H7.9~)

委員会名	氏名	在任期間
総務教育	山木誠	平7.9~9.8
	平沼邦夫	9.9~11.8
	平野隆雄	11.9~15.8
	平野隆雄	15.9~19.8
	平野隆雄	19.9~22.10
	滝川明子	22.11~現在
経済福祉	平沼邦夫	平7.9~9.8
	山木誠	9.9~11.8
	金沢秀一	11.9~15.8
	佐藤孝男	15.8~19.8
杉村志朗	19.9~現在	

5. 歴代町長、副町長（助役）、収入役

歴代首長（合併前）

○福島町

氏名	在任期間
工藤福次郎	昭22.4~26.4
工藤福次郎	26.4~29.12

○吉岡村

氏名	在任期間
深山久三郎	昭22.4~26.4
深山久三郎	26.4~29.12

歴代助役（副町長）

歴代	氏名	在任期間
初代	清水繁男	昭30.4~34.3
2代	吉沢辰雄	34.3~38.3
3代	佐々木悦郎	38.3~42.3
4代	小林良一	42.3~46.3
5代	小林良一	46.3~50.3
6代	小林良一	50.3~54.3
7代	佐藤健作	54.3~58.3
8代	佐藤健作	58.3~62.3
9代	後藤敬	62.3~平2.12
10代	中川平八郎	3.2~7.2
11代	中川平八郎	7.2~11.2
12代	中川平八郎	11.2~15.2
13代	竹下泰弘	15.2~19.2
14代	竹下泰弘	19.2~23.2
15代	竹下泰弘	23.2~現在

歴代町長（合併後）

歴代	氏名	在任期間
初代	深山久三郎	昭30.1~34.1
2代	松本松治郎	34.1~38.1
3代	深山久三郎	38.1~42.1
4代	深山久三郎	42.1~46.1
5代	深山久三郎	46.1~50.1
6代	深山久三郎	50.1~54.1
7代	深山久三郎	54.1~58.1
8代	深山久三郎	58.1~62.1
9代	斉藤正男	62.1~平2.12
10代	藪内裕	3.1~7.1
11代	藪内裕	7.1~11.1
12代	藪内裕	11.1~15.1
13代	村田駿	15.1~19.1
14代	村田駿	19.1~23.1
15代	村田駿	23.1~現在

歴代収入役

歴代	氏名	在任期間
初代	佐々木悦郎	昭30.4~34.3
2代	佐々木悦郎	34.3~38.3
3代	吉沢辰雄	38.3~42.3
4代	吉沢辰雄	42.3~46.3
5代	吉沢辰雄	46.3~50.3
6代	吉沢辰雄	50.3~54.3
7代	吉沢辰雄	54.3~58.3
8代	吉沢辰雄	58.3~62.3
9代	成田民夫	62.3~平3.3
10代	住吉健一	3.3~7.3
11代	住吉健一	7.3~11.3
12代	住吉健一	11.3~15.3
13代	住吉健一	15.3~19.3
14代	住吉健一	19.3~23.3
15代	住吉健一	23.3~現在

6. 議会議員名簿

(定数 12 人)

◎委員長 ○副委員長 ●所属委員

氏名	年齢	職業	党派	当選回数	所属委員会				摘要
					総務教育	経済福祉	広報広聴	議会運営	
熊野茂夫	61	会社員	無所属	1	●		●		
<u>川村明雄</u>	65	行政書士	公明党	1		●	●	○	監査委員
新山大吉	80	漁業	無所属	3		●	●		
<u>木村隆</u>	31	学習塾経営	無所属	2		○	●	◎	
加藤雅行	61	商店経営	無所属	5	●		●		
杉村志朗	62	会社員	無所属	5		◎	●		渡島西部広域事務組合議員
佐藤孝男	64	農業	無所属	5		●	●		渡島西部広域事務組合議員
藤山大	36	調理師	無所属	1	○		●	●	
花田勇	70	団体職員	無所属	1	●		●		
<u>滝川明子</u>	69	政党役員	共産党	6	◎		○	●	
金沢秀一	68	陶器製造業	無所属	4		●	◎	●	渡島廃棄物処理広域連合議員、副議長
平野隆雄	62	商業	無所属	4	●		●		渡島廃棄物処理広域連合議、渡島西部広域事務組合議員、議長

年齢：平成23年4月1日現在（平均年齢 60.8才）

※ 氏名のアンダーラインは、ホームページ開設者（平成23年4月1日現在）

7. 議会構成・議会運営等

(1) 議会構成

1. 議員定数 12人（法定数18人）
2. 任期 平成19年9月1日～平成23年8月31日
3. 常任委員会等

総務教育常任委員会	6人
経済福祉常任委員会	6人
議会運営委員会	5人
広報・広聴常任委員会	12人（平成20年4月1日設置）
4. 事務局

昭和38年11月19日設置
定数（専任）3人（行政職員定数 105人）
平成23年4月1日現在 現員数 4人

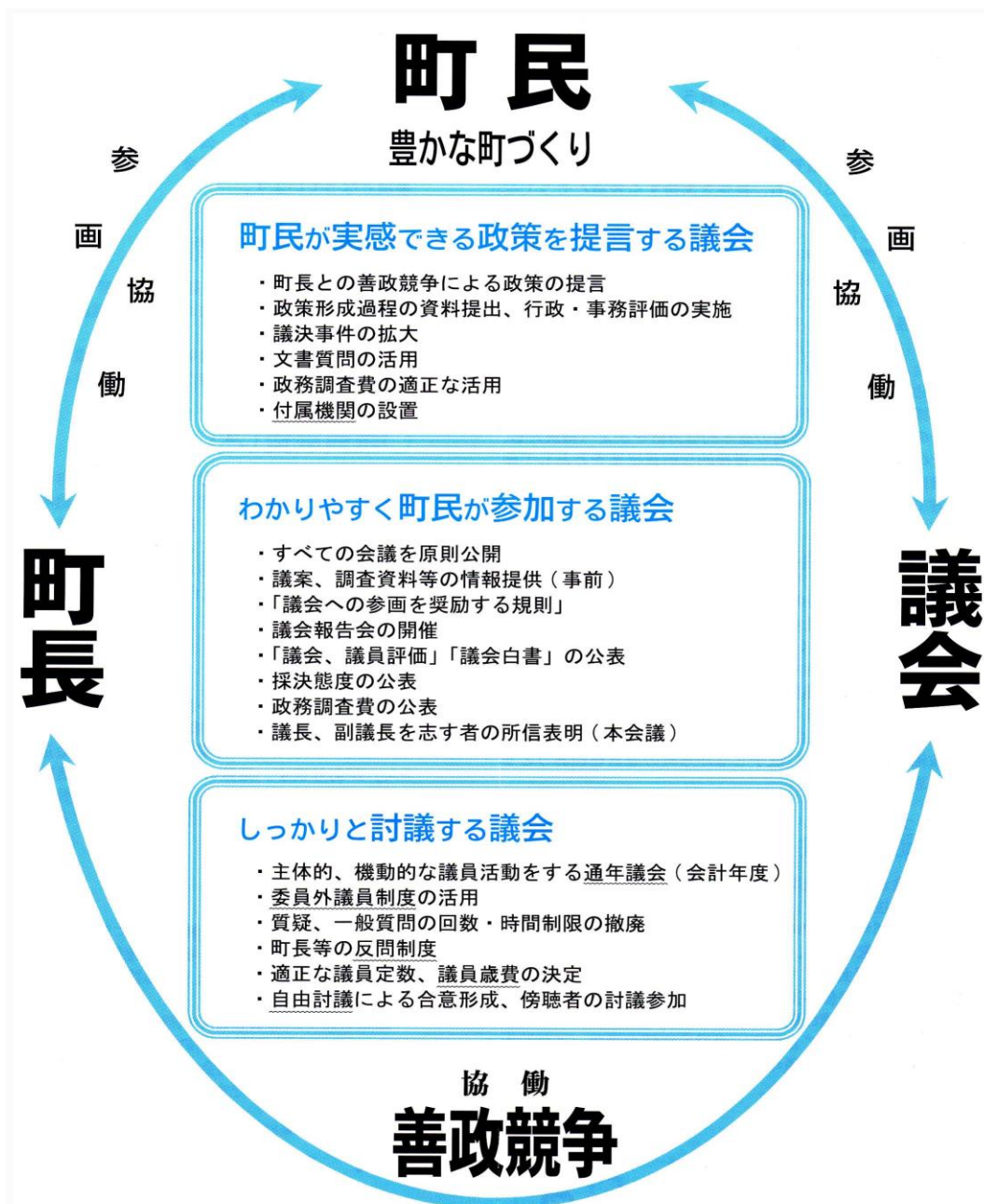
(専任 3人、臨時職員 1人)〔監査委員補助職員を兼務〕

(2) 議会運営

○議会基本条例の制定

平成21年度から施行。地方政府としての議会・議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営等の基本事項を定めている。主な取り組みは次のとおり。なお、議会運営は会計年度と併せ、4月1日から翌年の3月31日までの通年議会としている。

- ① 町民が実感できる改革を提言する議会
- ② わかりやすく町民が参加できる議会
- ③ しっかりと討議する議会



○会議条例の制定	議会基本条例の制定と併せて、標準会議規則を基本に、標準委員会条例等を包含した条例統合し、通年議会等の施行に関連した大幅な改正をした。
○一般質問	文書による通告制をとっている。再開の7日前を基準とし、質問要旨が判然とするように具体的に記載することになっている。(関連質問はない。) 質問の時期は限定していないが、一般議案審議前に行っている。質問答弁は一問一答方式を採用し、回数と時間の制限をしていない。また、1回目の質問に対する答弁書を事前に質問者へ配付している。
○文書質問	通年議会の制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問を行っている。文書質問に対しては10日以内に答弁書を議長に提出しなければならない。
○質疑	通告制はとらず回数の制限をしていない。
○議事日程	当日配付している。日程は議会運営委員会が調整決定している。
○議案の提出	法第112条以外の議案提出賛成者 2人以上
○議案・資料等の配付	定例に再開する本会議は概ね再開7日前、定例に再開する以外の本会議は3日前に配付している。
○行政報告	定例に再開する本会議のみ日程に組んでいる。(質疑は行っていない。)
○請願・陳情	議会運営委員会に諮り、所管委員会又は特別委員会の設置を決定し、これに付託している。
○会議録	ICレコーダにより録音し、定例に再開する本会議・定例に再開する以外の本会議及び特別委員会並びに常任委員会を全文筆記している。議員・町内会・図書室等への配付は廃止。平成15年度から業者委託を行っていた会議録の作成を廃止し、臨時職員対応とした。また、インターネットにより会議録の公開もしている。
○議会広報	平成元年度から発行(年4回)。これまで「議会だより編集委員会」を設置し、議員自らが編集・作成するという方針で議会だよりの発行を行ってきたが、多方面から検討の結果、現行の法制下では議員の職務でないとし、平成13年3月から「議会運営委員会」が編集方針等を指示して、事務局が全て作成している。
○議場内の映像送出	平成12年度から役場庁舎1階ロビーの大型テレビ等に本会議の状況を放映し、来庁者に議会への関心を持つ機会を提供することにより、議会の活性化を図っている。平成21年12月よりインターネット中継を開始した。(委員会の放映検討事項)
○議会運営基準	福島町議会の運営に関する基準 平成13年3月9日施行 (全国町村議会の運営に関する基準準則)

- 傍聴規則の大幅緩和 議会基本条例の制定に併せて、会議における議論等を一方的に聴くだけでなく、議長の許可を受けて討議に参画することが出来ることを定めた、「議会への参画を奨励する規則」を制定した。
(平成21年4月より)

(3) 委員会運営

- 会 議 条 例 会議条例に標準委員会条例を包含し、実情に即応するよう修正している。
- 任 期 4年(平成11年9月1日施行)
- 委 員 会 の 公 開 委員会の公開を、委員長の許可制から本会議同様に「公開」としている。
(16年6月～)

(4) 議員研修及び先進地視察

- 町村議員研修会(札幌) 毎年1回 常任委員会毎に隔年で参加をする。
- 渡島西部四町議員研修会 毎年1回 全員(1日)
- 渡島西部四町議員行政視察 毎年1回 定数の4分の1程度(2泊3日)
- 行 政 視 察 各常任委員会ごとに実施していたが、平成19年9月から政務調査費制度の導入により廃止。
- 常任委員会町内視察調査 毎年1回

(5) その他

- 参画者への資料配付 本会議・常任委員会・特別委員会・議員協議会の会議資料(議員と同様のもの)を参画者へ配付している。
- 通 知 文 書 等 郵送料の節減と発送事務の省力化を図ることで、迅速な議員活動に即応するため、各種会議等の通知文書や会議録の必要箇所をファクシミリで送信している。(個人負担で購入)

8. 会議開催状況・議件数・一般質問の状況

(1) 本会議及び委員会開催状況

(平成22年度)

会 期	定例に再開		定例以外に再開		常任委員会 開催日数	議会運営 委員会	特別委員会 開催日数
	回 数	実日数	回 数	実日数			
3 6 5	4	9	1 1	1 1	2 8	3 4	8

(2) 議案審議状況

(平成22年度)

議件別 会議区分	総数	内 訳							
		町 長 提 出				議 員 提 出			
		条例	予算	決算	その他	条例	意見書	決議	その他
定例に再開	7 3	8	2 6	6	2 5	0	8	0	0
定例以外に再開	2 6	5	1 3	0	5	1	0	1	1
計	9 9	1 3	3 9	6	3 0	1	8	1	1

(3) 予算・決算審査状況

区 分	本 会 議		審議の方法	付 託 審 議 所 要 日 数
	審議日数	実日数		
平成23年度 予算議会	9	4	議長除く全 員の特別委員 会	条例・予算・積立金の処分 13件 4日間
平成21年度 決算審査状況	6	2	議長除く全 員の特別委員 会	一般会計・特別会計等 6件 財政健全化判断比率の報告等 2件 2 日

(4) 一般質問状況

(平成22年度)

6 月		9 月		1 2 月		3 月		計	
人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数
4	5	5	8	3	5	6	10	18 (実8)	28

(5) 議員歳費

(単位：円)

議 長	副 議 長	委 員 長	議 員	会議出席日 当	期末手当支給率
198,000	155,000	141,000	131,000	廃 止	370/100 + 15%

適用年月日 報酬・日当 平 19.9.1 手当 平 22.12.1

(6) 政務調査費

月額 5,000円 (適用年月日平成19年9月1日)

9. 特別職の報酬等

(1) 特別職給与

(単位：円)

町長	助役	教育長	期末手当支給率
650,000	570,000	530,000	385/100 + 15%

適用年月日 給与 平 16.4.1 手当 平 22.12.1

(2) 各種委員の報酬

(単位：円)

各種委員	支給区分	委員長・会長	委員	会議日当
教育委員会	年額	225,000	180,000	1,000
農業委員会	月額	15,300	10,800	1,000
選挙管理委員会	月額	9,000	7,700	1,000
監査委員	月額	議選 20,700	識見 40,500	1,000

適用年月日 報酬 平 17.4.1 日当 平 17.4.1

(3) 旅費規定

(単位：円)

職名	区分	車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
	議員・町長・助役・教育長・監査委員		37	1,000	11,800
6級～1級		37	1,000	9,800	1,000

適用年月日 平 15.4.1 議員等の日当・食卓料 平 17.4.1 級の改正(8→6) 平 18.4.1

10. 議会費の予算内訳等

(1) 議会費の予算内訳

(平成23年度当初予算)

(単位：千円)

節	予算額	説明
報酬	20,361	議員報酬
職員手当等	6,993	議員期末手当
共済費	17,258	議員共済等負担金、臨時職員社会保険料等
賃金	1,763	臨時職員賃金
報償費	100	専門的審査・調査謝金
旅費	1,138	普通旅費 587、視察研修旅費 299、同行旅費 27、職員旅費 117、委員旅費 93、委員費用弁償 15
交際費	150	交際費
需用費	691	消耗品費 250、追録代 11、購読料 43、食糧費 25、議会だより印刷製本費 362

使用料及び賃借料	231	インターネットサーバスペースサービス使用料 76、議会インターネット中継回線利用料 155
負担金補助及び交付金	964	管内議長会等負担金 371、四町議員連絡協議会負担金 90、議員公務災害補償組合負担金 83 政務調査費 420
計	49,649	

平 18.4.1 から 職員の給与費について、「13 款 職員給与費」として一括計上している。

(2) 議会事務局職員給与費

節	予算額	説明
給料	11,898	職員 3 人分
職員手当等	6,260	職員期末手当
共済費	6,818	共済等負担金等
計	24,976	

11. 一般会計等の予算内訳

(1) 一般会計の予算内訳

(平成 23 年度当初予算)

(単位：千円、%)

歳入			歳出		
款	予算額	構成比率	款	予算額	構成比率
町税	390,647	11.8	議会費	49,649	1.5
地方譲与税	31,000	0.9	総務費	184,727	5.6
利子割交付金	1,000	0.0	民生費	394,943	11.9
配当割交付金	200	0.0	衛生費	368,717	11.1
株式等譲渡所得割交付金	100	0.0	労働費	550	0.0
地方消費税交付金	50,000	1.5	農林水産業費	69,214	2.1
自動車取得税交付金	6,000	0.2	商工費	59,256	1.8
地方特例交付金	6,500	0.2	土木費	68,075	2.1
地方交付税	1,679,695	50.7	消防費	205,594	6.2
交通安全対策特別交付金	400	0.0	教育費	460,696	13.9
分担金及び負担金	9,508	0.3	公債費	575,913	17.4
使用料及び手数料	90,806	2.8	諸支出金	181,039	5.5
国庫支出金	170,395	5.2	職員給与費	689,163	20.8
道支出金	180,346	5.5	予備費	3,000	0.1
財産収入	18,109	0.6			
寄付金	1,100	0.0			
繰入金	117,033	3.5			
繰越金	10	0.0			
諸収入	56,962	1.7			
町債	500,725	15.1			
計	3,310,536	100.0	計	3,310,536	100.0

(2) 特別会計

(単位：千円)

会 計 名	予 算 額	会 計 名	予 算 額
浄化槽整備特別会計	38,062	後期高齢者医療	55,057
国民健康保険	904,442	水道事業	97,098
介護保険	470,072	介護保険(サービス)	3,007

12. 町税・人口・世帯数

(1) 町 税

(単位：千円)

科 目	予 算 額	科 目	予 算 額
町 民 税	個 人 122,702	町 た ば こ 税	31,282
	法 人 19,585	入 湯 税	7,686
固 定 資 産 税	202,684		
軽 自 動 車 税	6,708	計	390,647

(2) 人口・世帯数の推移

年次	世 帯 数	人 口			1世帯 当たり平均	摘 要
		総 数	男	女		
4 5	2,596	11,334	5,629	5,705	4.4	第11回国調
5 0	3,143	12,227	6,115	6,112	3.9	第12回国調
5 5	3,263	11,614	5,866	5,748	3.6	第13回国調
6 0	3,085	10,159	5,047	5,112	3.3	第14回国調
6 1	2,894	9,771	4,809	4,962	3.4	4.1 現在
6 2	2,832	9,487	4,663	4,824	3.3	〃 〃
6 3	2,784	9,110	4,430	4,680	3.3	〃 〃
H 1	2,750	8,789	4,251	4,537	3.2	〃 〃
2	2,590	8,111	3,841	4,270	3.1	第15回国調
3	2,738	8,415	4,059	4,356	3.1	4.1 現在
4	2,730	8,241	3,972	4,269	3.0	〃 〃
5	2,696	7,992	3,848	4,114	3.0	〃 〃
6	2,676	7,828	3,760	4,068	2.9	〃 〃
7	2,660	7,623	3,656	3,967	2.9	〃 〃
7	2,566	7,430	3,526	3,904	2.9	第16回国調
8	2,665	7,526	3,597	3,929	2.8	4.1 現在
9	2,629	7,332	3,503	3,829	2.8	〃 〃
1 0	2,612	7,128	3,415	3,713	2.7	〃 〃
1 1	2,602	7,021	3,371	3,650	2.7	〃 〃
1 2	2,589	6,913	3,313	3,600	2.7	〃 〃
1 2	2,515	6,795	3,246	3,549	2.7	第17回国調
1 3	2,606	6,819	3,272	3,547	2.6	4.1 現在
1 4	2,585	6,646	3,169	3,477	2.6	〃 〃
1 5	2,589	6,548	3,131	3,417	2.5	〃 〃
1 6	2,574	6,339	3,017	3,322	2.5	〃 〃
1 7	2,542	6,158	2,923	3,235	2.4	〃 〃
1 7	2,341	5,897	2,761	3,136	2.5	第18回国調

18	2,485	5,910	2,792	3,118	2.4	4.1 現在
19	2,444	5,708	2,689	3,019	2.3	// //
20	2,422	5,549	2,617	2,932	2.3	// //
21	2,394	5,398	2,537	2,861	2.3	// //
22	2,386	5,303	2,491	2,812	2.2	// //
23	2,386	5,120	2,390	2,730	2.1	// //

13. 議員会、森林・林業・林産業活性化議員連盟

(1) 議員会

(昭和38年11月19日設立)

- 会 費 月額 5,000円
- 年間予算 1,683,000円 (22.9.1~23.8.31)
- 事業内容
 - ・会員の研修及び調査派遣
 - ・会員の親睦及び互助共済
 - ・友好町村との交流
 - ・関係機関・団体事業への参加、協力
- 議員会慶弔規程

(単位：円)

会員の病気、負傷により1ヶ月以上の病臥、又は入院 10日以上の場合	御見舞	10,000
会員が結婚した場合	御祝	10,000
会員が死亡した場合	香典	20,000
	供花(料)	10,000
会員の配偶者並びに父母及び子が死亡した場合	香典	10,000
	供花(料)	10,000
会員が水害、火災、その他不慮の災害によって住宅、家財の滅失の場合	御見舞	30,000
会員が金婚(結婚50年)の場合	御祝	10,000
会員が議長会等より自治功労表彰を受けた場合	記念品	額縁

(2) 森林・林業・林産業活性化議員連盟

(平成9年9月24日設立)

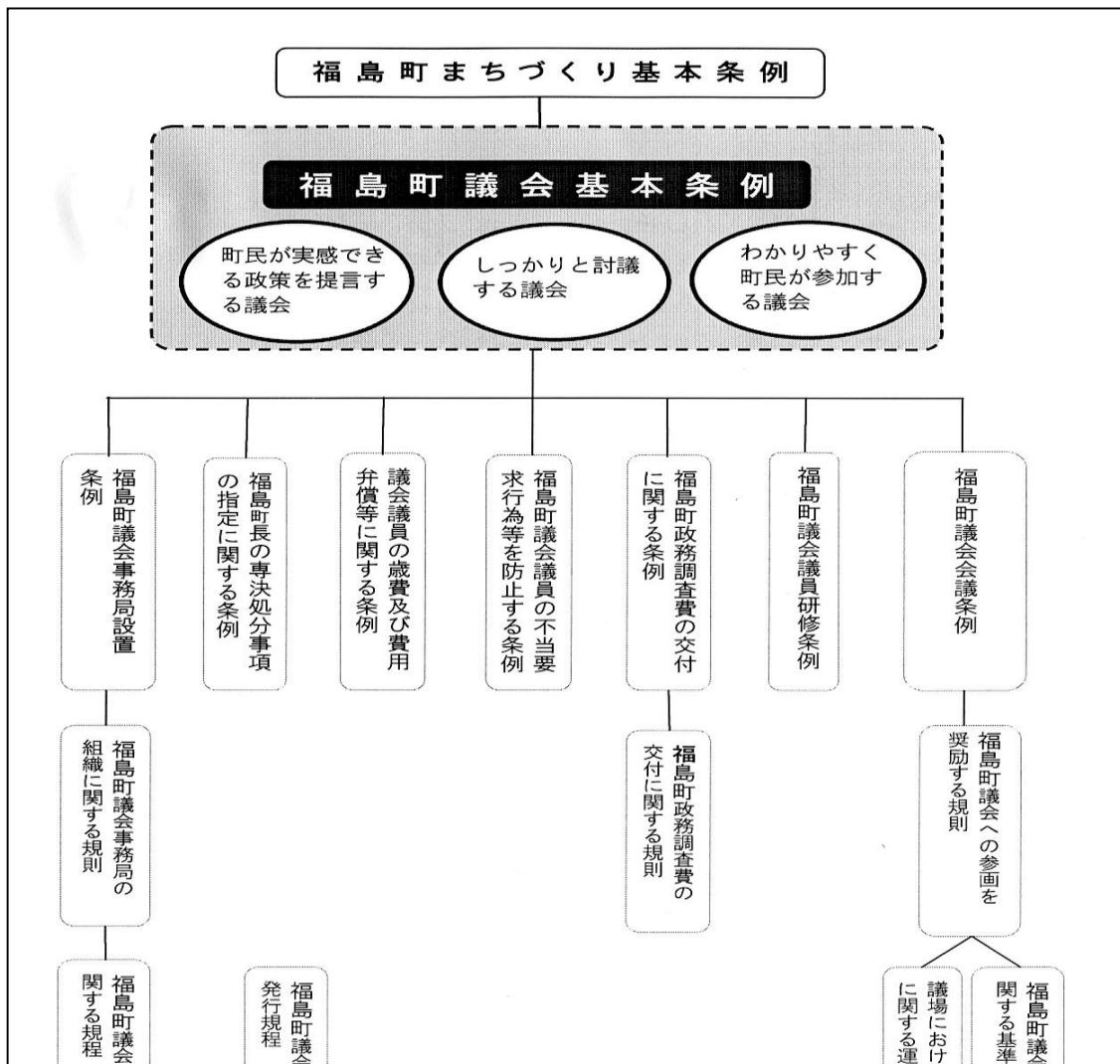
- 会 費 年額 10,000円以内
- 年間予算 119,000円 (22.9.1~23.8.31)

- 事業内容
 - ・既植林分の下刈り
 - ・植林事業
 - ・関係機関・団体事業への参加、協力

14. 福島町議会基本条例等の例規

(1) 福島町議会基本条例等の例規

- 福島町議会基本条例（平成21年3月制定、平成21年4月から施行）
- 基本条例の制定に伴う制定・改正条例等
 - ① 「福島町会議条例」の制定（旧「委員会条例」、「会議規則」等の統合）
 - ② 議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正
 - ③ 福島町議会への参画を奨励する規則の制定（旧「傍聴規則」の全部改正）
 - ④ 福島町議会事務局の組織に関する規則の一部改正
 - ⑤ 福島町議会の運営に関する基準の一部改正
 - ⑥ 議場における発言等に関する運用基準の一部改正



◆ 一開かれた議会づくりの足どり ◆

年月	取組みの概要	
11	9 ・議案朗読の省略（議案の説明や質疑に重点配分）	
	12 ・傍聴者への会議（本会議）閲覧資料の配付（審議内容の明確な理解等を得るため）	
12	2 ・傍聴者へ会議（常任委員会）閲覧資料の配付 （本会議と同様に審議内容の明確な理解等を得るため）	
	3	・予算説明書の朗読省略（効率的な議案説明の実施）
		・年度執行方針に対する質疑の廃止 （一般質問・予算審議との重複質疑を解消し、効率的な議会運営を図る）
		・一般質問の一問一答方式採用（質問・答弁の議論の散漫防止と内容の充実。質問時間を30分から45分に延長）
	・議会だより「一般質問」の簡素化（第44号から詳細は会議録にゆだね、集約して議会だよりの役割明確化と読みやすさを主体とした紙面づくり実施）	
	4	・通知等の迅速化 （議員が自費でFAXを設置し、通知連絡等の迅速化・発送費用の削減及び発送事務の省力化を図る）
		・会議録検索システム導入 （会議録の配布を廃止、LANによるデータベースの構築）（平成17年度で休止）
		・本会議場のテレビ放映化（議場の会議状況を庁舎1階ロビーに放映し、一人でも多くの町民に行政（議会）のことについて関心をもってもらい、町民主体の町づくりを図る）
		・議会だより速報版の発行（これまでにない大規模な下水道事業の議論があり、特別委員会等の結果を4ページにまとめた速報版を発行）
	10 ・「議会運営報告」を議事日程に追加	
13	3	・行政報告文書の配付（口頭報告では事項が多く確実な伝達とまらないため）
		・包括的所管事務調査事項の採用 （閉会中に突発的な調査に対応するため包括的な事項を毎定例会に議決）
		・議会運営基準の制定（議会の透明性と適正化の推進）
		・ビデオライブラリーの創設（議会の審議などに供するため、各種ジャンルでテレビの録画等により「ビデオライブラリー」を創設。現在、ビデオテープ148本420タイトルを所蔵）

	4	・議会ホームページの創設 (会議録検索システムデータを活用した情報提供、執行者側に更新を依頼する方式)
	6	・議員控室に書架を設置
	7	・執行者より要請の「議員協議会」の公開(原則として議場を使用し、公開を基本として傍聴の許可、テレビ放映を行う)
		・定例会直近の「協議・報告事項」の説明取止め
	8	・「開かれた議会づくり」に向けた懇談会の開催(女性団体連絡協議会や傍聴者などの懇談会を開催し、議会に対する意見交換)
	9	・一般質問答弁書の配付(一回目の答弁書を質問者に事前に配付して議論の充実を図る)
・議会開催周知の充実(議会だより、インターネットに加え、防災行政無線等での周知を実施)		
14	5	・「市町村合併講演会」(池上洋通氏)を議会主催で開催
	7	・各種団体との懇談会開催(「開かれた議会づくり」など議会に対する意見交換)
	9	・議員定数問題について町民懇談会を開催(町民主体の議会という原点に立ち2名を削減)
15	4	・会議録の業者委託廃止(委託額程度の予算により、会議録作成期間の短縮及び議会・監査委員事務の効率化のため、臨時職員を雇用、作成期間目標の設定)
	6	・議員定数の削減(16人から14人に)
		・長期欠席者に対する報酬・手当の減額措置を規定化(実施は改選後の同年9月から)
12	・議会ホームページの独自更新方式による公開内容の充実と迅速化(行政視察報告、委員会資料等の事前公開)	
16	2	・「市町村合併講演会」(岡田知弘京都大学教授)を議会主催で開催
	6	・委員会の傍聴を許可制から、本会議と同様に「公開」に委員会条例を改正
		・傍聴規制の大幅な緩和(これまでの傍聴者を取り締まる内容から、制限を大幅に緩和した規則に改正)
		・法律の規定以外は、町長の附属委員会からすべての議員が辞退 平成9年4月から議員が辞退した委員会(表彰審議会、学校給食センター運営委員会、地域農政総合対策推進協議会、温泉健康保養センター運営委員会、公営住宅入居者選考委員会、総合開発計画審議会、国民健康保険運営協議会) 平成10年4月に条例廃止したもの(奨学生選考委員会、生活改善センター運営委員会、福祉センター運営委員会、漁村環境改善総合センター運営委員会、町史編集審議会)
10	・合併に関する町民懇談会の開催(福島・吉岡地区)	
17	1	・「議会の評価」を実施(議会・議員の活動評価は4年に一度の選挙だけという実態であり、等しく住民の代表として議員活動を行う必要が求められることから、客観的には困難な評価としながらもあえて議会・議員の評価手法を導入し、真の町民代表として資質向上を図り、その責務を果すための一助とします。)
	3	・「議員の自己評価」を実施(目的は、「議会の評価」と同様)

	12	<ul style="list-style-type: none"> 「議会の議決事件の拡大」 自治法第2条第4項の「基本構想」と併せて「基本計画」を自治法第96条第2項の規定により議決事項として条例化 「議会の議決すべき事項を定める条例の制定」、「制定の説明資料」、「町村議会の活性化取組み事例」、「議決権の拡大資料（議会活性化研究会）」
18	3	<ul style="list-style-type: none"> 本会議終了後、議会運営委員会を開催し「議会運営全般」について問題点・課題等を毎回検討することにした。
	7	<ul style="list-style-type: none"> 町民懇談会の開催 これまで特別委員会などで検討し、平成18年の9月定例会に提案する予定の案件（議員定数の削減、報酬の減額、費用弁償の廃止、政務調査費の導入）などについて、広く町民の意見を聞き、併せて開かれた議会の状況を知っていただくことを目的に開催。 <p>①懇談会開催要項 ②会議資料1 ③資料4</p>
	9	<ul style="list-style-type: none"> 長期間検討してきた、次の事項を次期改選（19年9月）から実施することにした。 ①議員定数の削減（14→12人） ②議員報酬の削減（157→131千円） ③議員の費用弁償の廃止（町内の会議に限り廃止） ④政務調査費の導入（行政視察を廃止して、政務調査費が必要な議員に月額5千円支給）
	12	<ul style="list-style-type: none"> 議会の権能を充実する地方自治法の一部改正の趣旨を踏まえた、会議規則等の改正を行いました。 ①会議規則の改正（委員会の議案提出権、電磁的記録による会議録の作成） ②委員会条例の改正（閉会中の委員の選任） ③町長の専決処分事項指定条例の制定（自治法179条の改正に伴う専決処分事項の明確化） <p>・福島町議会から選出している、渡島西部広域事務組合議員・渡島廃棄物処理広域連合議員による、それぞれの議会の結果を代表者が報告することとした。</p>
19	2	<ul style="list-style-type: none"> 「議会の評価」、「議員の評価」（18年分の評価結果）を公表（第2回目） 少しでもわかりやすくするため、「取り組みの評価」の項目を追加。 また、前年の評価から、その反省点や課題などを目標とすることが望ましいとして「議員活動の目標（公約）」の様式を新たに追加し、公表。
	3	<ul style="list-style-type: none"> 初めての「夜間議会」を開催 これまで、他議会の休日・夜間議会の状況を調査し、継続性がないことや質問時間等に対する制限をしなければならないことなどから夜間議会に変えた方策をしてきましたが、町民懇談会などで強い要望があり、試行的に「夜間議会」を開催しました。 <p>①開催要項等 ②傍聴者のアンケート結果</p>
	5	<ul style="list-style-type: none"> 町民懇談会の開催 19年8月で任期満了となることから、これまでの4年間のあゆみと今後の課題・検討事項について広く町民の意見を聞き、併せて開かれた議会の状況を知っていただくことを目的に開催。 ①開催要項 ②懇談資料 ③報道記事
	6	<ul style="list-style-type: none"> 委員間討議の充実（試行） 委員会活動の充実強化を図るため、「委員間討議」の時間を設定して所管事務調査を実施。（改選後に本運用する） <p>・議員研修会（議員会主催）を開催</p> <p>19年8月で任期満了となることから、4年間の議会改革の検証と求められる諸課題等についての研修会を開催。</p>

		<p>福島町議会の活動評価、議員提案条例の紹介（草間 剛氏） 今後の議会改革の方向性（千葉茂明氏） ①研修会レジメ ②資料1 ③資料</p>
	8	<ul style="list-style-type: none"> 議員選挙の投開票日を平日に実施議員選挙を平日に実施 土日の期日前投票を活用することによる投票率の向上と、投開票事務の経費削減を図る目的で選挙管理委員会に議会が要望 選挙公報の発行（第2回目） 15年に引き続き、第2回目の選挙公報を発行、公職選挙法で規定している「はがき」による選挙運動は全立候補者が活用しなかったことにより、経費の削減となった。
	9	<ul style="list-style-type: none"> 初議会（臨時会）を土曜日に開催 9月1日（土）の任期初日に行われる議会構成等の大事な会議を、傍聴の利便や議員の認識強化などを図る目的で土曜日に開催。 議長、副議長選挙に伴う所信表明の実施 初議会の正副議長選挙の前に、議員協議会を開催して正副議長を志す方の所信表明演説を実施。 改選後、今後の4年間の課題・方向性を全議員で確認 ①討論の交互廃止、②委員間討議の充実・強化、③委員外議員の参加及び討議の充実、④議会白書の作成、⑤広報、公聴常任委員会の新設、⑥一般質問の時間制限の廃止、⑦「質問」の回数制限廃止、⑧議員研修条例の制定、⑨議員の口利き防止条例の制定、⑩傍聴人の討議への参加、⑪「質疑」の回数制限廃止、⑫議会による行政評価、⑬説明員の反問制度の導入、⑭通年議会制度の導入、⑮文書質問（質問主意書）制度の導入、⑯学識経験者等の専門的知見の活用等、⑰議会評価、議員評価の充実、⑱選挙期間における立会演説会・討論会の開催、⑲議会基本条例の制定 政務調査費の交付に関する条例の一部改正 次の2項目を改正しました。①改選期の年の4月から8月の5カ月間の政務調査費は交付しない。②「補欠選挙」を「選挙」とする文言整理。
	11	<ul style="list-style-type: none"> 第2回マニフェスト大賞で 最優秀成果賞を受賞 平成18年は「審査委員会特別賞」でしたが、2回目となるこのたび地方議会部門で「最優秀成果賞」を受賞。また、昨年に引き続きベスト・ホームページ賞にも2年連続「ノミネート」。主催：ローカルマニフェスト推進地方議員連盟 / 共催：早稲田大学マニフェスト研究所 / 協力：ドットジェイピー / 後援：毎日新聞社
20	12	<ul style="list-style-type: none"> 「討論交互の原則」を廃止会議規則の一部改正 活発な討論による意見表明を期待し、会議規則の「討論交互の原則」を廃止。（会議規則52条削除）
	1	<ul style="list-style-type: none"> 「議会の評価」（19年分の評価結果）を公表（第3回目）
	2	<ul style="list-style-type: none"> 「議員の評価」（19年分の評価結果）を公表（第3回目）定数12人中、7人が提出。
	3	<ul style="list-style-type: none"> 「通年議会」等を試行 福島町議会活性化事項の試行に関する実施要綱（平成20年3月11日から9月30日）を制定し、次の項目について実施。 ① 通年議会制度 ② 質疑の回数制限の撤廃 ③ 説明員の反問制度 ④ 文書質問（質問趣意書）制度 ⑤ 傍聴人の討議への参加
		<ul style="list-style-type: none"> 「夜間議会」を開催（第2回目）傍聴者17人。昨年は51人。

	<ul style="list-style-type: none"> ・議員研修条例の制定 経費の節減に努めるとともに、議員の資質向上と議会の活性化を図るため、議員研修条例を制定
	<ul style="list-style-type: none"> ・「一般質問」、「委員外議員」の制限を廃止 <ul style="list-style-type: none"> ①一般質問の回数・時間制限の廃止（会議規則・発言運用基準の改正） ②委員外議員の出席・発言に関する制限の廃止（会議規則の改正） ・広報・広聴常任委員会の新設 全議員の構成による「広報・広聴常任委員会」の新設（委員会条例の改正） ・公職にある者等からの働きかけの取り扱いの方針に関する決議 職員が外部から働きかけを受けた場合の対処方法として、「取扱要領」等の制定を要望する決議
5	<ul style="list-style-type: none"> ・議会ホームページの単独運用 議会独自のドメインを取得（http://www.gikai-fukushima-hokkaido.jp/）
6	<ul style="list-style-type: none"> ・議会議員の不当要求行為等を防止する条例（議員倫理条例）の制定 議員が政治倫理の高揚に努めるとともに、町民に信頼される議会づくりを進め、町政の健全な発展を図るため、議会議員の不当要求行為等を防止する条例を制定
11	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回マニフェスト大賞で ベストホームページ賞を受賞 平成19年の「最優秀性か終審査委員会特別賞」に引き続き、3回目となるこのたび地方議会部門で「ベストホームページ賞」を受賞。 主催：ローカルマニフェスト推進地方議員連盟 / 共催：早稲田大学マニフェスト研究所 / 協力：ドットジェイピー / 後援：毎日新聞社
21	<ul style="list-style-type: none"> 2 「議会の評価」（20年分の評価結果）を公表（第4回目） 3 <ul style="list-style-type: none"> ・「議員の評価」（20年分の評価結果）を公表（第4回目） 定数12人中、7人が提出。また、議会活動の目標（公約）を7人が提出。 ・「夜間議会」を開催（第3回目）傍聴者14人。昨年は17人。 ・【議会基本条例】を修正可決（賛成7人・反対4人）福島町議会基本条例を制定。 主な取り組み。①わかりやすく町民が参加できる議会 ②しっかりと討議する議会 ③町民が実感できる改革を提言する議会 ・【議会基本条例の制定に関連する条例等】を整備 福島町議会基本条例の制定に併せて関連する条例等を整備。 ①福島町会議条例の制定（旧「委員会条例」、「会議規則」等の統合） ②議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正 ③福島町議会への参画を奨励する規則の制定（旧「傍聴規則」の全部改正） ④福島町議会事務局の組織に関する規則の一部改正 ⑤福島町議会の運営に関する基準の一部改正 ⑥議場における発言等に関する運用基準の一部改正 4 議会基本条例・関係条例等の施行（年度区分による通年議会含む） ①採決態度の明確化（議長口述による特定化）②政策等の事業評価（試行） 6 議会報告会の開催 10 「総合開発計画」の基本目標と主要施策の議会提言（政策提言） 12 議会インターネット映像配信を開始（ライブ・オンデマンド）

22	3	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間議会を開催（第4回目）参画者23人。昨年は14人。 ・「福島町議会基本条例に関する諮問会議条例」を制定。
	4	<ul style="list-style-type: none"> ・「議会の評価」（21年度分の評価結果）を公表（第5回目） ・「議員の評価」（21年度分の評価結果）を公表（第5回目） 定数12人中、8人が提出。また、議会活動の目標（公約）を8人が提出。
		<ul style="list-style-type: none"> ・福島町議会基本条例諮問会議委員に公募2人、議員推薦2人、学識経験者1人の計5人に委嘱。 <p>【諮問内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①適正な議員定数（現行12人）の検討 ②適正な議員歳費（報酬）の検討 ③「平成22年度 議会評価」の検討 ④議会基本条例全体の検討
	7	<ul style="list-style-type: none"> ・議会報告会の開催
	12	<ul style="list-style-type: none"> ・議会基本条例諮問会議から答申「議員定数と議員歳費に関する答申」
23	2	<ul style="list-style-type: none"> ・住民懇談会の開催（議員定数と議員歳費 2会場）
	3	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間議会を開催（第5回目）参画者21人。昨年は23人

福島町議会白書

(平成22年度分の「議会・議員評価」の基礎資料)

1. 議会の活性化

(1) 一般質問者数

定例に再開する会議ごとに一般質問者数をまとめた。前年に比べて、延人数で3名、実人数で4名、質問項目で2件が増えている。

○一般質問者と質問数

6月会議	9月会議	12月会議	3月会議 (夜間議会)	結 果
川村 1	杉村 1	滝川 1	滝川 1	○延人数 18人
佐藤(卓) 1	川村 3	川村 3	花田 1	○実人数 8人
滝川 2	藤山 1	木村 1	川村 2	○質問項目 28項目
木村 1	滝川 2		熊野 4	※前年
	木村 1		藤山 1	○延人数 15人
			木村 1	○実人数 4人
				○質問項目 26項目
4人5項目	5人8項目	3人5項目	6人10項目	

※一般質問の項目は、「資料編 P40 を参照」

○資料1-1 年度別の一般質問件数

単位：件

項目	熊野	川村	新山	木村	加藤	杉村	佐藤 (孝)	藤山	花田	滝川	金沢	平野	佐藤 (卓)	質問率
H22	4	9		4		1		2	1	6			1	61.5
H21	—	3		9					—	7			7	36.4
H20	—	5		4		1			—	8			12	45.5
H19	—	6	2	6		1	1	1	—	7		2	6	81.8
H18	—	—	—	—				—	—	7			—	16.7

※佐藤卓也議員は6月30日付けで辞職。熊野茂夫議員、花田勇議員はH23.1.16に就任。

○資料1-2 他議会との比較資料（一般質問）

単位：人、町村数、（%）

項目	延人数	1会議平均	対面式	一問一答	時間	回数
福島町議会	18.0	4.5	○	○		
渡島管内町村平均	21.6	6.5	9 (100.0)	7 (77.8)	6 (66.7)	2 (22.2)
全道町村平均	19.0	5.0	122 (84.7)	86 (59.7)	84 (58.3)	55 (38.2)
全国町村平均	24.6	6.2	695 (73.9)	538 (57.2)	470 (49.9)	—

※町村議会実態調査：平成22年7月1日より抜粋。

(2) 質疑者数

それぞれの会議ごとに単純に質疑及び意見交換の有無をまとめた。なお、各会議の議長、委員長は質疑者に含まれていない。

【定例に再開の会議】

項 目	熊野	川村	新山	木村	加藤	杉村	佐藤(孝)	藤山	花田	滝川	金沢	平野	佐藤(卓)	質問率
6月会議(2日)	/	○		○	○	○	○		/	○	○	○	○	81.8
9月会議(3日)	/	○	○	○	○	○	○	○	/	○			/	90.0
12月議会(1日)	/	○	○	○	○			○	/	○			/	66.7
3月会議(3日)	○	○		○	○			○	○	○			/	63.6
質問率	100.0	100.0	50.0	100.0	100.0	50.0	50.0	75.0	100.0	100.0	25.0	100.0	100.0	75.5

【定例以外に再開の会議】

項 目	熊野	川村	新山	木村	加藤	杉村	佐藤(孝)	藤山	花田	滝川	金沢	平野	佐藤(卓)	質問率
4月会議	/	○				○			/	○	○	○	○	54.5
5月会議	/	○			○	○			/	○		○	○	54.5
6月第2回会議	/	○		○	○	○			/	○				45.5
7月会議	/	○		○			○	○	/	○			/	50.0
10月会議	/	○		○			○		/	○			/	40.0
11月会議	/				○	○			/				/	22.2
11月第2回会議	/				○				/				/	11.1
1月会議													/	0.0
2月会議	○			○		○	○			○			/	45.5
2月第2回会議	○	○		○	○	○	○	○		○			/	72.7
質問率	66.6	60.0	0.0	50.0	50.0	60.0	40.0	20.0	0.0	70.0	10.0	40.0	66.6	39.6

【常任委員会】

① 総務教育常任委員会

() 内は意見交換(討議)の回数

項 目	熊野	加藤	藤山	花田	滝川	平野	佐藤(卓)	溝部	質問率	委 員 外 議 員					
										川村	新山	木村	杉村	佐藤	金沢
5/25	/	○ (1)		/	○	—	○ (1)	○ (1)	80.0	—	—	—	—	—	—
8/23	/	○ (4)	○	/	○ (2)	—	/	○ (1)	100.0	—	—	—	○	—	—
10/4	/	○		/		—	/		25.0	—	—	—	—	—	—
11/1	/	○	○	/	—	○	/	/	100.0	—	—	—	—	—	—
11/25	/			/	—	○	/	/	33.3	—	—	○	○	—	—

項目	新山	川村	木村	佐藤 (孝)	金沢	質問率	委員外議員							職務	
							熊野	加藤	藤山	花田	滝川	平野	佐藤	平野	溝部
4/15	○ (1)	○ (2)	○ (1)	○ (2)	○ (1)	100.0	—	—	—	—	○ (1)	○ (2)	○ (1)	/	○ (1)
6/8		○		○		40.0	—	—	—	—	—	—	—	/	○
6/24	○	○	○ (2)	○	○	100.0	—	—	—	—	○	—		/	○
7/2		○	○	欠	欠	66.6	—		—	—	—	—		/	—
8/17			○	○	○	60.0	—	—	—	—	○	—		/	○
9/15			○			20.0	—	—	—	—	—	—		/	
10/5	○	○	欠	○	○	100.0	—	—	—	—	—	—		/	○
10/7	○	○	○ (2)	○	○	100.0	—	—	—	—	○	—		/	○ (2)
10/25	○	○	○	○	○	100.0	—	—	—	—	○	—		/	○
10/27	○	○ (2)	○ (2)	○	○ (1)	100.0	—	—	—	—	—			/	○ (1)
11/8	○	○ (3)	○ (2)	欠	○ (1)	100.0	—	—	—	—	○ (1)			/	/
12/1	欠	○ (2)	○ (3)	○ (1)	○ (1)	100.0	—	—	○	—	○ (1)			/	○
2/22	○	○	○	○ (4)	○ (4)	100.0	○ (5)	—	—	—	—			/	○
3/11	○	○	○	○		80.0	—	—	—	—	—			/	/
質問率	69.2	85.7	92.3	91.7	76.9	83.3									
11/26	/	○ (1)		/	—	○ (1)	/	/	66.6	—	—	—	—	—	—
11/30	/	○ (2)	○ (1)	/	—	○ (2)	/	/	100.0	○ (1)	—	—	○ (2)	—	—
2/24	○ (2)	○ (2)	○ (1)	○ (2)	—		/	/	80.0	—	—	—	—	—	—
3/16	○	○			—		/	/	40.0	—	—	—		—	—
3/30	○ (3)	○ (6)	○ (1)	○	—	○ (1)	/	/	100.0	—	—	○ (1)	○	○	○
質問率	100.0	90.0	50.0	66.7	66.7	71.4	100.0	66.7	72.5						

② 経済福祉常任委員会

③ 全員協議会

項目	熊野	川村	新山	木村	加藤	杉村	佐藤(孝)	藤山	花田	滝川	金沢	平野	佐藤(卓)	質問率
4/15	/								/					0.0
5/6	/			○	○				/	○	○		○	45.5
6/21	/	○	○	○	○	○	○	○	/	○		○	○	90.9
7/9	/	○			○		○		/	○	○		/	50.0
12/14	/		○					○	/				/	22.2
1/20	○	○	○		○	○	○		○	○	○	/	/	81.8
1/26	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	100.0
2/28	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	100.0
3/18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	/	/	100.0
質問率	100.0	66.7	66.7	55.6	77.8	55.6	66.7	55.6	100.0	77.8	66.7	25.0	66.7	65.6

【特別委員会】

項目	熊野	川村	新山	木村	加藤	杉村	佐藤(孝)	藤山	花田	滝川	金沢	平野	佐藤(卓)	溝部	質問率
過疎地域(2日)	/	○	○	○	○	—	○	○	/	○	○	○	/	○	100.0
決算審査(2日)	/	○	○	○	○	○	○		/	○	—	○	/	○	90.0
予算審査(4日)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	—		/	/	90.9
質問率	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	66.7	100.0	100.0	100.0	66.7	—	100.0	93.6

○資料1-3 他議会との比較資料(質疑)

単位：町村数、(%)

項目	質 疑			
	対面式	一問一答	時間	回数
福島町議会	○	○		
渡島管内町村	9 (100.0)	3 (33.3)	2 (22.2)	6 (66.7)
全道町村	102 (70.8)	21 (14.6)	12 (8.3)	108 (75.0)
全国町村	570 (60.6)	195 (20.7)	73 (7.8)	—

※町村議会実態調査：平成22年7月1日より抜粋。

(3) 討論者数と(4) 討議者数

【定例に再開の会議】

単位：人

6月会議		9月会議		12月会議		3月会議		計	
反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成
0	0	滝川 1	佐藤(孝) 1	0	0	0	0	1	1

【定例以外に再開の会議】

単位：人

4月会議		5月会議		6月(2)会議		7月会議		10月会議	
反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成
滝川 1	【修正案】 木村 1 杉村 1 滝川 1	滝川 1	木村 1 加藤 1 佐藤(孝) 1	加藤 1	木村 1 杉村 1	0	0	0	0

11月会議		11月(2)会議		12月(2)会議		1月会議		2月会議	
反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成	反対	賛成
0	0	加藤 1	0	0	0	0	0	0	0

2月第2回会議		計	
反対	賛成	反対	賛成
0	0	6	8

(5) 議会提案件数

【定例に再開の会議】

単位：件

項目	6月会議	9月会議	12月会議	3月議会	計

件数	2	2	3	1	8
----	---	---	---	---	---

【定例以外に再開の会議】

単位：件

項目	4月会議	5月会議	6月第2回 会議	7月会議	11月会議	11月第2回 会議	1月会議
件数	1	0	1	0	0	1	0

項目	2月会議	2月第2回 会議	計
件数	0	0	3

○資料1－4 他議会との比較資料

単位：件

項目	町村長提出	議員提出	委員会提出	合計
福島町議会	88	1	10	99.0
渡島管内町村平均	102.1	21.9	14.0	127.1
全道町村平均	100.3	14.2	7.9	115.5
全国町村平均	89.8	8.7	1.4	99.8

※町村議会実態調査：平成22年7月1日より抜粋。

(6) 文書質問

文書質問（会議条例第67条）は延人数で5名、実人員で3名、7項目であった。

単位：件、%

項目	熊野	川村	新山	木村	加藤	杉村	佐藤 (孝)	藤山	花田	滝川	金沢	平野	佐藤 (卓)	件数計
件数	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7 23.1

※文書質問の詳細は、「資料編 P40～P41 を参照」

(7) 審査付託の件数

【定例に再開の会議】

単位：件

区分	6月会議	9月会議 (決算)	12月会議	3月会議 (予算)	計
件数	0	8	0	13	21

【定例以外に再開の会議】

単位：件

区分	4月会議	5月会議	6月第2回 会議	7月会議	10月会議	11月会議	11月第2回 会議
件数	0	0	0	0	0	0	0

区分	12月第2回 会議	1月会議	2月会議	2月第2回 会議	計
件数	0	0	0	0	0

(8) 会議開催日数・時間

① 定例に再開の会議

単位：日、時分

項目	6月会議	9月会議	12月会議	3月議会	計
日数	2	3	1	3	9
時間	7:02	12:54	5:03	12:37	37:36

② 定例以外に再開の会議

単位：日、時分

項目	4月会議	5月会議	6月第2回 会議	7月会議	10月会議	11月会議	11月第2回 会議
日数	1	1	1	1	1	1	1
時間	6:18	1:23	3:13	0:49	1:04	3:06	1:21

項目	12月第2回 会議	1月会議	2月会議	2月第2回 会議	計
日数	1	1	1	1	11
時間	0:50	0:17	0:59	2:00	21:20

○資料1-5 他議会との比較資料

単位：回、日、人

項目	定例会			臨時会			計		
	回数	日数	傍聴者	回数	日数	傍聴者	回数	日数	傍聴者
福島町議会	1.0	20.0	105.0	—	—	—	1.0	20.0	105.0
渡島管内町村平均	3.7	11.3	64.2	5.5	5.8	16.3	8.6	16.3	75.1
全道町村平均	4.0	10.1	43.9	5.2	5.3	7.2	9.1	15.3	48.2
全国町村平均	4.0	13.5	67.7	4.0	4.0	5.6	7.7	17.4	73.3

※福島町及び白老町は通年議会。町村議会実態調査：平成22年7月1日より抜粋。

③ 総務教育常任委員会 (11/1 は委員長の互選)

単位：日、時分

項目	5/25	8/23	10/4	11/1	11/25	11/26	11/30	2/24	3/16
日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時間	1:43	3:40	1:46	0:12	4:47	1:28	2:18	1:43	0:23

項目	3/30	計
日数	1	10
時間	4:03	22:03

※所管事務の調査事項は、「資料編 P41～P42 を参照」

④ 経済福祉常任委員会 (6/8、9/15、3/11 は意見書の協議)

単位：日、時分

項目	4/15	6/8	6/24	7/2	8/17	9/15	10/5	10/7	10/25
日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時間	5:50	0:10	4:35	2:10	1:07	0:11	2:00	5:17	5:40

項目	10/27	11/8	12/1	2/22	3/11	計
日数	1	1	1	1	1	5
時間	2:00	4:00	5:32	4:40	0:14	38:12

※所管事務の調査事項は、「資料編 P42～P43 を参照」

⑤ 広報・広聴常任委員会

単位：日、時分

項目	7/3	2/8	2/10	計
日数	1	1	1	3
時間	2:00	2:00	2:00	6:00

※所管事務の調査事項は、「資料編 P43 を参照」

⑥ 議会運営委員会

単位：日、時分

項目	4/5	4/20	4/26	5/6	5/7	5/20	6/1	6/9	6/14	6/24	7/9	7/9
日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時間	2:00	6:17	0:33	0:10	2:00	2:00	0:30	0:50	1:35	0:14	0:25	0:03

項目	7/20	9/7	9/17	9/21	10/22	10/22	11/1	11/8	11/30	12/7	12/16	12/21
日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
時間	1:35	0:30	0:20	1:32	0:08	1:40	0:04	0:45	0:11	2:12	4:02	4:49

項目	12/27	1/18	1/20	1/26	2/1	2/21	2/24	3/4	3/15	3/28	計
日数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	34
時間	0:07	3:35	0:04	0:15	0:35	4:07	0:10	1:16	0:33	2:20	47:27

※検討・協議項目等は、「資料編 P45～P46 を参照」。反省事項は、「資料編 P136～P137 を参照」

⑦ 特別委員会

単位：日、時分

項目	過疎地域	決算	予算	計
日数	2	2	4	8

時間	8:13	8:13	17:52	34:18
----	------	------	-------	-------

⑧ 全員協議会

単位：日、時分

項目	4/15	5/6	6/21	7/9	12/14	1/20
日数	1	1	1	1	1	1
時間	0:07	0:28	2:18	0:55	0:25	3:39

項目	1/26	2/28	3/18	計
日数	1	1	1	9
時間	1:39	2:06	1:37	13:14

※付託・調査案件は、「資料編 P45 を参照」

○資料 1－6 他議会との比較資料（休日・夜間議会、模擬議会等）

単位：町村数、（％）

項目	休日開催		夜間開催		模擬議会等			
	有無	平均日数	有無	平均日数	女性	子供	その他	懇談会等
福島町議会			○	1.0				○
渡島管内町村			2 (22.2)	1.0		1 (11.1)		4 (44.4)
全道町村	10 (6.9)	1.6	6 (4.2)	1.2		9 (6.3)	3 (2.1)	29 (20.1)
全国町村	29 (3.1)	1.4	18 (1.9)	1.7	5 (0.5)	122 (13.0)	9 (1.0)	142 (15.1)

※町村議会実態調査：平成 22 年 7 月 1 日より抜粋。

○資料 1－7 他議会との比較資料．議会活性化の取り組み（組織の整備）

単位：町村数：（％）

項目	活性化の制度・組織			地方自治法 96 条第 2 項による議決事件の追加					
	基本 条例	専門的 知見	活性化 組織	町村の 基本計画	各種施策 マスタープラン	重要な私 法上の契約	公社等への 議会の関与	名誉町村 民の決定	その他
福島町議会	○	○	○	○	○				○
渡島管内町村	2 (22.2)	1 (11.1)	3 (33.3)	1 (11.1)	1 (11.1)				2 (22.2)
全道町村	6 (4.2)	2 (1.4)	31 (21.5)	16 (11.1)	7 (4.9)	1 (0.7)	2 (1.4)	12 (8.3)	14 (9.7)
全国町村	38 (4.0)	6 (0.6)	156 (16.6)	82 (8.7)	32 (3.4)	6 (0.6)	6 (0.6)	87 (9.2)	81 (8.6)

※町村議会実態調査：平成 22 年 7 月 1 日より抜粋。

2. 議会の公開度

(1) 委員会の公開

平成16年に委員会条例を改正し、全て「公開」とした。平成21年に議会基本条例を制定し全ての会議を原則公開に充実した。

(2) 審議記録の公開

- ・本会議・常任委員会・特別委員会は全文「会議録」を作成し、議会HPで「公開」している。
- ・本会議・特別委員会・全員協議会（議場での開催）は、ビデオ録画している。

○資料2-1 他議会との比較資料（会議録の状況）

単位：日、町村数

	調整期間		配布先		会議録の公開	
	定例会	臨時会	議員	町村長	HPで公開	HPは検索機能つき
福島町議会	130.0			○	○	
渡島管内町村	67.5	40.2	4	9	4	1
全道町村	54.0	31.2	19	139	44	3
全国町村	56.9	36.2	314	868	325	97

※町村議会実態調査：平成22年7月1日より抜粋。

(3) 審議前の会議資料の公開

- ・ 常任委員会・特別委員会の資料は全文「議会HP」で公開している。
- ・ 本会議の議案等については、全て「議会HP」に掲載している。

(4) 議会経費の公開

毎年度の決算認定後に、議会広報・議会HPに公開している。なお、交際費・視察旅費は詳細内容も示している。

(5) 視察報告の公開

議員個人が任意提出した「視察の考察」を含めて、「議会HP」に掲載している。なお、視察参加者全員が提出している現状である。

(6) 全員協議会の公開

本会議同様、議場で公開している。また、テレビ放映・ビデオ録画も行っている。

(7) 会議公開の充実

本会議場にインターネット中継設備を整備し、議会ライブ中継と録画映像を配信しているが、ADSL回線のため、画質の低下と一度に視聴できる人数が少なく、光通信整備を課題としている。

3. 議会の報告度

(1) 議会だよりの発行

質疑等の掲載を増やししながら興味の湧く紙面作りに工夫を凝らし、ページ数も増やし読まれる議会だよりを発行している。

○資料3-1 他議会との比較資料（議会広報紙）

単位：町村数、

(%)

項目	単独発行	町村広報に掲載	作成組織等						備考
			条例に基づき委員会あり				なし		
			常任委	議運	特別委	単行条例	規程	その他	
福島町議会	○			○					
渡島管内町村	8 (88.9)	1 (11.1)		4 (50.0)	4 (50.0)			1 (100)	
全道町村	117 (81.3)	22 (15.3)	6 (6.1)	9 (9.2)	81 (82.7)	2 (2.0)	9 (22.0)	32 (78.1)	未発行は5町村 (3.5%)
全国町村	749 (79.6)	147 (15.6)	49 (5.2)	10 (1.1)	396 (42.1)	68 (7.2)	89 (23.9)	284 (76.1)	未発行は45町村 (4.8%)

※町村議会実態調査：平成22年7月1日より抜粋。

(2) 議会ホームページの運用

議会の挨拶、議会の概要、議会の活性化（開かれた議会づくりとして、議会・議員の評価、傍聴規制の緩和、議決事件の拡大、長期欠席措置、政務調査費、選挙公報の発行、通知の迅速化、答弁書の配布、研修・勉強会、本会議・委員会の議案や調査資料等の事前公開、協議会の公開、懇談会の開催）、本会議の概要（議決内容、一般質問）、委員会の概要、会議録、会議・行事予定、議会だより、報道記事、視察受入れ状況、議会例規集、議会用語集、例月出納検査報告書、リンク集、通年議会の試行等について詳細に掲載している。

○資料3-2 他議会との比較資料（議会中継・ホームページ）

単位：町村数、

(%)

項目	実施	実施のうちライブ中継	中継手段（重複回答）					ホームページ	
			インターネット	CATV	有線放送	庁内放送	その他	単独	町村HP内
福島町議会	○	○	○			○		○	
渡島管内町村	4 (44.4)	3				4	1	1 (11.1)	8 (88.9)
全道町村	54 (37.5)	42	14	5	2	42	6	4 (2.8)	113 (78.5)
全国町村	436 (46.3)	278	66	145	25	260	47	25 (2.7)	738 (78.4)

※町村議会実態調査：平成22年7月1日より抜粋。

（全道のホームページ未開設は27町村（18.8%）、全国のホームページ未開設は255町村（25.7%））

(3) 議会への各種報告

一部事務組合等に選出している議員の会議報告

福島町議会から選出している渡島西部広域事務組合議会議員、渡島廃棄物処理広域連合議会議員の議会報告を、22年度も実施した。

○資料3-3 他議会との比較資料（議会への報告）

単位：町村数、（％）

項 目	議会請求 監 査	監査結果 報 告	現金出納等の検 査報告	議員派遣 報 告	委員派遣 報 告	一部事務組合等 の報告
福島町議会		○		○		○
渡島管内町村		3 (33.3)	3 (33.3)	4 (44.4)	1 (11.1)	3 (33.3)
全道町村	1 (0.1)	79 (54.9)	98 (68.1)	44 (30.6)	14 (9.8)	34 (23.6)
全国町村	7 (0.7)	443 (47.1)	452 (48.0)	320 (34.0)	108 (11.5)	216 (23.0)

※町村議会実態調査：平成22年7月1日より抜粋。

4. 住民参加度

(1) 懇談会の開催

「議会定数及び議員歳費」をテーマに開催

2会場 86人 議員12人

※報告資料は、「資料編 P94～P117 を参照」

(2) 議会報告会の開催

・議会の活動状況、北海道新聞記事への対応等

出席者 44人 議員12人

※報告資料は、「資料編 P50～P62 を参照」

(3) 参画者への対応と参加度

議案等全ての会議資料を閲覧に供している。

① 定例に再開の会議

単位：人

項目	6月会議	9月会議	12月会議	3月議会	計
人数	8	13	5	30	56

② 定例以外に再開の会議

単位：人

項目	4月会議	5月会議	6月第2回 会議	7月会議	10月会議	11月会議	11月第2回 会議
人数	4	6	4	3	5	5	3

項目	12月第2回 会議	1月会議	2月会議	2月第2回 会議	計
人数	3	6	6	4	49

③ 総務教育常任委員会

単位：人

項目	5/25	8/23	10/4	11/1	11/25	11/26	11/30	2/24	3/16
人数	2	1	2	0	0	0	5	0	0

項目	3/30	計
人数	8	18

④ 経済福祉常任委員会

単位：人

項目	4/15	6/8	6/24	7/2	8/17	9/15	10/5	10/7	10/25
人数	3	0	0	0	1	0	1	1	1

項目	10/27	11/8	12/1	2/22	3/11	計
人数	1	3	4	1	0	16

⑤ 議会運営委員会

単位：人

項目	5/20	12/16	12/21	1/18	2/1	2/21	計
人数	2	2	2	3	1	4	14

⑥ 特別委員会

単位：人

項目	過疎地域	決算	予算	計
人数	4	2	1	7

⑦ 全員協議会

単位：人

項目	4/15	5/6	6/21	7/9	12/14	1/20	1/26
人数	0	5	3	0	1	3	4

項目	2/28	3/18	計
人数	5	0	21

○資料4-1 他議会との比較資料（参画者）

単位：人

項目	定例会			臨時会			計		
	回数	日数	傍聴者	回数	日数	傍聴者	回数	日数	傍聴者
福島町議会	1.0	20.0	105.0	—	—	—	1.0	20.0	105.0
渡島管内町村平均	3.7	11.3	17.5	5.5	5.6	16.3	8.6	16.3	75.1
全道町村平均	4.0	10.1	43.9	5.2	5.3	7.2	9.1	15.3	48.2
全国町村平均	4.0	13.5	67.7	4.0	4.0	5.6	7.9	27.0	73.3

※福島町・白老町は通年議会。町村議会実態調査：平成22年7月1日より抜粋。

(4) 休日・夜間議会の開催等

◆夜間議会の開催

町民懇談会などの強い要望で19年から試行的に「夜間議会」を開催し、21年度より基本条例（第7条第7項）に基づき開催している。

1. 実施日 平成23年3月10日（木）22年度定例会3月会議初日
2. 開催時間 午後6時～9時 参画者21名
3. 実施内容 「一般質問」 6人10項目
※アンケートの結果は、「資料編 P118～P120 を参照」

○資料4-2 他議会との比較資料（休日・夜間議会、模擬議会等）

単位：町村数、（%）

項目	休日開催		夜間開催		模擬議会等			
	有無	平均日数	有無	平均日数	女性	子供	その他	懇談会等
福島町議会			○	1.0				○
渡島管内町村	1 (11.1)	1 (1.0)	2 (22.2)	1.0		1 (11.1)		4 (44.4)
全道町村	10 (6.9)	1.6	6 (4.2)	1.2		9 (6.3)	3 (2.1)	29 (20.1)
全国町村	29 (3.1)	1.4	18 (1.9)	1.7	5 (0.5)	122 (13.0)	9 (1.0)	142 (15.1)

※町村議会実態調査：平成22年7月1日より抜粋。

5. 議会の民主度

【一般質問のあり方】

一般質問は、議員がその町村の行財政全般にわたって、首長等の執行機関に対し疑問点をただし、所信の表明を求めるものであるが、場合によっては一步踏み込んで政治姿勢や政治責任を明確にさせたり、政策の変更・是正、あるいは新規施策の採用などを要求したりすることも可能である。したがって、議員にとっては、その政策形成能力を発揮する重要な手段であるが、改善すべき問題点もある。特に、議員側としては、地元の陳情に終始したり、首長へのお願いやお礼言上の場になったりすることは厳に慎むべきである。

(1) 一般質問の一問一答方式

平成12年第1回定例会（3月）から実施済み

(2) 対面方式

新庁舎建設時から実施済み（平成6年12月から）

(3) 一般質問の答弁書配付

平成13年第3回定例会（9月）から実施済み

(4) 一般質問の回数・時間制限の廃止

平成19年3月、12月、平成20年3月試行、平成20年4月から実施済み

(5) 議会における選挙

○資料5-1 他議会との比較資料（選挙）

単位：件数

項 目	議 長		副議長		選管委員		選管補充員		一部組合等		合 計	
	投票	指薦	投票	指薦	投票	指薦	投票	指薦	投票	指薦	投票	指薦
福島町議会	1									2	1	3
渡島管内町村平均	2 (2.0)		2 (2.0)			1 (1.0)		1 (1.0)		4 (2.0)	4 (4.0)	6 (3.0)
全道町村平均	13 (1.1)	4 (1.3)	14 (1.1)	4 (1.3)	1 (1.0)	13 (1.1)	2 (1.0)	13 (1.0)	3 (1.0)	55 (1.4)	33 (1.9)	89 (2.1)
全国町村平均	240	65	229	71	5	117	8	118	84	552	556	893

※町村議会実態調査（平成22年7月1日）より抜粋。

6. 議会の監視度

議会と長との関係は対等であり、制度的には、抑制均衡の原則がとられている。したがって議会と長がそれぞれの機能を発揮することにより、公正かつ円滑な自治行政が推進されるよう保障されている。

しかし、実際の運営に当たっては、相対的に長の権限が強く、制度的に議会の権能が抑制されている。

議会が適正に活動し、その機能を十分発揮するため議会と長との関係において特に次のことに留意する必要がある。

(1) 長との適正な関係の維持

議会は当該団体の重要な意思を決定し、執行機関を批判・監視する権限が与えられていることを再確認し、いやしくも長とのなれあいに堕することがないように自戒し、是々非々に徹する必要がある。

(2) 全員協議会の適切な運用

全員協議会は、議会内部運営上の問題や行政上の重要事項等についての協議や自主的な勉強会等にとどめるべきである。

前記以外の全員協議会は、その運用によっては本来の議会の審議を形骸化、空洞化するばかりでなく、住民不在の議会となる等多くの弊害が生じるおそれがあるので、適切な運用を図る必要がある。

○資料6-1 他議会との比較資料（全員協議会等）

単位：町村数（％）

項 目	全員協議会	委員会協議会
	開催の有無	開催の有無
福島町議会	○	—
渡島管内町村平均	6 (66.7)	2 (22.2)
全道町村平均	73 (50.7)	14 (9.7)
全国町村平均	7.9	7.7

※町村議会実態調査：平成22年7月1日より抜粋。

(3) 議会権能(牽制・批判・監視等)の適切な遂行

議会が、その与えられた権限を正しく行使することにより、正常な自治運営が確保されるものである。しかし、執行権へ関与するようなことがあれば、議会本来の権限である審議権、批判・監視権を放棄することになり、行政運営の前進を阻む場合も出てくるので、十分意を用いる必要がある。また委員会の運用に当たっても、割拠主義に陥り、さらに執行権に介入することのないよう注意する必要がある。

7. 議会の専門度

(1) 政策立案・審議能力の向上強化

地域主権時代の地方議員に期待される能力としては、特に政策形成や行政監視の面が重要になってくる。そのためには、次のような点の改善を図る必要がある。

- ・一般質問のあり方の改善
- ・議員研修の充実
- ・政策立案等に関し、次の事項に取り組んだ。

議会による行政評価（事務事業）の実施（平成 22 年 9 月：30 事業）

※事務事業評価は、「資料編 P46～P49 を参照」

(2) 議決権範囲の拡大

地方議会の政策形成能力や行政監視機能を高めるためには、これまでの首長との関係で制約されていた議決権をはじめ権限全般の強化を図る必要がある。まず、議決権の範囲の拡大について、一方で 15 項目に限定されている議会の議決事項（法第 96 条第 1 項）に、以下に挙げる重要事項を追加するとともに、他方で条例により定めることのできる議会の議決事項の条文（同第 2 項）をもっと活用すべきである。

- ・議決事項に福島町総合開発計画 他 11 の計画を追加

議会基本条例第 11 条（議決事件の拡大）に規定する。

(3) 所管事務調査の充実強化

議会の政策立案能力を高めるとともに、議案審議に資するため、所管事務調査を綿密かつ積極的に行う必要がある。

政党会派による調査体制が不十分な町村においては、この調査の必要性が特に大きい。したがって、この権限を十分活用するよう努力する。

なお、休会中の継続調査に当たっては、広範にして具体的な調査事項を決定し、活発かつ積極的に運用する。

○所管事務調査の件数

単位：件、日

項 目	件 数	日 数
総務教育常任委員会	8	9
経済福祉常任委員会	15	11
広報広聴常任委員会	2	3
議会運営委員会	47	23

※所管事務の調査事項は、「資料編 P41～P45 を参照」

○資料 7-1 他議会との比較資料（常任委員会等）

単位：町村数、（%）

項 目	常任委員会			議会運営委員会		特別委員会		
	設置数	延日数	1委員会 平均	有無	延開催 日数	設置数	延日数	1委員会 平均
福島町議会	3.0	23.0	7.7	○	34.0	3.0	8.0	2.7
渡島管内町村平均	2.4	20.4	8.4	9 (100.0)	12.2	4.2	14.3	3.4
全道町村平均	2.2	17.9	8.1	143 (99.3)	11.5	3.7	16.3	4.4
全国町村平均	2.4	16.3	6.1	917 (97.4)	10.0	3.2	15.4	9.6

※町村議会実態調査：平成 22 年 7 月 1 日より抜粋。

8. 事務局の充実度

(1) 議場・委員会室の整備充実

課題となっていた「インターネット放映」と「委員会室」のカメラ設置が整備されたが、ADSL回線のため、画質の低下と一度に視聴できる人数が少なく、光通信整備を課題としている。

(2) 事務局の充実強化

最大の課題である職員数の確保は、平成15年から会議録反訳の業者委託を廃止して、臨時職員を雇用したことにより、会議録作成の迅速化と事務一般処理(監査委員事務局としても)効率化により概ね良好と言える。

なお、地域主権が進む中で、議会事務局に求められている「調査・立法機能の充実」面からは、職員の能力を高めるための研修に一層力を入れる必要があるが、研修はあくまでも刺激に過ぎず、研鑽が必要不可欠である。

○資料8-1 他議会との比較資料(議会事務局)

単位：人

項 目	条例定数	実職員数
福島町議会	3	3
渡島管内町村平均	2.9	3.3
全道町村平均	2.5	2.6
全国町村平均	2.6	2.5

※町村議会実態調査

平成22年7月1日より抜粋。

9. 適正な議会機能

(1) 法規定以外の執行部附属機関への委員就任廃止

法律に規定していない単独条例の委員会を改廃するなどして、平成10年から16年まで12委員会への議員の就任を廃止した。

なお、現在は法律で規定している「青少年問題協議会」「民生委員推薦会」「都市計画審議会」の3つの附属機関にだけ議員が就任している。

(2) 適正な議会経費

① 議会費

◆ 決算額調べ

単位：千円

項目	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
議会費	70,254	43,081	38,764	35,709	40,922	62,201
一般会計	3,332,964	3,022,908	3,157,265	3,289,524	3,983,757	3,014,621
議会費の割合	2.11%	1.43%	1.23%	1.09%	1.0%	2.1%
摘要		報酬3%減額	議員定数12人			

注1) 平成18年度から職員給与は「職員給与費」で計上 注2) 平成22年度は当初予算額

○資料9-1 他議会との比較資料(22年度当初予算)

単位：千円

項目	議会費	一般会計	構成比(%)	備考
福島町議会	62,201	3,014,621	2.1	
渡島管内町村平均	79,239	5,655,180	1.4	最低49,302、最高126,335
全道町村平均	65,008	5,212,150	1.2	最低26,644、最高141,625
全国町村平均	76,488	5,702,218	1.3	

※町村議会実態調査：平成22年7月1日より抜粋。

② 議員定数

○議員定数の削減

平成19年8月の一般選挙から、議員定数14人を2人削減して12人とした。ただし、議会活動及び歳費等の縮減を考慮して10人分の人件費で賄うこととする。

平成3年	平成7年	平成11年	平成15年	平成19年
18人	16人	16人	14人	12人

○資料 9-2 他議会との比較資料（議員定数）

単位：人

項目	住基人口	法定上限数	議員定数	備考
福島町議会	5,244	18	12	
渡島管内町村平均	11,360	20.2	14.7	最低 10、最高 22
全道町村平均	7,797	17.4	11.8	最低 6、最高 22
全国町村平均	12,385	19.8	13.2	

※町村議会実態調査：平成 22 年 7 月 1 日より抜粋。

③ 議員歳費等

○議員歳費等の削減

歳費（報酬）を 16 年度と対比した場合、19 年の改選期から 23% の減額。19 年度で期末手当とあわせて約 1,105 万円の削減。

単位：千円

項目	平成16年度 (決算)	平成17年度 (決算)	平成18年度 (決算)	平成19年度 (19年9月～)	削減効果 (平成16年度対比)
報酬 (月額)	議長	255	245	234	△57
	副議長	200	195	184	△45
	委員長	180	175	165	△39
	議員	170	165	157	△39
年額報酬総額	30,300	29,400	26,771	23,481	△6,819
期末手当	4.25月	3.55月	3.55月	3.55月	△0.70月
年額期末手当総額	12,341	10,003	9,153	8,113	△4,228

○資料 9-3 他議会との比較資料（議員歳費）

単位：円

項目	議長	副議長	委員長	議員	備考
福島町議会	198,000	155,000	141,000	131,000	
渡島管内町村平均	256,333	201,666	182,666	173,333	
全道町村平均	259,424	207,667	188,831	175,445	
全道最高	344,000	269,000	248,000	240,000	
全道最低	191,000	142,000	132,000	123,000	
全国町村平均	286,267	231,775	215,035	210,253	

※町村議会実態調査：平成 22 年 7 月 1 日より抜粋。

○議員費用弁償の廃止

町内での会議等の費用弁償については、1 日当たり 1,000 円を支給していたが、平成 19 年 9 月の改選後から廃止した。

○資料 9-4 他議会との比較資料（費用弁償・期末手当）

単位：円

項 目	本会議	委員会	手当率	加算(%)	備 考
福島町議会			370/100	15.0	
渡島管内町村平均			411/100	14.6	全町が費用弁償（日当）を廃止
全道町村平均			396/100	13.6	144 町村が費用弁償（日当）を廃止
全国町村平均	1,546	1,603	332/100	—	746 町村が費用弁償（日当）を廃止

※加算していない町村は 93。町村議会実態調査：平成 22 年 7 月 1 日より抜粋。

○政務調査費

議員が調査研究や資料購入などに必要な経費の一部を、申請書を提出した議員 1 人当たり月に月額 5 千円（年額 6 万円）を交付するもので平成 19 年 9 月改選後から実施した。使用した調査費が交付額を下回った場合、差額分は返還となる。なお、各地で問題となっている使途についての透明性を図るために、領収書添付の義務、使途基準等の詳細事項や収支報告書の公開など、他自治体に比べ厳しい規定となっている。

※条例規則は、「資料編 P168～P174 を参照」

◆政務調査費の概要

- 1) 交 付 額 1 人につき、月額 5,000 円（年額 60,000 円）
任期の最終年度（4 月～8 月）には交付しない。
- 2) 交 付 方 法 年度当初に一括交付。
- 3) 収 支 報 告 書 翌年度の 4 月 30 日までに提出（領収書等の写しを添付）
- 4) 調 査 報 告 書 研修・視察・調査・研究等の結果を期限までに提出。
- 5) 情 報 公 開 収支報告書及び調査報告書は、広報やホームページ上で公開。
- 6) そ の 他 平成 18 年度予算で行政視察費（視察研修旅費、職員同行旅費）は、約 45 万円を計上していたが、平成 19 年度から廃止した。

平成22年度 政務調査費の実績状況

単位：円

氏名	交付額 ①	経費総額 ②	返還額 ①－②	自己 負担額	支給月
熊野茂夫	10,000	28,386	0	18,386	H23.2
川村明雄	60,000	71,985	0	11,985	H22.4
新山大吉	60,000	0	60,000	0	H22.4
木村隆	60,000	57,886	2,114	0	H22.4
加藤雅行	60,000	0	60,000	0	H22.4
杉村志朗	60,000	74,374	0	14,374	H22.4
佐藤孝男	60,000	0	60,000	0	H22.4
藤山大	60,000	0	60,000	0	H22.4
滝川明子	60,000	62,686	0	2,686	H22.4
金沢秀一	60,000	73,435	0	13,435	H22.4
平野隆雄	60,000	28,386	31,614	0	H22.4
佐藤卓也	60,000	0	60,000	0	H22.4 (6月30日辞職)
溝部幸基	60,000	0	60,000	0	H22.4 (10月30日辞職)
計	730,000	397,138	393,728	60,866	

○資料9-5 他議会との比較資料（政務調査費）

単位：町村数、（%）

項目	条例		支給対象			支給方法					一人当たり 月額
	有無	領収書の添付	議員	会派	両方	毎月	四半期	半年	1年	その他	
福島町議会	○	○	○						○		5,000円
渡島管内町村	1 (11.1)		1 (11.1)						1 (11.1)		
全道町村	16 (11.0)	16 (100.0)	10 (6.9)	1 (0.7)	5 (3.5)	1 (0.7)		1 (0.7)	13 (9.0)	1 (0.7)	9,458円
全国町村	181 (19.2)	168 (92.8)	95 (52.5)	29 (16.0)	57 (31.5)	3 (1.7)	8 (4.4)	48 (26.5)	118 (65.2)	4 (2.2)	8,851円

※渡島管内町村は福島町のみ。町村議会実態調査：平成22年7月1日より抜粋。

(3) 系統議長会の体制整備

全国町村議会議長会・都道府県町村議会議長会など系統議長会は、議会活動の上で参考となる資料の収集、配布、議会運営上改善すべき諸問題の解決や疑義の処理などについて、幅広く迅速かつ適切に対応できるよう体制の整備を図るべきである。

(4) 議会の自主性強化

議会には、多様な民意の反映、さまざまな利害の調整、住民の意見の集約などの役割が求められており、議会の構成や運営において、議会の意思と住民の意思が乖離しないような努力が従前にも増して必要とされている。また、議会は、団体意思の決定を行う議事機関としての機能と、執行機関の監視を行う監視機関としての機能を担っているが、地方主権時代において、これらの機能の充実・強化が求められている。

議会の自主性・自律性の拡大の観点から、議会の権限、長との関係など議会制度の基本的事項については法律で定めることが求められているが、現行制度の積極的な活用や適切な運用を進めることによって、議会の一層の活性化やその果たすべき役割と現状評価の間にあるギャップの解消を図り、議会の自己改革を進めていくべきである。

(5) 公職にある者等からの働きかけの取り扱いの方針に関する決議

(平成20年第1回定例会3月会議)

不当要求行為の未然防止に係る「取り扱い要領」の策定を要望した。平成16年に「福島町不当要求行為等の防止に関する要綱」を制定し、暴力行為等の不当な要求に対し組織的に取り組み、適切に対処することになっている。

議員は自らを厳しく律し、議員活動にいささかの疑念を持たれることのないよう、自らの行為が行政運営の適正、円滑な執行を妨げることのないよう細心の注意を払わなければならないとし、職員が職務に対し外部から働きかけを受けた場合には、その状況を的確に記録し、内容を公開することを基本とした取り扱い要領等の制定を要望する決議を採択した。

(6) 条例の制定及び一部改正

①【条例の一部改正】

○議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例の一部改正

(平成22年度定例会11月第2回会議)

平成22年度人事院勧告による期末・勤勉手当の改正に併せ、条例を一部改正した。

(施行期日：平成22年12月1日から施行)

10. 研修活動の充実強化

議員の政策形成・立案能力等の向上を図るため、別に「議員研修条例」を制定し、計画的な議員研修を実施している。

(1) 研修の効率的な取り組み

① 全議員対象

○渡島管内市町議会議員研修会（北斗市） H22. 10. 27

- ・「メタボリックシンドロームについて」
講師 大塚製薬株式会社札幌支店 学術担当係長 久保 岳彦 氏
- ・「北海道を巡る最近の動き」
講師 北海道総合政策部長 成田 一憲 氏
- ・「政権交代と今後の地方自治」
講師 北海道町村会常務理事 南原 一晴 氏

② 総務教育常任委員会 なし

③ 経済福祉常任委員会

○行政視察(豊浦町) H22. 7. 2

「豊浦海浜公園の概要と現状について」

(欠席者 佐藤孝雄、金沢秀一)

④ 議会運営委員会 なし

⑤ 渡島西部四町議会議員連絡協議会

○基調講演 H23. 2. 5

「北海道新幹線を利用した広域観光の取組について」

講師 伏島プランニングオフィス 代表 伏島 信治 氏

○パネルディスカッション

「食と観光を核とした広域連携の取組について」

松前町長、福島町長、知内町長、木古内町長 他

○行政視察

- ・「マリンツーリズム」(寿都町) H22. 7. 13
- ・「新規就農対策について」(月形町) H22. 7. 14
- ・「亜麻栽培、製品販売について」(当別町) H22. 7. 14
(参加者 加藤雅行、佐藤孝男、藤山大)

⑥ 議員勉強会

○地方自治のしくみと議会・議員の役割 H22. 3. 25、28

議員必携の序から第二編第1章(会議の諸原則)まで

正副議長、常任委員長、議会運営委員長及び監査委員が項目を分担し、内容を説明し、全員で意見交換を行う。

(参加者)

熊野茂夫、川村明雄、新山大吉、木村 隆、杉村志朗、藤山 大、花田 勇
滝川明子、金沢秀一、平野隆雄

(2) 福島町議会が視察を受入れした市町村等

行政視察の受入れは、ともすれば福島町のためにならないという極論を言う者もいるが、福島町に居ながらにして、他の自治体の議会の事項だけでなく行政等の全般も勉強できるという側面も含んでいるものである。また、二元代表制の役割を適切に果たし、日本の地方自治ありようを変えなければならないという高い志の輪を広げる一助となることも期待している。

○年度別視察受入れ等の状況

年度	団体・個人	視察者数	福島町の紹介記事など
22	26	215	・マニフェスト大賞 優秀議会改革賞 ・「福島町の議会改革に学ぶ開かれた議会づくりの集大成」 北海道自治研究 497号(2010/6月)
21	38	320	「議会・議員評価 通年議会などを盛り込んだ議会基本条例を制定」(ガバナンス5月号) ・議会基本条例施行
20	22	170	・第3回マニフェスト大賞・ベストホームページ賞受賞 ・「組織(議会)の変革は自分(議員)を変えることから」 (毎日フォーラム)
19	9	71	・「議会・議員の評価」について廣瀬克哉氏の講評記事(ガバナンス20年1月号) ・「闘う議長」がリードし、議会改革のさらなる推進を(ガバナンス12月号) ・第2回マニフェスト大賞 最優秀成果賞受賞 ・改選
18	12	99	・マニフェスト大賞・審査委員会特別賞受賞 ・「議会化の活性化の取り組み」(地方議会人10月号) ・「議会・議員の評価」(地方議会人7月号)(月刊地方自治職員研修8月号)
17	5	32	・「議会・議員の評価」(ガバナンス11月号)
16	2	27	
15	1	10	・改選
14	2	11	
12	3	20	
計	94	760	

※視察の町村名等は、「資料編 P121～P127 を参照」

議 会 白 書

資 料 編

資料1 一般質問の状況

質問者	質問項目	
川村 明雄	自然環境保全問題について	6 月 会 議
佐藤 卓也	横綱記念館の利活用について	
滝川 明子	①「緊急医療情報キット」の導入について ②管理職のマニフェスト作成について	
木村 隆	町政の最重要課題の評価は	
杉村 志朗	新火葬場の現況と冷却装置について	9 月 会 議
川村 明雄	①町づくりの街路対策について ②火葬場施設の整備について ③一般質問に対する実施可否について	
藤山 大	町営住宅の点検整備について	
滝川 明子	①吉田橋架換えに伴う新橋の「名称」について ②ジェネリック医薬品お願いカードについて	
木村 隆	道南活性化プロジェクトと連携し横綱ビーチの活性化やPRを	
滝川 明子	町として住宅改修に助成を	12 月 会 議
川村 明雄	①プレミアム付き商品券の販売方法について ②出産祝い金の創設について ③町長と議会の関係及び町長選挙について	
藤山 大	磯焼け対策は	
滝川 明子	①臨時職員の賃金を日額から月額に	
花田 勇	①知的障害者福祉施設の誘致について	3 月 会 議
川村 明雄	①小中学生における携帯電話の利用状況について ②海外資本による森林買収等への対策について	
熊野 茂夫	①町の発注業務について ②農業の振興計画について ③コンブ養殖事業について ④小・中学生の学力向上について	
藤山 大	①町民が望む行政サービスを	
木村 隆	①公正公平の考え方は	
延人数18名 実人数8名	質問項目28件	

資料2 文書質問の状況

文書質問（会議条例第67条）は延人数で5名、実人員で3名、7項目のであった。

項目	熊野	川村	新山	木村	加藤	杉村	佐藤 (孝)	藤山	花田	滝川	金沢	平野	佐藤 (卓)	件数計
														質問率
件数	0	1	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7件 23.1%

※ 佐藤卓也議員は、平成 22 年 6 月 30 日に辞職。熊野茂夫議員、花田勇議員は平成 23 年 1 月 16 日に就任。

質問者	質問項目・内容	受付月日	答弁月日
佐藤卓也	白符地区のスクールバス運行	22. 4. 14	22. 4. 21
木村隆	①エチゼンクラゲ対策について ②介護保険について ③電源立地地域対策交付金の考え方について	22. 4. 16	22. 4. 23
木村隆	横綱ビーチのイベント内容とPR方法について	22. 9. 15	22. 9. 17
川村明雄	プレミアム商品券の販売処理について	22. 11. 19	22. 11. 26
木村隆	町長訓示の内容について	23. 2. 10	23. 2. 18
延べ人数 5 名 (実人員 3 名)	質問項目 7 件		

資料 3 委員会の所管事務調査状況

(1) 総務教育常任委員会

月 日	調 査 事 項
5月25日	(1) ICT (情報通信技術) の利活用について ○当町の ICTにおけるインフラ整備、課題及び ICTの利活用の方向性等を調査。 ■町民の ICT利用はインターネット接続では 413 世帯 (普及率 17.4%) と低調となっているが、少子高齢化やグローバル化の中においては、豊かで活力あふれる地域社会を実現し、きめ細やかな行政サービスを迅速、効率的に提供するためにも ICTは必要不可欠なものであり、町民に対する ICTの利用促進に繋がる方策を進めるとともに、ICT利用による効果 (利益) を明確に示していくことが重要である。当町におけるブロードバンドサービスの通信回線の目標を「光ファイバー」とし、福祉、医療、産業及び教育関係団体等との意見交換等を通じて、当町の ICT利活用の目的を明確にしながら、インフラ整備等に向けた検討を早期に行うことを強く望む。
8月23日	(2) 学校給食センター建設事業について ○学校給食センター建設事業実施に向けた基本計画作成資料が示されたことから、仕様書及び検討事項の内容等について調査。 ■食育の観点から地産地消を進め児童生徒に親しまれ魅力ある給食を提供するためにも教育委員会が中心となり関係課と連携を図り、農林水産漁業関係団体等と地場産品を学校給食に利活用する際の問題点や課題を早急に整理し、その対応策等を議会に示すことを強く要望する。
10月4日	(3) 行政評価 (事務事業評価) について ※資料 P48 に記載
11月25日	(5) 所管関係施設・事業等の町内視察について ■町内視察及び意見交換、福島中学校校長との懇談会。
11月26日	(6) 第4次福島町総合開発計画及び福島町まちづくり行財政推進プランの変更について ○総合開発計画後期実施計画の変更内容の把握及びローリング状況並びに行財政推進プランの財政推計の変更内容等を調査。 ■過疎地域自立促進市町村計画による特別事業 (ソフト事業) の実施に当たっては、福島町が自立して町づくりを進めることを強く意識し、重点施策を明確にした上で戦略的に取り組むことを望む。ローリング作業による追加事業は、内容等を充分精査した上で事業実施すべき。

11月30日	<p>(4) 機構再編について</p> <p>○現行組織・機構における問題や新たな機構再編の実施予定時期等の考え方などの資料が示されたことから、これらの内容を調査。</p> <p>■町民参画の検討と過疎地の機構組織の実態調査等を含めた職員研修の充実と併せて職員の意識改革を高め、総合開発計画及び過疎地域自立促進計画に基づく町づくりが着実に推進できる機構再編に期待する。</p>
2月24日	<p>(7) 福島商業高等学校生徒に対する支援等について</p> <p>○従来の高校存続に対する支援策に加え、新たな支援策を予定していることから、当該支援策の内容等を調査。</p> <p>■平成29年度までの町内中学校生徒数の推移からも、地域キャンパス校の一定の目安である20人を確保するのは非常に厳しいと予測される。今後は、小学生・中学生の学力向上にしっかりと取り組むことで、福島商業高等学校の総合的な底上げに繋がりを、将来的に入学生の確保に結び付くものとする。福島商業高等学校生徒の成績が向上するように、保護者は子供を励ますように意識を変えていくことも大事な視点と考える。</p>
3月16日	所管事務調査の決定
3月30日	<p>(8) 事務用品等の購入手続などの調査について</p> <p>○まちづくり基本条例第27条の規定に基づく、町民からの要望による調査。</p> <p>■継続調査中</p>
9回	8件

(2) 経済福祉常任委員会

月 日	調 査 事 項
4月15日	<p>(1) ナマコ稚仔放流事業について</p> <p>○「ナマコ稚仔放流事業」に関して、変更理由及び計画内容等を調査。</p> <p>■つくり育てる管理型漁業の推進による漁業所得の向上を目指した本事業の取り組みは必要と考える。本事業が継続性を持ち安定的に行うためにも漁組と連携し、地元での稚仔の生産体制確立に向けた施設整備と人材育成に強く期待する。</p>
6月24日	<p>(3) 生活排水対策について</p> <p>○浄化槽市町村整備推進事業の内容と浄化槽設置に係る住民負担の軽減策等を調査。</p> <p>■設置者への融資制度や水洗化に伴う改造工事費と維持管理費に対する助成制度は他の市町に比べても非常に手厚い内容となっていることは、当町の財政状況を考慮しても思い切った対応であり、事業に取り組む町の姿勢を評価する。</p> <p>(4) 町道みどり町線整備事業について</p> <p>○計画路線や購入予定地等を調査</p> <p>■町においては北海道に対して移転補償等を早期に進めることをさらに強力に要請するとともに、住民と北海道との連絡調整及び情報提供を町が窓口となって積極的に対応することを望む。</p>
8月17日	<p>(5) 福島町耐震改修促進計画について</p> <p>○耐震改修促進計画の目的及び内容等を調査。</p> <p>■町内の現況をしっかりと調査し、耐震化に向けた基本的な取り組み方針等をまとめ、地震に対する安全性の向上を計画的に推進し、大規模地震の発生に備えるべき。</p>
10月5日	<p>(6) 行政評価（事務事業評価）について</p> <p>※資料 P49 に記載</p>
10月7日	<p>(7) 福島漁港海岸環境整備事業について（12/1の2回開催）</p> <p>○施設の維持管理に関する協定書案、付随する経費の負担及び海水浴場の運営関係や町のイベントなどの計画を調査。</p> <p>■町ホームページを活用した施設PRの検討、夏季以外の施設活用の調査研究、交通安全に配慮した案内板等の検討、満車時の駐車場対策の検討及び監視業務の委託先の考え方を再度精査し、利用者に安心安全で喜んでもらえる施設とすることと、加えて町の活性化に繋がることを期待する。</p> <p>(8) 横綱記念館大型映像システムの整備について</p> <p>○新たなシステムの内容や事業費等を調査。</p>

	<p>■改修計画は、マルチビジョン制御室エアコンが不要になることなど従来と比べ消費電力も大幅に少ない省エネルギーに優れたシステムでもあり、今後の横綱記念館の管理運営においては最良であると考えている。映像システムの改修と並行し映像ソフトにも工夫を凝らし、満足度の高い喜ばれる施設となり入館者増に結びつくことに期待する。</p>
10月25日	<p>(9) 所管関係施設・事業等の町内視察について ■町内視察及び意見交換。</p>
10月27日	<p>(10) 第4次福島町総合開発計画及びまちづくり行財政推進プランの変更について ○総合開発計画後期実施計画の変更内容の把握及びローリング状況並びに行財政推進プランの財政推計の変更内容等を調査。 ■過疎地域自立促進市町村計画による特別事業（ソフト事業）の実施に当たっては、福島町が自立して町づくりを進めることを強く意識し、重点施策を明確にした上で戦略的に取り組むことを望む。当町の少子化・人口減の現状を踏まえ、今後の公債費償還に備えて基金の一部を減債基金に積み立てる財政運営を検討すべき。</p>
11月8日	<p>(11) 国民健康保険税の税率改正について ○財政推計見通し、税率改正による影響及び方向性等を調査。 ■税率改正の方向性は、平成22年度後半の医療費に極端な伸びが出ないことを前提として、平成23年度から均等割額で4,000円の減額改正となっている。管内的にも高い税率を低減する改正の方向性は理解するが、均等割額との調整を図り資産割額も含めて検討する必要がある。</p> <p>(12) 粗大ごみの有料化について ○粗大ごみ処理の現状や有料化に伴う課題等を調査。 ■ごみ減量化に向けて、既に粗大ごみを有料化している自治体の検証と併せて、有料化の考え方や方向性（ごみを減らす4R運動等）を明確にした上で、住民に説明していくことが必要。</p>
12月1日	<p>(13) 平成22年度の除雪費最低保障額設定について ○最低保障額の考え方や除雪体制等を調査 ■保障額の設定は、降雪量の少ない年の除雪業務に対する不安解消を図ることで、除雪事業の安定した出動体制が保持され、住民の安心安全な生活を守ることに繋がる。引き続き、町道の除雪業務の適正な管理体制の確保に努めることを望む。</p>
2月22日	<p>(14) 農業振興地域整備計画の見直しについて ○全体見直しの内容を調査。 ■当該計画は概ね10年先を見越した総合的な農業振興を図る重要な計画であることから、関係団体・機関より意見を聞くことはもちろん、農業改良普及センター等の専門家とも十分に意見交換し、今後の当町農業の総合的な振興に資するものに位置付けるべき。</p> <p>(15) 浄化槽市町村整備事業について ○整備の優先基準、財政推計及び事業関連の条例案等の内容を調査。 ■整備優先基準、当該事業の財政推計、関係条例・規則案及び平成23年度予算案のいずれも特に問題はなく、計画どおりに事業が進むことを望む。</p>
3月11日	<p>意見書について ■1件 採択</p>
11回	15件

(3) 広報・広聴常任委員会

月 日	調 査 事 項	部会名
7月 3日	福島町議会報告会 (内容：議会活動の状況、北海道新聞への対応、平成22年度一般会計の概要、意見交換)	全体委員会
2月 8日	議員定数及び歳費に関する住民懇談会（吉岡地区）	全体委員会

2月10日	議員定数及び歳費に関する住民懇談会（福島地区）	全体委員会
3回	2件	

（４）議会運営委員会

開催日	会議時間	項 目
① 4/ 5	2時間	議会基本条例に関する諮問会議委員の委嘱等、予算審査特別委員会（平成21年度3月会議）における「農業委員会等」に関する発言内容
② 4/20	6時間17分	予算審査特別委員会（平成21年度3月会議）における「農業委員会等」に関する発言内容、議会・議員の評価
③ 4/26	33分	定例会4月会議の運営
④ 5/ 6	10分	定例会5月会議の運営、その他
⑤ 5/ 7	2時間	予算審査特別委員会（平成21年度3月会議）における「農業委員会等」に関する発言内容、定例会4月会議における反省事項
⑥ 5/20	2時間	予算審査特別委員会（平成21年度3月会議）における「農業委員会等」に関する発言内容、議会だより第85号の編集、その他
⑦ 6/ 1	30分	定例会6月会議の運営
⑧ 6/ 9	50分	定例会6月会議における反省事項、北海道新聞朝刊（5/28）記事への対応
⑨ 6/14	1時間35分	北海道新聞朝刊（5/28）記事への対応、その他
⑩ 6/24	14分	定例会6月第2回会議の運営、その他
⑪ 7/ 9	25分	定例会7月会議の運営、その他
⑫ 7/ 9	3分	副委員長の互選
⑬ 7/20	1時間35分	議会だより第86号の編集、定例会7月会議に係る反省事項、議会報告会の総括、その他
⑭ 9/ 7	30分	定例会9月会議の運営、その他
⑮ 9/17	20分	定例会9月会議の追加議案、その他
⑯ 9/21	1時間32分	定例会9月会議における反省事項、その他
⑰10/22	8分	定例会10月会議の運営、その他
⑱10/22	1時間40分	定例会10月会議における反省事項、議会だより第87号の編集、その他
⑲11/ 1	4分	定例会11月会議の運営、その他
⑳11/ 8	45分	定例会11月会議における反省事項、その他
㉑11/30	11分	定例会11月第2回会議の運営、その他
㉒12/ 7	2時間12分	定例会12月会議の運営、定例会11月第2回会議における反省事項、議員定数及び歳費の検討、要望書、その他
㉓12/16	4時間2分	定例会12月会議の反省事項、議員定数及び歳費の検討
㉔12/21	4時間49分	議員定数及び歳費の検討
㉕12/ 7	7分	定例会12月第2回会議の運営、その他
㉖ 1/18	3時間35分	適正な議員定数及び議員歳費の検討、議会だより第88号の編集、

		平成23年度議会費予算（案）、その他
㉗ 1/20	4分	定例会1月会議の運営、その他
㉘ 1/26	15分	定例会2月会議の運営、その他
㉙ 2/ 1	35分	住民懇談会の実施、その他
㉚ 2/21	5時間7分	適正な議員定数及び議員歳費の検討、定例会2月会議の反省事項、その他（議会だより第88号の記事に対する抗議）
㉛ 2/24	10分	定例会2月第2回会議の運営、その他
㉜ 3/ 4	1時間16分	定例会3月会議の運営、その他
㉝ 3/15	33分	定例会3月会議の追加議案、その他
㉞ 3/28	2時間20分	適正な議員定数及び議員歳費の検討、定例会2月会議の反省事項、その他
3 4日間	47時間27分	

(5) 全員協議会

開催日	会議時間	項 目
① 4/15	7分	①福島町議会基本条例に関する諮問会議委員の委嘱について
② 5/ 6	28分	①東京農業大学生産物産業学部と北海道福島町の包括連携協定について
③ 6/21	2時間18分	①福島町議会の活動を侮辱する北海道新聞の記事に対する抗議の決議について
④ 7/ 9	52分	①東京農業大学生産物産業学部と北海道福島町との包括連携協定について
⑤12/14	25分	①地域活性化交付金（きめ細かな交付金及び住民生活に光をそそぐ交付金）事業について
⑥ 1/20	3時間39分	①適正な議員定数及び議員歳費の検討について
⑦ 1/26	1時間39分	①適正な議員定数及び議員歳費の検討について
⑧ 2/28	2時間6分	①適正な議員定数及び議員歳費の検討について
⑨ 3/18	1時間37分	①適正な議員定数及び議員歳費の検討について
9日間	15時間11分	9件

資料4 議会による行政評価（事務事業）

（1）議会による行政評価（事務事業評価）

～分かりやすく町民が参加する議会を目指して～

議会による行政評価（事務事業評価）要綱

（目的）

まちづくり基本条例第20条第2項の規定により、施策や個々の事務事業が効率よく、また効果的に行われているかを検証する「行政評価」を、決算特別委員会において、議会基本条例第10条第2項で規定している議会による行政評価・事務事業評価の場と位置づけ、それぞれの事務事業について議会側の評価を示し、議会としてのチェック機能を強化するとともに、併せて翌年度の予算へ反映させる。

（評価方法）

事務事業を議員個々が町長から提出された「事務事業評価シート」に準拠し、点数評価する。「必要性＋有効性」と「達成度＋効果性」の点数により、次の4区分の評価とする。また、評価のコメントを示す。

「A」現状にて事業を継続または拡充（必要性・有効性及び達成度・効果性はいずれも高い）「B」事業の進め方の改善により継続（必要性・有効性は高いが、達成度効果性は低い）「C」事業規模・内容等の見直しの検討（達成度・効果性は高いが、必要性・有効性は低い）「D」事業の抜本的見直しを検討（必要性・有効性及び達成度・効果性はいずれも低い）

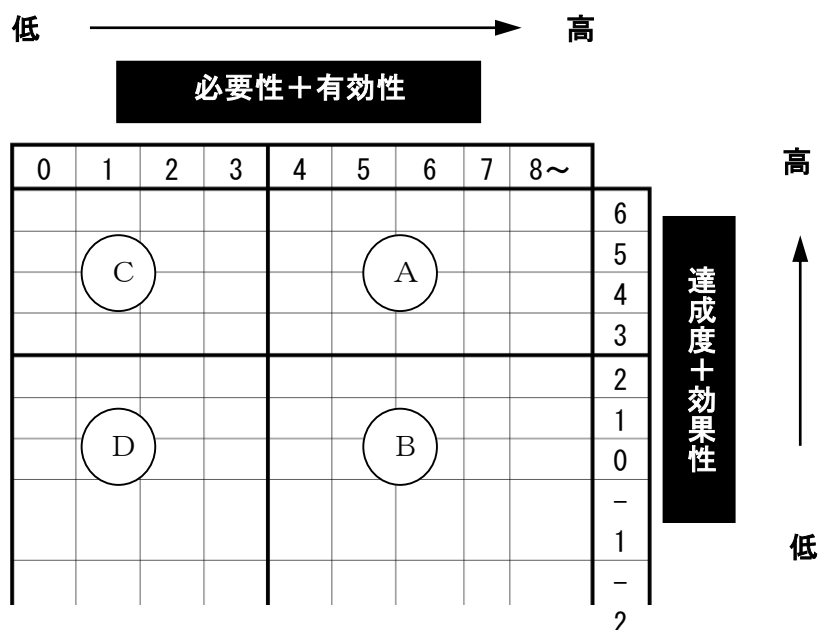
（評価の項目等）

項 目	評 価 内 容
1 必要性	①法令等で実施が義務付けられている事業。
	②生活環境の確保等、町民生活に直結した事業で、当然の責務として町が行うべき事業。
	③社会的・経済的弱者の生活維持・安定のために不可欠な事業。
	④町の特性や魅力を生かした取り組みなど、戦略的な事業。
	⑤民間等による実施が望まれるが、サービスの確保が困難なため、町が先導・補完する事業。
	追加事由

	(2) 社会情勢や町民ニーズの変化等	①国の制度の見直しや社会環境の変化によって、サービス内容の拡充が求められている。 ②対象者、利用者が増加するなど、町民ニーズが高まっている。 ③事業の硬直化・固定化を避けるため、種々の改善を行い、事業の効果が顕著になってきている。 ④限られた財源の中にあっても、実施の緊急性、優先性は高い。 追加事由
2 有効性	(1) 成果・協働に対する事業の有効性	①施策を達成するうえで、当該事業の貢献度は高い。 ②事業の継続により、成果目標（事業の意図）の向上が期待できる。 ③類似した事業との統合や連携を図る余地はない。 ④町民参加と自治意識の向上が図られている。
3 達成度	(1) 達成度の測定	①活動の効果を明確かつ具体的に示すことができる。 ②意図した成果が得られている。（達成度概ね 80%以上） ③あまり成果が出ていない。（概ね 60%未満）
4 効果性	(1) 事業費の推移	低下している 変わらない 上昇している
	(2) 手法の効率化	①現在の手法は、コスト縮減や活動量の拡大に大きく寄与している。 ②執行方法の工夫により、事業費を変えずに対象範囲を拡大する等、効率化の余地は全くない。 ③外部委託や執行方法の工夫により、対象範囲を変えずに事業費を削減する余地は全くない。

(評価表)

必要性と有効性の合計点数を横軸に、達成度と効果性の合計点数を縦軸とし、次の表により判断する。



(個人評価様式)

行政評価（事務事業評価）個人表による（様式1）

◆議会による行政評価（事務事業）結果表

〔総務教育常任委員会所管分〕

〔経済福祉常任委員会所管分〕

資料5 議会報告会

議会報告会次第

1. 開 会

広報・広聴常任委員会委員長 金 沢 秀 一

2. 議会あいさつ

議会議長 溝 部 幸 基 【議会の活動報告】

3. 報告事項

(1) 議会の活動状況

- ① 365日活動（通年議会）
- ② 要望・意見を聴く（参加・協働）
○報告者 総務教育常任委員会委員長 平野 隆雄
- ③ 審査等の充実（附属機関の充実）
○報告者 議長 溝部 幸基
- ④ 平成21年度の採決（町長提案分）
○報告者 経済福祉常任委員会委員長 杉村 志朗
- ⑤ 修正動議の内容（予算修正案）
○子育て応援特別手当 提出者代表 滝川 明子
○ブルーベリー苗木購入事業 提出者代表 木村 隆
○ナマコ稚仔放流事業 提出者代表 木村 隆

(2) 北海道新聞記事への対応

○議会運営委員会委員長 滝川 明子

(3) 平成22年度一般会計の概要（資料提供のみ）

4. 意見交換（質疑）

5. その他

6. 閉 会

事業名 事業名	区分 区分	評価点による評価			行政側の評価			議会の評価	
		必要性 有効性	達成度 効果性	評価目 点	一次 評価	二次 評価	最終 評価	評価	議会の評価 説明
		必要性 有効性	達成度 効果性	評価目 点	一次 評価	二次 評価	最終 評価	評価	議会の評価 説明
N011 保育所費	町								
N01 会議録調整費	町	5	0	B	A	A	A	A	①幼保一元化の検討、②民間移行の検討、③地域と協働の推進を協議録に必要、④情報システム導入が課題
	議会	6	3	A	B	B	B	B	
N012 学童保育費	町	5	3	A					①指導体制の充実(教員免許取得者採用)の町民理解に工夫、③光ファイバー整備が必須
N012 情報公開費	町	5	1	B	A	A	A	A	
	議会	5	2	B	A	B	A	B	
	議会	5	1	B					
N013 健康づくり推進費	町	7	3	A					①成果(内容)を町民に分かるよう(推進員活動の活性化)の推進員入選の再検討、③町内各所での実践的な研修が必要
N013 職員研修費	町	4	3	A	A	A	A	A	
	議会	6	3	B					
N014 財政管理費	町	8	3	A					①受診率向上に向けた取り組み(未受診者の通知等)②環境が固定した業務事業別予算の編成業者の受診対策
	議会	7	3	B	A	A	A	BA	
N015 温泉健康課センター管理運営費	町	7	4	B					①点検と清掃の実施、②車を大事に乗る職員意識の徹底、③車輛の安全確保を最優先
	議会	4	2	B	BA	BA	BA	BA	
	議会	6	3	A					
N016 産業活性化サポート 活華センター管理 運営費	町	4	3	A					①事業の内容を分かりやすく(精度を上げる)、②産業団体と内容を検討、③地域文化の活動拠点としての十分な活用が工夫。
	町	4	2	B	A	A	B	B	
	議会	4	2	B	A	A	A	B	
N07 交通安全対策費	町	4	1	B					①安全施設の整備促進 ①ハンター育成を念頭にした取り組み
	議会	4	1	B	B	B	B	B	
N017 熊等による被害対策 費	町	4	1	B	A	A	A	B	
N018 水産加工協議会補助 費	町	4	2	B	B	A	A	B	①有償ボランティアが課題、②総合的に利用者を増やすための活用を検討
	議会	4	2	B	A	A	A	B	
N019 インターネット事業 費	町	3	2	B	A	A	A	B	①政策情報の充実、②電子等映像配信の活用(イベント情報)、③町民への普及策(受信体制整備)が必要
	議会	3	2	B	B	B	B	B	
N020 観光振興費	町	5	2	B					①老朽化による施設維持の十分な検討 ①国の施策に合致
	議会	4	1	B	A	A	A	B	
N021 福島商業高等学校存 続対策費	町	5	1	B	B	B	B	C	①就業内容の再検討、②町民の浮城意識を高める、③町内外の中学生に対するPR
	議会	3	1	D	B	B	B	B	
N022 福島商業高等学校存 続対策費	町	4	1	B					①任期満了等交流区推進の改善(匿名の影響を防止)が課題
	議会	4	2	B	BA	BA	BA	C	
	議会	3	1	D					
N027 街路灯設置及び助成 事業費	町	4	3	B					①各地区の不要な街路灯のチェックも必要
	議会	4	3	B	A	A	A	BA	
N028 道徳再興費	町	5	3	A					①道徳の再興を促す、②道徳の再興に寄与、③日常のパトロール等による早期の対処
	議会	5	3	A	AA	AA	AA	AA	
N029 学校給食センター費	町	8	3	A					①地場産品の活用、②給食内容(献立)の活用(意識)上の改善、③美味し居着きお祝い(各団地のコミュニティーの充実)
	町	5	3	A	A	A	A	A	
	議会	7	3	A	A	A	A	A	
	議会	5	3	A					

N030 ファミリースポーツ 公園管理費	町	5	3	A	A	A	A	A	①指定管理者制度の検討、②他町の 状況を調査し利用者を増やすことの 検討
----------------------------	---	---	---	---	---	---	---	---	--

(1) 議会の活動状況

1 365日活動(通年議会)

- 条例で会期を規定 4/1～翌年 3/31
- 21年度 10回開催 定例4回 + 定例以外6回
- 常任委員会活動 総務教育12回、経済福祉13回、広報広聴3回

2 要望・意見を聴く(参加・協働)

- ① ナマコ稚仔購入助成要望 (2/8:経済福祉) ⇨ 施策充実に寄与
- ② 総合計画に向けて (7/29、8/20:広報広聴)
漁組、水産加工協議会、森林組合、農協、商工会、教育委員等、PTA連合会、体育協会、
文化団体協議会、女性の会との意見交換 ⇨ 議会ですとまとめた提言書に反映
- ③ 夜間議会を開催 (3/11:3月会議)
一般質問 4名4項目 23名参画 ⇨ 多くの町民の議会参加を目指し
- ④ 議会報告会を開催 (6/2:トンネル記念館)
基本条例のポイント、21年度当初予算の概要、委員会の活動報告、意見交換 27名参加
⇨ 説明責任を果たす。広く皆さんの意見を聴き議会活動に反映

3 審査等の充実(附属機関の設置)

- 議会基本条に関する諮問会議 (4/16 設置)
- ・ 役割は①基本条例の見直し、②議員定数及び歳費(報酬)に関する事、③議会評価に関する事
- ・ 委員は5名 公募2名、推薦2名、専門1名 ⇨ 議会活動及び町政の課題等の審査や調査に寄与

4 H21年度の採決(町長提案分)

- ① 全議案 85件 (21/4～22/3の1年間)
 - ・ 議案 73件 (条例、予算など) ・ 報告 3件 (予算繰越など) ・ 認定 6件 (決算認定)
 - ・ 同意 2件 (教育委員など) ・ 諮問 1件 (人権擁護委員)
- ② 採決結果
 - ・ 原案可決 84件 (同意、承認を含む) ・ 修正議決 1件 ・ 否決 0件
- ③ 修正動議 (詳細はP5～P13)
 - ・ 補正予算に対する修正案 3件
子育て応援特別手当、ブルーベリー苗木購入費、ナマコ稚仔放流事業費を減額する内容
⇨ 修正案の提出率 4.1% (3件/73件) 原案可決率 1.2% (1件/84件)

5 修正動議の内容(予算修正案)

①子育て応援手当特別手当(11/26:11月会議)

子育て応援特別手当は国の経済対策の一環であったが、政権交代により中止。町長は、町単独施策として、国と同内容の手当支給手続きを議会の手続き(補正予算)を経る前に開始。その後、補正予算が提案され、支給を認めない修正案が議員より提出され、採決の結果、修正案は賛成多数(賛成6名、反対5名)で可決。

日付	内 容
H21. 8. 12	厚生労働省より「子育て応援特別手当」を国の施策で支給する旨の通知
H21. 8. 20	北海道より同手当交付申請書の提出期限が10月31日の予定であることから、期限内の準備を進めるように通知
H21. 9. 15	定例会9月会議で「子育て応援特別手当」関連の補正予算を議決 〔補正予算の内容〕 ○子育て応援特別手当 3,024千円(3歳～5歳・84人・36,0000円) ○事務費 849千円(消耗品・通信運搬費 他) 合計 3,873千円 ○財 源 国からの交付金 3,868千円・町のお金 5千円 ※支給は12月下旬予定との説明であった ■採決結果=全議員賛成
H21. 10. 16	厚生労働省より、同手当の執行停止(取りやめ)決定通知
H21. 11. 6	定例会11月会議の町長冒頭挨拶で、経済情勢が厳しい中、同手当の町単独支給について理解願いたい旨を発言(具体的な説明はなし)
H21. 11. 13	子育て応援特別手当支給対象者へ町独自支給のお知らせと申請書様式を送付(町のお金で賄うことの手続きを経ないまま実施)
H21. 11. 26	同手当を町単独で支給するための補正予算が提案されたが、6名の議員よりこれに反対する修正案が提出された。採決の結果、修正案が賛成多数となり、町独自支給はできないこととなった。 〔提案された補正予算の内容〕 ○9月会議で補正した予算のうち、事務費849千円を減額し、国の交付金3,868千円も合わせて減額し、子育て応援特別手当3,024千円の全額を町のお金で賄うもの ■採決結果=修正案に賛成6名、反対5名

※ 議論のポイント

地方自治法第96条に規定されている「予算を定める」という、議会でも最も重要な「議決」に関して違法な対応をしたことにある。「予算」は町長がその権限の属する事務の執行にあたり、その前提として、議会の議決を得ることになっている。

◎ 討 論

【修正案に反対】

◇加藤雅行議員

子育て応援特別手当は必要ないとし、年度内においてはこの予算を執行することはないということで私は捉えました。少なくともその予算動議に対しては反対を致します。

◇川村明雄議員

予算を削るということについては、福島町の現在対象になっている子供たち・世帯のことを考えますと非常に厳しい状態であるのは間違いない。出稼ぎ・母子家庭世帯等も福島町は多い状態になっている。新政権は新しい子ども手当を創設したいとのことではあるが、地方負担や所得制限等の検討をされていて、どのようになるのか分かりません。100年に1度という経済困窮の中で前政権が政策としてあげたものであるが、その時々その時代によって必要な対策を講じていくというのが政治であると思います。修正動議が出されましたが、町の一般財源で支給することに賛成します。

【修正案に賛成】

◇木村 隆議員

私は9月会議において、国費の財源充当における子育て支援政策を賛成した訳であり、一般財源による子育て支援政策に賛成した訳ではない。しかし、先行的な新聞報道・子育て支援という議案が可決されていることによる対象世帯への申請書が送付されてしまいました。議会との十分な議論がない中でこのような議案がまかり通っていくのであれば、私木村隆をはじめ議会議員は、議決機関・議会運営としても必要がないと思います。本当に今後一般財源を使った子育て支援が必要なのであれば、子供の年齢に限定することなくどのような子育て支援を行うべきなのか、民主党の代替え政策の様子も見ながら行政・議会がきちんと議論し具体的に、そして計画的に行うべきであると思う。

◇佐藤卓也議員

9月会議では、補助金が国から支給されるということで賛成・議決しました。しかし、国からは執行停止ということになり、町の一般財源が約300万円必要になります。この300万円は、3歳から5歳までそれなりに効果があると思います。しかし、計画性・公平性の観点から私は疑問がある。300万円あるのであれば他の使い道があると思います。小学生に対して給食費を無料にするなどです。中学生に対して同じく給食費・制服・修学旅行にもお金がかかります。また、大学生や専門学校も奨学金等で大変苦労しています。こういったものに対しても公平・計画的に町は考えるべきです。村田町長から来年度十分に子供手当に対しての上乗せを検討しますという答弁がありました。その言葉を信じまして私は今回修正動議に賛成致します。

②ブルーベリー苗木購入事業（3/17:3月会議）

ブルーベリーの苗木を年次計画により植栽し、農業所得の向上を目的とし、本年度は140万円（苗木500本）の事業費で全額一般財源として提案。議員より、全て一般財源であり、苗木を生産者団体に譲渡後の方向性が不透明で農業所得の向上に繋がるか疑問であり、試験栽培の状況を調査してから方向性を導きだした上で、次年度若しくは補正で対応することが望ましいとし、予算を減額する修正案が提出され、採決の結果、修正案は賛成少数（賛成4名、反対7名）で否決。

◎討 論

【修正案に反対】

◇加藤雅行議員

地元で採れたブルーベリーを生産者から直接、高齢者等に安価に提供し健康増進に繋がるのであれば、手を挙げた農業者をもっと応援して町の産業にするためにも、反対をします。

◇佐藤孝男議員

福島農業を考え、ブルーベリーが最適ではないかと農家の方から提案されたものである。農家の方々の応援をお願いし、反対をします。

◇佐藤卓也

福島町の課題は雇用の場がないことや少子化であり、この視点で予算を見るべきではないか。ブルーベリーは現在やっているのだから進めるべきであり、反対をします。

【修正案に賛成】

◇杉村志朗議員

ブルーベリー事業は経済福祉常任委員会でも十分な議論や賛成の意見もなく不安を感じていた。再調査若しくは再提出が望ましいと考え、賛成をします。

◇滝川明子議員

大切な税金の使い方は議員にも責任がある。自信が持てないものは、例え前向きで積極的なものでもそのまま賛成することは単なる追認となる。費用対効果をしっかりと見極めてから行うべきであり、賛成をします。

③ナマコ稚仔放流事業

○本事業が、定例会5月会議（5/6開催）で決定するまでの経過と内容は次のとおりです。

（1）経過

年月日	内 容 等
H22.1.19	○「第4次総合開発計画の変更」議案が1月会議に提案された。 昨年、白符漁港に放流した稚仔の追跡調査を町で実施する事業を総合計画に登載（H22 166千円、H23 100千円）
H22.1.25	○漁組より「ナマコ稚仔の購入に対する助成要望」があった。 →H22（5万粒、2,625千円）H23（5万粒、2,625千円）
H22.2.8	○経済福祉常任委員会で事業計画等の内容を調査した。
H22.2.3	○漁組より要望書の取り下げがあった
H22.2.26	「第4次総合開発計画の変更」議案の撤回申し出があった。
H22.3.11	○「第4次総合開発計画の変更」議案が再提案された。 1/19提案のナマコ放流調査事業は漁組事業とし計画から削除。 新たに「ナマコ放流事業（H22及びH23各2,650千円）」を町事業として登載する内容。
H22.3.23 H22.4.15	○経済福祉常任委員会で「ナマコ放流調査事業」について調査した。

年月日	内 容 等
H22. 4. 26	<p>○「ナマコ稚仔放流事業」補正予算が4月会議に提案された。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費 2,945 千円（稚仔購入費 2,645 千円、人工採苗試験調査費 72 千円 天然採苗試験調査費 248 千円） ※漁組は密漁監視、追跡調査費を負担 481 千円 <p>【審議結果等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議員より、当該事業を減額する修正案が提出され、採決の結果、可否同数（5 対 5）となり、議長裁決により修正は否決。引き続き、修正案を除く部分の原案の採決が行われ、全員賛成で可決。 <p>■この結果、ナマコ稚仔放流事業予算は採決に至らない状態となる。</p>
H22. 5. 6	<p>○再度、「ナマコ稚仔放流事業」補正予算が5月会議に提案された。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業費 3,050 千円（稚仔購入費 2,645 千円、人工採苗試験調査費 72 千円 天然採苗試験調査費 248 千円、職員研修費 105 千円） ※漁組は密漁監視、追跡調査費を負担 481 千円 <p>【審議結果等】</p> <p>■採決の結果、賛成多数（賛成 9 名、反対 2 名）で可決</p>

（2）内容等

① 2/ 8 経済福祉常任委員会（漁組の助成要望内容等の調査）

漁組が事業主体となり、平成 22 年度と平成 23 年度のナマコ稚仔購入費の 100%補助の内容であるが、①漁組の事業取組みへの熱意が感じられない、②町と漁組の説明に幾つもの相違点があり共通認識がない、③ 100%補助とする明確な根拠が認められない、④費用対効果に不安がある、⑤事業実施計画データが不足している（檜山地区の状況）、⑥稚仔購入先の状況（内容）が不透明であるとの意見があった。以上のことから、本委員会としては平成 22 年度当初予算への計上は見送ることが妥当であり、本事業が真に漁業者の安定的な収入確保に結ぶ付くものとなるよう行政の適切な指導と漁組の積極的な取組みに期待する。

② 3/23、4/15 経済福祉常任委員会（ナマコ稚仔放流事業計画の調査）

当初の漁組主体から町主体の試験並びに放流事業に変更し、稚仔放流後の残留率を高く見直し（47%から 60%）、結果として費用対効果も大幅に改善した資料が示された。ナマコの生態（残留率を含む）や種苗生産等の状況を把握するため、本委員会委員を含む 7 名が北海道立栽培試験場（室蘭市）及びいぶり噴火湾漁協伊達温水養殖センター（伊達市）を視察し、本委員会での視察報告と併せて町にも報告資料を提出。なお、視察場所共通の意見は次のとおりである。

①ナマコは年齢や性質、成長など生態系が良くわかっていない。②ナマコ放流事業をするのであれば、地元の親で稚仔を生産し、放流する形が良い。（生態系に影響を及ぼす恐れ）③残留率、残存率は個体の追跡調査ができないので、放流してみないと効果はわからないし、予測数値は無意味。④稚仔の船上放流は勧められない。

⑤民間から稚仔を購入して放流することは、ノーコメントであった。視察報告を踏まえ、稚仔の購入を予定している民間会社のナマコ稚仔の生産体制や当町のナマコ産卵時期等の説明に加え、新たな取り組みとして人工種苗試験調査と天然採苗試験調査の概要が示された。当初のナマコ稚仔を民間事業から購入して放流し

漁業所得を向上するだけの計画から、将来的にナマコの人工種苗生産を目指した計画へと変更したことは評価できる。ナマコ稚仔放流事業は必要との意見であるが、大きく二つの論点で議論されたところでもある。一つは「ナマコの生態系保全」で、次の2つの意見があったので併記する。

①ナマコの生態系を守るためにも地元の親から稚仔を採苗し放流することが望ましく、そのために計画が遅れることも仕方がない。②将来的に地元の親から稚仔を採苗し放流することが必要であるが本年度は計画どおり進めるべきである。

二つ目は「稚仔の種苗生産体制」である。総合開発計画では、ナマコ稚仔の放流を「つくり育てる資源管理型漁業の推進」と位置付けていることから、地元の親から採苗した稚仔生産体制の整備と併せて技術者の人材育成が必要であるとの意見であった。

以上のことから、本委員会としては、これまでの調査における意見等を踏まえ、つくり育てる管理型漁業の推進による漁業所得の向上を目指した本事業の取り組みは必要と考える。本事業が継続性を持ち安定的に行うためにも漁組と連携し、地元での稚仔の生産体制確立に向けた施設整備と人材育成に強く期待する。

③ 4月会議

◎ 討 論

【修正案に反対】

◇佐藤卓也議員

視察に行ってもナマコは解明が難しくデータもないというような結果が出ています。福島町でこれから調査研究したとしても結果は出ない。ナマコの種苗事業はすぐには出来ない。福島町の産業振興の観点からすれば遅れることになってしまう。私はすぐく残念です。修正動議には反対します。

◇川村明雄議員

ナマコの生態自体が専門家も未だ分からないということが、私の認識です。生態系を変えるから他の地域から持ってきた稚仔を投入してはだめだということも、研究が未だされていない実態である。産業対策は1年でも早く着手して行かなければならない。実践の研究を願って、私は町で出された予算に賛成します。

【修正案に賛成】

◇木村 隆議員

修正案に賛成します。北海道水産試験場やいぶり噴火湾漁業協同組合を視察し、今までの議論や論点と食い違う点があり、私や視察にいった議員、また行政側もナマコについては勉強不足であったと認識したと思います。民間から購入しないで、つくり育てる管理型漁業という行政公約の基、それを最優先に取り組むべきではないか。生産体制を確立すれば組合も稚仔を購入する必要性はなくなり、放流場所だとか残留率を気にすることもなく、安定した資源の確保と水揚げにつながると思います。今回の事業を機に一つの事業において、最初の議論のときから目標をもって努力してつくりあげていく行政政策に意識を変えていかないと、この先の福島町にはどの分野においても何も残っていないのかなと私は思います。

◇杉村志朗議員

漁組関係者及び町長等による説明を受けましたが、双方の説明内容に大きな相違部分があり両者の精査が更に必要との委員会意見がありました。その後、漁組より要望書の取り下げがあり、事業主体は町に変更になりました。前浜漁業振興には理解を示すところではありますが、3回にわたる経済福祉常任委員会における当町の計画説明と試験場並びに養殖センターの説明には相当な違いがあり、もう少し慎重に事業を推進すべきと考え、修正動議に賛成をいたします。

④ 5月会議

◎討 論

【反対】

◇滝川明子議員

今回提案された内容は2つになっております。ナマコ稚仔5万個購入、その費用は262万5千円。そしてもう一つは、採苗試験費です。私ども議員7名による室蘭水産試験場、伊達養殖センターへの視察、政務調査の考察が盛り込まれておりますので採苗試験養殖事業については賛成であります。しかし、未だ解明されておりません生態系や購入先の問題等、放流事業は更なる調査研究が必要との考えで反対であります。以上、本議案に反対いたします。

【賛成】

◇加藤雅行議員

賛成討論を行います。私は4月会議において、稚仔購入先の海鮮倶楽部と取り引き関係があるということで、除斥動議が提案され、採決の結果は否決をいただきました。今回の事業にマイナスになる要素があるのであればと思い、私は欠席しました。前浜を取り巻く環境は非常に厳しいものがあります。私は、激減したナマコを漁組と組合員がこの事業の中で前浜漁業を更に盛りたてていく事業となるならば、何としてもやらなければならない事業だと思っています。

◇木村 隆議員

賛成討論を行います。今年度の稚仔購入については地元で採苗育成し、放流することが優先だとは思いますが、この点については譲歩したいと思います。また、採苗試験による研修事業や中間育成等、稚仔生産体制に進展も見られ、今後のナマコ事業の方向性に期待をしていきたいと思っています。

◇佐藤孝男議員

賛成討論を行います。ナマコ放流事業は3回にわたって所管調査が行われ、委員より色々な議論がありました。それらの意見を十分に参考にしながらこの事業を実施して欲しいと思っています。また、将来的には地元の親から稚仔を採苗し、放流するのが一番良いわけで、今回実施しようとする人工種苗試験や天然採苗試験の確立が必要であります。つくり育てる資源管理型漁業の観点からも技術者、人材育成が必要であります。各試験場の指導を受けながら、今回のナマコ放流事業に対しては賛成します。

(2) 北海道新聞記事への対応

1 記事～やまがら日誌

2010年(平成22年)5月28日(金曜日)

北海道新聞

やまがら日誌

福島町議会は「議会活性化の先進例」だとして雑誌や一部の新聞が高く評価しているようだ。評価のポイントは、「開かれた議会」を目指した①通年議会②質疑回数制限撤廃③などの改革メニューにあるらしい。メニュー全体への私の評価は別の機会に譲るが、メニューづくりへの努力には敬意を表したい。ただ、議会の現状を見ると、だからこそ言わねばならないこともある。

議会改革

第1は、町側へのチェック機能ばかりを重視し、議会基本条例が目指す「善政(善い政治)のための町長と議会の協力」という面がおろそかではないか、という点だ。議長は、対立と排除の論理を抑制する方向に議会をリードすべきだ。

第2は、「開かれた議会」が形だけになっていないかという点。会議のインターネット中継や録画配信などは大事だが、町民が議会の真意や実態まで理解するにはまだ双方の努力が必要と思う。

第3は改革の目的だ。議会自身のためか、町民の幸せのためか。真に自治を豊かにする、地に足の着いた改革であってほしいと願っている。

(久田徳二)

※ 何が問題なのか

福島町議会と議長があたかも不適切な議会活動を行っているような不正確な内容で福島町民をはじめとする読者に誤解を与える内容となっている。

2 議会の対応

① 議会運営委員会の開催 (6/14)

北海道新聞社に対する抗議の決議案を決定

② 全員協議会の開催 (6/2)

決議案を本会議に提案するか協議し、次の3案により採決

- ・決議案どおり提案する 5名
- ・決議案を提出しない 4名
- ・事前に記者から意見を聞いたうえで対応 2名

上記の結果により、決議案を本会議に提案することに決定

③ 定例会 6月第2回会議 (6/24)

決議案の採択の結果、賛成多数（賛成7名、反対4名）で可決

④ 北海道新聞函館支社に対する抗議（6/29）

「福島町議会の活動を侮辱する北海道新聞の記事に対する抗議の決議」を持参 溝部議長他3名

⑤ 定例会6月第2回会議（6/24）

「福島町議会の活動を侮辱する北海道新聞の記事に対する抗議の決議について」を提案、採決の結果、賛成多数（賛成7名、反対4名）で可決。【議案はP13～P15】

⑥ 北海道新聞函館支社への訪問（6/29）

抗議の決議文を持参

◆ 6月第2回会議

◎ 討 論

【反対】

◇加藤雅行議員

やまがら日誌を読んでどうしてそこまで詮索されるのか。記事の中身を我々議員が、なにが問題だったのか考えていかなかったら、開かれた議会だと言えないと思います。全員協議会でこの案を提出すことに対して、議長が3択をとりました。一つは賛成する議員、一つは反対する議員、もう一つはもう少し文面等を考えた上で審議をするべきだという3択です。議会において3択ということはあり得るのですか。前回の議会でも問題とされたナマコの議決の時に、議長は議員より可否同数の際にもっと慎重審議をする必要があるということ自分の間違いを訂正して、そのようなことで差し戻しのような議論をされました。半数にもいかなる人がこの議案に賛成することで提出した提案です。我々議員はもっとそのことに対して深く気づき、そして慎重に審議する必要があると思います。よって反対を致します。

【賛成】

◇木村 隆議員

決議案に賛成討論致します。やまがら日誌の記事は表現の自由における報道の自由と言えども、議会改革による福島町議会の活動が不適切な活動を行っているという町民や読者に一方的に思われても仕方のない内容です。町民や読者がそのような中で一連の福島町議会に対する記事を読まれると議会や議員への不信感は大くなり、益々地方議員の必要性が問われてきます。町民の信託を受けて議員にさせていただいたのに、今のままではこれまで議会基本条例を基に活動してきた議員としての意義が否定され、議員活動を妨げられていく可能性は拭えません。この決議の内容とともに福島町議会の活動の正当性と理解を記者並びに新聞社に強く求めていきたいです。

◇杉村志朗議員

私も委員外議員として平成19年より議会基本条例・開かれた議会制定に向けて会議に出席しております。その間、30数回議論し調査特別委員会や全員協議会にも諮り、活発な意見もあり、議会基本条例が制定・決定されました。やまがら日誌で指摘されている記事は、1.町民が参加する議会、2.しっかりと討議する議会、3.町民が実感できる政策を提言する議会を柱に現在までまいりましたが、議会を誤解させるものであり一個人の私見であり、間違った記事としか言いようがありません。非常に残念に思います。先日行われました6月21日の全員協議会においても申し述べましたが、6月20日付けの記事に対してもしっかりと調査もしないで事実を報道することの使命を忘れ、読者の期待を裏切る行為であります。最近特に当町の報道が多

く、他町村議員からも話題づくりに一生懸命であると冷やかされて大変残念に思うとともに、遺憾に感じております。ここで真実の報道を求めるためにも抗議文に賛成を致します。

福島町議会の活動を侮辱する北海道新聞の記事に対する抗議の決議

平成22年5月28日の北海道新聞道南版の「やまがら日誌」に「議会改革」の見出しで、福島町議会及び議長があたかも不適切な議会活動を行っているような印象を与える記事が掲載された。

記事の文脈からは、「開かれた議会」を目指した改革メニュー作りだけが先行し、議会基本条例への取り組みがおろそかになっていて、議長は町側に対して対立と排除の論理により議会を主導しているとの、不正確な内容で（福島町民をはじめとする読者に著しい誤解を与える内容となっている）。

福島町議会は、まさに指摘された事柄等が生じないために平成21年4月に議会基本条例を定め、福島町長と福島町議会、そして町民との関係を明確に規定したところであり、このたびの記事は、いかに視点を変えても事実に反するものである。

福島町議会は、これまで地方自治体の二元代表民主制の本来の在り方を真剣に議論し、「気がついたことから、できることから」を合言葉の一つひとつしっかりと着実に実践している。

本掲載記事は、福島町議会及び議長の活動を否定し侮辱するものであり、記事について以下のように反論し、強く抗議すると共に、この記事の訂正と記者及び新聞社からの謝罪を強く求め、訂正文・謝罪文の北海道新聞への掲載を要求することを決議する。

記

1. 「やまがら日誌」に対する反論

(1) 1点目の記事内容

「善政（善い政治）」のための町長と議会の協力」の面がおろそか

【反論】

○住民の立場に立って審議を尽くしている

首長、議会がともに住民を代表する二元代表民主制の特徴は、ともに住民を代表する独任制の首長と合議制の議会が相互の抑制と均衡によって緊張関係を保ちながら町政を進めていくことにある。議会が首長と対等の機関（機関競争・機関対立）として、町の運営の基本的な方針を決定（議決）し、その執行を監視し、また積極的な政策提案をとおして政策形成の舞台となることこそ、二元代表民主制の本来の在り方と考えている。当議会はこの考えにより、基本条例にある善政を念頭に議会運営を行っている。

(2) 2点目の記事内容

「議長は、対立と排除の論理を抑制する方向に議会をリードすべきだ」

【反論】

○「機関対立の原理」を守り、幅広い議論・討議となる正しい批判・牽制と監視に努めている。

当議会が町側に対立と排除の論理を主に議会運営をしている事実はどこにもない。議長は、その職責に基づき町側と適切な調整を図り、議会の秩序を保持している。

(3) 3点目の記事内容

「開かれた議会」が形だけになっていないか

【反論】

○「議会評価」及び「議員の自己評価」でしっかり検証

当議会は平成11年から「開かれた議会」づくりを進め、その集大成として議会基本条例を昨年4月から施行しているものであり、町民に対して議会審議の内容、議員の採決態度、常任委員会活動の内容等を議会報告会や議会だより及び議会ホームページで説明すると共に、町民との懇談も積極的に行っている。

(4) 4点目の記事内容

「改革の目的は、議会自身のためか、町民の幸せのためか」

【反論】

○議会としての使命を果たすこと

議会の使命は、真の地方自治の実現を図ることである。議会改革を進めることは、福島町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することと確信している。

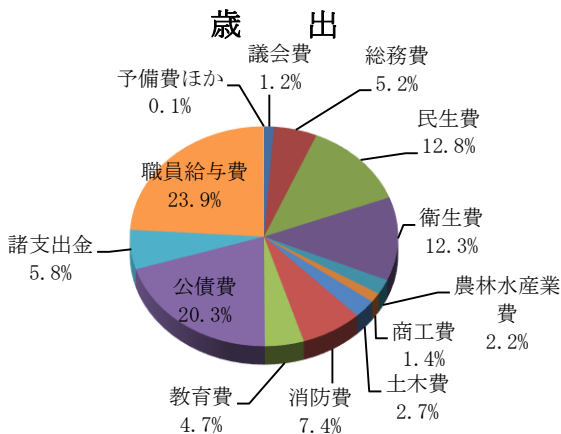
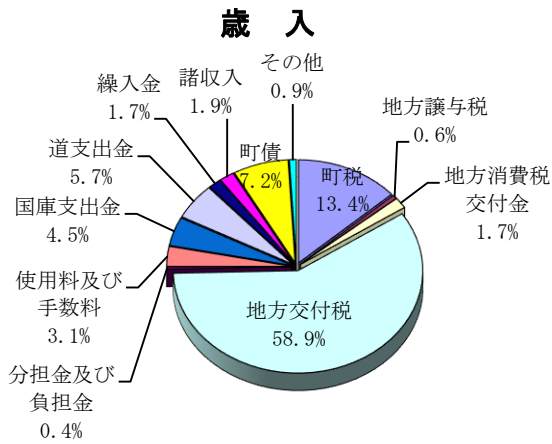
(議決年月日)

北海道松前郡福島町議会議長 溝 部 幸 基

各会計の歳入歳出予算

一般会計	30億1,462万1千円	
老人保健特別会計	206万0千円	
国民健康保険特別会計	9億751万0千円	
介護保険特別会計	保険事業勘定	4億5,129万0千円
	サービス事業勘定	301万9千円
後期高齢者医療特別会計	6,236万8千円	
水道事業会計	1億6,144万7千円	
総合計	46億231万5千円	

平成22年度一般会計の内訳



平成22年度

一般会計

議会費 5,757万5千円
 =健全な町政のかじとりを担うための費用として=

総の概要 5,693万9千円
 =共通の経費として=

- ◇役場庁舎管理費に 6,039万9千円
- ◇町広報作成の文書広報費に 125万5千円
- ◇町財産の管理費に 1,435万2千円
- ◇生活改善センター運営費に 107万0千円
- ◇町の企画・振興のための費用に 259万1千円
- ◇交通安全対策費に 271万1千円
- ◇電算処理のための費用に 1,824万1千円
- ◇バス待合所管理のための費用に 187万5千円
- ◇電子自治体推進費に 388万9千円
- ◇町税の課税・徴収のための費用に 983万3千円
- ◇住民基本台帳ネットワークシステム事業などの戸籍住民基本台帳費に 492万4千円
- ◇参議院議員選挙の費用に 1,083万7千円
- ◇知事・道議会議員選挙の費用に 395万8千円
- ◇町長選挙の費用に 678万1千円
- ◇統計のための費用に 441万2千円
- ◇監査委員費に 116万6千円

民生費 3億8,648万1千円

=社会福祉の総合対策の費用として=

- ◇障害者介護給付や社会福祉協議会等への補助金などの社会福祉総務費に 1億5,537万9千円
- ◇生活館等の管理費用に 130万3千円
- ◇敬老会・ふれあいスポーツ大会などの開催費に 169万4千円
- ◇生きがいディサービス事業費に 655万9千円
- ◇老人福祉施設入所者の措置費に 1,990万9千円
- ◇生活支援ハウス管理運営に 1,593万1千円
- ◇地上デジタル放送対応支援費に 350万0千円
- ◇福祉センターの運営費に 1,287万9千円
- ◇後期高齢者の医療給付の負担費用に 7,096万9千円
- ◇子ども手当の支給費に 6,079万0千円
- ◇保育所の運営費に 2,343万2千円
- ◇学童保育の運営費に 558万3千円

◆対前年比、人件費〔報酬・給料・共済費〕6,358万1千円(8.9%)の増
 普通建設事業費 3億4,581万7千円(83.2%)の減

▲主な要因▼

◇人件費 一般職の給与で独自削減の終了と共済費で6,126万4千円増。

◇普通建設事業費 丸山団地町営住宅(1棟8戸)建設工事完成により1億7,285万3千円減。

火葬場建設工事・火葬炉(2基)設備工事完成により1億3,582万6千円減。

衛生費	3億6,902万8千円
=老人保健対策、ゴミ・し尿処理対策や温泉健康保養センター管理費などの費用として=	
◇肺炎球菌予防接種・がんに対する知識啓蒙・横綱体操の普及など保健衛生費用に	578万2千円
◇乳幼児健診・妊婦健診・各種がん検診・子宮頸がんワクチン接種・インフルエンザ接種の予防費に	1,802万5千円
◇墓地公園管理費などの環境衛生費に	437万1千円
◇火葬場施設の維持管理費に	690万5千円
◇重度心身障害者の医療扶助費等に	2,327万1千円
◇ひとり親家庭等の医療扶助費等に	339万3千円
◇温泉健康保養センター管理運営費に	4,002万6千円
◇ごみ収集業務・ごみ袋購入費等に	2,824万4千円
◇資源ゴミ・し尿処理のための広域事務組合負担金として	1億5,620万2千円
◇可燃ゴミ処理のため渡島廃棄物処理広域連合に負担金として	7,515万6千円
農林水産業費	6,501万8千円
=農業・林業の振興や治山事業の費用として=	
◇農業委員会費に	131万8千円
◇農業協同組合活動推進助成等での農業振興に	512万9千円
◇町有林造成事業に	1,116万0千円
◇治山事業などの治山費に	172万5千円
◇森林公園管理費に	174万6千円
=増養殖事業など水産業の振興対策の費用として=	
◇産業振興資金貸付金などの水産振興費に	2,904万3千円
◇漁港管理費に	570万8千円

土木費	8,106万7千円
=住みよい生活環境をつくるための道路や排水路、町営住宅などの整備費用として=	
◇街路灯電気料補助金などの道路橋梁の維持管理費に	596万3千円
◇除排雪業務などの道路維持費に	3,694万4千円
◇新緑公園、グラウンドなどの管理費に	631万9千円
◇町営住宅補修などの住宅管理費に	1,067万2千円
◇町営住宅(丸山団地)の整備費に	1,676万1千円
消防費	2億2,417万1千円
=消防対策や防災対策の費用として=	
◇防災無線の維持など災害対策費に	251万0千円
◇消防のための広域事務組合負担金として	2億2,166万1千円
教育費	1億4,245万5千円
=豊かな地域教育の振興に努めるための費用として=	
◇教育関係団体と大会参加助成・福島高校存続対策・友好市町交流・英語指導助手(AET)などに	1,567万8千円
◇奨学資金貸付金・基礎学力向上支援などの教育振興費に	1,935万7千円
◇小学校の管理運営費に	1,942万6千円
◇中学校の管理運営費に	1,038万9千円
◇吉岡幼稚園の管理運営費に	522万2千円
◇生涯学習推進などの社会教育総務費に	1,015万3千円
◇南北海道駅伝大会助成金などの保健体育総務費に	289万8千円
◇総合体育館の運営費に	1,088万5千円
◇学校給食センターの管理運営費に	3,455万5千円
◇町民プール運営のための費用として	778万8千円
◇ファミリースポーツ公園管理の費用として	472万7千円
公債費	6億1,274万1千円
=償還元金及び利子の償還の費用として=	
職員給与費	7億2,159万2千円
=職員人件費の費用として=	
労働費・諸支出金・予備費	1億7,679万9千円
=特別会計への繰出金や予備費として=	

資料6 議員定数と議員歳費に関する答申

(平成22年12月1日)

議員定数と議員歳費に関する答申

平成22年12月

【福島町議会基本条例諮問会議】

答申にあたって

私たちは、本年4月に諮問会議委員の委嘱を受け、議会活動の状況や議会基本条例の内容等を深めるため事前勉強会を2回開催し、諮問会議に臨みました。

本年5月に溝部議長より次の4項目についての諮問を受けて以来、本年11月までに6回にわたる会議を開催してきました。この間、全議員との意見交換を行うとともに、鋭意かつ慎重に検討を重ねてきました。

- 諮問事項1 適正な議員定数（現行12人）の検討
- 諮問事項2 適正な議員歳費の検討
- 諮問事項3 「平成22年度議会評価」の検討
- 諮問事項4 議会基本条例全体の検討

近隣町の議会にあっては、厳しい町財政の状況や人口の減少等を反映し、議会の改革の一環として議員定数も減少する動きがあります。私たちは、このような状況への目配りとともに、本町のかかえる厳しい課題を直視しながら、議会基本条例に定めるように、地域主権社会にふさわしい、「しっかりと討議する議会」、「わかりやすく町民が参加する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」のいっそうの推進によって、議会が福島町の持続的で豊かなまちづくりに寄与することを念頭に、福島町議会のあるべき「議会活動日数、適正な議員定数、適正な議員歳費」の考え方を取りまとめました。以下はその報告です。

議員定数と議員歳費は町民にとっても大きな関心のあるテーマです。議会におかれましては本報告の内容を十分に検討された上で、町民に対してしっかりと説明責任を果たして決定されることを強く望みます。

本報告の検討に際しては、「福島町議会白書（平成21年度版）」、「第55回町村議会実態調査（全国集計・北海道集計）〔平成21年7月1日現在〕」等のデータを基に、議会活動日数の整理、議員歳費を決めるための手法、常任委員会の整理等について集中的に調査分析を行いました。

なお、「平成22年度 議会評価の検討、議会基本条例全体の検討」については、調査が終了しておらず、今後、当会議で鋭意検討する予定です。

平成22年12月1日

■諮問会議委員

今 河 敏 行（会長）、金 澤 富士子、要 田 東、神 原 勝

第 1 諮問内容

福島町議会基本条例に関する諮問会議条例第 2 条の規定に基づき、本年 5 月 31 日に溝部議長より、(1) 適正な議員定数（現行 12 人）の検討、(2) 適正な議員歳費の検討、(3) 平成 22 年度議会評価の検討、(4) 議会基本条例全体の検討についての諮問を受け、委員 5 人（第 5 回会議より 1 名欠員で 4 人体制）により調査検討を行いました。

第 2 検討経過

平成 22 年 11 月 20 日までの検討内容とその確認事項は、次のとおりです。

回数	開催日	検 討 内 容	確 認 事 項
1	6/16 (水)	1 会長の互選 2 協議事項 (1) 本年度協議内容の確認 (2) 大まかなスケジュール (3) 検討資料 3 神原勝委員の解説	1 常磐井武典委員に決定した 2 (1) 溝部議長より諮問を受けて 4 項目について調査検討を進めることを確認、(2) 6 月～11 月までに会議を 6 回開催することを確認、(3) 議会活動状況や全道及び全国の議員定数と報酬等を比較した資料を用意した 3 議会改革のポイントや自律自治体の考え方等についての講話を聴く
2	7/6 (火)	1 協議事項 (1) 議員定数について (2) 議員歳費について (3) 今後の進め方について	1 (1) ①表に現れない議員活動の内容等を整理し標準とすべき活動日数を確認、②議員一人当たりの町民数の標準とすべき人数を設定しないことを確認、③常任委員会は 2 つ（現行の総務教育と経済福祉）とし、1 委員会の定数は 6 名とすることを確認 (2) 適正な議員歳費を決めるため手法は次回でさらに協議を行うものとした (3) 議員定数を 12 人とし、3 つの方式による歳費総額を仮算定し、これを基に歳費を決める手法について協議を行うものとした
3	7/24 (土)	1 協議事項 (1) 議員歳費の仮算定について (2) 議員定数について (3) 今後の進め方について	1 (1) 3 つの方式による仮算定を行い協議したが、結論には至らなかった。次の 5 つの原則を設けて、今回は 6 つの方式の考え方をまとめ協議を行うものとした ①議員の活動日数をできるだけ算定に反映させる、②極端に歳費月額が高くなるような基準の採用は避ける、③基準と数字を示して説明できる方式をめざす、④財政状況を配慮する、⑤議会活動の活性化をさらにめざす (2) 8 つの案を議論のポイントとし協議したが結論には至らなかった。今回は、福島町議会が独自に取り組んできたものは何があるのか、その特殊性を議会基本条例に照らして、議論のポイントに追加し、さらに協議を行うものとした。

			(3) 次回は前段に議員との意見交換を行い、その意見等を参考にしながら、議員定数及び歳費について、引き続き協議を行うものとした
4	9/4 (土)	1 議員との意見交換 2 協議事項 (1) 議員歳費について (2) 議員定数について (3) 次回の進め方について	1 (全議員出席) 15 件の意見があった ※意見交換のポイント ○議員活動日数の考えは ○常任委員会活動の考えは ○歳費を決めるうえで重要視することは ○歳費を決める算定方式の考えは ○諮問会議の検討に望むことは 2 (1) 6 つの方式に「現行」と「元に戻す」の 2 つを加えた 8 方式について、5 つの原則に即しているか検討（即している○、即していない×、その他△）した。結果、3 方式に絞り内容を精査することにした (2) 整理するポイント内容を見直した。 (3) 引き続き、議員定数及び歳費の検討と議会評価の内容と基本条例全体の検討を行うことにした。 ※常磐井会長が辞職した（9/22 付け）
5	10/3 (土)	1 会長の互選 2 協議事項 (1) 議員歳費について (2) 議員定数について (3) 答申書について (4) 次回の進め方について	1 今河敏行委員に決定した 2 (1) A 方式、D 方式、E 方式のそれぞれの課題（問題点）を確認し、その対応を整理。結果、A 方式を改良したものを方式案とし、内容を決定していくことにした (2) 2 名減とし 10 人とする意見と現状維持の 2 つの意見。2 つの意見を併記していくことにした (3) 構成イメージを確認。具体的なものを早めに作成し、委員に送付することにした (4) 議員定数と歳費のまとめ、議会評価の内容と基本条例全体の検討及び答申書の検討を行うことにした
6	11/20 (土)	1 協議事項 (1) 議員歳費について (2) 議員定数について (3) 議会評価及び議会基本条例全体の検討について (4) 答申について 2 その他 (1) 答申後の議会スケジュール（予定）について (2) 議員歳費（期末手当）の改正について	1 (1) A 方式を改良した「福島町方式」に決定。答申にあたっての意見をまとめた。 (2) 10 人とする意見と現行のままとする両論を併記した意見でまとめた。 (3) H23 年度に委員補充を行い、継続調査することとした。神原委員に、①福島町議会評価の感想、②議員間の自由討議の在り方、③政策提言に向けた取り組みについてのレクチャーを受けた (4) 案に基づき内容を確認し、一部修正を加えながら答申をまとめた。最終確認は、修正箇所を朱書きしたものを送付することにした。答申予定日を 12/1～12/3 の間で調整することにした 2 (1) スケジュール予定を確認した (2) 期末手当の減額改正は了承された

第3 調査検討

1 適正な議員定数（現行12人）の検討

（1）検討手順

議員定数を検討する際の大きな要素の一つに議員の「議会活動日数」があります。その実態を把握するために、議会白書（平成21年度版）による本会議等の活動実績と表（おもて）に現れない活動（目に見えない）を整理し、福島町議会議員の標準とすべき活動日数の確認を行いました。当町の議員定数等の変遷、全道及び渡島管内の議員定数等の状況も併せて確認し、議論にあたってのポイントを整理して調査検討を行いました。

（2）議員の議会活動日数の整理

議員の議会活動日数について、本会議、常任委員会及び全員協議会や各種行事、出張で表（おもて）に現れるものと（表1）、本会議における一般質問や議案の調査や住民接触等の表（おもて）に現れない活動内容（表2及び表4）を確認し、福島町議会の標準とすべき役職別の活動日数を表3のとおり整理しました。

○表1 ^{おもて}表に現れる議員の議会活動日数

（単位：日）

区 分	議 長	副議長	議 員
① 本会議、特別委員会、全員協議会、議会報告会	31	31	31
② 常任委員会、議会運営委員会	51	39	26
③ 各種行事への出席、行政視察受け入れ	41	25	11
④ 議長・副議長の出張	40	9	—
計	163	104	68

○表2 ^{おもて}表に現れない議員の議会活動日数

（単位：日）

区 分	議 長	副議長	議 員
① 本会議に付随する活動	22	38	38
② 常任委員会等に付随する活動	25	25	25
③ 政務調査の活動	8	8	8
④ 住民接触等	24	24	24
⑤ 議長用務	29	—	—
計	108	95	95

○表3 標準とすべき議員の議会活動日数

(単位 :

日)

区 分	議 長	副議長	議 員
① 表 (おもて) に現れる議員の議会活動日数	1 6 3	1 0 4	6 8
② 表 (おもて) に現れない議員の議会活動日数	1 0 8	9 5	9 5
計	2 7 1	1 9 9	1 6 3

○表4 ^{おもて}表に現れない議員の議会活動の内容等

項目	内 容	活動日数の基本的な考え方 (※目安として)	判断	標準とすべき活動日数
1. 本会議に付随する活動	(1) 一般質問の付随活動 ① 質問準備のための調査研究 ② 質問準備のための現地調査 ③ 質問原稿作成 ④ 質問書の通告 (議長への提出) ⑤ 事前答弁書の確認	◆ 質問は1年間に4回 ・H20 延べ16人 (実5人) 30項目 平均1.9 ・H21 延べ15人 (実4人) 26項目 平均1.7 ○ 1会議2件の質問があるものとし、左記①～⑤に要する日数は4日程度。 ○ 4日×4回=16日	◎	16日
	(2) 議案の調査 ① 議案の精読 ② 議案の調査 ③ 質疑、討論の準備	◆ H21の会議数 ・定例に再開4回 ・定例に再開以外6回 ○ 定例に再開する9月は決算審査、3月は当初予算があるため資料は非常に多い ○ 3月と9月の会議は左記①～③に要する日数をそれぞれ5日とし、後の2回はそれぞれ3日。定例以外の会議は1日程度。 ○ (5日×2回)+(3日×2回)+(1日×6回)=22日	◎	22日
2. 常任委員会に付随する活動	① 資料の精読 ② 資料の調査 ③ 質疑、討議の準備	◆ H21の会議数 ・全51回の2分の1、25回 ○ 左記①～③の会議に要する日数は1日程度。 ○ 1日×25回=25日	◎	25日
3. 政務調査の活動	① 調査項目の準備 ② 調査計画の準備 ③ 現地調査の実施 (視察) ④ 報告書の整理	◆ H21の政務調査 ・平均2回の視察調査 ○ 1回の視察は2日程度 ○ 左記①～④の調査に要する日数は1回につき4日程度。 ○ 4日×2回=8日	◎	8日
4. 住民接触等	① 住民との懇談 ② 文書質問の準備、提出	◆ 基準 (基礎) となるものはない ○ S53に全国町村議会議長会が示した日数は、月2日程度とみて年間24日を標準とした。 ○ 文書質問含み左記①に要する日数を全国と同様の24日	◎	24日
※ 議長用務	① 議会事務局への指示 ② 各種決済	◆ H21の出席日数 ・年間118日 ○ 左記①～②に要する1日当たりの時間は2時間程度。 ○ 118日×2時間÷8時間=29日	◎	29日

(3) 常任委員会の整理

議会活動を効率的かつ効果的に行うため地方自治法第109条第1項では、条例で常任委員会を置くことができるとされており、当町議会では、会議条例第110条及び第111条により、6人で構成する「総務教育常任委員会」と「経済福祉常任委員会」及び12人（全員）で構成する広報広聴常任委員会が設置されています。平成21年度の常任委員会の活動状況や渡島管内の常任委員会の設置状況を考慮し、全員で構成する常任委員会を除き、現行の2つの常任委員会を引き続き維持していくことが必要であり、1つの委員会の定数は6人が適切であると整理しました。

(4) 議論のポイントの整理

定数についての議論を行う上でポイントとなる内容を、次のとおり整理しました。

■全国的な動向や標準規定

- ① 地域主権改革の動きの中で議員と議会の活動日数は増加傾向にあること。自治基本条例や議会基本条例による議決案件が増え議決責任も大きくなっていること。
- ② 地方自治法が議員の定数等に関して次のように規定していること。
人口2,000人未満の町村 12人（法律上の上限）
議案の提案提出権～議員定数の12分の1以上の者の賛成
修正の動議～議員定数の12分の1以上の者の賛成
懲罰の動議～議員定数の8分の1以上の者の賛成

■議会基本条例に基づく活動

- ③ 会期を1年（4/1～3/31）とする通年議会とした。会期に制約されることなく議会が自律した議会活動を展開していること
- ④ 町民への説明責任を果たすため、議会報告会（年1回以上）や広報広聴活動を積極的に開催していること
- ⑤ 議決事件を拡大（12の主要な計画を対象）し、議決責任という役割を町長等と応分に分担していること
- ⑥ 1年間の議会活動を全国・全道の町村議会と比較し評価する「議会評価」と議員が活動目標の取り組み等1年間を振り返って評価する「自己評価」を通して広く町民に活動内容を周知し、情報を共有することにより議会活動の活性化を進めていること
- ⑦ 総合計画への提言、行政評価など町政全般について活動展開していること

■その他の検討課題

- ① 1 常任委員会当たり定数 6 人を再検討する必要はないか
- ② 議員一人当たりの町民数は念頭に置かなくてもよいか

◎調査検討の結果

福島町議会の活動状況、常任委員会の在り方、整理した議論のポイント及び議員定数の変遷並びに渡島管内の議員定数等を参考に調査検討した結果、定数を 10 人とする意見と現行のままとする 2 つの意見に分かれました。一つの意見に集約することに至らなかったことから、両論を併記し調査検討の結果とします。しかし議員定数の問題は、基本的には、議会自身が、あるべき議会の姿のさらなる追求とともにきちんと議論し、住民に問うべき問題です。

(1) 定数 10 人とする意見

議員の議会活動は以前に比べると多くなっていることは充分理解できます。現行の 12 人でも大変きつい状況にあることも理解しています。しかし福島町の将来を見据え 10 人で切磋琢磨しながら議会活動をしている姿勢を、町民にアピールしていくことが大事だと考えます。議会基本条例を制定し、様々な議会改革に取り組み注目を浴びている福島町議会であればこそ、12 人から 10 人に減じて頑張る方が、住民に理解されやすいと思います。そして、福島町議会が少ない議員で頑張っていることを全国に発信していただきたいと思います。常任委員会は、正副議長を除く 8 人の半数（4 人）に正副議長が 2 つの委員会に所属することで 1 委員会の定数は 6 人が確保できると考えます。

(2) 現行（12 人）のままとする意見

今後の議会活動が従前と決定的に違ってくるのは、地方分権改革によって、議会の役割が非常に重要になってくることです。これまでの自治体運営は行政中心に組み立てられてきましたが、今後は政策の決定や条例の制定において、住民を代表する議会の役割は非常に大きくなります。したがって、現行の 12 人の定数を減らすことは、分権改革の大きな流れに逆行するおそれがあります。しかし現在、分権改革は進行途上で最終的なかたちには至っていません。現行の定数で財政的に大丈夫なのであれば、当面はこれを維持し、人口 5,000 人を割った時点で改めて定数を考えても良いと思います。

2 適正な議員歳費

(1) 検討手順

議員歳費の標準率（額）・歳費額を決めるための算定方式として、A. 全国町村議会議長会検討方式、B. 類似団体比較方式、C. 町職員平均給与比較方式による仮の標準率・歳費月額等を確認しました。これにAの方式を改良した3つの方式に「現行」と「元に戻す（12人で12人分の歳費を賄う）」を加えた、8つの算定方式案について、歳費を決めるために整理した5つの原則に即しているかをそれぞれ確認しました。この確認により、原則に即していると考えられる上位3方式に絞り、それぞれについて課題・問題点とその対応を整理して調査検討を行いました。

(2) 現行歳費の整理

現行の議員歳費は、松前町との合併協議の破綻を受け、平成17年3月に設置した「議会活動に関する調査特別委員会」における、議員定数に関する多数意見「12人（10人分の歳費で賄う）」に基づいています。その結果、平成21年7月1日現在の福島町の議員歳費は管内や全道平均の報酬と比べて低いものとなっています。当諮問会議が行った議員との意見交換においても、10人分の歳費で12人分を賄うこととした経緯を踏まえて考えるべき、また、歳費がどのようになるにしても人数で割り返すようなことではなく、人数に応じた歳費にすべきとの意見がありました。現行方式を決定した当時の議会を取り巻く状況は緊迫した厳しいものがあったと推測します。現在の財政状況や議会活動を考慮すると、現行の特異な歳費の決定方法は見直すべきと考えます。

(3) 算定方式の説明

A. 全国町村議会議長会検討方式

議員と同じ公選職である町長の職務遂行日数と議員の活動日数の比率を町長の給料月額に乘じることにより、議員歳費を算定する方式

※ 役職別標準率

区分	標準率	計算式
議長	90%	271日 ÷ 301日 = 90.0%
副議長	60%	199日 ÷ 301日 = 66.1%
議員	50%	163日 ÷ 301日 = 54.2%

○活動日数は7ページ表3による
○町長の活動日数は301日とした
(365日-祝日17日-年末年始5日-休日102日+休日等の行事出席60日=301日)

B. 類似団体等比較方式

類似団体等の比較により議員歳費を算定する方式

C. 町職員平均給与比較方式（千葉県栄町議会）

執行部の平均給与をスタンダード（標準）とし議員歳費を算定する方式

D. 全国町村議会議長会方式に全議員と三役人件費比較率を加味

A方式で算定される歳費総額を三役（町長、副町長、教育長）の総人件費内に抑えて算定する方式

E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味

A方式の役職別標準率を北海道町村議会議長会の実態調査に基づく、同規模の団体の役職別の長との給料に対する比率に置き換えて算定する方式

F. 全国町村議会議長会方式に全国平均の長給料に対する比率を加味

A方式の役職別標準率を全国町村議会議長会の実態調査に基づく、同規模の団体の役職別の長との給料に対する比率に置き換えて算定する方式

（４）財政状況等の確認

町の決算状況（一般会計）、今後の財政推計及び議会費の一般会計に占める割合を確認しました。次のものを資料として添付しています。

- ① 町の決算状況等（平成16年度～平成21年度）
- ② 今後の財政推計等（平成22年度～平成26年度）
- ③ 議会費の一般会計に占める割合（平成21年度当初予算）

(5) 6方式の仮算定歳出額等の比較

(3) のA方式～F方式の6つの方式による歳費月額、年間総額、現行総額との比較及び算定の内容は次のとおりです。年間歳費総額は現行の議員数12人の積算としています。なお、6つの方式の具体的に算定したものを資料として添付しています。

(単位：千円)

方式	歳費月額				年間歳費総額	現行歳費総額との比較	方式の説明等
	議長	副議長	委員長	議員			
A. 全国町村議会議長会検討方式	585	390	347	325	78,640	+47,461 (2.52倍)	○町長の職務遂行日数と議員の活動日数の比率を町長の給料月額に乗じて算定 (町長の年間職務遂行日数301日)
B. 類似団体等比較方式	263	210	191	176	41,915	+10,736 (1.34倍)	○人口規模が当町と同ランク(5千人以上1万人未満)の全道51町村の平均月額 (H21.7.1現在の実態調査)
C. 町職員平均給与平均比較方式	423	329	300	279	66,220	+35,041 (2.12倍)	○町職員(一般行政職)の56歳から59歳までの11人の平均給料を議長の標準歳費額とし、これから現行の議長歳費月額に対する副議長、委員長、議員の差を減じる (H22年度給与実態調査)
D. 全国町村議会議長会方式に全議員と三役人件費比較率を加味	315	210	187	175	42,435	+11,256 (1.36倍)	○A方式に、全議員人件費総額が三役人件費総額を超えることのないよう調整率(0.54)を歳費月額に乗じて算定 (三役総額42,511千円 ÷ A総額78,640千円 = 0.54)
E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味	247	195	175	162	38,665	+7,486 (1.24倍)	○A方式の標準率を人口規模が当町と同ランク(5千人以上1万人未満)の全道51町村の町長の給料に対する比率に置き換えて算定 (H21.7.1現在の実態調査)
F. 全国町村議会議長会方式に全国平均の長給料に対する比率を加味	266	214	201	195	45,169	+13,990 (1.45倍)	○A方式の標準率を人口規模が当町と同ランク(5千人以上1万人未満)の全国251町村の町長の給料に対する比率に置き換えて算定 (H21.7.1現在の実態調査)
■現行	198	155	141	131	31,179	-	12人分を議員10人で賄う
■元に戻す					37,078		元に戻し、12人分を12人で賄う

(6) 5つの原則

議員歳費を算定する方式を検討する際に考慮すべき原則を整理し、6方式に「現行」と「元に戻す」を加えた8方式がこれらの原則に即しているか検討しました。原則が歳費の引き上げに、プラスに作用するもの、マイナスに作用するもの、どちらにも作用しないものに区分しました。

- 議員の活動日数をできるだけ算定に反映させる【プラス】
- 極端に歳費月額が高くなるような基準の採用は避ける【マイナス】
- 基準と数字を示して説明できる方式をめざす【中立】
- 財政状況に配慮する【マイナス】
- 議会活動の活性化をさらにめざす【プラス】

区 分	歳費 (年間)	説 明	歳費算定のための原則				
			活動 日数	歳費 抑制	基準 数字	財政 配慮	議会 活動
A. 全国町村議会議長会検討方式	78,640	現行と比較すると2.52倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費325千円を比較すると1.85倍となる。2元代表制における町長との関係からも理論的な方式である。	○	×	○	×	○
B. 類似団体等比較方式	41,915	現行と比較すると1.34倍となる。議員の活動日数がどのように反映されているか客観的に説明することは困難である。従来からの方式に最も近く、町民の理解は得やすい。	×	○	×	○	×
C. 町職員平均給与平均比較方式	66,220	現行と比較すると2.12倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費279千円を比較すると1.56倍となる。議員の活動日数が反映されたものとはなっていない。	×	×	○	×	×
D. 全国町村議会議長会方式に全議員と三役人件費比較率を加味	42,435	現行と比較すると1.36倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費175千円を比較すると0.99倍となる。2元代表制における議員歳費を三役(執行機関)給料総額内に抑える方式である。	△	○	○	○	△
E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味	38,665	現行と比較すると1.24倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費162千円を比較すると0.92倍となる。議員の活動日数が反映されたものとはなっていない。	×	○	○	○	×
F. 全国町村議会議長会方式に全国平均の長給料に対する比率を加味	45,169	現行と比較すると1.45倍となる。全道Cランクの議員報酬176千円と仮算定した議員歳費195千円を比較すると1.11倍となる。議員の活動日数が反映されたものとはなっていない。	×	×	○	○	×
■ 現行の歳費	31,179	12人分を議員10人で賄う	×	○	×	○	×

■元に戻す	37,078	元に戻し、12人分を12人で賄う	×	○	×	○	×
-------	--------	------------------	---	---	---	---	---

(7) 算定方式の絞りこみ等

13頁(6)の原則に即しているもの上位3方式(A、D、E)に絞り、それぞれの課題・問題点を確認しながら対応について整理しました。

■ A. 全国町村議会議長会検討方式

[課題・問題点]

- ① 管内、全道と比べ非常に高い歳費月額となる
※議員の例では、全道平均258,776円の1.26倍
- ② 町長給料の変動に大きく左右される
- ③ 町長と議員の責任度合いを同様に考えて良いか
- ④ 議員と議長の歳費月額に大きな差が生じる

[対応と整理]

□ 課題①②③

ア. 議員活動日数の再整理

確認した議員の活動日数は、表に現れる活動68日、表に現れない活動95日、計163日を標準とする考えです。議論では、一般質問への取り組みや本会議に付随した活動の実態等が各議員によってばらつきがあるのではないかと指摘もありました。H21年度の議会評価を見ると、35項目のうち「△一部水準に達していない」が7項目ありました。この結果は、表に現れない本会議や委員会に付随する活動等が充分でないことも要因にあると考えられます。このため、表に現れない活動日数95日については、1/2を減じて48日を標準とすべき日数とし、表に現れる68日を加えた116日を標準活動日数とする再整理です。これにより、町政の代表者である町長の責任と、町民の代表機関である議会(議員)の責任の重さ(程度)のバランスを考慮しました。

イ. 基準となる給料の再整理

町長の給料から三役の平均給料に基準を変えることで大きな変動を極力避けることができると思います。

□ 課題④

ほぼ常勤に近い議長は高い歳費額となります。議員を1とした場合の役職別の全道の類似団体(C区分)の比率により、議長、副議長、委員長の歳費月額を算定する再整理です。

※ 北海道町村議会実態調査の役職別比率（平成 21 年 7 月 1 日現在）

議員 1.0 → 委員長 1.08 → 副議長 1.19 → 議長 1.49

■ D. 全国町村議会議長会方式に全議員と三役人件費比較率を加味

〔課題・問題点〕

- ① 副町長を置かない場合は歳費月額に大きく影響する
- ② 三役と議会の役割の比較を説明できるか
- ③ 議員定数が少なくなると歳費月額は高くなる

〔対応と整理〕

□ 課題①③

現状からすると、副町長を「置かない」とする想定は難しいと考えます。当該方式は A 方式で求めた歳費額の総額を三役人件費総額内に収まるよう調整するものです。仮に副町長を置かない場合の歳費額は当然大幅に少なくなります。逆に議員定数を少なくすると高くなります。特別職や議員数の増減が歳費月額に大きく影響する方式であることから、課題解決はできないと考えます。

□ 課題②

二元代表制における議会と執行機関（三役）の対等関係を、議員歳費の総額と三役人件費の総額の比較で説明することは難しいと考えられます。

■ E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味

〔課題・問題点〕

- ① 全道議員の長給料に対する平均割合を活動日数（比率）に置き換えることが説明できるか

〔対応と整理〕

□ 課題①

町長の職務遂行日数と議員の活動日数の比率を、北海道町村議会実態調査による議員の長給料に対する平均割合に置き換える方式です。当該実態調査には、議員報酬の決定方法（根拠、方式）の調査項目はありません。相違する尺度に置き換えることの説明は難しいと考えます。

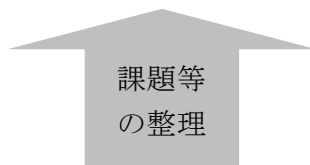
○まとめ

3 案の課題・問題点を整理した結果、「A. 全国町村議会議長会検討方式」を再整理し、福島町議会の標準とすべき歳費月額を算定することが適当であると整理しまし

(8) 「A. 全国町村議会議長会検討方式」の再整理

再整理した方式による歳費月額等は次のとおりとなります。なお、次に掲げる表はA方式との比較を参考に記載しています。

区 分	歳費 (年間)	説 明	歳費算定のための原則				
			活動 日数 (a)	歳費 抑制 (b)	基準 数字 (c)	財政 配慮 (d)	議会 活動 (e)
■福島町方式	41,323 千円	現行総額(31,179千円)と比較すると1.33倍となる。A方式の4つの課題・問題点を再整理した方式である。	○	○	○	△	○
○歳費月額 議 長 259,000 円 (1 人) 副議長 207,000 円 (1 人) 委員長 187,000 円 (3 人) 議 員 174,000 円 (7 人)		○算定基準 1. 標準率 議 員 30% (116 日÷町長 301 日) 2. 基準とする給料月額 580,000 円 (三役平均) 3. 役職調整 議員を「1」とし、次の率を議員の月額に乗じて得た額に調整 委員長 1.08 副議長 1.19 議 長 1.49	○補足説明 (a) 議員の活動日数が100%反映 (b) 高くなる歳費月額を抑制できる (c) 方式・数字を説明できる (d) 極力負担を抑えている (e) 活動内容が充分加味される				
備 考		①標準率はP7「表3 標準とすべき議会活動日数」を調整した日数 ②平均給料58万円(町長65万円、副町長57万円、教育長53万円の平均) ③役職調整は町村議会実態調査(北海道集計)による議員報酬額を「1」とした場合の、委員長、副議長、議長の報酬額の比率					



区 分	歳費 (年間)	説 明	歳費算定のための原則				
			活動 日数 (a)	歳費 抑制 (b)	基準 数字 (c)	財政 配慮 (d)	議会 活動 (e)
A. 全国町村議会議長会検討方式	78,640 千円	現行総額(31,179千円)と比較すると2.52倍となる。2元代表制における町長との関係からも理論的な方式である。	○	×	○	×	○
○歳費月額 議 長 585,000 円 副議長 390,000 円 委員長 347,000 円 議 員 325,000 円 〔注〕 仮算定額であること		○算定基準 1. 標準率 議 員 50% (163 日÷町長 301 日) 副議長 60% (199 日÷町長 301 日) 議 長 90% (271 日÷町長 301 日) 2. 基準とする給料月額 650,000 円 (町長給料)	○補足説明 (a) 議員の活動日数が100%反映 (b) 極端に歳費月額が高くなる (c) 方式・数字を説明できる (d) 負担は大幅に増える (e) 活動内容が充分加味される				

備

考

①標準率はP7「表3 標準とすべき議会活動日数」による

◎調査検討の結果

福島町議会の標準とすべき議員の歳費月額を算定する方式は、全国町村議長会検討方式を改良した方式（以下「福島町方式」という）が最も適当と考えます。この福島町方式は、検討にあたり整理した5つの原則に合致するよう、課題・問題点に即してA方式を改良したものです。特に諮問会議で重要視したのは、①議会活動日数を反映したものとすること、②基準と数字を示して説明できるものとすることの2点です。議員の議会活動日数を歳費に反映させること、そして根拠となる数字を町民に説明することが重要であると考えました。全国的に見ても議員の歳費月額を決める確かな方法はありません。そうした中で、一定の方式を検討することは、福島町議会では初めてのことであり、それだけに判断がきわめて難しい点がありました。当該方式は、福島町議会の活動状況と議会基本条例における「議員歳費」の位置付けからも、また今後とも持続的に活用できる方式という点からも理想的なものと考えています。

1. 算定方式名

福島町方式

2. 算定基準

- ① 標準率は、議員の活動日数（116日）と町長の職務遂行日数（301日）の比率30%とします。
- ② 基準とする給料月額は、三役平均給料月額580,000円とします。
- ③ 議員を「1」とし、次の率を議員の月額に乗じて得た額に調整します。
委員長1.08 副議長1.19 議長1.49

3. 標準とすべき歳費月額

議員 174,000円
委員長 187,000円
副議長 207,000円
議長 259,000円

※参考（福島町方式による年間歳費総額）

- 定数12人の場合 41,323千円
- 定数10人の場合 34,867千円

○ 検討に用意した資料

1. 議員の議会活動状況調べ（活動日数）
2. 議員定数の変遷と全道及び管内の議員数
3. 議員歳費の変遷等
4. 町の決算状況等（平成16年度～平成21年度）
5. 今後の財政推計等（平成22年度～平成26年度）
6. 議会費の一般会計に占める割合（平成21年度当初予算）
7. 6方式の具体的な算定
 - （1）A. 全国町村議会議長会検討方式
 - （2）B. 類似団体等比較方式
 - （3）C. 町職員平均給与比較方式（千葉県栄町議会）
 - （4）D. 全国町村議会議長会方式に全議員と三役人件費比較率を加味
 - （5）E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味
 - （6）F. 全国町村議会議長会方式に全国平均の長給料に対する比率を加味
8. 第4回会議（平成22年9月4日）における議員との意見交換の内容

1. 議員の議会活動状況調べ（活動日数）

（1）議員活動の範囲・定義の確認

従来の地方自治法上の議会活動は、「本会議・常任委員会・特別委員会・議会運営委員会・議員の派遣」であったが、平成20年の地方自治法の一部改正により、議会運営や議案審査を充実するために行われてきた「議員全員協議会等の各種会議」を会議規則（当町は条例）に加えることにより正式な議会活動に位置付けることが可能となり、議会活動の範囲が拡充されました。また、当町議会は、昨年4月からスタートした議会基本条例に「通年議会（会期を4月から翌年3月までの1年間とし議会・議員活動を行う）」を定め、そのメリットを活用し幅を広げた議会活動を行っています。議会白書における議会活動の範囲（内容）は次のとおりです。なお、議会白書に記載されていない日常の議員活動（住民接触、調査研究、資料調査など）が他にあります。また、議長は日々、議会事務局への指示（連絡調整を含む）及び決済があります。

（2）会議の種類

- ①本会議（会議条例第6条～第8条）
- ②常任委員会（会議条例第110条～111条 総務教育・経済福祉・広報広聴）
- ③議会運営委員会（会議条例第113条）
- ④特別委員会（会議条例第114条）

（3）会議条例第108条に定める「協議等の場」

- ①全員協議会（議案の審査又は議会の運営に関する協議・調整）
- ②正副議長・正副委員長会議（議案の審査又は議会の運営に関する協議・調整）
- ③委員会協議会（委員会の運営に関する協議・調整）

■平成21年度の議会・議員の活動状況

（1）本会議・常任委員会・議会運営委員会・特別委員会・全員協議会

区 分	全議員				委員及び委員外議員			
	本会議	特別委員会	全員協議会	議会報告会	総務教育	経済福祉	広報広聴	議会運営委員会
日 数	16.0	11.0	3.0	1.0	12.0	13.0	4.0	22.0
渡島管内平均	15.8	16.6	6.3	—	20.0 (1委員会平均 8.6)			12.7

全道町村平均	15.0	16.8	6.2	—	17.1 (1 委員会平均 7.9)	11.4
全国町村平均	17.4	5.7	4.6	—	9.0 (1 委員会平均 6.9)	10.2

(2) 正副議長正副委員長会議・議員の派遣

区 分	正副議長・正副 委員長会議	議員の派遣（研修）		
		全道議長会	渡島管内議長会	4町議会協議会
日 数	2.0	2.0	1.0	1.0

(3) その他の活動

各種行事（学校関係、議員会・林産業活性化議員連盟、消防・自衛隊関係、町主催行事、その他団体行事）の出席及び行政視察受け入れ、議長及び副議長の出張 など

①. 学校関係

行 事 名	出席状況		
	議 長	副議長	議 員
福島保育所入所式	○	—	—
吉小入学式	○	—	3人
福小入学式	—	—	2人
福中入学式	○	—	—
吉中入学式	—	○	3人
福商業高校入学式	—	○	2人
吉岡幼稚園入園式	—	—	3人
福島幼稚園入園式	—	○	2人
吉岡町民運動会	○	—	1人
福中体育大会	○	—	—
福小大運動会	○	—	—
福島保育所運動会	○	—	—
福島幼稚園運動会	○	—	—
福中学校祭	○	—	—
吉中学校祭	○	—	—
吉小学芸会	○	—	—
福小学習発表会	○	—	—
福中吹奏楽部演奏会	○	—	—
吉幼ゆうぎ会	○	○	—
福中日曜参観日	○	○	2人

行 事 名	出席状況		
	議 長	副議長	議 員
福保おゆうぎかい	○	○	2人
連合PTA会研究大会	○	—	1人
吉岡中学校閉校式	○	○	10人
高等学校卒業式	○	○	2人
吉中卒業式	○	—	4人
福中卒業式	—	○	3人
吉小卒業式	○	—	4人
福小卒業式	—	○	4人
吉岡幼稚園卒園式	○	—	3人
福島幼稚園卒園式	—	—	3人
【31行事】	22回	10回	延べ 54人 平均 5.4回

行 事 名	出席状況		
	議 長	副議長	議 員
道南林活意見交換会	—	—	1人
道南林活連絡役員会	—	—	1人
森づくり植樹祭	○	○	6人
議員会役員会	—	—	5人
議員会総会	○	○	10人
林活総会	○	○	10人
道南林活総会	—	—	2人
道南林活役員研修会	—	—	1人
【8行事】	3回	3回	延べ 36人 平均 3.6回

②. 議員会・林業活性化議員連盟

③. 消防・自衛隊関係

行 事 名	出席状況		
	議 長	副議長	議 員
自衛隊父兄会定期総会	○	—	—
消防団総合訓練大会	○	○	8人
指揮広報車受納式	○	—	2人
四署消防総合訓練	○	—	1人
函館駐屯地記念行事	○	—	—
福島消防団出初式	○	—	7人
【6行事】	6回	1回	延べ 18人 平均 1.8回

④. その他団体行事

行 事 名	出席状況		
	議 長	副議長	議 員
観光協会通常総会	—	—	3人
春の交通安全町民大会	○	—	2人
林野火災予消防対策	○	—	—
横綱の里商店街総会	—	○	—
コミュニティ運動推進協総会	—	○	—
女だけの相撲大会	○	—	4人
相撲協会定期総会	○	—	1人
交通安全協会総会	○	—	—
商工会通常総会	○	—	3人
火葬場建設安全祈願祭	○	—	7人
老人クラブ連合会総会	—	○	—
やるバイカまつり	○	—	1人

行 事 名	出席状況		
	議 長	副議長	議 員
建設協会新年交礼会	○	—	—
農協通常総会	○	—	1人
森林組合通常総会	○	—	2人
公明党よこやま信一	○	—	3人
青年主張大会	○	—	3人
【25行事】	20回	6回	延べ 43人 平均 4.3回

秋の交通安全大会	○	○	－
故川村正氏の法要	○	－	3人
カントリーフェスティバル	○	○	－
黒米料理試食会等	－	○	4人
南北駅伝交流会	○	－	1人
南北駅伝競走大会	○	－	2人
職業援護相談所総会	○	－	－
商工会等新年交礼会	○	－	3人

⑤. 行政視察等受け入れ

行 事 名	出席状況		
	議 長	副議 長	議 員
高知県吾川郡町村議会	○	○	2人
千葉県袖ヶ浦市議会	○	○	2人
姫路市議会	○	○	2人
秋田県大潟村議会	○	－	2人
神奈川県湯河原町議会	○	○	2人
夕張郡長沼町議会	○	○	2人
福島県塙町議会経済厚生常任	○	○	2人
福島県西郷村議会議運	○	○	2人
三重県朝日町議会	○	○	2人
千葉県横芝光町議会	○	○	2人
埼玉県久喜市議会議運	○	○	2人
宮城県松島町議会議運	○	○	2人
蘭越町議会議運	○	○	2人
三重県四日市市議会	○	○	2人
徳島県佐那河内村議会	○	○	2人
福島県浪江町議会総務常任	○	○	2人
静岡県松崎町議会常任	○	○	2人
北広島市議会議運	○	○	2人
鳥取県江府町議会	○	○	2人
愛媛県新居浜市議会議運	○	○	2人

行 事 名	出席状況		
	議 長	副議長	議 員
桜川市オンブスマン	○	－	－
上ノ国町議会	○	○	3人
秩父別町議会	○	○	2人
多摩市議会議運	○	○	2人
兵庫県宝塚市議会会派	○	－	2人
和歌山県美浜町議会	－	－	3人
沖縄県北部市町村議会議長会	○	○	3人
山形県飯豊町議会	○	○	2人
厚真町議会議運	○	○	2人
鳥取県町村議会事務協議会	○	○	2人
南部後志町村議会正副議長会	○	○	3人
西日本新聞取材	－	○	－
大分市議会	－	○	－
大仙市議会会派	○	○	3人
【34回】	31回	30回	延べ 67人 平均 6.7回

用 務	日数等	
	議長	副議長
第9回北海道福島会総会ほか	3	
第34回町村議会議長・副議長研修会		3
渡島西部四町議会議員連絡協議会 第1回理事会	1	1
平成21年度渡島総合開発期成会定期総会	1	
支庁制度改革等に係る地域意見交換会	1	
北海道町村議会議長会定期総会ほか	3	
第7回「地方の元気回復対話交流会」	2	
平成21年度北海道町村議会議長会主催議員研修会	2	
函館開港150周年記念式典		1
平成21年度渡島地方総合訓練大会		1
平成21年度札幌福島会総会	2	
平成21年度札幌・東京要望	3	
北海道町村職員退職手当組協議会定例会	2	
渡島・檜山町村議会議長連絡会議	1	

■ 議員活動日数について（平成21年度実績）

平成21年度の議会・議員の活動状況による、議長、副議長及び議員の平成21年度の議会活動日数は次のとおりです。

⑥. 議長・副議長の出張等

用 務	日数等	
	議長	副議長
衆議院議員選挙当選による表敬訪問（おおさか議員）	1	
ねりんピック北海道・札幌H21	2	
元道議会議員 故川村正氏の法要	1	
陸上自衛隊函館駐屯地59周年記念行事	1	
友好市町調印式	3	
渡島管内市町議会議員研修会	1	1
全国町村議会議長会第53回町村議会議長全国大会	2	
市町村職員中央研修所出講	3	
北海道市町村職員退職手当組協議会定例会	2	
渡島西部四町議会議員連絡協議会 第2回理事会		1
渡島町村議会議長会定例総会	1	
渡島西部四町議会議員連絡協議会議員研修会	1	1
新党大地 新春のつどい	1	
【27用務】	40	9

区 分	○本会議・常任委員会・議会運営委員会・特別委員会 + ○正副議長正副委員長会議・議員の派遣	○その他の活動	計
議 長	■全議員 31日 + 委員等 51 = 82日	■81日	163日

	<input type="checkbox"/> 全会議に出席	<input type="checkbox"/> 出張以外 82 回 出張 40 日	
副議長	<input checked="" type="checkbox"/> 全議員 31 日 + 委員等 39 日 = 70 日 <input type="checkbox"/> 経済福祉、広報広聴、議会運営委員会に出席	<input checked="" type="checkbox"/> 34 日 <input type="checkbox"/> 出張以外 50 回 出張 9 日	104 日
議員	<input checked="" type="checkbox"/> 全議員 31 日 + 委員等 26 日 = 57 日 <input type="checkbox"/> 総務教育、経済福祉、広報広聴、議会運営委員会の出席合計日数 51 日の 2 分の 1	<input checked="" type="checkbox"/> 11 日 <input type="checkbox"/> 出張以外 21.8 回	68 日

注) ①P19 から P22 までの実績による活動日数である。

②その他活動分は出張を除き、1 回の出席を 4 時間とし、8 時間を 1 日としている。

2. 議員定数の変遷と全道及び管内の議員数

(1) 当町の議員定数等の変遷

区分	人口	世帯数	有権者数	投票者数	投票率	議員定数	立候補者数	議員1人当たりの町民数
S38	12,629	2,272	6,678	5,482	82.09	26	37	486
S42	11,900	2,465	6,587	5,602	85.05	26	—	458
S46	11,622	2,764	7,143	6,183	86.56	26	34	447
S50	12,188	3,121	7,741	6,904	89.19	26	35	468
S54	11,564	3,081	7,613	6,772	84.62	26	30	445
S58	10,601	3,011	7,154	6,316	88.29	22	26	482
S62	9,314	2,830	6,641	6,014	90.56	18	26	517
H3	8,376	2,748	6,220	5,593	89.92	18	20	465
H7	7,620	2,693	5,906	5,182	87.74	16	17	476
H11	6,997	2,615	5,653	4,812	85.12	16	18	437
H15	6,512	2,602	5,404	4,573	84.62	14	16	465
H19	5,708	2,444	4,858	3,790	78.02	12	13	475
H23	5,263	2,380	4,678					

(注) H23の人口は4月末、有権者数は3月末の人数

(2) 全道及び渡島管内の議員定数等(平成21年7月1日現在)

人口段階区分	町名	人口	面積(k㎡)	定数	任期満了日
B	鹿部町	4,664	110.6	10	H25.2.19
C	福島町	5,400	187.2	12	H23.8.31
	知内町	5,275	196.6	12	H24.4.8
	木古内町	5,494	221.8	12	H23.4.30
	長万部町	6,622	310.8	12	H23.4.30
D	松前町	9,516	293.0	14	H23.6.30
	森町	18,388	368.2	22	H23.4.22
E	七飯町	28,950	216.6	18	H23.4.30
	八雲町	19,270	955.9	26	H21.10.22

○人口段階区分 B2,000人以上5,000人未満、C5,000人以上10,000人未満
D10,000人以上20,000人未満、E20,000人以上

■全道C平均 人口6,571人、定数12.3人

3. 議員歳費(報酬)変遷等の調べ

(1) 議員歳費の変遷と渡島管内、全道及び全国の歳費(報酬)

ア. 当町の議員歳費の変遷

年月日	歳費月額(円)				期末手当(支給率)	町長の給料	町長の給料に対する比率(%)	摘要
	議長	副議長	委員長	議員				
S40.12.1	12,500	11,000		10,000	300/100	140,000	7.1	
S41.1.1	20,000	17,000		14,000		140,000	10.0	

S43. 10. 1	25,000	20,000		17,000		170,000	10.0	
S46. 7. 1	30,000	25,000		22,000		200,000	11.0	
S47. 12. 1					400/100			
S48. 4. 1	55,000	48,000	45,000	40,000		250,000	16.0	
S49. 4. 1	75,000	60,000	55,000	50,000		300,000	16.7	
S51. 9. 1	100,000	80,000	75,000	70,000		360,000	19.4	
S53. 6. 1	125,000	100,000	95,000	90,000		420,000	21.4	
S55. 6. 1	160,000	125,000	115,000	110,000		550,000	20.0	
S60. 12. 1	200,000	160,000	150,000	140,000		600,000	23.3	
H2. 4. 1	230,000	175,000	160,000	150,000		700,000	21.4	
H3. 12. 1					425/100			期末手当に 15/100 加算
H5. 4. 1	255,000	200,000	180,000	170,000		800,000	21.3	
H17. 4. 1	245,000	195,000	175,000	165,000	(355/100)	650,000	25.4	期末手当を 75/100 減
H 18. 4. 1	234,000	184,000	165,000	157,000		650,000	24.2	
H 19. 9. 1	198,000	155,000	141,000	131,000		650,000	20.2	額支給
H 22. 4. 1					390/100			期末手当 35/100 引き下げ

イ. 渡島管内、全道及び全国の議員報酬等（平成 21 年 7 月 1 日現在）

人口段階区分	町名	議員報酬等（円、％）						給料（円）
		議 長	副議長	議 員	常任 委員長	議会運営 委員長	期末手当	
B	鹿部町	239,000 (32.8)	185,000 (25.4)	158,000 (21.7)	167,000 (22.9)	167,000 (22.9)	400/100 加算なし	729,000
C	福島町	198,000 (30.5)	155,000 (23.8)	131,000 (20.2)	141,000 (21.7)	141,000 (21.7)	355/100 加算 15%	650,000
	知内町	243,000 (35.5)	190,000 (27.7)	162,000 (23.6)	171,000 (25.0)	171,000 (25.0)	425/100 加算 15%	685,000
	木古内町	230,000 (54.8)	180,000 (42.9)	153,000 (36.4)	162,000 (38.6)	162,000 (38.6)	350/100 加算 15%	420,000
	長万部町	250,000 (38.6)	205,000 (31.6)	175,000 (27.0)	185,000 (28.5)	185,000 (28.5)	430/100 加算 15%	648,000
D	松前町	257,000 (39.2)	200,000 (30.5)	176,000 (26.8)	183,000 (27.9)	183,000 (27.9)	425/100 加算 15%	656,000
	森 町	265,000 (43.5)	210,000 (34.5)	180,000 (29.6)	190,000 (31.2)	190,000 (31.2)	365/100 加算 15%	609,000
E	七飯町	330,000 (41.3)	260,000 (32.5)	230,000 (28.8)	240,000 (30.0)	240,000 (30.0)	430/100 加算 15%	800,000
	八雲町	270,000 (37.9)	210,000 (29.5)	180,000 (25.3)	190,000 (26.7)	190,000 (26.7)	425/100 加算 15%	712,800

全道	渡島管内	253,555 (38.6)	194,444 (30.4)	171,666 (26.1)	181,000 (27.6)	181,000 (27.6)	416/100	656,644
	C (51)	263,823 (38.0)	210,435 (30.3)	176,676 (25.5)	191,056 (27.6)	191,056 (27.6)	396/100	693,466
	全体 (145)	258,776 (37.5)	207,275 (30.0)	175,135 (25.3)	188,511 (27.3)	188,903 (27.2)	409/100	690,892
	最高	344,000 (音更町)	269,000 (音更町)	240,000 (当別町)	248,000 (当別町)	248,000 (当別町)	445/100 (土幌町)	866,000 (白糠町)
	最小	191,000 (音威子府村)	142,000 (音威子府村)	123,000 (音威子府村)	132,000 (音威子府村)	141,000 (福島町)	120/100 (足寄町)	385,000 (斜里町)

全国	C (251)	273,657 (41.7)	220,288 (33.5)	198,434 (30.2)	204,273 (31.1)	203,934 (31.0)	336/100	656,818
	全体 (992)	286,507 (42.6)	231,744 (34.4)	210,324 (31.2)	215,331 (32.0)	215,789 (32.1)	343/100	673,069

注) 議員報酬等欄の () は町長の給料に対する割合

4. 町の決算状況等（平成16年度～平成21年度）

平成16年度から平成21年度までの一般会計の決算状況等は、次のとおりです。

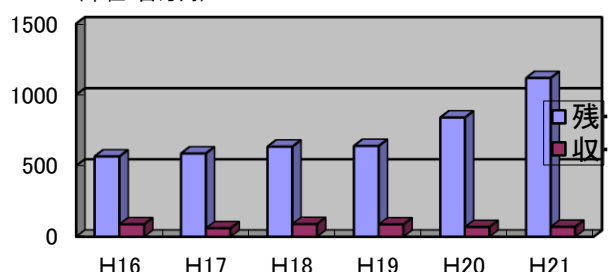
(単位：百万円、%)

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21
歳入総額	4,468	3,393	3,047	3,244	3,359	4,054
うち地方税	486 (10.9)	467 (13.8)	445 (14.6)	463 (14.3)	463 (13.8)	428 (10.6)
うち交付税	1,698 (38.0)	1,729 (51.0)	1,760 (57.8)	1,727 (53.2)	1,854 (55.2)	1,893 (46.7)
歳出総額	4,380	3,333	2,957	3,157	3,290	3,984
うち議会費	80 (1.8)	70 (2.1)	66 (2.2)	61 (1.9)	58 (1.8)	64 (1.6)
差し引き	88	60	90	87	69	70
財政調整基金 年度末残高	565	586	634	639	839	1,117
地方債現在高	6,270	6,046	5,636	5,259	4,839	4,737

注) () は構成割合である

5. 今後の財政推計等 (平成22年度～平成26年度)

(単位：百万円) 基金残高と収支の推移



平成22年3月に議決した「福島町まちづくり行財政推進プラン」による、平成22年度から平成26年度までの財政推計等は、次のとおりです。

(単位：百万円、%)

区 分	H22	H23	H24	H25	H26	備考
歳入総額	2,955	3,413	2,898	3,023	3,006	
うち地方税	407 (13.8)	395 (11.6)	381 (13.1)	369 (12.2)	354 (11.8)	H21当初予算額をベースに推計
うち交付税	1,843 (62.4)	1,761 (51.6)	1,773 (61.2)	1,762 (58.3)	1,717 (57.1)	国勢調査推計人口により推計
うち財調繰入金	34 (1.2)	173 (5.1)	77 (2.7)	115 (3.8)	162 (5.4)	歳入不足を補うための財政調整基金の取り崩し
歳出総額	2,955	3,413	2,898	3,023	3,006	
うち人件費	754 (25.5)	738 (21.6)	712 (24.6)	717 (23.7)	673 (22.4)	議員を含む全ての人件費
うち建設事業	171 (5.8)	710 (20.8)	228 (7.9)	390 (12.9)	431 (14.3)	第4次総合計画後期実施計画による事業費
差し引き	0	0	0	0	0	
財政調整基金	850	677	600	485	323	

年度末残高										
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

注) () は構成割合である

○ 推計人口

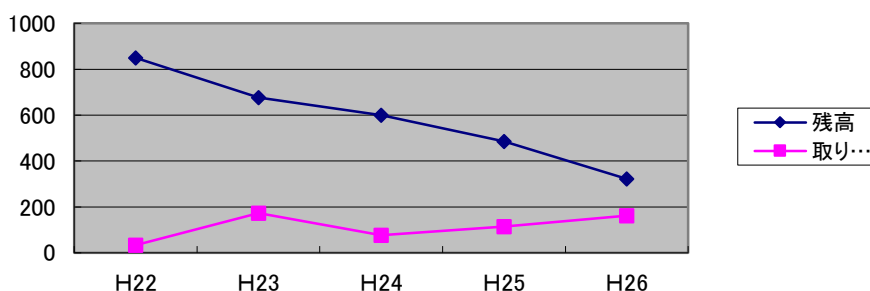
(単位：人)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
4/1 住基	6,158	5,910	5,708	5,549	5,384	5,251	5,091	4,943	4,823	4,641
国調人口	6,795	5,897					5,251			

H16年度の合併協議時に、(株)ぎょうせいによる人口推計伸び率をH20.3.31の実績へ乗じて算出

基金残高と取り崩しの推計

(単位：百万円)



6. 議会費の一般会計に占める割合 (平成21年度当初予算)

人口段階区分	町名	議会費 (千円)					一般会計当初予算 (千円)	構成比 (%)
		歳費 (報酬)	給料	手当等	その他	計		
B	鹿部町	20,580	9,079	10,703	8,511	48,873	2,536,000	1.9
C	福島町	20,316	11,250	12,226	14,329	58,121	3,228,126	1.8
	知内町	24,960	9,353	16,209	15,174	65,696	3,565,000	1.8
	木古内町	23,496	12,758	13,103	6,870	56,227	3,466,515	1.6
	長万部町	26,820	11,159	16,751	14,568	69,298	3,692,000	1.9
D	松前町	31,080	11,381	11,093	12,306	65,863	4,496,200	1.5
	森町	49,386	14,831	25,762	19,407	109,386	8,563,514	1.3
E	七飯町	51,720	18,610	32,250	28,994	131,574	8,600,000	1.5
	八雲町	53,790	10,333	28,044	32,614	124,781	11,873,000	1.1

人口段階区分	町名	議会費 (千円)					一般会計当初予算 (千円)	構成比 (%)
		歳費 (報酬)	給料	手当等	その他	計		
全道	渡島管内	33,572	12,083	18,460	16,976	81,091	5,557,817	1.5
	C (51)	28,656	10,128	14,475	12,931	66,190	5,130,183	1.3
	全体 (145)	28,220	10,116	14,885	13,463	66,684	5,096,431	1.3

人口段階区分	町名	議会費 (千円)					一般会計当初予算 (千円)	構成比 (%)
		歳費 (報酬)	給料	手当等	その他	計		
全国	C (251)	30,517	8,412	14,073	12,893	65,895	4,429,873	1.5

	全体 (992)	36,095	9,505	17,223	15,531	78,354	5,595,033	1.4
--	-------------	--------	-------	--------	--------	--------	-----------	-----

7. 6方式の具体的な算定

(1) A. 全国町村議会議長会検討方式による仮算定額

① 役職別標準率と歳費（月額）算定額

区分	標準率	計算式	歳費（月額）算定額	計算式
議長	90%	271日÷301日=90.0%	585,000円	650,000×90%
副議長	60%	199日÷301日=66.1%	390,000円	650,000×60%
議員	50%	163日÷301日=54.2%	325,000円	650,000×50%

注 ①活動日数はP7表3による。

②町長の職務遂行日数は301日とした。

(365日-祝日17日-年末年始5日-休日102日+休日等の行事出席60日=301日)

② 年間歳費額

(単位：円)

区分	歳費月額	歳費額	期末手当	共済費	合計
議長	585,000	7,020,000	2,623,725	①事務費 15,000円×12=180,000円 ②毎月分 325,000円×16.5/100×12 月×12人=7,722,000円 ①+②=7,902,000円	78,639,135
副議長	390,000	4,680,000	1,749,150		
委員長	347,000	4,164,000 (12,492,000)	1,556,295 (4,668,885)		
議員	325,000	3,900,000 (27,300,000)	1,457,625 (10,203,375)		
計	12人	51,492,000	19,245,135		

注 ①委員長の歳費月額は、S48からH19までの議員との平均割増率1.07を乗じて求めた。

②委員長は3人、議員は7人として算定した。③歳費額の()内はそれぞれの議員数の計である。以下、同じ。

(2) B. 類似団体等比較方式による仮算定額

① 類似団体等の比較による歳費（月額）

(単位：円)

類似団体等の比較区分	歳費（月額）算定額			
	議長	副議長	委員長	議員
①管内C区分平均（知内、木古内、長万部）	241,000	191,000	172,000	163,000
②全道C区分平均（51町村）	263,000	210,000	191,000	176,000
③全国C区分平均（145町村）	273,000	220,000	204,000	198,000

注 3区分の内、②全道C区分平均を採用した。

② 年間歳費額

(単位：円)

区分	歳費月額	歳費額	期末手当	共済費	合計
議長	263,000	3,156,000	1,179,555	①事務費	41,914,590

副議長	210,000	2,520,000	941,850	15,000円×12=180,000円 ②毎月分 176,000円×16.5/100×12 月×12人=4,181,760円 ①+②=4,361,760円
委員長	191,000	2,292,000 (6,876,000)	856,635 (2,569,905)	
議員	176,000	2,112,000 (14,784,000)	789,360 (5,525,520)	
計	12人	27,336,000	10,216,830	

(3) C. 町職員平均給与平均比較方式による仮算定額

① 福島町職員の給与〔福島町職員の給与～H22 給与実態調査より〕

(単位：円)

区分	全体平均		52歳～55歳		56歳～59歳	
	給料	給与	給料	給与	給料	給与
一般行政職	340,100	380,700	411,800	452,300	423,500	465,100

※給与に含まれている手当～扶養手当、住宅手当、通勤手当、管理職手当、時間外手当

② 役職別標準率と歳費（月額）算定額

(単位：円)

区分	算定額の考え方	歳費（月額）算定額
議長	56歳～59歳の平均給料を標準とする（課長職）	423,000
副議長	議長の報酬に対し約78%。議長から22%を減じる。	329,000
委員長	議長の報酬に対し約71%。議長から29%を減じる。	300,000
議員	議長の報酬に対し約66%。議長から34%を減じる。	279,000

③ 年間歳費額

(単位：円)

区分	歳費月額	歳費額	期末手当	共済費	合計
議長	423,000	5,076,000	1,879,155	①事務費 15,000円×12=180,000円 ②毎月分 279,000円×16.5/100×12 月×12人=6,629,040円 ①+②=6,809,040円	66,219,465
副議長	329,000	3,948,000	1,475,565		
委員長	300,000	3,600,000 (10,800,000)	1,345,500 (4,036,500)		
議員	279,000	3,348,000 (23,436,000)	1,251,315 (8,759,205)		
計	12人	43,260,000	16,150,425	6,809,040	

(4) D. 全国町村議会議長会方式に全議員と三役人件費比較率を加味

全議員の人件費総額が三役（町長、副町長、教育長）の人件費総額を超えないように歳費月額の標準を算定するものです。三役の人件費総額（H22当初予算）42,511千円を超えないように標準を算定することとなります。全国町村議会議長会方式による仮算定の年間歳費額は78,639千円となっているので、超える額の調整率を0.54（42,511千円÷78,639千円=0.540）とし、同じく標準率に乗じて得た額を歳費月額とするものです。

① 調整後の役職別歳費（月額）算定額

区分	標準率	計算式	歳費（月額）算定額	調整後の計算式
議長	90%	271日÷301日=90.0%	315,000円	650,000×90%×0.54
副議長	60%	199日÷301日=66.1%	210,000円	650,000×60%×0.54
議員	50%	163日÷301日=54.2%	175,000円	650,000×50%×0.54

② 年間歳費額

(単位：円)

円)

区分	歳費月額	歳費額	期末手当	共済費	合計
議長	315,000	3,780,000	1,412,775	①事務費 15,000円×12=180,000円 ②毎月分 175,000円×16.5/100×12 月×12人=4,158,000円 ①+②=4,338,000円	42,434,835
副議長	210,000	2,520,000	941,850		
委員長	187,000	2,244,000 (6,732,000)	838,695 (2,516,085)		
議員	175,000	2,100,000 (14,700,000)	784,875 (5,494,125)		
計	12人	27,732,000	10,364,835		

(5) E. 全国町村議会議長会方式に全道平均の長給料に対する比率を加味

標準率を北海道町村議会議長会の実態調査に基づく、議長、副議長、委員長及び議員と長との給料に対する当町議会と人口規模が同じCランク（51団体）の平均割合に置き換えて算定するものです。このことは、昭和53年に全国町村議会議長会が示した方式を参考に各団体が議員の活動日数を報酬の決定に反映させていると考えられるからです。昭和53年に全国町村議会議長会が示した標準率は、議長40%、副議長33%、議員30%です。

① 標準率置き換え後の役職別歳費（月額）算定額

区分	置き換え後の標準率	全道町村議会議長会の実態調査の長の給料に対する比率	歳費（月額）算定額	調整後の計算式
議長	38%	38.0%	247,000円	650,000×38%
副議長	30%	30.3%	195,000円	650,000×30%
委員長	27%	27.6%	175,000円	650,000×27%
議員	25%	25.5%	162,000円	650,000×25%

② 年間歳費額

(単位：円)

区分	歳費月額	歳費額	期末手当	共済費	合計
議長	247,000	2,964,000	1,107,795	①事務費 15,000円×12=180,000円 ②毎月分 162,000円×16.5/100×12 月×12人=3,849,120円 ①+②=4,029,120円	38,664,105
副議長	195,000	2,340,000	874,575		
委員長	175,000	2,100,000 (6,300,000)	784,875 (2,354,625)		
議員	162,000	1,944,000 (13,608,000)	726,570 (5,085,990)		
計	12人	25,212,000	9,422,985		

(6) F. 全国町村議会議長会方式に全国平均の長給料に対する比率を加味

Eの方式同様であり、全国町村議会議長会の実態調査のCランク（251団体）の平均割合に置き換えて算定するものです。

① 標準率置き換え後の役職別歳費（月額）算定額

区分	置き換え後の標準率	全国町村議会議長会の実態調査の長の給料に対する比率	歳費（月額）算定額	調整後の計算式
議長	38%	41.7%	266,000円	650,000×41%
副議長	30%	33.5%	214,000円	650,000×33%
委員長	27%	31.1%	201,000円	650,000×31%
議員	25%	30.2%	195,000円	650,000×30%

② 年間歳費額

(単位：円)

区分	歳費月額	歳費額	期末手当	共済費	合計
議長	266,000	3,192,000	1,193,010	①事務費 15,000円×12=180,000円 ②毎月分 195,000円×16.5/100×12 月×12人=4,633,200円 ①+②=4,813,200円	45,168,480
副議長	214,000	2,568,000	959,790		
委員長	201,000	2,412,000 (7,236,000)	901,485 (2,704,455)		
議員	195,000	2,340,000 (16,380,000)	874,575 (6,122,025)		
計	12人	29,376,000	10,979,280		

8. 第4回会議（平成22年9月4日）における議員との意見交換の内容

- ①議長から諮問されたとは言え、何も身分の保証もなく議員の歳費を決めるというのは大変だと思います。議員が予算を伴う条例を作ることは、大変な問題です。今回は、諮問会議が提案することになっていますが、これをこの後議員が提案することになります。諮問された事を議員が組み取って、条例の中に入れていくことになります。昭和55年に制定した特別職報酬等審議会条例があり、第2条の所掌事項に「町長は、議会の議員の議員報酬の額並びに町長及び副町長等の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとする。」とあります。議会基本条例を作り、議員の歳費を改正する場合は議員が提案するとなっています。予算を伴う条例を議員発議で提出して、それを可決することを諮問会議の皆さんはどこまで考えているか。
- ②議会基本条例では、議員の歳費を議員で決めると書いています。決めると言ってしまうたら素案も何もないです。議員の事を思い、町長側が特別職の報酬等審議会に提案してそこで決めるとなっています。一番嫌な所を諮問会議にお願いして決めてもらいたいと言っているのです。
- ③議員定数を定める一番大事なことは、福島町の議会に一体議員が何人必要なのか、そこから始めていかない限りは駄目だと思います。
- ④諮問会議を設けて、町民の目線から議事を他町も参考にしながら決めていけるということですから、諮問委員の責任とか、決め兼ねると言うことではなく、リラックスして近隣の四町の定数や歳費の問題も基本的なところ拾い上げてそこから一步步進んでいけば良いのではないかと考えます。従来よりも、諮問会議に世話になり、町民の意見を交えての歳費や議員定数ですから、そんなに責任を感じないで検討していただきたい。
- ⑤前回の改選期の時に10人分の給料を12人で割り返すという事をしました。この考え方について諮問会議の中でどのような意見が出たのか。歳費が上がるにしろ下がるにしろ、人数で割り返すようなことではなく、人数に対する歳費の形を出していただきたい。
- ⑥12人を10人の給料で割り返すというのは、自立プランが出来る前に決めた事です。これは議会が町民との懇談会の中で次期の定数は9人か10人か議論された中で出てきた問題です。歳費を提案すれば、町民の目線といっても高くなったら必ず町民から言われます。諮問会議でも4年前のこの整理の仕方をどのようにするかきちんとしないと前に進めないと思います。
- ⑦私は10人の報酬を12人で割り返すということに賛成した1人です。議員の委員会活動は、私が始めて議員になった当初から見るとかなりの議会に来る日数が多くなっているの10人では駄目で、やはり12人にといいことでした。町が大変厳しく赤字財政になるということもあって、議員の報酬を下げるべきだということで私も賛成し、現在に至っている訳です。今の議会活動は、委員長や副委員長を見るときかなりの日数で議会に足を運んでいます。やはり今の歳費では大変だと思います。自分の仕事を持っている人はいいとしても、これから若い人が議員になろうとしても今の歳費では、町のためにはやっていけないのでは

ないかと感じています。歳費の問題については大変なご苦労だと思います。諮問機関からいただいた意見をこれから議員として慎重に受けとめて、町民のためにしっかりと活動していきたいと思っています。

- ⑧定数と報酬の問題は一体のものとして考えられると思います。法律の議員定数の上限は2,000人未満の町村で12人です。間もなく5,000人を切るという段階では上限の18人の中に入る12人で現時点では適正、適当な定数と思っています。民意は今日の経済状況の中では、上げるとか増やすことは絶対反対であることは間違いありません。4年前に自立プランで決めた削減はその時代の決定です。時代が動いていく中でどれくらい変化してきたか、動いたかそれによって再度審議しながらどのような諮問結果の意見が出されてもそれを尊重すべきだと思います。尊重するというのと、その通りやるということはまた別だと思います。
- ⑨10人を12人で割り返しているのは、その時はそれがやむを得ずそういう形を取ったということだと思います。大きな合併問題が不調に終わった。議会の委員4名は全部反対でした。聞こえてくるには、議会が悪いから合併できないというような話まで聞こえました。まず、合併が出来なかった。そして自立プラン、町単独運営という非常に厳しい状況になってきたこと。常任委員会が2つになったこと。6人ずつ12人です。それを1人ずつ減らして10人になると、5人ずつの委員会になる。それから委員長、副委員長、議長、副議長というメンバーがその中に入ってくる訳で、非常に編成していくためには苦しい委員会事情になるということもあって、止む無く10人の報酬で12人ということでありました。これは議員とすれば、本当に素晴らしい状況というか、考え方ではなかったのかなと今でも自負しております。これからのことですが、4年前とこの4年間の間に議会の変わり様が委員長としてもびっくりするくらい変わっています。委員外委員制度で両方の委員会に出ることができること。当然回数が増えます。委員会そのものも随分増えています。これからの議論になると思いますが、議員を減らしていくという状況にはならないし、委員会を減らすという段階には絶対ならないということになると思います。
- ⑩平成11年から議長が代わり議会改革に着手してから、随分と議員活動も違いが出てきました。議会開催の時、会議に参加するだけが議員の活動、表面的なバッチを付けている時が議員活動だという考え方が従来あったと思います。諮問会議に参加させていただいて、実は感動しました。一般質問の準備の期間の日数であるとか、目に見えない活動をしっかりと諮問委員に理解させていただいて、しかも最初に歳費が少な過ぎるという委員の言葉に感動しました。益々、議会改革を基本条例に示した内容でしっかりと活動を進めていかなければならないと思いますし、諮問委員の言葉に足る活動の内容を作っていかなければいけないと思います。若い人達もしっかりと議会に参加していただく為には、やはり基本条例に示したように必要な標準の歳費を示すべきだと考えています。
- ⑪歳費の部分で今のままでは、可処分所得で考えると他の仕事をしての方が良いという理論も成り立つぐらいの額だと思います。更に下げていくというとうどうなるかという、生活に不安のある人はまず立候補できません。将来自分が年金をきちんと払って基礎年金プラス別な年金も貰えるというようなことを考えると、若い人が本当に立候補して地方自治を進めていくというところに行くかという、気持ちはあってもなかなか出来ない実態が出てくると思います。下げるということは、低所得者を排除する理論に繋がるとも思います。適正、これはなかなか難しいですが、首長或は特別職、管理職の1時間当たりの単価のようなものを基本（基準）として論議されるべきでないのかと思います。
- ⑫四町の議員が近い中でそれぞれの町の中で働いて頑張っていることを考えるならば、今の歳費であれば若い人は当然出てこないと言っています。これから先も出てこないと思います。それは、まちづくりとしてはちょっと欠けている所が出てくるのではないかと思います。
- ⑬アンケートを取って決めるようなニュアンスで言っていますが、それをやってしまうと、今の森町のような見方が出てきた時に、諮問会議としては全くミスをしたようなことになると思うので、その点はもう少し自重した方がいいと思います。議会活動を個々に町民が全て見ている訳ですから、そのような観点から

もただ人数を減らせば良いということではなく、民意の反映ということもありますし、今日の意見を総合的に取られて各方面からもう少し詰めていった方が今後の捉え方としては大変諮問委員会としても楽に考えられるのではないかと思います。

- ⑭人口減や高齢化率 36 パーセント以上の現状からすると、今の議員定数を削減し 10 人が良い感じがしますので、近隣町の報酬を考えて大体同じレベルの方に持って行ってもらいたいし、委員会も 1 つにしてやっている所もいっぱいあります。そういうことも考慮しながら諮問で色々揉んでいただきたいと思います。

資料7 住民懇談会

(1) 配布資料

議員 住民懇談会

◆平成27年度
定数・歳
2年
費に
関

○福島会場
2月10日(木)午後6時より
福祉センター(音楽室)

○福島会場
2月28日(水)午後6時より
吉野浜村環境改善総合センター



【 懇談会次第 】

1. 開会のことば
2. 議長あいさつ
3. 検討経過等の説明
4. 懇談・質疑
5. その他
6. 閉会のことば

昨年の議会報告会 (H22. 7. 3:福祉センタ

〔検討経過等の説明〕

1. 議会諮問会議の検討

適正な歳費の確立を期すため、①適正な議員定数、②適正な議員歳費について「福島町議会基本条例諮問会議」に諮問し、答申を受けました。

- ① 会議数 6回
- ② 「議員定数と議員歳費に関する答申」(H22.12.1)
- ③ 答申は3点

ア. 議員の活動日数(年間)は163日

イ. 議員定数

→10人と12人(現行のまま)とする2つの意見

ウ. 議員歳費

→福島町方式による算定(標準とすべき額)

議員 174,000円

委員長 187,000円

副議長 207,000円

議長 259,000円

- ④ 答申概要 P2～P5

※「議会だより(2/1発行)」から抜粋

議会 諮問会 答申

〔 議員定数は現状維持、議員歳費は削減による 〕

- 現行定数
12人
- 現行歳費
131,000円



答申を提出する今河会長（12月1日）

本年5月、議長は諮問会議（今河敏行会長）に対し、①適正な議員定数、②適正な議員歳費、③平成22年度議会評価、④議会基本条例全体の検討を諮問（意見を尋ねること）しました。

諮問会議では、5月から11月までに6回にわたる会議を開催し、①適正な議員定数と②適正な議員歳費の2つを集中的に調査審議しました。調査審議の結果、12月1日に今河会長より答申（問に答えて意見を述べることを）受けましたので、その概要をお知らせします。

なお、議会では答申内容を検討し、議員定数及び議員歳費の検討案をまとめ、2月上

■ 議会諮問会議の答申（抜粋）

私たちは、本年4月に諮問会議委員の委嘱を受け、議会活動の状況や議会基本条例の内容等を深めるため事前勉強会を2回開催し、諮問会議に臨みました。

近隣町の議会にあっては、厳しい町財政の状況や人口の減少等を反映し、議会の改革の一環として議員定数も減少する動きがあります。私たちは、このような状況への目配りとともに、本町のかかえる厳しい課題を直視しながら、議会基本条例に定めるように、地域主権社会にふさわしい、「しっかりと討議する議会」、「わかりやすく町民が参加する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」のいっそうの推進によって、議会が福島町の持続的で豊かなまちづくりに寄与することを念頭に、福島町議会のあるべき「議会活動日数、適正な議員定数、適正な議員歳費」の考え方を取りまとめました。

議員定数と議員歳費は町民にとっても大きな関心のあるテーマです。議会におかれましては本報告の内容を十分に検討された上で、町民に対してしっかりと説明責任を果たして決定されることを強く望みます。

本報告の検討に際しては、「福島町議会白書（平成21年度版）」、「第55回町村議会実態調査（全国集計・北海道集計）〔平成21年7月1日現在〕」等のデータを基に、議会活動日数の整理、議員歳費を決めるための手法、常任委員会の整理等について集中的に調査分析を行いました。

なお、「平成22年度 議会評価の検討、議会基本条例全体の検討」については、調査が終了しておらず、今後、当会議で鋭意検討する予定です。

1. 議員の標準とすべ

■ 福島町議会議員の議会活動日数

議員定数と歳費を検討する際の大きな要素の一つに議員の「議会活動日数」があります。

平成 21 年度の議会白書により、本会議、常任委員会及び全員協議会や各種行事で表に現れるものと（資料 1）、本会議における一般質問や議案の調査や住民接触等の表に現れない活動内容（資料 2）を確認し、福島町議会の標準とすべき議員の 1 年間の活動日数を資料 3 のとおり整理しました。

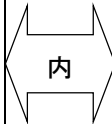
き議会活動日数(年間)は163日

区 分	日 数
①本会議、特別委員会、全員協議会、議会報告会	31
②常任委員会、議会運営委員会	26
③各種行事への出席、行政視察受け入れ	11
計	68

○資料 2 表に現れない議員の議会活動日数

区 分	日 数
①本会議に付随する活動	38
②常任委員会等に付随する活動	25
③政務調査の活動	8
④住民接触等	24
計	95

項 目	内 容	標準とすべき日数
①本会議に付随する活動	(1)一般質問の付随活動 ①質問準備のための調査研究 ②質問準備のための現地調査 ③質問原稿作成 ④質問書の通告（議長への提出） ⑤事前答弁書の確認	16
	(2)議案の調査 ①議案の精読 ②議案の調査 ③質疑、討論の準備	22
②常任委員会等に付随する活動	①資料の精読 ②資料の調査 ③質疑、討議の準備	25
③政務調査の活動	①調査項目の準備 ②調査計画の準備 ③現地調査の実施（視察） ④報告書の整理	8
④住民接触等	①住民との懇談 ②文書質問の準備、提出	24
計		95



■資料 3 標準とすべき議員の議会活動日数

区 分	日 数
①資料 1 表に現れる議員の議会活動日数	68
②資料 2 表に現れない議員の議会活動日数	95
計	163

2. 定数は「現状 12

■ 議員定数の検討

議員定数等の変遷や全道及び渡島管内の状況を確認し、常任委員会では現行の2つの委員会を引き続き維持していくことが必要であり、1つの委員会の定数は6人が適切としました。

◎ 調査検討の結果

定数を10人とする意見と現行のままとする2つの意見に分かれました。一つの意見に集約することに至らなかったことから、両論を併記し調査検討の結果とします。

「10人」と「12人(2減)」併記

(1) 定数10人とする意見

議員の議会活動は以前に比べると多くなっていることは充分理解できます。現行の12人でも大変きつい状況にあることも理解しています。しかし福島町の将来を見据え10人で切磋琢磨しながら議会活動をしている姿勢を、町民にアピールしていくことが大事だと考えます。議会基本条例を制定し、様々な議会改革に取り組み注目を浴びている福島町議会であればこそ、12人から10人に減じて頑張る方が、住民に理解されやすいと思います。そして、福島町議会が少ない議員で頑張っていることを全国に発信していただきたいと思います。常任委員会は、正副議長を除く8人の半数(4人)に正副議長が2つの委員会に所属するこ

(2) 現行(12人)のままとする意見

今後の議会活動が従前と決定的に違ってくるのは、地方分権改革によって、議会の役割が非常に重要になってくることです。これまでの自治体運営は行政中心に組み立てられてきましたが、今後は政策の決定や条例の制定において、住民を代表する議会の役割は非常に大きくなります。したがって、現行の12人の定数を減らすことは、分権改革の大きな流れに逆行するおそれがあります。しかし現在、分権改革は進行途上で最終的なかたちには至っていません。現行の定数で財政的に大丈夫なのであれば、当面はこれを維持し、人口5,000人を割った時点で改めて定数を考えても良いと思います。

○ 渡島管内の議員定数等 (H21.7.1 現在)

(単位：人)

町名	人口	現行定数	次期定数
福島町	5,400	12	—
松前町	9,516	14	12
知内町	5,275	12	—
木古内町	5,494	12	10
鹿部町	4,664	10	—
七飯町	28,950	18	—
森町	18,388	22	—
八雲町	19,270	26	—
長万部町	6,622	12	—

※木古内町と松前町は、次期改選期から適用する定数条例を改正しています。

○ 福島町の議員定数等の変遷

(単位：人)

年度	人口	議員定数	議員一人当たり町数
S50	12,188	26	468
S54	11,564	26	445
S58	10,601	22	482
S62	9,314	18	517
H3	8,376	18	465
H7	7,620	16	476
H11	6,997	16	437
H15	6,512	14	465
H19	5,708	12	475

3. 歳費は福島町方式

■ 議員歳費の検討

議員歳費の標準率(額)を決めるための6つの算定方式に、21年の標準率、歳費月額を確認し、検討にあたり考慮すべき5つの原則を設け、それぞれの課題や問題点とその対応を整理しました。

◎ 調査検討の結果

福島町議会の標準とすべき議員の歳費月額を算定する方式は、全国町村議長会検討方式を改良した方式(以下「福島町方式」という)が最も適当と考えます。この福島町方式は、検討にあたり整理した5つの原則に合致するよう、課題・問題点に即して改良したものです。特に諮問会議で重要視したのは、①議会活動日数を反映したものとすること、②基準と数字を示して説明できるものとすることの2点です。議員の議会活動日数を歳費に反映させること、そして根拠となる数字を町民に説明することが重要であると考えました。全国的に見ても議員の歳費月額を決める確かな方法はありません。そうした中で、一定の方式を検討することは、福島町議会では初めてのことであり、それだけに判断がきわめて難しい点がありました。当該方式は、福島町議会の活動状況と議会基本条例における「議員歳費」の位置付けからも、また今後とも持続的に活用できる方式という点からも理想的なものと考えています。



第6回諮問会議 (H

議員月額 17万4千円)による

○ 福島町方式とは

全国町村議長会検討方式は、町長の職務遂行日数と議長、副議長、議員それぞれの活動日数の比率を町長の給料月額に乗じて算定するものです。福島町方式で改良した点は、①議員の活動日数を基準とする、②三役給料平均月額を基準とする、③議員を「1」とし、役職調整を行うことです。

〔算定基準〕

- ① 町長職務遂行日数 301日
- ② 議員の活動日数 116日
※標準とすべき活動日数 163日から48日(表に現れない活動日数95日の2分の1)を減じた
- ③ 比率 30%
※116日÷301日≒30%
- ④ 三役平均給料 580,000円
- ⑤ 役職調整
委員長 1.08、副議長 1.19、議長 1.49
※全道の人口規模が同様の51町村の議員を「1」とした役職比率

○ 渡島管内の議員報酬等 (H21.7.1日現在)

(単位: 円)

町名	議員	委員長	副議長	議長	町長給料
福島町	131,000	141,000	155,000	198,000	650,000
松前町	176,000	183,000	200,000	257,000	656,000
知内町	162,000	171,000	190,000	243,000	685,000
木古内町	153,000	162,000	180,000	230,000	420,000
鹿部町	158,000	167,000	185,000	239,000	729,000
七飯町	230,000	240,000	260,000	330,000	800,000
森町	180,000	190,000	210,000	265,000	609,000
八雲町	180,000	190,000	210,000	270,000	712,800
長万部町	175,000	185,000	205,000	250,000	648,000

【標準とすべき歳費月額】

- 議員 174,000円
580,000円×30%=174,000円
- 委員長 187,000円
174,000円×1.08≒187,000円
- 副議長 207,000円
174,000円×1.19≒207,000円
- 議長 259,000円
174,000円×1.49≒259,000円

2. 議会の検討

諮問会議の答申を受けて、次のとおり検討しました。

- ・ 議会運営委委員会の検討 4回
- ・ 全員協議会の検討 2回

(1) 議員定数

■ 3つの意見

- 12人 民意の反映、議会の役割が大きくなる
- 11人 議員一人当たりの町民数を基準
過去平均 議員一人当たり/468人
改選期推計人口 5,150人 ÷ 468人 = 11人
答申の折衷案
- 10人 人口の減少、近隣町の動向
将来的な財政負担の軽減

(2) 議員歳費

■ 2つの意見

- 答申額とする 議員 174,000円
- 答申額の10%減 議員 156,000円

(3) 歳費総額の比較

6 ページ (2) と現行の歳費月額による、定数ごとの歳費総額は次のとおりです。

区 分	現 行	(A) 答申額	(B) 10% 減
議 員	131,000 円	174,000 円	156,000 円
委員長	141,000 円	187,000 円	168,000 円
副議長	155,000 円	207,000 円	185,000 円
議 長	198,000 円	259,000 円	232,000 円
その他	※ 現行 12 人の総額は 30,789 千円		

■ (A) 答申額による歳費総額

(単位：千円)

区 分	1 2 人	1 1 人	1 0 人
歳費総額	40,712	37,532	34,352
現行との比較	9,923	6,743	3,563

■ (B) 答申額の 10% 減による歳費総額

(単位：千円)

区 分	1 2 人	1 1 人	1 0 人
歳費総額	36,703	33,835	30,968
現行との比較	5,914	3,046	179

■資料1 「議員定数等の変遷^{へんせんとん}（移り変わり）」

区分	人口	世帯数	有権者数	投票者数	投票率	議員定数	立候補者数	議員1人当たりの町民数
S38	12,629	2,272	6,678	5,482	82.09	26	37	486
S42	11,900	2,465	6,587	5,602	85.05	26	—	458
S46	11,622	2,764	7,143	6,183	86.56	26	34	447
S50	12,188	3,121	7,741	6,904	89.19	26	35	468
S54	11,564	3,081	7,613	6,772	84.62	26	30	445
S58	10,601	3,011	7,154	6,316	88.29	22	26	482
S62	9,314	2,830	6,641	6,014	90.56	18	26	517
H3	8,376	2,748	6,220	5,593	89.92	18	20	465
H7	7,620	2,693	5,906	5,182	87.74	16	17	476
H11	6,997	2,615	5,653	4,812	85.12	16	18	437
H15	6,512	2,602	5,404	4,573	84.62	14	16	465
H19	5,708	2,444	4,858	3,790	78.02	12	13	475
H23	5,186	2,364	4,546					

- ・ H23 の人口、世帯は 12 月末、有権者数は 1 月 16 日執行の町長選挙人数
- ・ 過去 12 回の選挙の議員一人当たりの町民数の平均は 468 人

■ 資料2 「議員歳費の変遷等（移り変わり）」

年月日	歳費月額（円）				議員改定額（円）	改定率（％）	町長の給料	町長の給料に対する比率（％）
	議長	副議長	委員長	議員				
S40. 12. 1	12, 500	11, 000		10, 000			140, 000	7. 1
S41. 1. 1	20, 000	17, 000		14, 000	4, 000	40. 0	140, 000	10. 0
S43. 10. 1	25, 000	20, 000		17, 000	3, 000	21. 4	170, 000	10. 0
S46. 7. 1	30, 000	25, 000		22, 000	5, 000	29. 4	200, 000	11. 0
S48. 4. 1	55, 000	48, 000	45, 000	40, 000	18, 000	81. 8	250, 000	16. 0
S49. 4. 1	75, 000	60, 000	55, 000	50, 000	10, 000	25. 0	300, 000	16. 7
S51. 9. 1	100, 000	80, 000	75, 000	70, 000	20, 000	40. 0	360, 000	19. 4
S53. 6. 1	125, 000	100, 000	95, 000	90, 000	20, 000	28. 6	420, 000	21. 4
S55. 6. 1	160, 000	125, 000	115, 000	110, 000	20, 000	22. 2	550, 000	20. 0
S60. 12. 1	200, 000	160, 000	150, 000	140, 000	30, 000	27. 3	600, 000	23. 3
H2. 4. 1	230, 000	175, 000	160, 000	50, 000	10, 000	7. 1	700, 000	21. 4
H3. 12. 1								
H5. 4. 1	255, 000	200, 000	180, 000	170, 000	20, 000	13. 3	800, 000	21. 3
H15. 4. 1							720, 000	23. 6
H17. 4. 1	245, 000	195, 000	175, 000	165, 000	▲5, 000	▲2. 9	650, 000	25. 4
H 18. 4. 1	234, 000	184, 000	165, 000	157, 000	▲8, 000	▲4. 8	650, 000	24. 2
H 19. 9. 1	198, 000	155, 000	141, 000	131, 000	▲26, 000	▲16. 6	650, 000	20. 2

(A)	259, 000	207, 000	187, 000	174, 000	(43, 000)	(32. 8)	650, 000	26. 8
(B)	232, 000	185, 000	168, 000	156, 000	(25, 000)	(19. 1)	650, 000	24. 0

〔説明〕

- ① 改定額及び改定率は「議員」による
- ② (A) (B) は7ページの区分による

■資料3 「渡島管内、全道及び全国の議員報酬等」 (H22.7.1日現在)

人口 段階 区分	町名 (人口)	議員報酬等 (円、%)						給料 (円)
		議 長	副議長	議 員	常任委員 長	議会運営 委 員 長	期末手当	
B	鹿部町 (4,595)	239,000 (32.8)	185,000 (25.4)	158,000 (21.7)	167,000 (22.9)	167,000 (22.9)	400/100 加算なし	729,000
C	福島町 (5,244)	198,000 (30.5)	155,000 (23.8)	131,000 (20.2)	141,000 (21.7)	141,000 (21.7)	370/100 加算 15%	650,000
	知内町 (5,227)	243,000 (35.5)	190,000 (27.7)	162,000 (23.6)	171,000 (25.0)	171,000 (25.0)	415/100 加算 15%	685,000
	木古内町 (5,342)	230,000 (54.8)	180,000 (42.9)	153,000 (36.4)	162,000 (38.6)	162,000 (38.6)	350/100 加算 15%	420,000
	長万部町 (6,519)	250,000 (38.6)	205,000 (31.6)	175,000 (27.0)	185,000 (28.5)	185,000 (28.5)	430/100 加算 15%	648,000
D	松前町 (9,300)	257,000 (39.2)	200,000 (30.5)	176,000 (26.8)	183,000 (27.9)	183,000 (27.9)	415/100 加算 15%	656,000
	森 町 (18,174)	265,000 (43.5)	210,000 (34.5)	180,000 (29.6)	190,000 (31.2)	190,000 (31.2)	365/100 加算 15%	609,000
E	七飯町 (28,788)	330,000 (41.4)	260,000 (32.6)	230,000 (28.8)	240,000 (30.1)	240,000 (30.1)	430/100 加算 15%	798,000
	八雲町 (19,052)	295,000 (36.4)	230,000 (28.4)	195,000 (24.1)	205,000 (25.3)	205,000 (25.3)	390/100 加算 15%	810,000

○人口区分 B. 2,000人以上5,000人未満、C. 5,000人以上10,000人未満
D. 10,000人以上20,000人未満 E. 20,000人以上

全道	渡島管内	256,333 (38.6)	201,666 (30.4)	173,333 (26.1)	182,666 (27.6)	182,666 (27.6)	411/100	656,644
	C (50)	263,064 (38.0)	209,932 (30.3)	176,240 (25.5)	190,626 (27.6)	190,626 (27.6)	388/100	692,408
	全体 (144)	259,424 (37.5)	207,667 (30.0)	175,445 (25.3)	188,831 (27.3)	189,229 (27.2)	397/100	685,731
	最高	344,000 (音更町)	269,000 (音更町)	240,000 (当別町)	248,000 (当別町)	248,000 (当別町)	445/100 (士幌町)	859,000 (音更町)
	最小	191,000 (音威子府村)	142,000 (音威子府村)	123,000 (音威子府村)	132,000 (音威子府村)	141,000 (福島町)	120/100 (足寄町)	385,000 (中河町)

全国	C	273,657	220,288	198,434	204,273	203,934	336/100	656,818
----	---	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

	(251)	(41.7)	(33.5)	(30.2)	(31.1)	(31.0)		
全体 (992)	286,507 (42.6)	231,744 (34.4)	210,324 (31.2)	215,331 (32.0)	215,789 (32.1)	343/100	673,069	

注) 議員報酬等欄の()は町長の給料に対する割合
 全国分は平成21年7月1日現在

■資料4 町の決算状況等 (H16~H21)

平成16年度から平成21年度までの一般会計の決算状況等は、次のとおりです。

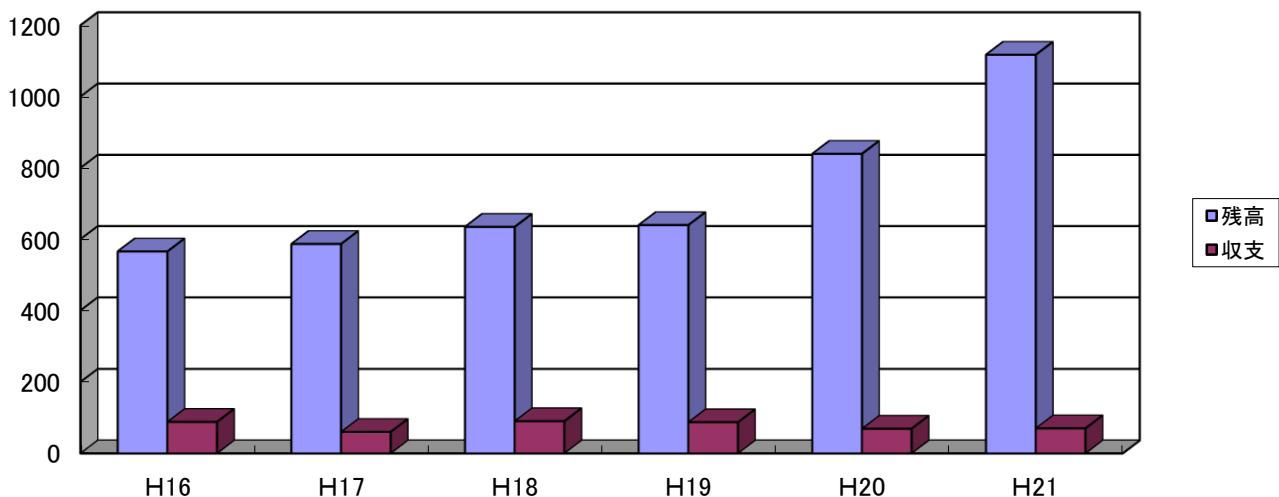
(単位：百万円、%)

区 分	H16	H17	H18	H19	H20	H21
歳入総額	4,468	3,393	3,047	3,244	3,359	4,054
うち地方税	486 (10.9)	467 (13.8)	445 (14.6)	463 (14.3)	463 (13.8)	428 (10.6)
うち交付税	1,698 (38.0)	1,729 (51.0)	1,760 (57.8)	1,727 (53.2)	1,854 (55.2)	1,893 (46.7)
歳出総額	4,380	3,333	2,957	3,157	3,290	3,984
うち議会費	80 (1.8)	70 (2.1)	66 (2.2)	61 (1.9)	58 (1.8)	64 (1.6)
差し引き	88	60	90	87	69	70
財政調整基金 年度末残高	565	586	634	639	839	1,117
地方債現在高	6,270	6,046	5,636	5,259	4,839	4,737

注) ()は構成割合である

基金残高と収支の推移

(単位：百万円)



■ 資料5 今後の財政推計等（H22～H26）

平成22年12月に議決した「福島町まちづくり行財政推進プラン(改定版)」による、平成22年度から平成26年度までの財政推計等は、次のとおりです。

(単位：百万円、%)

区分	H22	H23	H24	H25	H26	備考
歳入総額	3,486	3,627	3,206	3,353	3,416	
うち地方税	414 (11.9)	399 (11.0)	384 (12.0)	371 (11.1)	355 (10.4)	H21実績及びH22年度決算見込額をベースに推計
うち交付税	1,908 (54.7)	1,802 (49.7)	1,813 (56.6)	1,813 (54.1)	1,775 (52.0)	H22.10.1人口5,216人により推計
うち財調繰入金	0 (0.0)	129 (3.6)	57 (1.8)	155 (4.6)	161 (4.7)	歳入不足を補うための財政調整基金の取り崩し
歳出総額	3,486	3,627	3,206	3,353	3,416	
うち人件費	755 (21.7)	710 (19.6)	687 (21.4)	744 (22.2)	658 (19.3)	議員を含む全ての人件費
うち建設事業	290 (8.3)	672 (18.5)	256 (8.0)	419 (12.5)	541 (15.8)	第4次総合計画後期実施計画による事業費
差し引き	0	0	0	0	0	
財政調整基金 年度末残高	1,234	1,105	1,048	893	733	

注) () は構成割合である

○ 推計人口

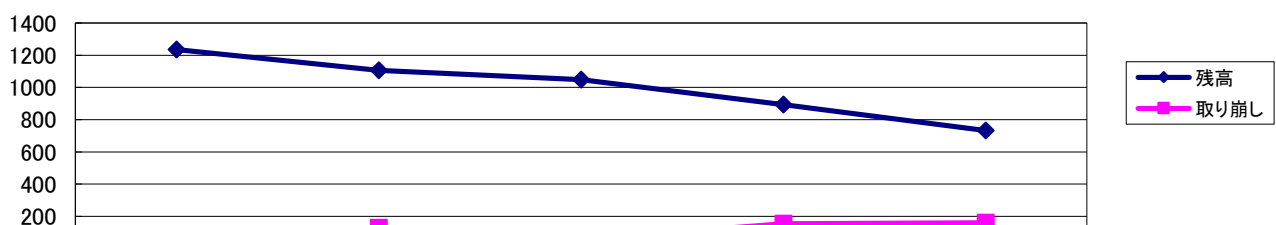
(単位：人)

区分	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	
4/1住基	6,158	5,910	5,708	5,549	5,398	5,303	5,151	4,997	4,895	4,694	
国調人口	6,795	5,897					5,216				

H16年度の合併協議時に、(株)ぎょうせいによる人口推計伸び率をH20.3.31の実績へ乗じて算出

基金残高と取り崩しの推計

(単位：百万円)



■資料6 「議会費の一般会計に占める割合（H22 当初予算）」

人口 段階 区分	町名	議会費（千円）					一般会計 当初予算 （千円）	構成比 （%）
		歳費 （報酬）	給料	手当等	その他	計		
B	鹿部町	20,580	9,142	10,545	9,035	49,302	2,680,000	1.8
C	福島町	20,361	11,885	14,060	15,895	62,201	3,014,621	2.1
	知内町	24,960	9,331	15,682	15,944	65,917	3,536,000	1.9
	木古内町	23,496	12,697	14,719	6,577	57,489	3,780,334	1.5
	長万部町	26,820	11,106	16,425	14,669	69,020	3,832,000	1.8
D	松前町	31,080	12,035	12,743	11,329	67,187	4,629,000	1.5
	森 町	53,520	13,549	23,798	19,105	109,972	8,896,672	1.2
E	七飯町	51,720	17,380	31,166	26,069	126,335	8,790,000	1.4
	八雲町	48,900	10,308	23,152	23,374	105,734	11,738,000	0.9

人口 段階 区分	町名	議会費（千円）					一般会計 当初予算 （千円）	構成比 （%）
		歳費 （報酬）	給料	手当等	その他	計		
全道	渡島管内	33,493	11,937	18,032	15,777	79,239	5,655,180	1.4
	C (50)	27,216	10,591	14,062	12,846	64,715	5,273,649	1.2
	全体 (144)	27,305	10,251	14,219	13,234	65,009	5,212,150	1.2

人口 段階 区分	町名	議会費（千円）					一般会計 当初予算 （千円）	構成比 （%）
		歳費 （報酬）	給料	手当等	その他	計		
全国	C (251)	30,517	8,412	14,073	12,893	65,895	4,429,873	1.5
	全体 (992)	36,095	9,505	17,223	15,531	78,354	5,595,033	1.4

注）木古内町及び松前町は「その他」に職員の共済費が含まれていません

全国分は平成21年7月1日現在

(2) 懇談結果 (アンケート含む)

1. 参加人数

2 / 8 (火) 吉岡会場 40 名

2 / 10 (木) 福島会場 46 名

2. 主な意見・質疑

懇談会での意見・質疑を、(1)定数・歳費に関すること、(2)議会・議員に関すること、(3)諮問会議に関することの3つに整理しました。

(1) 定数・歳費に関すること (12件)

- ① 議員は月額 174,000 円とすることに全員が賛成なのか。
- ② 10 人で月額 156,000 円は賛成する。福島町方式の 174,000 円は大反対です。174,000 円であれば議員は辞職すべきと思います。
- ③ 議会基本条例では、議員の評価制度等も定められています。昨年の議会だより 85 号に掲載されているが、議員それぞれの活動内容を公約する。その結果について、自己評価するということです。公約の内容については、それぞれ検証していると思います。表に現れない議会議員活動は、自己評価に係る活動内容が根拠になっていると思っていました。自己評価は議会基本条例で議員の総意のもとで作られたことなので、12 名全員が出ていると思っていました。ところが、毎年 8 名しか出ていない。後の 4 名はどうなっているのですか。議員活動なり、最も基本的な仕事を放棄しているということになるのではないですか。自分の決められた議員活動の中で、自己評価や目標を立ててやるべきことをきちんとやってください。6 回も重ねた諮問機関があります。その意見を尊重すると、議員の数は 12 名で良いと思います。人口が 5,000 人を割った時点では再度協議しても良いと考えます。歳費については、福島町方式を高く評価します。その方式で結構だと思います。したがって、それを算定した金額で提案してみて、皆さんで検討してはどうかと思います。
- ④ 定数は、現在、地域主権改革が始められている中で町民からの多くの情報を得られるようにアンテナを多く立てておいた方が良いと思います。そのことによって一層の参画

向上が図られると思います。現行の12名で良いと思います。歳費については、北海道では下から2番目。安過ぎます。答申額の174,000円で良いと思います。

- ⑤ 何人の議員で続けて行きたいのか、どれだけの金額が欲しいのか言って欲しい。議員10人で174,000円欲しいのか。12人で続けたいのか、議員の報酬も174,000円欲しいのか。12人なら今までどおりでやるとか色々あるのではないか。10人にして、今の総額を10人で按分するとか。総額は上げないで。そうであれば、私は賛成します。どのような中身で12人にしなければならぬのか。12人で174,000円でないといけないというのは、議員が一生懸命仕事をして174,000円の価値があるということなのか。174,000円ないと生活できないということなのか。生活できないということであれば大反対です。
- ⑥ 進行についてお願いします。長時間、特定の者が発言を行うこと、また発言した人に対して野次や暴言を発しないようにしていただきたい。諮問委員会の内容を尊重し、定数は12名で良いと思います。現行の議員歳費は、町長の給料の約2割程度です。福島方式は、約30%で174,000円となり妥当だと思います。
- ⑦ 平成23年の人口が5,186人となっているが、定数12人と10人の場合の議員一人当たりの町民数はどの位になるのか。
- ⑧ 人口も減少し、高齢者で一杯です。いくら人口が少なくなっても私たちの代表は議員です。1月の議会を傍聴したが、それぞれの意見が反映されていない。1人か2人で物事を決められるのであれば、駄目だと思います。人口が減少しているとは言っても、12人でももう少し様子を見た方が良いと思います。歳費は、現行だと税金等を控除すると4万円から5万円で、町民のために議員活動も出来ないと思います。引き下げるより、ある程度の月額をもって町民のために議員は一生懸命頑張ってもらいたい。
- ⑨ 今年8月の選挙ですが、人口は8月現在の考え方ではなく、向こう4年間の推移を見ないといけないのではないかと。次の選挙は平成27年です。大体4,600人から4,700人になります。10人で割ったら何人になりますか。真中を取ると465人です。12人だと390人です。4年先を見越した話にしたらどうか。
- ⑩ 定数12人と10人が答申されて、11人が出てきた。それは10人と12人の安易な意見で11人が出てきたと考えるしかないです。懇談会に掛けるのであれば2通り（12人、10人）のものがあります、どちらに賛成するか町民の話を聞くことではないですか。2者選択ぐらいにしてもらわないと、3つも4つも5つもあったら選択できません。
- ⑪ 歳費を上げるなら、議員をその分減らすとか、何かしらの根拠があれば174,000円でも賛成します。現状のままで174,000円というなら反対します。
- ⑫ 議員は174,000円貰わないと出来ないということか。

(2) 議会・議員に関すること (18件)

- ① 以前に、1年間のうちに3日しか出席していない議員も報酬はそのまま支給されていると聞いた。病気等による入院で、町民のために活動できなかった議員の報酬だけでも返上する気構えになれないのか。
- ② 議員報酬がないと生活できないのか。松前町と合併が破綻して、町は独自で行政を運営していかなければならない時代になった。福島町議員の報酬もこのような財政難だから、この先どのようなことになるか分からない。議員数を減らして、いづらかでも財政に回す仕組みを作ったらどうか。そのような提案もした。今の日本の情勢を考えて下さい。大変な世の中です。議員が一番分かるはずですよ。大学を卒業しても就職できない若者が沢山います。このようなことを考えたときに、歳費を上げるとか、議員数をこのままにするとか、何を考えているのか。他町のことよりも、町のかまど（財政状況）が大切です。町長、議員が支え住民の暮らしを満足いくようにしないといけないときに、平成22年度に12億円の黒字だからこのようなことを言っているのではないかと。反対に赤字だったら言えますか。
- ③ 表に現れない議員の議会活動日数の中で政務調査の活動は年間で8日となっています。私は少ないのではないかと思います。各項目にある準備や調査研究というのは、結構、重なる部分ではないのか。福島町議会の標準とすべき議員の1年間の活動日数を整理したということだが、議員の活動日数というのが具体例として現れていない。何を基に標準とすべき活動日数を確認したのか。そういう部分が不鮮明だから表に現れない議員の議会活動日数というのはどういうことなのか疑問を持たれるのではないかと。もう少しはっきりと、こういうことに活動費を使っているとか、政務調査をしているというような訴えがこの表からは見えてこない。議員の自己評価というものもあります。全議員出していますか。自己評価も出さないで、この分の給料を下さいって言われてもどうでしょうか。必要な額をこのような理由だから上げてほしいというのなら分かります。隣の町と比べてとかは止めてほしい。松前町との合併のときに自立する道を選ぶということに決めたのです。自分たちが自己評価をして私たちが1年間こういうことをやってきました。どういう所にも調査に行きました。どういう意見交流会を持ちました。そのような活動報告があって議員としてやっている。そうであれば、この位の金額は認めるということになると思います。そのような資料が出ないで、この位の金額でと言われても難しい気がします。
- ④ 昆布時期は、家族で出来ないからパートを頼んで昆布洗いから昆布干しをしています。そういう時に議員が浜周りに「ご苦労さん」、「今年の昆布の状態はどうですか」そういうことをしたことはあるのか。
- ⑤ このような懇談会はいつ設けているのと皆さんそういう考えです。何も大きな会場でなくてもいいです。井戸端会議でもいいです。茶会でもいいです。何か困っていること

はないのかとか、学校の行事でも町の行事でも来て下さる議員はいつも同じです。変だと思いませんか。

- ⑥ 議員の任期は4年です。任期中に人口5,000人を割ったら見直し、中間で1人、2人を減らすことが可能と言っているのか。それは理解できない。
- ⑦ 諮問会議に関する質問が結構出ています。諮問会議は議会基本条例第20条に基づいていることになっています。それから、福島町基本条例に関する諮問会議条例が出ています。私の持っているものには、条例番号が入っていません。番号がなくて、この条例に基づいて諮問会議を開いたということです。議会基本条例第14条には、議員定数・歳費はそれぞれの会議条例、議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例（昭和40年条例19号）ときちんと書いています。特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）に、地方自治法203条の規定に基づき議会議員に対して支給する歳費・費用弁償・期末手当額及びその使用法について定めることを目的とすると書いています。この条例に従えば、諮問会議はどこで作ったのかということになって疑問を持ちます。前の諮問会議と議員の懇談会の中で、特別職報酬等審議会条例（昭和55年条例第11号）のことについて質問がありました。この条例第2条に、町長は議会の議員の議員報酬並びに町長及び副町長、給料等に関する条例を議会に提出する時は、あらかじめ、当該報酬等の額について審議会の意見を聞くものとなっています。そうすると、どこが基本条例で、どこが福島町条例で、どこが地方自治法なのか、きちんと説明しないと分からない。議員が行っていることは、諮問会議の答申を、町民にどうですかと言っているに過ぎない。諮問し、答申が出たのだから、議員が基本条例第14条に基づいて意見を統一して町長に諮問する。これが、地方自治法です。
- ⑧ 議員の活動日数が示されていますが、結局町民の声を聞いているのかと言うことです。議員が自らの頭脳で勉強、質問し、それに対する答えについて自分の意見をぶつけるのが町民の代表だと思えます。一般質問や常任委員会の活動を数学できちんと計算して、町民にこのように頑張っています、町民の意見も聞きますということにしないと分からないと思えます。
- ⑨ 住民懇談会ですが、住民と町民はどう違うのか説明してほしい。議会基本条例は福島町議会の憲法だと書いています。議長の挨拶の中で、これを見直しするような話があり気になっています。歳費という言葉は、基本的には地方自治法の中には無いです。ある町民の声として日本一の基本条例だと持ち上げています。私は世界一だと思っていました。世界一の基本条例を作って、すぐ改定しなければならないとか、見直し云々ということはありません。歳費というのは、福島町議会議員のみに与えられた権限でしょうか。普通は都道府県、政令都市、市町村、全て議員は報酬というものが支給されています。もし、歳費ということであれば、報酬という形で貰っていると思えます。ですから、1月に貰った議員は悪いけれども間違っただけで貰いました。この報酬は町の方にお返ししなければいけません。間違いは人間あるものですから、まず間違っただけで貰ったのかどうか。それから、報酬でないものを議員は歳費でと決めてしまい、歳費でないものを町長が支払ったとすれば、町長に対して違法な支出をしたことを言わなかったのか。そ

れから、定数の部分です。これは議員の権利です。議会の解散や条例を直すということも、地方自治法の中で与えられている住民の権利です。ただ、今までそれを実施しなかっただけで、実施しようと思えばいつでも出来ます。議員数をどのようにするかについて、去年の暮に長万部町で実施しました。長万部町の住民の意見は8人にしなさいでした。人口は6,400人です。議会では、色々相談して10人にしました。ですから、私たちは8人にすることも出来るし、法律では議会を無くするというのもきちんと謳っています。大事なことです、これをまず伺いたいと思います。

- ⑩ 国会が開かれていて、会期は150日です。福島町は365日開くということになっているが、根拠はどこにあるのか。通年にするから歳費ということは法律に違反します。福島町で決める条例は、地方自治法に違反するもの、憲法に違反するものは出来ませんというのが原則です。その辺をはっきりしてからでなければ、取り組むことは出来ません。法律用語で言うと違法な行政行為と瑕疵ある行政行為があります。今回は瑕疵ある行政行為だと思います。
- ⑪ 諮問会議の会長が最初に辞任しました。町民懇談会の開催が認められず、辞任したと聞いています。今日は、町民懇談会です。辞任した会長が最初に提案したことをやっているわけです。議会で決めたものを町民に下ろすという話です。
- ⑫ 議会基本条例第14条に、議員の定数・歳費の改定については、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するとなっています。議員でなければ提案できないのです。私たちがいくら言ったとしても、ここで決めたとしてもそれは参考意見です。
- ⑬ 議会では、住民アンケートなど、1回も実施したことはないです。アンケートで決めた方が良いのではないかと。
- ⑭ 1回目の諮問会議の時に常磐井さんが、住民アンケートを取って、それから話し合いをした方が良いのではないかと言うことが否決され辞任しました。このことを最初にやるべきだったと思います。
- ⑮ 今日のテーマは、議員の定数と歳費です。昨年5月頃から諮問会議を発足して1年が来ます。私からすると、議員がこの程度のもを決めることができないのかと思います。そんなに難しい問題ではないでしょう。定数を10人、11人、12人するかしないか。議員は、情けないと思わないのか。議員12人で話しあっても解決できないのか。町民から、議員は選ばれているのです。それを、すべて忘れているからこのような混乱を起こしているのが分からないのか。
- ⑯ 補欠選挙で当選した2人の議員は、給料は高い方が良いのか、定数は12人が良いのか意見を聞きたい。
- ⑰ 住民懇談会で、色々な方から意見が出されましたが、議会に果たしてどれぐらい反映されるのか。決めるのは議員です。例えば50%反映しますとか、80%反映しますとかできないのか。

- ⑱ 定数と歳費は8月の選挙前に決めるのでしょうか。それだと、選挙の時に議員を選べないです。仮に12人、10人が良い、11人が良いとか、歳費は15万円位とか出ているが、結局6月に決まったら選べないです。その時に、10人にしないさいと言えないです。そうであれば、全議員ここで言って下さい。それで端的に分かります。町民との懇談というのは、議員の意見を聞くことです。選挙公約を出して立候補する人が、個人の意見を言えないなんて恥ずかしい話をしないでください。

(3) 諮問会議に関する事(10件)

- ① 表に現れない議会活動日数95日は、どのような活動なのか。また、その中に、文書作成、準備、提出とあるが、これも議員活動になるのか。それは、自分の勉強ではないのか。住民との懇談とはどのような内容なのか。
- ② 諮問会議は前からずっとあったのか。それとも、議員定数と歳費を検討するために作ったのか。
- ③ 諮問会議委員は何人で、どのような人がなっているのか。
- ④ 諮問会議の存在を新聞報道で知った。諮問会議は議員定数と歳費を検討するために議会の中に作ったのではないかと思っている。一般町民を委員長に選んだということは、町民の考えからすると町民の代表と考える。町民の代表として依頼したのか、内容を教えてほしい。
- ⑤ 諮問会議は何人の議員で協議し、議員定数や歳費の検討をしたのか。
- ⑥ 諮問会議委員を誰がどのようにして決めたのか。
- ⑦ これまでの意見を聞いて感じた事は、町民に選ばれた議員として相応しい活動をして欲しいということだと思いますので、それをきちんと心の中に入れてもらいたい。議員定数と歳費に関する関係は、色々な意見があって、これが絶対正しいという意見はないと思います。私が考えるのは、見直し期間は設けられていないのですか。
- ⑧ 諮問会議の答申を受けて、議会で集約した事項を広聴会等で意見をいただくことは、基本条例第14条に規定しています。答申は、定数10人と12人の2案なのに、わざわざ3択みたいなのに10人、11人、12人というのは集約していないのか。議会の統一意見で12人でも良いです。どんな非難を受けようが。それでやるのなら1本化して出してください。歳費についても、細かい話をするとすればこの諮問会議で出した174,000円の根拠を色々書いているが、116日を301日で割ると38.5%になるのを30%にしている。これは誰が30%にしたのか。38.5%を30%にすると、金額にすると49,300円です。本来からすれば、数字が大きいのではないですか。174,000円に49,300円を足したもので出せば良いのではないですか。何故、値切ったのか。議会で議論したときに、この数字の議論をしたのか。議会で修正して30%にしたのか。

- ⑨ 諮問会議は全員が公募の委員ですか。議会が推薦したとの話も聞いているので、誰が誰を推薦したのか教えてほしい。
- ⑩ 諮問時会議では、歳費は174,000円というものは決めたけれども、定数は12人と10人でどういうことで決めることができなかつたのか。歳費だけを決めておいて、12人か10人は議員さん達の方で決めて下さいでは筋道が通らないと思います。どちらかを委ねるとするのは、諮問会議の答えにならないと思います。

3. アンケート結果

I. アンケートの回収率

2/ 8 (火) 吉岡会場	38名中 22名
2/10 (木) 福島会場	46名中 29名
計	84名中 51名

※ 出席者の61%が提出

II. アンケートの結果

【1】あなたの性別を教えてください

男性 (31名) 女性 (18名)

※ 2名は未記入

【2】あなたの年齢を教えてください

20歳代 (1名) 30歳代 (1名)

40歳代 (1名) 50歳代 (8名)

60歳代 (20名) 70歳代以上 (18名)

※ 2名は未記入。60歳代が42%、70歳代以上が38%で、80%を占めている。

【3】住まいについて教えてください

福島地区（31名）吉岡地区（18名）

【4】職業について教えてください

漁業・農業（10名）自営業（1名）

会社員（5名）無職（26名）

その他（4名）

※ 4名は未記入。無職が57%、漁業・農業が22%で、79%を占めている。

【5】説明はどうでしたか

良く分かった（4名）

分かった（9名）

分からなかった（9名）

まったく分からなかった（7名）

※ 22名は未記入。分からなかった・まったくわからなかったが55%となっている。

【6】感想等をご自由にお書き下さい。

■ 定数・歳費に関すること（14件）

- ① 町民の代表として選ばれた議員ならば、現在の給料でやってほしい。財政を豊かにする事で町民も安心して暮らせると思う。今後の4年間の人口を見ると議員数は10名が良い。
- ② 現行どおり。
- ③ 10名、歳費は現行でなければだめ。
- ④ 福島町方式計算の12人で174,000円は絶対反対します。10人で156,000円は賛成します。
- ⑤ 今日は出席してとてもためになりました。財政を思うなら定数は10人、歳費は現行131,000円で良い。議員はボランティア精神でやってください。私たちの税金です。一人一人の議員、正直、月額分働いていますか。福島町のためにボランティアで。生活に充てるのなら出稼ぎに行ってください。名誉でなく。

- ⑥ 議員の人数は10人で良い。議員の月額歳費も上げる事ない。今まででも多いくらい。生活費的な収入を欲しがらるなら出稼ぎにでも行って下さい。議員になる人は生活基盤を固めボランティア精神でやるくらいでなければならぬ。町民のために、人のために一生懸命に動き働きボランティアの気持ちを持ってやって下さい。歳費なんていらぬという心の広い議員はいませんか。ボランティア精神、ボランティア精神。
- ⑦ 人口減少にともない、議員の役割分担も少なくなりつつある現状に議員数は10人でも多くはないかと思うけれど、10人で止むを得ないとしても現状の12人は多いと思います。歳費については、不況のおり仕事もない状態であるから議員手当も少々我慢して現状維持にしてほしい。一町民の意見です。
- ⑧ 定数10名、歳費156,000円。
- ⑨ 10人で15万円。
- ⑩ 定数10～8名、歳費は現状維持されたい。
- ⑪ 10人、131,000円。
- ⑫ 国会議員ではないので地方議員報酬として受け取るべきではないか。何か間違っているのではないか。
- ⑬ 諮問会議から2つの案が出るのがおかしいのであって委員は無責任だと思いました。議員は現状の12人で決めたいと言うのが本心ではないか。これからの人口減のことを考えると10人でも十分、議会が機能すると思います。
- ⑭ 現行の報酬131,000円は安いと思います。だからと言って32%もの高い報酬にするのはかなりおかしいです。各議員が福島町の将来のことを本当に真剣に考えているならば、156,000円を下回る程度が良いと思っています。今回の懇談会が無駄にならないように、町民から今後理解を得られるためには、議員は腹をくくって決めて下さい。150,000円が良いと思っています。

※ 定数は10人が10件、12名が1件、歳費は現行が5件、156,000円が3件、150,000円が1件となっている。

■ 議会・議員に関すること（5件）

- ① 町民の事を考えていない。もっと直接町民と話す場を設け仕事に励んでほしい。町長と議員一丸となって頑張ってもらいたい。
- ② 現状の町財政を考えた時、ボランティア活動的な気持ちで議員を務めるくらいの気持ちがないのなら、辞職して欲しい。自分の生活のために議員になっているのなら、即やめて、出稼ぎでもしたらどうですか。
- ③ 説明をもうすこし分かりやすくお願いします。住民の声をもっとしっかり聞いて、議員であるからもっとしっかりやってほしいです。

- ④ 議会の最高責任者である議長の答弁が全くないのが町民の一人として不満です。
- ⑤ 議員の認識水準が勉強不足か努力不足かもっと高いと想像していましたが、期待はずれでした。議員は報酬を度外視するくらいの気構えで、町のため、町民のために努力してほしいです。自分たちのためではなく、本当に町の町民の事を考えてほしいです。活動もままならない報酬であっても少ない金額で、少ない人数でやりくりして頑張ってもらってほしい。それが議員の裁量だと期待したいです。「切」に。

※ 懇談の場の設定を希望する意見が1件、ボランティア精神を持った議員姿勢を希望する意見2件、議員（議長）の自覚をしっかりと持ってほしいとの意見が2件となっている。

■ その他（16件）

- ① 議員歳費の問題について一切分からない。この度の懇談会はもっと早くやるべきではなかったか。
- ② もっとおだやかな懇談会に。
- ③ 意見はいろいろ出ましたのでとてもいいと思いますが、議員のお話をはっきりわからない事があったので少し残念でした。
- ④ 相手の考え方を理解しないで、一方的な言い方で討論にならず残念です。
- ⑤ 吉岡地区の町民の前向きな意見に感銘しました。しかし、ちょっと一方的な話にもなり、今後の課題が一杯ありそうです。
- ⑥ 今後の福島町の方向性について関心があるから。
- ⑦ 一人ひとりの意見は意味のないような気がしました。
- ⑧ 時間の無駄でした。
- ⑨ 出席してがっかりしました。
- ⑩ 勝手な人間が多いのでびっくりした。
- ⑪ ケンカ腰の勝手な発言には残念です。
- ⑫ もう少し町民も自分たちに関わる事ですから一戸ずつ配付した資料を読んできてほしかったと感じました。中味を理解していないようです。
- ⑬ バカラシイ。
- ⑭ 法律に違反し不備な条例であるので廃止すべきである。
- ⑮ いつも思うことなのですが、懇談会の主旨を理解せず議会や議員に敵意しか持てない町民が多いことを残念に思います。

⑩ 地域主権実現などという言葉は、この町の住民は理解できるのだろうか……。住民から選ばれた議員ならば議員の中で決めればよいと思ってしまう（今日の懇談会に出て）。諮問会議の会長が責任を持つのが嫌で住民の意見という無責任な結果が今日にいたる。

※ 懇談会に関する意見が 10 件、会議進行等に関する意見が 4 件、その他 2 件となっている。

資料 8 夜間議会アンケート調査結果

平成 22 年度 3 月会議の初日に、第 5 回目となる夜間議会を開催しました。夜間議会の内容は、これまでと同様一般質問を行い、併せてアンケートを実施しました。状況等は下記のとおりです。

- ・開催日時 平成 23 年 3 月 10 日（木）18:00～21:00
- ・参画者 21 人
- ・アンケート提出者 20 人

○参画者（傍聴者）の年度別状況

月 日	曜	開催時間	参画者
平成 19 年 3 月 9 日	金	午後 6 時 30 分～午後 9 時	51 人
平成 20 年 3 月 11 日	火	午後 6 時～午後 8 時 50 分	17 人
平成 21 年 3 月 11 日	水	午後 6 時～午後 8 時 56 分	14 人
平成 22 年 3 月 11 日	木	午後 6 時～午後 8 時 25 分	23 人
平成 23 年 3 月 10 日	木	午後 6 時～午後 8 時 10 分	21 人
5 回			126 人

○参画者のアンケート結果

1 傍聴者の内訳

- 問 1 お住まいは。 ①福島地区 18 人 ②吉岡地区 2 人 ③町外 0 人
 問 2 あなたの性別は。 ①男性 13 人 ②女性 7 人
 問 3 あなたの年齢は。 ①10歳代 0 人 ②20歳代 1 人 ③30歳代 0 人
 ④40歳代 0 人 ⑤50歳代 5 人 ⑥60歳代 12 人
 ⑦70歳代以上 2 人
 問 4 あなたの職業は。 ①漁業・農業 0 人 ②自営業 4 人 ③会社員 1 人
 ④無職 10 人 ⑤その他 3 人 ⑥無回答 1 名

2 参加の状況

- 問 5 今まで何回参画されましたか。
 ①初めて 7 人 ②5回以内 7 人 ③10回未満 1 人 ④10回以上 4 人

問6 参加で一番関心のあるものは。

- ①一般質問 5人 ②一般質問及び議案審議 10人 ③議案審議 2人
④無回答 2人

3 夜間議会

問7 夜間議会を増やすことに賛成ですか。 ①はい 20人 ②いいえ 0人

問8 年に何回程度の開催を希望しますか。

- ①2回 2人 ②3回 5人 ③4回以上 13人

4 議会報告会

問9 議会報告会は年に何回程度開催を希望しますか。

- ①1回 0人 ②2回 6人 ③3回 4人 ④4回以上 8人
⑤無回答 2人

5 議会だより・議会ホームページ等

問10 議会だよりを読んでいますか。

- ①必ず読む 17人 ②時々読む 1人 ③あまり読まない 0人
④読まない 0人 ⑤無回答 2人

問11 (問10「あまり読まない」「読まない」の方の理由) その理由は何ですか。

- ①発行が遅いから 0人 ②議会に関心がないから 0人
③専門的な字句等が多くわかりにくい 0人 ④その他 0人

問12 議会のホームページを知っていますか。

- ①知っている 17人(内 時々見ている 4人 ・見ていない 6人 ・無回答 7人)
②知らない 1人 ③無回答 2人

問13 議会のインターネット中継を知っていますか。

- ①知っている 15人(内 時々見ている 3人 ・見ていない 6人 ・無回答 6人)
②知らない 2人 ③無回答 3人

6 福島町議会

問14 福島町議会に関心がありますか。

- ①かなりある 10人 ②ある 9人 ③あまりない 0人 ④まったく無い 0人
⑤無回答 1人

問15 福島町議会に対して、ご意見・ご要望、一般質問を聞いての感想等。7人(下表のとおり)

「福島町議会に対しての意見・要望、感想等」

番号	内 容
1	議員さんによって声が小さく聞きづらいこともありますので、ハキハキと対応して下さい。行政の管理職の方と同様もう少し自信をもって発言して下さい。質問した内容の件、最後まで納得したのか疑問です。
2	議員は元気がない。長い質問、声が小さい。
3	議会基本条例でとり決めしている議員活動目標や自己評価を提出しない議員がいるが、ペナルティはないのか。「議会＝町民に出さない・見えない」は町民軽視である。

4	すばらしい議会だと思います。このままつづけていってほしいです。
5	町民の声の反映が十分してもらえるかどうか議員一人ひとりにがんばってほしい。
6	インターネットの画像が悪い。
7	町民第一の議会であってほしい。

資料 9 政務調査費の活用状況

◆政務調査費の交付概要

- ・交付対象 福島町議会議員
- ・交付額 1人につき、月額5,000円（年額60,000円）
（H19年度420,000円（7ヶ月分）、H20年度以降720,000円）
- ・交付方法 年度当初に一括交付。任期の最終年度（4月～8月）には交付しない。
- ・収支報告書 翌年度の4月30日までに提出（領収書等の写しを添付）
- ・調査報告書 研修・視察・調査・研究等の結果を期限までに提出。
- ・情報公開 収支報告書及び調査報告書は、広報やホームページ上で公開。
- ・削減効果 平成18年度予算で行政視察費（視察研修旅費、職員同行旅費）は、約45万円を計上していたが、平成19年度から廃止した。
- ・使途基準

項目	内 容
調査研究費	議員が行う町の事務及び地方行財政に関する調査に要する経費（交通費、宿泊費等）
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費（会費、交通費、宿泊費等）
会議費	議員が行う町政に関する住民の要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費（会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等）
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するための経費（印刷費等）
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費（書籍購入代、新聞購読料等）
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費（事務用品、通信費等）

①平成22年度分の政務調査費収支状況

（単位：円）

氏 名	交付額①	経費総額②	返還額 ①－②	自己 負担額	備 考
熊野茂夫	10,000	28,386	0	18,386	H23.2
川村明雄	60,000	71,985	0	11,985	H22.4
新山大吉	60,000	0	60,000	0	H22.4
木村隆	60,000	57,886	2,114	0	H22.4
加藤雅行	60,000	0	60,000	0	H22.4
杉村志朗	60,000	74,374	0	14,374	H22.4
佐藤孝男	60,000	0	60,000	0	H22.4
藤山大	60,000	0	60,000	0	H22.4
滝川明子	60,000	62,686	0	2,686	H22.4

金 沢 秀 一	60,000	73,435	0	13,435	H22.4
平 野 隆 雄	60,000	28,386	31,614	0	H22.4
佐 藤 卓 也	60,000	0	60,000	0	H22.4 (6月30日辞職)
溝 部 幸 基	60,000	0	60,000	0	H22.4 (10月30日辞職)
計	730,000	397,138	393,728	60,866	

②各議員の政務調査費概要

氏 名	費 目	調 査 概 要 等
熊野 茂夫	調査研究費	①南幌町及び喜茂別町政務調査（H23.2.13～H23.2.15） 〔視察内容：南幌町～コミュニティバス、喜茂別町～地域おこし協力隊〕
川村 明雄	調査研究費	①南幌町及び喜茂別町政務調査（H23.2.13～H23.2.15） 〔視察内容：南幌町～コミュニティバス、喜茂別町～地域おこし協力隊〕
	資料作成費	①一般質問・意見書調査等のために作成した資料経費 (用紙及びインク代)
	資料購入費	①一般質問や文書質問等のための参考資料購入（5冊）
木村 隆	調査研究費	①南幌町及び喜茂別町政務調査（H23.2.13～H23.2.15） 〔視察内容：南幌町～コミュニティバス、喜茂別町～地域おこし協力隊〕
	資料購入費	①地方自治法質疑応答集（1冊）
杉村 志朗	資料購入費	①議会運営質疑応答集及び北海道新聞、函館新聞購入
滝川 明子	調査研究費	①南幌町及び喜茂別町政務調査（H23.2.13～H23.2.15） 〔視察内容：南幌町～コミュニティバス、喜茂別町～地域おこし協力隊〕
	資料購入費	①ガバナンス（平成22年4月～平成23年3月分）、 地方自治法質疑応答集購入
金沢 秀一	研修費	①地方議会研修会（H23.2.11～H23.2.12、青森県）
	資料購入費	①参考図書7冊及び北海道新聞購入
平野 隆雄	調査研究費	①南幌町及び喜茂別町政務調査（H23.2.13～H23.2.15） 〔視察内容：南幌町～コミュニティバス、喜茂別町～地域おこし協力隊〕

資料10 福島町議会を視察した市町村等の状況

○年度別視察受入れ等の状況（総括）

年度	団体・個人	視察者数
22	26	215
21	38	320
20	22	170
19	9	71
18	12	99

年度	団体・個人	視察者数
17	5	32
16	2	27
15	1	10
14	2	11
12	3	20
計	120	975

平成22年度

月日	自治体名	視察事項	視察者	視察者計
2/3	大東文化大学浅野教授	議会改革全般	浅野善治教授	1
2/2	長野県飯田市議会（会派：のぞみ）	議会改革	議員 8 人	8
12/2	青森県深浦町議会	福島町議会基本条例	議員 5 人、事務局 2 人	7
11/30～ 12/1	早稲田大学マニフェスト研究所	人口規模による議会改革の進め方等	研究員 3 人	3
11/20	読売新聞東京本社三沢通信部	議員定数、議員歳費	1 人	1
11/18	宮城県東白杵郡町村議会議長会	①通年議会、②その他議会活動全体	議長 4 人（門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村）、事務局長 4 人、議長会 1 人	9
11/15	中空知町議会議長連絡協議会	議会改革の取り組み	議長 5 人（奈井江町、浦臼町、雨竜町、新十津川町、上砂川町）、事務局長 2 人	7
11/11	日本共産党鎌倉市議会議員団	議会改革	議員 4 人	4
11/4	三重県四日市市議会議会基本条例調査特別委員会	①議会基本条例、②議会改革（通年議会等）	議員 9 人、事務局 1 人	10
10/29	東京都武蔵野市議会運営委員会	福島町議会の議会基本条例	議員 10 人、事務局 2 人	12
10/28	岩手県金ヶ崎町議会町政調査会	福島町議会における議会活性化の取り組み	議員 16 人、事務局長、町部局 2 人	19
10/20	森町議会「行財政改革等に関する調査特別委員会」	行財政改革	議員 16 人、事務局 3 人	19
10/18	豊富町議会	安心生活創造事業	議員 9 人、事務局 2 人	11
10/6	洞爺湖町議会侑志会	議会基本条例	議員 12 人	12
8/31	東京都板橋区議会（会派：民主党・市民クラブ）	議会活性化の取り組み	議員 3 人	3
8/30	宮城県大崎市議会	まちづくり基本条例	議員 5 人、事務局 1 人	6
7/28	滋賀県栗東市議会（会派：新公会・公明栗東）	①議会基本条例、②議会活性化事項の試行に関する実施要綱、③、今後の議会改革・議会活性化の予定	議員 9 人	9
7/22	東京都西多摩郡町村議会議長会	議会運営全般	議長 4 人（瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町）、事務局長 4 人	8
7/15	羊蹄山麓正副議長会議会運営委員長・常任委員長	開かれた議会づくり	議員 17 人（蘭越町 3 人、真狩村 3 人、喜茂別町 3 人、京極町 3 人、倶知安町 4 人、ニセコ町 2 人）、事務局長 6 人	23
7/13	神奈川県愛川町議会（会派：愛政クラブ・公明党）	議会基本条例	議員 6 人	6
7/5～7	北海学園大学法学部政治学科	議会基本条例及び福島町議会の現状と課題	学生 9 人、神原教授	10
6/30	福井県勝山市議会（会派：政友会）	健康横網応援プロジェクト	議員 2 人	2
6/21	三重県朝日町議会	議会改革	議員 3 人	3
5/14	函館市 渡辺氏	議会基本条例	市民 1 人	1

5/14	広島県坂町議会	議会基本条例	議員 10 人、事務局 2 人、町長、町部局 3 人	16
5/12	東京都杉並区議会事務局等	議会基本条例	事務局長、杉並副区長	2
5/10	長万部町議会運営委員会	通年議会	議員 9 人、事務局 3 人	11
	26 団体等			215

平成 21 年度

月日	自治体名	視察事項	視察者	視察者計
3/29	秋田県大仙市議会会派	①議会運営 ②議会基本条例	議員 14 人	14
3/3	大分県大分市議会議員	開かれた議会づくり	議員 1 人	1
2/22	西日本新聞社取材	議会改革の取り組み	記者 1 人	1
2/16	南部後志町村議会正副議長会	議会活性化の取り組み	議長、副議長 4 人、事務局 4 人	8
1/25	鳥取県町村議会事務協議会	①議会改革・活性化方策 ②議会事務局職員の能力向上方策（研修等）	事務局長等 18 人	18
11/27	厚真町議会運営委員会	議会の評価及び議員の評価	議長、副議長を含む 6 人	6
11/18	山形県飯豊町議会	①自立のまちづくり ②議会活性化の取り組み	議長、副議長を含む 5 人	5
11/12	沖縄県北部市町村議会議長会	「開かれた議会づくり」の取り組み	議長 11 人、事務局 10 人	21
11/11	和歌山県美浜町議会	①自立（律）のまちづくり ②議会ホームページの取り組み	議長、副議長を含む 6 人、町部局 2 人、事務局 2 人	10
11/5	兵庫県宝塚市議会会派	議会基本条例	会派 2 人	2
11/5	東京都多摩市議会運営委員会	①議会基本条例 ②議会活性化	委員 7 人、事務局 1 人	8
10/27	秩父別町議会	福島町議会の議会改革	議長、副議長を含む 9 人、事務局 1 人	10
10/26	上ノ国町議会	議会基本条例	議長を含む 11 人、事務局 2 人	13
10/26	茨城県桜川市オンブズマン	議会の活性化等	オンブズマン 1 人	1
10/21	愛媛県新居浜市議会運営委員会	開かれた議会づくりの取り組み	委員 6 人、町部局 1 人、事務局 2 人	9
10/13	鳥取県江府町議会	①議会の活性化への取り組みにより、自立のまちづくりにおける議会基本条例の制定「議会活性化委員」等議会の活性化にかかる議会の設置 ②夜間議会の実施・住民懇談会・議会報告会の実施など	議長、副議長を含む 10 人、副町長 1 人、事務局 2 人	13
10/5	北広島市議会運営委員会	議会運営（議会基本条例）	委員 9 人、事務局 1 人	10
9/30	静岡県松崎町議会常任委員会	議会の活性化	議長 1 人、委員 5 人、事務局 1 人	7
8/26	福島県浪江町議会総務常任委員会	議会の活性化への取り組み	委員 6 人、事務局 1 人	7
8/5	徳島県佐那河内村総務産業建設委員会	議会の活性化の取り組み	委員 5 人	5
8/5	三重県四日市市議会	議会基本条例・議会改革	議員 2 人	2
8/4	蘭越町議会運営委員会	議会の活性化	委員 5 人、事務局 1 人	6

8/3	宮城県松島町議会運営委員会	議会活性化の取り組み状況	委員 8 人、事務局 1 人	9
7/22	埼玉県久喜市議会運営委員会	①議会基本条例の内容 ②議会活性化	委員 9 人、事務局 1 人	10
7/22	千葉県横芝光町議会 政策研究グループ「栗政会」	①議会の活性化 ②開かれた議会づくり等	会長を含む 4 人	4
7/8	三重県朝日町議会	議会改革	議長、副議長を含む 4 人	4
7/7	福島県西郷村議会運営委員会	①議会運営全般 ②議会の活性化の取り組み	委員 7 人、村部局 1 人、事務局 2 人	10
7/2	福島県東白川郡塙町議会経済厚生常任委員会	①議会活性化の取り組み ②健康づくり事業	委員 6 人、事務局 1 人	7
6/25	夕張郡長沼町議会	開かれた議会づくり	議長、副議長を含む 15 人、事務局 2 人	17
6/25	江差町議会ホームページ作成検討小委員会	議会ホームページ	委員 3 人、事務局 2 人	5
6/24	神奈川県湯河原町議会	①夜間議会 ②傍聴者への発言の機会の付与 ③一般質問 ④議会開催周知 ⑤議会・議員の評価 ⑥長期欠席者への措置 ⑦各種懇談会 ⑧議員選挙の平日の実施 ⑨議長・副議長の所信表明 ⑩通年議会 ⑪反問権 ⑫市町村合併	議長、副議長を含む 15 人、町部局 2 人、事務局 2 人	19
6/23	秋田県大湯村議会	①まちづくり基本条例 ②議会改革の取り組み	議長・副議長を含む 5 人、事務局 1 人	6
5/19	兵庫県姫路市議会さわやか市民連合	①一般質問における一問一答方式 ②「議会の評価」の実施 ③開かれた議会づくり ④その他議会改革の取り組み	市民連合 6 人、事務局 1 人	7
4/23	千葉県袖ヶ浦市議会運営委員会	①議会・議員の評価 ②議会活性化の方策	委員 12 人、事務局 2 人	14
4/15	高知県吾川郡町村議会議長会	①開かれた議会・議会活性化 ②通年議会	議長・副議長 4 人（仁淀川町、いの町） 事務局長 2 人	6
3/24	福井県議会議員	多種、多様な改革を進めることができる要因	議員 1 人	1
1/27	新潟県出雲崎町議会及び長野県軽井沢議会運営委員会	議会活性化の取組み	○新潟県出雲崎町議会 議長を含む 7 人 ○軽井沢議会運営委員会 委員 7 人、副町長 1 人、事務局 1 人	16
1/22	岩手県九戸村議会運営委員会	議会活性化の取組み	委員 6 人、事務局 2 人	8
	38 団体等			320

平成 20 年

月日	自治体名	視察事項	視察者	視察者計
11/27	徳島県北島町議会	議員評価制度	議長・副議長を含む 7 人	7
11/14	三重県川越町議会	開かれた議会の取組み	議員 12 人、事務局 3 人	15
11/12	山形県庄内町議会運営委員会	議会活性化の取組み	委員 6 人、議長、事務局長	8
10/23	山梨県昭和町議会	開かれた議会の取組み	全議員 16 人、町長、事務局長	18
10/23	名古屋市議員	議会活性化の取組み（議会改革）	議員 2 人、元愛知県議、元市議員	4
10/17	千葉県印西市議会運営委員会	議会活性化事項	委員 6 人、議長、事務局 2 人	9
10/7	山梨市議会 会派	議会改革・議会の活性化	中清会 2 人、公明党 1 人	3
10/7	中富良野町議会運営委員会	①議会活性化②議会・議員の評価	議会運営委員 5 人、議長、局長	7

9/5	神戸市議会 民主党（会派）	開かれた議会の取組み	民主党神戸市会 3人	3
9/1	宮城県 富谷町議会（会派）	議会・議員評価・議会改革・活性化	フォワード富谷 6人	6
8/22	茨城県鹿嶋市議会	議会・議員評価の充実等による開かれた議会づくり	原田雅也議員	1
8/21	白糠町議会行財政改革等に関わる特別委員会	開かれた議会づくり（議会・議員の評価）	委員長等（4人）、事務局長	5
7/24	神奈川県 開成町議会	開かれた議会の取組（議会改革・活性化）	全議員（14人）、事務局長・職員	16
7/24	福島県天栄村議会総務常任委員会	①医療費抑制の計画 ②空き教室を利用した学童保育	総務常任委 5人（議長含）、担当課長、事務局長	7
7/8	愛知県 岡崎市議会	議会基本条例の制定	自民清風会 3人、議長、事務局	5
7/2	青森県つがる市議会 経済常任委員会	道の駅に水産加工品を導入させた事業等	経済常任委員 7人、事務局	8
6/24	網走支庁 大空町議会運営委員会	開かれた議会づくり（議会・議員評価）	議会運営委員 6人、議長、事務局	8
2/20	佐賀市議会事務局	議会・議員評価	議事調査係 2人	2
2/20	越谷市議会（会派）	開かれた議会づくり	新政クラブ 6人、自民党市民クラブ 2人	8
2/12	空知支庁 栗山町議会	①議会改革の取組み ②議会だより発行とホームページの作成	議会運営委員 6人、広報特委 5人、正副議長、事務局 2人	15
2/6	青森県 中泊町議会運営委員会	開かれた議会ほか	議会運営委員会 7人、議長	8
1/31	網走支庁 清里町議会運営委員会	議会・議員評価、議会改革・活性化	議運 4人、正副議長、事務局	7
	22団体等			170

平成19年

月日	自治体名	視察事項	視察者	視察者計
10/22	宮城県 加美町議会運営委員会	議会活性化の取組み	議運 6人、正副議長、事務局	9
10/16	石川県 白山市議会（会派）	開かれた議会ほか	翔新会議員 6人	6
10/4	根室管内 別海町議会	議会・議員評価制度	議長ほか 16人、事務局長ほか 1人	18
10/2	網走管内 雄武町議会運営委員会	議会・議員評価制度	議会運営委員 5人、議長、事務局長	7
8/8	兵庫県小野市議会（2会派）	議会及び議員評価制度	市民クラブ 5人、公明党 2人	7
8/2	栃木県那須塩原市議会（会派）	議会・議員評価制度	創生会議員 5人	5
7/20	今金町議会運営委員会	開かれた議会の取組み	議運 5人、正副議長、職員 2人	9
7/18	宮城県黒川地方町村議会議長会	開かれた議会の取組み（夜間議会など）	宮城郡・黒川郡の議長 7人、局長	8
1/24	岐阜県高山市議会事務局職員	議会議員の評価ほか	次長、書記	2
	9団体			71

平成18年

月日	自治体名	視察事項	視察者	視察者計
11/09	宮城県大和町 議会運営委員会	①議会活性化 ②議会・議員評価制度	委員 6人、正副議長 2人、事務局 1人	9
10/26	千葉県東金市 議会運営委員会	開かれた議会づくり	委員 7人、事務局 2人	9
10/19	鶴居村議会	開かれた議会づくりの取組み	議員 12人、行政職員 1人、事務局 2人	15
10/17	青森県三戸町議会建設常任委員会	常任委員会の活動状況及び下水道事業等	委員 6人、行政職員・事務局 2人	9
10/16	兵庫県播磨町議会会派	千軒小学校廃校の経過と過程での対応	「自治クラブ」議員 3名	3
10/13	三重県志摩市議会会派「志成会」	議会・議員の評価制度導入の実態調査	議員 5名	5

10/11	千葉県印旛郡町村議会議長会	開かれた議会づくり	正副議長 8、事務局 5	13
9/28	石川県かほく市議会合同会派	①議会の評価、②議員の自己評価 ③公開の方法、反響	議員 4 名	4
8/30	美幌町 議会運営委員会	開かれた議会づくり	委員 7、事務局 1	8
7/11	東京都武蔵野市議会	開かれた議会づくり（「議会・議員評価」）	議員 1 名	1
7/06	山形県西川町議会	開かれた議会づくり（「議会・議員評価」）	議員 15、職員 1	16
1/26	三重県東員町 議会運営委員会	「議会・議員評価」制度導入の経過ほか	委員 6、議長、事務局 1	7
	12 団体等			99

平成 17 年

月日	自治体名	視察事項	視察者	視察者計
10/4	南足柄市議会 合同会派	①開かれた議会づくり ②議会の活性化(経過と検証)	議員 6 名	6
10/3	岩内郡共和町議会総務常任委員会	議会改革の取り組み	委員 5、総務職員 1、事務局 1	7
8/24	静岡県沼津市議会	開かれた議会づくり	議員 1 名	1
7/12	夕張郡栗山町 議会運営委員会	開かれた議会づくり	委員 9、事務局 1	10
7/06	宮城県亶理地方町議会議長会	①議会・議員の評価導入 ②議会運営全般	議長 2、副議長 2、事務局 4	8
	5 団体			32

平成 16 年

月日	自治体名	視察事項	視察者	視察者計
6/17	青森県三戸町 議会運営委員会	議会活性化の取り組み	委員 7、議長、事務局 1	8
5/13	福島県桑折町議会	議会活性化の取り組み	議員 17、事務局 2	19
	2 団体			27

平成 15 年

月日	自治体名	視察事項	視察者	視察者計
11/21	宮城県東白杵郡町村議会議長会 (門川町、東郷町、南郷町、西郷町、北方町、北川町、北浦町、諸塚村、椎葉村) 6 町 2 村	①議会運営 ②議会の活性化、改革 ③議会報の編集 ④町村合併の動向	議長 9、事務局 1	10

平成 14 年

月日	自治体名	視察事項	視察者	視察者計
7/11	亀岡市議会 会派(輝世クラブ)	横綱の里づくり	議員 6 名	6
3/26	恵山町議会 総務常任委員会	情報公開条例	委員 5 名	5
	2 団体			11

平成 12 年

月日	自治体名	視察事項	視察者	視察者計
12/06	瀬棚町 議会運営委員会	①議会の情報公開条例 ②委員会の公開状況	委員 5、正副議長、事務局 2	9

		③一般質問の一問一答方式 ④政務調査費の考え方		
11/10	富山県氷見市議会	①つくり育てる漁業 ②観光行政	議員2名	2
10/12	沙流郡門別町議会総務常任委員会	情報公開条例	委員6、職員3	9
	3団体			20

資料 1 1 会議・行事等の出席状況

「○」出席、「×」欠席、「△」公務欠席、「遅」遅刻、「早」早退
「-」無該当、例：「遅20」（20分遅刻）、「◎」委員外議員

(1) 本会議

会議・行事名	年月日	総務教育							経済福祉						
		滝川	藤山	加藤	熊野	花田	平野	佐藤卓 佐藤卓	溝部	杉村	木村	川村	新山	佐藤孝	金沢
4月会議	H22/4/26	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5月会議	H22/5/6	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6月会議(1)	H22/6/8	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6月会議(2)	H22/6/9	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6月第2回会議	H22/6/24	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7月会議	H22/7/9	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9月会議(1)	H22/9/14	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9月会議(2)	H22/9/15	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9月会議(3)	H22/9/21	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
10月会議	H22/10/22	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11月会議	H22/11/1	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11月第2回会議	H22/11/30	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12月会議	H22/12/14	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12月第2回会議	H22/12/27	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
1月会議	H23/1/20	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2月会議	H23/2/1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2月第2回会議	H23/2/24	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3月会議(1)	H23/3/10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3月会議(2)	H23/3/11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3月会議(3)	H23/3/18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
出席が必要な日数		20	20	20	6	6	20	5	10	20	20	20	20	20	20
出席日数		20	20	20	6	6	20	5	10	20	20	20	20	20	20
欠席した日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遅刻・早退した日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出席率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(2) 特別委員会

会議・行事名	年月日	総務教育							経済福祉						
		滝川	藤山	加藤	熊野	花田	平野	佐藤卓 佐藤卓	溝部	杉村	木村	川村	新山	佐藤孝	金沢
過疎地域①	H22/8/3	○	○	○	△	△	○	○	議	○	○	○	○	○	○
過疎地域②	H22/8/17	○	○	○	△	△	○	○	議	○	○	○	○	○	○
決算審査特委①	H22/9/16	○	○	○	△	△	○	○	議	○	○	○	○	○	○

決算審査特委②	H22/9/17	○	○	○	△	△	○	△	議	○	○	○	○	○	○
予算審査特委①	H23/3/14	○	○	○	○	○	議	△	△	○	○	○	○	○	○
予算審査特委②	H23/3/15	○	○	○	○	○	議	△	△	○	○	○	○	○	○
予算審査特委③	H23/3/16	○	○	○	○	○	議	△	△	○	○	○	○	○	○
予算審査特委④	H23/3/17	○	○	○	○	○	議	△	△	○	○	○	○	○	○
出席が必要な日数		8	8	8	4	4	8		4	8	8	8	8	8	8
出席日数		8	8	8	4	4	8		4	8	8	8	8	8	8
欠席した日数		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
遅刻・早退した日数		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0
出席率		100%	100%	100%	100%	100%	100%		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

注1「過疎地域」＝過疎地域自立促進市町村計画に関する調査特別委員会

(3) 議会運営委員会

会議・行事名	年月日	総務教育							経済福祉						
		滝川	藤山	加藤	熊野	花田	平野	佐藤卓	溝部	杉村	木村	川村	新山	佐藤孝	金沢
第1回	H22/4/5	○	—	—	△	△	—	○	議	◎	○	○	—	—	○
第2回	H22/4/20	○	—	—	△	△	◎	○	議	◎	×	○	—	—	○
第3回	H22/4/26	○	—	—	△	△	◎	○	議	◎	○	○	—	—	○
第4回	H22/5/6	○	—	—	△	△	◎	○	議	◎	○	○	—	—	○
第5回	H22/5/7	○	—	—	△	△	◎	○	議	—	○	○	—	—	○
第6回	H22/5/20	○	—	—	△	△	◎	○	議	◎	○	○	—	—	○
第7回	H22/6/1	○	—	—	△	△	◎	○	議	◎	○	○	—	—	○
第8回	H22/6/9	○	—	—	△	△	—	○	議	—	○	○	—	—	○
第9回	H22/6/14	○	—	—	△	△	◎	○	議	◎	○	○	—	—	○
第10回	H22/6/24	○	—	—	△	△	◎	遅	議	◎	○	○	—	—	○
第11回	H22/7/9	○	—	—	△	△	◎	—	議	◎	○	○	—	—	○
第12回	H22/7/9	○	○	—	△	△	—	—	議	—	○	○	—	—	○
第13回	H22/7/20	○	○	—	△	△	◎	—	議	—	○	○	—	—	○
第14回	H22/9/7	○	○	—	△	△	◎	—	議	◎	○	○	—	—	○
第15回	H22/9/17	○	○	—	△	△	◎	—	議	◎	○	○	—	—	○
第16回	H22/9/21	○	○	—	△	△	—	—	議	—	○	○	—	—	○
第17回	H22/10/22	○	○	—	△	△	◎	—	議	◎	○	○	—	—	○
第18回	H22/10/22	○	○	—	△	△	◎	—	議	◎	○	○	—	—	○
第19回	H22/11/1	○	○	—	△	△	◎	—	議	◎	○	○	—	—	○
第20回	H22/11/8	○	○	—	△	△	議	—	議	◎	○	○	—	—	○
第21回	H22/11/30	○	○	—	△	△	議	—	議	◎	○	○	—	—	○
第22回	H22/12/7	○	○	—	△	△	議	—	議	◎	○	○	—	—	○
第23回	H22/12/16	○	○	—	△	△	議	—	議	◎	○	○	—	—	○
第24回	H22/12/21	○	×	—	△	△	議	—	議	◎	○	○	—	—	○
第25回	H22/12/27	○	○	—	△	△	議	—	議	◎	○	○	—	—	○
第26回	H23/1/18	○	○	—	◎	◎	議	—	議	◎	○	○	—	—	○
第27回	H23/1/20	○	×	—	—	—	議	—	議	◎	○	○	—	—	○
第28回	H23/1/26	○	○	—	—	—	議	—	議	—	○	○	—	—	○
第29回	H23/2/1	○	○	—	—	—	議	—	議	—	○	○	—	—	○
第30回	H23/2/21	○	○	—	◎	—	議	—	議	◎	○	○	—	—	○
第31回	H23/2/24	○	○	—	—	—	議	—	議	◎	○	○	—	—	○
第32回	H23/3/4	○	○	—	—	—	議	—	議	◎	○	○	—	—	○
第33回	H23/3/15	○	○	—	◎	—	議	—	議	◎	○	○	—	—	○
第34回	H23/3/28	○	○	—	—	—	議	—	議	—	○	○	—	—	○
出席が必要な日数		34	23		3	1	30	10	18	25	34	34			34
出席日数		34	21		3	1	30	10	18	25	33	34			34
欠席した日数		0	2		0	0	0	0	0	0	1	0			0
遅刻・早退した日数		0	0		0	0	0	1	0	0	0	0			0
出席率		100%	91%		100%	100%	100%	100%	100%	100%	97%	100%			100%

(4) 総務教育常任委員会

会議・行事名	年月日	総務教育							経済福祉						
--------	-----	------	--	--	--	--	--	--	------	--	--	--	--	--	--

		滝川	藤山	加藤	熊野	花田	平野	佐藤卓	溝部	杉村	木村	川村	新山	佐藤孝	金沢
第1回	H22/5/25	○	○	○	△	△	○	○	○	—	—	—	—	—	—
第2回	H22/8/23	○	○	○	△	△	○	○	○	◎	—	—	—	—	—
第3回	H22/10/4	○	○	○	△	△	○	○	○	—	—	—	—	—	—
第4回	H22/11/4	○	○	○	△	△	○	○	○	—	—	—	—	—	—
第5回	H22/11/25	○	○	○	△	△	○	○	○	◎	◎	—	—	—	—
第6回	H22/11/26	○	○	○	△	△	○	○	○	—	—	—	—	—	—
第7回	H22/11/30	○	○	○	△	△	○	○	○	—	—	—	—	—	—
第8回	H23/2/24	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
第9回	H23/3/16	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	—	—	—	—	—
第10回	H23/3/30	○	○	○	○	○	○	○	○	◎	◎	◎	—	◎	◎
出席が必要な日数		10	10	10	3	3	10	1	3	4	2	1		1	1
出席日数		10	10	10	3	3	10	1	3	4	2	1		1	1
欠席した日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
遅刻・早退した日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0
出席率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		100%	100%

(5) 経済福祉常任委員会

会議・行事名	年月日	総務教育							経済福祉						
		滝川	藤山	加藤	熊野	花田	平野	佐藤卓	溝部	杉村	木村	川村	新山	佐藤孝	金沢
第1回	H22/4/15	◎	—	—	△	△	◎	職	○	○	○	○	○	○	○
第2回	H22/6/8	—	—	—	△	△	—	職	○	○	○	○	○	○	○
第3回	H22/6/24	◎	—	—	△	△	—	◎	職	○	○	○	○	○	○
第4回(豊浦町視察)	H22/7/2	—	—	—	△	△	—	—	○	○	○	○	×	×	×
第5回	H22/8/17	◎	—	—	△	△	—	職	○	○	○	○	○	○	○
第6回	H22/9/15	—	—	—	△	△	—	職	○	○	○	○	○	○	○
第7回	H22/10/5	—	—	—	△	△	—	職	○	×	○	○	○	○	○
第8回	H22/10/7	◎	—	—	△	△	—	職	○	○	○	○	○	○	○
第9回	H22/10/25	—	—	—	△	△	◎	職	○	○	○	○	○	○	○
第10回	H22/10/27	—	—	—	△	△	—	職	○	○	○	○	○	○	○
第11回	H22/11/8	◎	—	—	△	△	職	職	○	○	○	○	×	○	○
第12回	H22/12/1	◎	◎	—	△	△	職	職	○	○	○	×	○	○	○
第13回	H23/2/22	—	—	—	◎	—	職	職	○	○	○	○	○	○	○
第14回	H23/3/11	—	—	—	—	—	職	職	○	○	○	○	○	○	○
出席が必要な日数		6	1		1		6	2	9	14	14	14	14	14	14
出席日数		6	1		1		6	2	9	14	13	14	13	12	13
欠席した日数		0	0		0		0	0	0	0	1	0	1	2	1
遅刻・早退した日数		0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
出席率		100%	100%		100%		100%	100%	100%	100%	93%	100%	93%	86%	93%

(6) 広報・広聴常任委員会

会議・行事名	年月日	総務教育							経済福祉						
		滝川	藤山	加藤	熊野	花田	平野	佐藤卓	溝部	杉村	木村	川村	新山	佐藤孝	金沢
議会報告会	H22/7/3	○	遅	○	△	△	○	○	○	○	○	○	×	○	○
住民懇談会①	H23/2/8	○	○	○	○	○	○	職	職	○	○	○	○	○	○
住民懇談会②	H23/2/10	○	○	○	○	○	○	職	職	○	○	○	○	○	○
出席が必要な日数		3	3	3	2	2	3	1	1	3	3	3	3	3	3
出席日数		3	3	3	2	2	3	1	1	3	3	3	2	3	3
欠席した日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
遅刻・早退した日数		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出席率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	67%	100%	100%

(7) 全員協議会

会議・行事名	年月日	総務教育							経済福祉						
		滝川	藤山	加藤	熊野	花田	平野	佐藤卓	溝部	杉村	木村	川村	新山	佐藤孝	金沢
全員協議会①	H22/4/15	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
全員協議会②	H22/5/6	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
全員協議会③	H22/6/21	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
全員協議会④	H22/7/9	○	○	○	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
全員協議会⑤	H22/12/14	○	○	○	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
全員協議会⑥	H23/1/20	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○
全員協議会⑦	H23/1/26	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○
全員協議会⑧	H23/2/28	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○
全員協議会⑨	H23/3/18	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○
出席が必要な日数		9	9	9	4	4	9	3	4	9	9	9	9	9	9
出席日数		9	9	9	4	4	9	3	4	9	9	9	9	9	9
欠席した日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遅刻・早退した日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出席率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(8) 正副議長・正副委員長会議

会議・行事名	年月日	総務教育							経済福祉						
		滝川	藤山	加藤	熊野	花田	平野	佐藤卓	溝部	杉村	木村	川村	新山	佐藤孝	金沢
第1回	H22/4/28	○	—	—	△	△	○	○	○	○	○	—	—	—	○
第2回	H22/5/28	○	—	—	△	△	○	○	—	○	○	—	—	—	○
第3回	H22/6/29	○	—	—	△	△	○	○	○	○	○	—	—	—	○
出席が必要な日数		3					3	3	2	3	3				3
出席日数		3					3	3	2	3	3				3
欠席した日数		0					0	0	0	0	0				0
遅刻・早退した日数		0					0	0	0	0	0				0
出席率		100%					100%	100%	100%	100%	100%				100%

(9) 渡島管内議会議員研修会

会議・行事名	年月日	総務教育							経済福祉						
		滝川	藤山	加藤	熊野	花田	平野	佐藤卓	溝部	杉村	木村	川村	新山	佐藤孝	金沢
議会議員研修会	H22/10/27	×	○	○	△	△	○	△	△	△	△	△	△	△	△
出席が必要な日数		1	1	1			1		0	0	0	0	0	0	0
出席日数		0	1	1			1		0	0	0	0	0	0	0
欠席した日数		1	0	0			0		0	0	0	0	0	0	0
遅刻・早退した日数		0	0	0			0		0	0	0	0	0	0	0
出席率		0%	100%	100%			100%		—	—	—	—	—	—	—

(10) 渡島西部広域事務組合議会

会議・行事名	年月日	総務教育							経済福祉						
		滝川	藤山	加藤	熊野	花田	平野	佐藤卓	溝部	杉村	木村	川村	新山	佐藤孝	金沢
第2回臨時会	H22/5/21	—	—	—	△	△	○	—	○	—	—	—	—	○	—
第2回定例議会	H22/9/3	—	—	—	△	△	○	△	○	—	—	—	—	○	—
し尿処理特委	H22/9/3	—	—	—	△	△	○	△	○	—	—	—	—	○	—
第3回定例議会	H22/12/3	—	—	—	△	△	○	△	○	—	—	—	—	○	—
第1回定例議会	H23/2/28	—	—	—	—	—	○	△	○	—	—	—	—	○	—
第1回臨時会	H23/3/23	—	—	—	—	—	○	△	○	—	—	—	—	○	—
出席が必要な日数							6		3	3				6	
出席日数							6		3	3				6	
欠席した日数							0		0	0				0	

遅刻・早退した日数							0		0	0				0
出席率							100%		100%	100%				100%

注1 「し尿処理特委」＝し尿処理施設整備に関する調査特別委員会

(11) 渡島廃棄物処理広域連合議会

会議・行事名	年月日	総務教育							経済福祉						
		滝川	藤山	加藤	熊野	花田	平野	佐藤卓	溝部	杉村	木村	川村	新山	佐藤孝	金沢
第2回定例議会	H22/11/20	—	—	—	△	△	—	△	×	—	—	—	—	—	○
第1回定例議会	H23/2/22	—	—	—	—	—	○	△	—	—	—	—	—	—	○
出席が必要な日数							1	—	1						2
出席日数							1	—	0						2
欠席した日数							0	—	1						0
遅刻・早退した日数							0	—	0						0
出席率							100%	—	0%						100%

(12) 渡島西部四町議会議員連絡協議会

会議・行事名	年月日	総務教育							経済福祉						
		滝川	藤山	加藤	熊野	花田	平野	佐藤卓	溝部	杉村	木村	川村	新山	佐藤孝	金沢
理事会	H22/4/28	○	—	—	△	△	—	—	○	—	—	○	—	—	○
スポーツ大会	H22/7/31	○	○	○	△	△	○	△	○	○	○	×	○	×	
理事会	H23/2/4	—	—	—	—	—	○	△	—	○	○	—	—	△	
定期総会	H23/2/25	○	○	○	遅	○	○	△	○	○	○	○	○	○	
議員研修会	H23/2/25	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	
出席が必要な日数		4	3	3	2	2	4	—	2	3	4	6	3	3	4
出席日数		4	3	3	2	2	4	—	2	3	4	6	2	3	3
欠席した日数		0	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	1	0	1
遅刻・早退した日数		0	0	0	1	0	0	—	0	0	0	0	0	0	0
出席率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	—	100%	100%	100%	100%	67%	100%	75%

(13) 各種行事

会議・行事名	年月日	総務教育							経済福祉						
		滝川	藤山	加藤	熊野	花田	平野	佐藤卓	溝部	杉村	木村	川村	新山	佐藤孝	金沢

○懇親会

4月会議の懇親会	H22/4/26	○	○	×	△	△	○	○	×	○	○	○	○	○	○
6月会議の懇親会	H22/6/9	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9月会議の懇親会	H22/9/21	○	○	○	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
11月会議の懇親会	H22/10/22	○	○	×	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
12月会議の懇親会	H22/12/14	○	○	○	△	△	○	△	○	○	○	○	○	○	○
2月会議の懇親会	H23/2/1	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○
出席が必要な日数		6	6	6	1	1	6	2	3	6	6	6	6	6	6
出席日数		6	6	4	1	1	6	2	2	6	6	6	6	6	6
欠席した日数		0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
遅刻・早退した日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出席率		100%	100%	67%	100%	100%	100%	100%	67%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

○学校関係

福島保育所入所式	H22/4/5	○	—	—	△	△	—	○	○	—	○	○	—	—	—
吉岡小学校入学式	H22/4/6	—	—	—	△	△	—	—	—	—	○	—	—	—	—
福島小学校入学式	H22/4/6	—	—	—	△	△	—	○	△	—	—	—	—	—	—
福島中学校入学式	H22/4/6	—	—	—	△	△	○	○	—	—	—	—	—	—	—
福島商業高校入学式	H22/4/8	○	—	—	△	△	—	○	○	—	—	—	—	—	—

福島幼稚園入園式	H22/4/8	○	—	—	/	/	—	○	○	—	—	—	—	—	
吉岡幼稚園入園式	H22/4/9	○	—	—	/	/	—	—	○	—	○	—	—	—	
福島中学校体育大会	H23/5/23	—	—	—	/	/	—	—	○	—	—	—	—	—	
吉岡町民運動会	H22/5/30	—	—	—	/	/	—	○	○	—	○	—	—	—	
福島小学校運動会	H22/6/6	—	—	—	/	/	—	○	○	—	—	—	—	—	
福島保育所運動会	H22/6/20	—	—	—	/	/	○	—	—	—	—	—	—	—	
福島幼稚園うんどう会	H22/9/13	—	—	—	/	/	—	/	○	—	—	—	—	—	
福島中学校学校祭	H22/9/26	—	—	—	/	/	—	/	○	—	—	—	—	—	
吉岡小学校学習発表会	H22/10/17	—	—	—	/	/	—	/	○	—	○	—	—	—	
福島小学校学習発表会	H22/10/17	—	—	—	/	/	—	/	○	—	○	—	—	—	
吉岡幼稚園ゆうぎ会	H22/11/14	—	—	—	/	/	—	/	/	—	—	—	—	○	
福島保育所おゆうぎかい	H22/11/14	—	—	—	/	/	○	/	/	—	○	—	—	—	
福島中学校日曜参観日	H22/11/21	—	—	—	/	/	—	/	/	—	○	—	—	—	
福島商業高校卒業式	H23/3/1	○	○	—	○	○	—	/	/	—	○	○	—	○	
福島中学校卒業式	H23/3/15	○	○	○	○	○	○	/	/	—	○	○	—	○	
吉岡小学校卒業式	H23/3/18	—	—	○	—	—	—	/	/	—	○	—	○	○	
福島小学校卒業式	H23/3/18	○	○	—	○	○	○	/	/	—	—	○	—	○	
福島幼稚園卒園式	H23/3/19	○	—	—	○	—	○	/	/	—	—	○	—	—	
吉岡幼稚園卒園式	H23/3/22	○	—	—	—	—	—	/	/	—	○	○	—	○	
福島保育所修了式	H23/3/25	○	—	—	—	—	○	/	/	—	—	○	—	—	
出席が必要な日数		10	3	2	4	3	7	7	11		12	7	1	2	5
出席日数		10	3	2	4	3	7	7	11		12	7	1	2	5
欠席した日数		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
遅刻・早退した日数		0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
出席率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%		100%	100%	100%	100%	100%

○委員会・林活関係

町民森づくり植樹祭	H22/5/15	×	×	○	/	/	×	○	○	×	○	○	×	×	×
林活植樹事業	H22/6/11	○	×	×	/	/	×	○	×	○	○	○	×	○	×
道南林活現地研修会	H22/7/14	—	—	—	/	/	—	—	—	○	—	—	—	—	—
委員会役員会	H22/9/14	○	○	—	/	/	—	/	—	—	○	—	○	—	—
林活役員会	H22/9/14	○	—	—	/	/	○	/	—	○	○	○	○	—	○
委員会総会	H22/9/15	○	○	○	/	/	○	/	○	○	○	○	○	○	○
林活総会	H22/9/15	○	○	○	/	/	○	/	○	○	○	○	○	○	○
道南林活総会	H22/10/13	—	—	—	/	/	—	/	—	○	—	○	—	—	—
道南林活連絡役員会	H22/10/13	—	—	—	/	/	—	/	—	○	—	—	—	—	—
道南林活役員研修会	H23/2/1	—	—	—	/	/	—	/	—	△	—	—	—	—	—
出席が必要な日数		6	5	4			5	2	4	8	6	6	6	4	5
出席日数		5	3	3			3	2	3	7	6	6	4	3	3
欠席した日数		1	2	1			2	0	1	1	0	0	2	1	2
遅刻・早退した日数		0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0
出席率		83%	60%	75%			60%	100%	75%	88%	100%	100%	67%	75%	60%

○消防・自衛隊関係

消防団総合訓練大会	H22/6/13	○	○	○	/	/	○	○	○	○	○	○	×	○	○
自衛隊父兄会定期総会	H22/6/16	—	—	—	/	/	—	—	△	—	—	—	—	—	—
四署消防総合訓練	H22/10/6	○	○	×	/	/	○	/	○	○	○	×	×	○	○
函館駐屯地創立記念行事	H22/10/10	—	—	—	/	/	—	/	—	—	—	—	—	—	○
福島消防団出初式	H23/1/4	○	○	○	/	/	○	/	○	○	○	×	○	○	○
出席が必要な日数		3	3	3			3	1	2	3	3	3	3	3	4
出席日数		3	3	2			3	1	2	3	3	2	0	3	4
欠席した日数		0	0	1			0	0	0	0	0	1	3	0	0
遅刻・早退した日数		0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0
出席率		100%	100%	67%			100%	100%	100%	100%	100%	67%	0%	100%	100%

会議・行事名	年月日	総務教育							経済福祉						
		滝川	藤山	加藤	熊野	花田	平野	佐藤卓	溝部	杉村	木村	川村	新山	佐藤孝	金沢

○町主催行事

東京農業大学との包括連携協議に向けた懇談会	H22/5/29	×	○	○	△	△	×	○	○	×	○	○	○	○	○
がん予防町民対策会議	H22/6/23	×	×	×	△	△	×	×	○	×	×	×	×	×	×
戦没者追悼式	H22/7/14	○	△	△	△	△	○	△	○	○	×	△	○	○	
千代の富士杯相撲大会	H22/7/18	—	—	—	△	△	○	○	○	—	—	—	—	—	
東京農業大学生物産業学部と福島町との包括連携協定調印式・フォーラム	H22/7/30	○	○	×	△	△	×	△	○	×	○	×	×	○	
成人式	H22/8/13	○	○	×	△	△	×	△	○	○	○	×	○	○	
敬老会	H22/9/19	○	×	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
ふれあいスポーツ大会	H22/10/14	○	—	—	△	△	○	○	○	—	—	○	—	—	
町表彰式	H22/11/3	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
青少年の主張大会	H22/12/11	—	—	—	△	△	○	○	○	—	—	○	—	—	
新年交礼会・町表彰式祝賀会	H23/1/2	○	×	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	
町内会連合会総会	H23/2/26	—	—	—	△	△	○	○	○	—	—	—	—	—	
がん予防講演会	H23/2/26	×	○	○	△	△	×	○	×	×	○	○	○	○	
スポーツ・文化表彰式	H23/3/7	○	×	○	△	△	○	○	×	×	○	×	×	○	
食材等の新冷凍技術（CAS）に関する講演会	H23/3/22	○	○	○	△	△	○	○	×	○	○	○	○	○	
出席が必要な日数		12	10	10	3	3	15	2	8	12	13	12	11	11	11
出席日数		9	6	7	1	3	10	1	8	6	10	11	6	8	10
欠席した日数		3	4	3	2	0	5	1	0	6	3	1	5	3	1
遅刻・早退した日数		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
出席率		75%	60%	70%	33%	100%	67%	50%	100%	50%	77%	91%	55%	73%	91%

○その他団体行事

観光協会通常総会	H22/4/1	—	—	—	△	△	—	○	△	○	—	—	—	—	—
春の交通安全運動町民大会	H22/4/8	—	—	—	△	△	—	—	×	○	—	—	—	—	—
商工会青年部通常総会	H22/4/9	—	○	—	△	△	—	—	○	—	○	—	—	—	—
椎茸生産組合定期総会	H22/4/22	—	—	—	△	△	—	—	○	—	—	—	—	—	—
さけ・ますふ化場落成式	H22/4/28	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	○	○	×
コミュニティ運動推進協議会	H22/4/30	—	—	—	△	△	—	—	○	—	—	—	—	—	○
福島町相撲協会定期総会	H22/4/30	—	—	—	△	△	○	—	○	—	—	—	—	—	—
女だけの相撲大会	H22/5/9	—	—	—	△	△	—	○	○	—	—	—	—	—	—
老人クラブ連合会総会	H22/5/18	—	—	—	△	△	—	—	—	—	—	—	—	—	○
交通安全協会総会	H22/5/24	—	—	—	△	△	—	—	○	—	—	—	—	—	—
原水爆禁止国民平和大行進	H22/6/3	○	—	—	△	△	—	—	△	—	—	—	—	—	—
商工会創立50周年記念式典	H22/6/18	○	○	○	△	△	○	○	○	○	○	○	×	○	○
九重部屋郷土後援会役員会	H22/7/2	—	—	—	△	△	○	—	○	—	—	—	—	—	—
やるベイカまつり	H22/8/13	×	○	×	△	△	×	△	○	○	○	×	×	×	×
秋の交通安全大会	H22/9/24	—	—	—	△	△	—	△	×	○	—	—	—	—	—
カントリーフェスティバル	H22/10/3	—	—	—	△	△	—	△	○	—	—	—	—	—	—
地域友好大会	H22/10/10	—	—	—	△	△	—	△	○	—	—	○	—	—	—
南北駅伝交流会	H22/11/6	—	—	—	△	△	○	△	—	—	—	—	—	—	—
南北駅伝大会	H22/11/7	—	—	—	△	△	○	△	—	—	○	—	—	—	—
財務行政懇談会	H22/11/15	×	×	×	△	△	△	△	×	×	×	○	×	×	×
職業援護相談所総会	H23/1/4	—	—	—	△	△	×	△	—	—	—	—	—	—	○
建設協会新年交礼会	H23/1/28	—	—	—	△	△	×	△	—	—	—	—	—	—	○
農業協同組合通常総会	H23/1/28	—	—	—	△	△	○	△	—	—	—	—	—	—	—
森林組合通常総会	H23/2/28	—	—	—	△	△	△	△	—	—	—	—	—	—	—
出席が必要な日数		5	5	4			10	4	14	7	5	6	4	4	8
出席日数		3	4	2			7	4	12	6	4	4	2	2	5
欠席した日数		2	1	2			3	0	2	1	1	2	2	2	3
遅刻・早退した日数		0	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0
出席率		60%	80%	50%			70%	100%	86%	86%	80%	67%	50%	50%	63%

会議・行事名	年月日	総務教育							経済福祉					
		滝川	藤山	加藤	熊野	花田	平野	佐藤卓	溝部	杉村	木村	川村	新山	佐藤孝

○行政視察等受入れ

長万部町議会議運	H22/5/10	○	—	—	△	△	—	○	○	—	○	—	—	—	—
杉並区・杉並区議会	H22/5/12	—	—	—	△	△	—	—	○	—	—	—	—	—	—
広島県坂町議会	H22/5/14	○	—	—	△	△	—	○	○	—	—	—	—	—	○
函館市 渡辺氏	H22/5/14	○	—	—	△	△	—	○	○	—	—	—	—	—	○
三重県朝日町議会	H22/6/21	○	—	—	△	△	—	○	○	—	—	—	—	—	○
福井県勝山市議会	H22/6/30	—	—	—	△	△	—	—	○	—	—	—	—	—	—
北海学園大学生	H22/7/5	—	—	—	△	△	—	—	○	—	—	—	—	—	—
神奈川県愛川町議会会派	H22/7/13	○	—	—	△	△	—	—	○	—	○	—	—	—	○
羊蹄山麓正副議長会	H22/7/15	○	—	—	△	△	—	—	○	—	×	—	—	—	○
東京都西多摩郡町村議会議長会	H22/7/22	○	—	—	△	△	—	—	○	—	○	—	—	—	○
滋賀県栗東市議会会派	H22/7/28	○	—	—	△	△	—	—	○	—	○	—	—	—	○
宮城県大崎市議会	H22/8/30	—	—	—	△	△	—	—	—	—	—	—	—	—	○
東京都板橋区議会	H22/8/31	—	—	—	△	△	—	—	○	—	—	—	—	—	—
洞爺湖町議会有志会	H22/10/6	○	—	—	△	△	—	—	○	—	○	—	—	—	○
豊富町議会	H22/10/18	—	—	—	△	△	—	—	○	—	—	—	—	—	—
森町議会	H22/10/20	○	—	—	△	△	—	—	○	—	○	—	—	—	○
岩手県金ヶ崎町議会	H22/10/28	○	—	—	△	△	—	○	○	—	○	—	—	—	○
東京都武蔵野市議会議運	H22/10/29	○	—	—	△	△	—	○	○	—	○	—	—	—	○
三重県四日市市議会	H22/11/4	—	—	—	△	△	—	○	△	—	○	△	—	—	○
日本共産党鎌倉市議会議員団	H22/11/11	○	—	—	△	△	—	○	△	—	○	△	—	—	○
中空知町議会議長連絡協議会	H22/11/15	○	—	—	△	△	—	△	△	—	○	○	—	—	○
宮崎県東臼杵郡町村議会議長会	H22/11/18	○	—	—	△	△	—	○	△	—	○	○	—	—	○
読売新聞東京本社三沢通信部	H22/11/18	—	—	—	△	△	—	○	△	—	○	○	—	—	○
青森県深浦町議会	H22/12/2	—	—	—	△	△	—	○	△	—	○	○	—	—	○
長野県飯田市議会会派のぞみ	H23/2/2	—	—	—	△	△	—	○	△	—	○	○	—	—	○
大東文化大学浅野教授	H23/2/3	—	—	—	△	△	—	○	△	—	—	—	—	—	—
出席が必要な日数		15					10	4	17		16	5			19
出席日数		15					10	4	17		15	5			19
欠席した日数		0					0	0	0		1	0			0
遅刻・早退した日数		0					0	0	0		0	0			0
出席率		100%					100%	100%	100%		94%	100%			100%

資料 1 2 議長・副議長の出張等

No.	用 務	出張地	年 月 日	溝部	平野	金沢
1	北海道自治研究座談会出席のため	札幌市	H22/4/6 ~ H22/4/7	○	△	—
2	第10回北海道福島会出席のため	東京都	H22/4/24 ~ H22/4/25	○	△	—
3	渡島西部四町儀愛議員連絡協議会 平成22年度第1回臨時会出席のため	木古内町	H22/4/28	○	△	○
4	第35回町村議会議長・副議長研修会出席のため	東京都	H22/5/17 ~ H22/5/19	○	△	—
5	渡島町村議会議長会臨時総会及び北海道町村議会議長会定期総会出席のため	札幌市	H22/6/2 ~ H22/6/4	○	△	—
6	平成22年度渡島総合開発期成会定期総会出席のため	函館市	H22/6/7	○	△	—
7	福島町議会基本条例に関する諮問会議委員送迎のため	函館市	H22/6/16	○	△	—
8	平成22年度札幌福島会総会出席のため	札幌市	H22/6/19 ~ H22/6/20	○	△	—
9	北海道新聞記事に対する抗議文提出のため	函館市	H22/6/29	○	△	○
10	平成22年度渡島地方消防訓練大会出席のため	八雲町	H22/7/10	○	△	—
11	平成22年度渡島総合開発期成会札幌要望出席のため	札幌市	H22/7/20 ~ H22/7/21	○	△	—
12	渡島西部四町議会議員対抗スポーツ大会参加のため	木古内町	H22/7/31	○	△	×

13	第64回町村議会議務局長研修会出講のため	東京都	H22/8/4 ~ H22/8/6	○	△	—
14	北海道総合開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する道南地域緊急総決起大会に出席のため	函館市	H22/8/9	○	△	—
15	市民と議員の条例づくり交流会議出席のため	東京都	H22/8/28 ~ H22/8/29	○	△	—
16	渡島檜山町村議会議長連絡会議出席のため	七飯町	H22/8/30	○	△	—
17	陸上自衛隊函館駐屯地創立60周年記念行事出席のため	函館市	H22/10/10	—	△	○
18	議員をめざす人のための自治講座出講のため	札幌市	H22/10/16	○	△	—
19	議会用務のため	函館市	H22/10/18	○	△	—
20	北海道マニフェスト塾 未来を語る北海道でありたい！出講のため	札幌市	H22/10/24	○	△	—
21	議会用務のため	北斗市	H22/11/2	△	○	—
22	第5回マニフェスト大賞授賞式出席のため	東京都	H22/11/5 ~ H22/11/6	△	○	—
23	第54回町村議会議長全国大会及び渡島議長会行政視察出席のため	東京都・鹿児島県	H22/11/15 ~ H22/11/17	△	○	—
24	渡島西部四町議会議員連絡協議会第2回理事会出席のため	木古内町	H23/2/4	△	○	△
25	「T P Pから食と地域を守る道南地域総決起大会」出席のため	北斗市	H23/2/14	△	○	○
26	平成22年度渡島西部四町議会議員連絡協議会定期総会及び議員研修会出席のため	木古内町	H23/2/25	△	○	○
27	渡島町村議会議長会定期総会出席のため	函館市	H23/3/3	△	○	—

資料 1 3 議会運営委員会の反省事項等

○議会運営委員会の反省事項等

◆平成22年6月9日（火）開催

1. 会定例会6月会議の反省事項について

- (1) 環境問題の一般質問に関連し、旧館の沢地区のごみ捨て場の現状及び粗大ごみ等の不法投棄の現状調査を経済福祉常任委員会（調査事項若しくは町内視察）での調査が必要ではないか。
- (2) 本会議場における始めと終わりの挨拶を起立して行うことにする。
（次回の会議より徹底する）
- (3) 議案説明資料（特に予算に係る説明資料）の内容をより分かりやすく詳しくする方向に事務段階で協議を進めることとした。その際、これまで「報告事項」として整理している資料の在り方も併せて検討する。

◆平成22年9月21日（火）開催

1. 会定例会9月会議の反省事項について

- (1) 一般質問の答弁が答弁書と違う言い回しが気になった。2回目の質問で数値の確認をしているが、できるだけ最初の質問で済ませた方がよい。質問の中でひとり言のような発言が気になった。
- (2) 決算特別委員会について
 - ① これまでの採決は会計毎の採決に加え、最後に一括採決を行い、委員長より議長に報告し、これを受けて議長は本会議で一括議題として採決に諮っていました。今回の委員会では4名の委員が一般会計決算認定に対して反対があった。このため、平成23年度の予算特別委員会から次のような採決とすることで全員協議会に諮ることとした。
※特別委員会では、1件ずつ採決を行い、一括での採決は行わない。本会議では、特熱委員

会で反対のあった議案は1件ずつの採決とし、その他は一括議案として採決を諮る。

②決算説明資料（事務事業決算説明資料）は、不用額の説明に加え決算書の内容（節毎の支出額など）を含めることなど検討も必要ではないか。

③全体的に質問が少なかった。説明員（課長）の分かりづらい答弁が気になった。

(3) 人事案件の表決方法について

起立採決を基本とし、議会運営委員会で表決方法を議題とせず、本会議の中で整理することで、全員協議会に諮ることとした。

◆平成22年12月16日（木）開催

1. 会定例会12月会議の反省事項について

(1) 説明員の答弁に不適切と思われる発言（信用していたら寝返ったり、首がかかるわけですから戦争ですよ、挑発行為そういうことは常にやっている）があったので、十分注意すべきである。今後、選挙関係の質問は慎重に扱うべきである。質問は内容から逸脱しないように注意すべきである。

◆平成23年3月28日（月）開催

1. 会定例会3月会議の反省事項について

(1) 一般質問をインターネット中継で視聴した町民から調査要望書の提出があった。議会活動に町民参加が進んだ良い例だと考える。なお、議長が進行中に質疑の終了を促すような発言もあったので、慎重に対応していただきたい。

(2) 夜間議会を視聴していた町民から、「居眠りしている議員がいる」との指摘があったので、議会を与えないように議場内の態度には十分気をつけるべきである。また、議長の声が低い時や高い時と一定していないとの指摘もあった。議員も議席番号をはっきりと述べ、きちんと挙手して議長が指名しやすいようにすべきである。

(3) 予算審査特別委員会について

説明者（管理職）の答弁に「分からない」が多いように感じた。説明者は質問を予測し、きちんと勉強して置くべきである。なお、議員も質問内容（主旨、意図）が明確に分かりやすく伝わるように気をつける必要がある。また、一般会計の他に特別会計にも多くの質疑があり、活発な委員会であった。

資料 1 4 議会の評価・議員の自己評価の結果

(1) 平成 2 2 年度の「議会評価」結果

議会は、町民に議会・議員の活動内容を周知し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図るため、しっかりと現状を把握し議会の評価を行っています。

評価は、主要な 10 項目と具体的な項目の 36 項目を議員・議会の活動状況の基礎資料と、全国・全道の町村議会の実態や先進的な運営をしている議会などと比較し議会運営委員会（4 月 19 日決定）が行い、その結果を町民に公表するものです。

本年度の評価は、改選期（平成 23 年 8 月）を迎えることから、4 年間の総合的な視野を含めたものになっています。


昨年度との比較で良化した項目は、残念ながら一つもありませんでした。逆に、**悪化した項目が 6 つ（下表の青文字）**という厳しい結果になりました。

本年度も引き続き、「わかりやすく町民が参加する議会・しっかりと討議する議会・実感できる政策を提言する議会」を目指し、評価結果も課題として、豊かな福島町のために不断の努力を続けます。

【評価の分類：○＝「概ね一定の水準にある」 △＝「一部水準に達成していない」 ▲＝「取組みが必

主要評価項目	具体的な項目	過去 3 年間の評価			H 22 評価	4 年間の総合的な視点を含んだ評価コメント
		H19	H20	H21		
1. 議会の 活性度	①一般質問	○	△	△	△	H19 は新人議員の積極性により、質問者数・項目数は増加。H20~H21 は質問が特定の議員に偏る。H22 は補欠選挙による新人議員の質問が増加。 〔実質問者 H19=12 人 H20=5 人 H21=4 人 H22=8 人〕全道平均=5.0 人
	②質 疑	○	○	○	○	本会議を始めとし、予算・決算特別委員会の質疑も増加した。引き続き、質疑内容を充実。 〔本会議の質問率：定例 75.5 %、定例以外 39.6% 〕
	③討 論	△	▲	△	△	討論の交互廃止規定を廃止（H19.2）。論点・争点を明らかにした討論に努めることが必要。 〔H21=本会議 3 回、延べ 13 人 H22=本会議 5 回 延べ 14 人〕
	④討 議	△	▲	△	△	本会議での討議が行われていない。時間不足を理由に討議が少ない委員会活動が多い。議場（対面式）の見直し検討が必要。
	⑤議員提案	△	○	○	▲	町民が実感できる政策提言や条例提案ができていない。「総合開発計画に係る提言書」を初めて町長に提出（H21.10）。
	⑥文書質問	—	—	△	▲	質問が特定の議員に偏っている。政策提案等に向けた文書質問の活用が課題。〔H21=実人数 4 人、19 項目 H22=実人数 3 人、7 項目〕
2. 議会の	①委員会の公開	○	○	○	○	会議条例で「公開」としている。H22 は 100%公開。
	②審議記録の公開	○	○	○	○	ホームページで全て公開。

主要評価項目	具体的な項目	過去3年間の評価			H22評価	4年間の総合的な視点を含んだ評価コメント
		H19	H20	H21		
5. 議会の民主度	①一般質問の一问一答方式	○	○	○	○	一问一答方式の実施（H12）。質問回数と時間制限の規定廃止（H20）。全道=21議会
	②説明員との対面方式	○	○	○	○	庁舎建設時から実施（H6）。討議との関係を検討する必要。全道=102議会
	③一般質問の答弁書配付	○	○	○	○	実施済み（H13.9）。質問に対する的確（漏れや補足答弁を必要としない）通告書、答弁書となるように改善していくことが必要。
6. 議会の監視度	①長との適正な関係の維持		○	○	○	福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例を制定（H20）。「子育て応援特別手当（町単独事業）」の修正案を提出（H21、原案は否決となった）。
	②全員協議会の適切な運用	○	○	○	○	事前協議となる執行者からの要請による開催は基本的にしない。
	③議会権能（率（けん）制・批判・監視等）の適切な遂行	○	○	○	○	資質向上による充実が課題。まちづくり基本条例第27条（応答責任）の規定により、議長に提出された要望（一般質問の答弁に対する調査）を受け、総務教育常任委員会の所管事務に決定（H23.3）。
7. 議会の専門度	①政策立案・審議能力の向上強化	△	△	○	△	総合開発計画に係る提言書の提出（H21）。事務事業評価の実施（H21）。予算説明資料（事務事業予算の対応）の充実により審議が活性化。
	②議決権範囲の拡大	○	○	○	○	計画の内容が充実し、より理解が深まる。〔これまで議決した計画=総合開発計画、行財政確立プラン、地域福祉計画、次世代育成行動計画、森林整備計画、過疎自立計画〕
	③所管事務調査の充実強化	△	○	○	△	問題点に対する改善策や対応策の結論付に導くための討議充実が課題。
8. 事務局の充実度	①議場・委員会室の整備充実	○	○	○	○	委員会室にカメラを設置（H21）。録画配信への取り組みが課題。議場（対面式）の見直し検討が必要。参画者の討議参加に向けた整備が課題。
	②事務局の充実強化	○	○	○	○	情報公開の迅速化、充実した情報・資料収集、法務能力の向上など、資質向上に期待。体制は正職員3人、臨時1人で充実。
9. 適正な議会機能	①法規定以外の執行部付属機関への委員就任廃止	○	○	○	○	法定となっている、民生員推薦委員会、都市計画審議会、青少年問題協議会のみ就任。議員が執行機関の農業委員会会長に就任しているという好ましくない状況。
	②適正な議会経費	○	△	△	△	議会基本条例諮問会議に「適正な議員定数及び議員歳費の検討」を諮問し、H22.12月に答申を受ける。答申を受け、議会内部の検討及び住民懇談会を開き、議員定数及び議員歳費の改正案をまとめた。提案は平成23年度定例会6月会議に予定。
	③系統議長会の体制整備	△	△	△	△	引き続き、ホームページの充実を要望。（資料提供、道内の町村議会のリンク等）
	④議会の自主性強化	○	○	○	△	議会基本条例に規定する、「分かりやすく町民が参加する議会」、「しっかりと討議する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」の取り組みに向けた実行計画を住民に示すことが重要。
	⑤議会附属機関の設置	—	—	○	○	福島町議会基本条例諮問会議を設置（H22.5）。H22は議員定数の検討、議員歳費の検討、議会評価の検討、基本条例全体の検討の4項目の諮問を受け、議員定数及び議員歳費の2項目について答申。
10. 研修活動の充実強化	①研修の効率的な取り組み	○	○	○	○	勉強会や議員研修会と政務調査費による主体的な視察・研修を実施した。議員研修条例制定済み（H20）。全議員の政務調査費活用に資質向上が課題。〔H21=勉強会1回、研修会2回、行政視察1回 H22=勉強会2回、研修会2回、行政視察1回〕



諮問

5月14日開催の議会基本条例諮問会議で検討した、議会評価の内容等の見解概要は次のとおり。

1. 議会の活性化に関して

①討論、討議などの用語の意味を知ることが必要である。②全議員の質疑件数等の統計をとることも必要。③議員提案は条例の提案にすぎないので、広く考えて整理することも必要。

2. 議会の公開度に関して

①議会ホームページを活用した公開を主に行っているため、別な方法の検討も必要。

3. 住民参加度に関して

①懇談を個人、地域、団体、性別に区分した開催が必要。最初は小人数の開催でも良い。

4. 議会の民主度に関して

①一般質問のルールづくりの検討が必要。（質問テーマの調整や質問内容の他の議員の情報提供など）

5. 議会の監視度に関して

①「マスコミの対応」の項目を追加することの検討も必要。

会議

の意

(2) 平成22年度の「議員の自己評価」結果

平成17年分の議会活動から始めた議員の自己評価は、今回で6回目となります。議員自己評価は、10人中6人〔補欠選挙で当選した2人は除く〕(60%)の議員から提出がありました。右表のとおり5分野について具体的に取組んだ事項を3段階で自己評価したものです。

集計の結果、「取組の評価」については、項目全体の82項目中、「○ほぼ満足」は、46件で56%、「△努力が必要」は、31件で38%、「▲さらに努力が必要」は、5件で6%となりました。

次に、「結果の評価」については、項目全体の82項目中、「○ほぼ満足」は、26件で32%、「△努力が必要」は、33件で40%、「▲さらに努力が必要」は、23件で28%となりました。

取組の評価では「○ほぼ満足」が56%であるが、結果の評価では32%と大きく差がある。このことから、今後は各議員の取組みが今まで以上に結果として反映されるように努力する必要がある。

○議員別の評価集計

議員名	川村明雄		木村 隆		杉村志朗		滝川明子		金沢秀一		平野隆雄		計 6人	
	取組	結果	取組	結果	取組	結果	取組	結果	取組	結果	取組	結果	取組	結果
○ほぼ満足	20	10	7	4	7	2	5	5	0	0	7	5	46	26
△努力が必要	5	10	1	3	3	3	13	10	4	1	5	6	31	33
▲さらに努力が必要	0	5	0	1	0	5	0	3	2	5	3	4	5	23
計	25	25	8	8	10	10	18	18	6	6	15	15	82	82

〔分野別の評価種類は、次のとおり省略しています。「取組」=取組の評価 「結果」=結果の評価〕

●議員活動の目標（公約）

選挙公報による公約とともに、適正な議会・議員の役割を果たすために、前年の自己評価による反省点や課題などを翌年の議会・議員活動の目標（公約）として、平成19年から公表しています。

本年度は、10人（昨年は8名）の議員で、総数116項目（昨年122項目）となりました。なお、本年9月が改選期のため目標期間を4月から8月までとしています。

「議員」の評価結果（個人票）

評価の分類： ○＝「ほぼ満足」 △＝「努力が必要」 ▲＝「さらに努力が必要」

評価期間：平成22年4月～平成23年3月

※各項目に4年間の総合的な評価を簡潔に記入しています。

川村 明雄 65歳

議会運営委員会副委員長、経済福祉常任委員、監査委員

議員歴 3年

分野	具 体 的 な 項 目	評 価	
		取組	結 果
行政	住み続けたい魅力ある町づくりへの政策提言	○	○
	まちづくり基本条例を基本とした町民意識の向上対策	○	▲
	街づくりと景観等の整備、開発の推進	○	△
	人口減に併せた小さな自治体の郷土の建設を目標とした行政推進の模索と追究。		
財政	財政の健全化対策の推進	○	△
	徴税への意識向上と徴収業務対策への提言	○	▲
	各施設の収入維持対策の推進	△	△
	最小経費で最大の効果を目指した財政確立を図るための考慮が必要。		
経済	遊休農地の活用や農林業及び一村一品対策の推進	○	○
	漁業の振興対策及び付加価値対策の推進	△	▲
	各種施設の集客対策と経済波及対策	△	△
	第一次産業からの脱却的戦略と実践による明確な長期計画の確立を図りたい。		
福祉	高齢者の生きがいづくりによる生活活動の拡大と健康増進	○	△
	在宅介護支援と高齢社会への根本的対策追究と提案	△	▲
	少子化対策と子育て支援問題への対応	○	○
	長野県のようなびんびんころりに学ぶ健康自治体の確立模索と追究が肝要。		

分野	具 体 的 な 項 目	評 価	
		取組	結 果
教育	各分野での人材育成対策の推進	○	△
	子供や親、高齢者までの生涯学習充実対策	○	△
	児童生徒や青少年の健全育成への対策	○	○
	町独自の少子化対策の推進と幼児から児童、生徒までの教育環境の充実対策。		
その他	環境問題の研究考察等	○	○
	町内会活動及び団体活動への参画、推進	○	○
	文化活動への参画、ボランティア活動の推進	○	○
	町民生活相談及び要請事項等への対応	○	○
	冠婚葬祭の簡素化と負担軽減対策の提言	○	△
	議会基本条例に基づく活動と推進拡大	△	▲
	ホームページの活用による各種提案等の実施	○	△
	一家一品の創設及び地産地消の推進	○	○
	議選監査委員としての監査事務での公正な指摘や提案、提言	○	○
	一般質問や各種機会での未来のまちづくりのありべき姿の提言等	○	△
	開かれた議会の推進はあくまでも町民の幸せを願う為の基本的自治施策の追究にある。		

木村 隆 31

議会運営委員長、経済福祉常任委員会副委員長

議員歴 4年

分野	具 体 的 な 項 目	評 価	
		取組	結 果
行政	4年間の最重要課題の検証（一般質問）	○	○
	東京農大との連携による方向性の明確化	△	▲
	重要課題（子育て応援特別手当問題、物品納入問題など）には一般質問などでメスは入れ問題を提起し、解決してきた。		
財政	21年度町単独の子育て支援に係る決算委員会での可否への取り組み	○	○
	過疎債や、特別交付税など、町財政に有利に働く仕組みや内容を、もう少し勉強しなければならない。		
経済	ブルーベリー事業（修正案に対する発言から農業委員会や農業者へのブルーベリー事業の本質の明確化と将来性の検証）	○	△
	ナマコ事業、ブルーベリー事業は、せつかくの産業政策なのに、まったく方向性や事業の仕方が伴ってなく、修正案で問題点を改善した。		

分野	具 体 的 な 項 目	評 価	
		取組	結 果
教育	中学校の統廃合が行われた事による影響や検証	○	○
	中学校統廃合問題には、色々意見を言ってきた。統廃合はスタート。本格的に問題がでるのはこれからだと思う。注視していきたい。		
その他	開発計画がスタートしたことによる、提案型からチェック型への移行	○	○
	議員権威の向上	○	△
	町民に意識の変化を求める。	○	△
	議会は数の社会。その中でチャレンジと我慢の苦悩がもどかしく、なかなか議員姿勢が定まらなかった。ただ、これからの人間なので、たくさん議会議験を基に、本格的な活躍をしていく糧としては、十二分な4年だった。		

杉村 志朗 62

経済福祉常任委員長、渡島西部広域事務組合議会議員

議員歴 16年

分野	具 体 的 な 項 目	評 価	
		取組	結 果
行政	地元企業に対する支援	△	▲
	効率的事業の推進	○	△
財政	財政の健全化	○	△
経済	産業全体の後継者の支援	○	▲
	町民の理解を得る事業の確立	△	△

分野	具 体 的 な 項 目	評 価	
		取組	結 果
福祉	弱者、障害者、高齢者への側面支援	○	○
	各施設の充実	○	▲
	各町内会館の統廃合		
教育	特色のある教育の推進及び運営	○	▲
その他	月崎海岸整備事業の大型集客化	○	○
	コミュニティ（葬祭）の見直し	△	▲
	(1)葬祭の簡略化 (2)金額の見直し		

滝川 明子 69

総務教育常任委員長、議会運営委員会連合会議員

議員歴 20年

分野	具 体 的 な 項 目	評 価	
		取 組	結 果
行政	町づくり基本条例の活動推進		
	1. 管理職のマニフェスト作成は(6月会議一般質問) 2. 新橋の名称を公募しては(9月会議一般質問)	△	△
財政	財政健全化対策		
	1. 子育て応援特別手当の支給停止について行政責任は(決算審査特別委員会) 2. 臨時職員の賃金を日額から月額に戻すべき(予算審査特別委員会)	△	▲
経済	若者雇用の場づくり、定住対策		
	1. 官学連携の実効性について(予算審査特別委員会)	△	△
	2. ブルーベリー苗木購入事業に反対(3月会議討論) 3. 町として住宅改修に助成を(12月会議一般質問)	△	▲

分野	具 体 的 な 項 目	評 価	
		取 組	結 果
福祉	高齢者、障害者への支援体制強化		
	1. 介護保険事業の充実を(3月会議一般質問)	△	△
	2. 緊急通報機器の利活用を(予算審査特別委員会)	△	△
	3. 中学生までの医療費援助を(予算審査特別委員会)	△	▲
	4. 緊急医療情報キットの導入を(6月会議一般質問)	○	○
教育	生涯教育、社会教育、幼児教育の充実		
	1. 中学生に子宮頸がんワクチン接種の正しい性教育を(予算審査特別委員会)	△	△
	2. 小中学校に新聞を置くべき(決算審査特別委員会)	○	○
その他	議会基本条例に基づく活動の推進	○	○
	町内会を中心とするボランティア活動	○	○
	パソコンの基本学習 無料生活相談活動	△	△

金 沢 秀 一 68

副議長、経済福祉常任委員、議会運営委員、広報・広聴常任委員、渡島廃棄物処理広域連合議会議員 議員歴 16年

分野	具 体 的 な 項 目	評 価	
		取 組	結 果
行政	官僚支配を壊すために、議会は町民とともに戦うべきである(初志を忘れて言うべきことを言わなくなった)	▲	▲
財政	入るを量りて出ざるを為す	△	△
経済	養殖昆布の共同経営推進、衛生管理の徹底	△	▲
福祉	根本的に見直すべきものは見直す	▲	▲

分野	具 体 的 な 項 目	評 価	
		取 組	結 果
教育	入学生が20名を切る可能性が大きい福島商業高等学校への対応(PRに努めたが、効果が今一だった)	△	▲
その他	地球温暖化の進行と災害の増大との関連を実態調査(未曾有の東日本大震災は想定できなかった。原発は50年前から危険を認識)	△	▲

平 野 隆 雄 62

議長・総務教育常任委員会委員・渡島西部広域事務組合議会議員・渡島廃棄物処理広域連合議会議員 議員歴 16年

分野	具 体 的 な 項 目	評 価	
		取 組	結 果
行政	町内景気の活性化、町産業の推進	△	▲
	環境汚染防止対策の推進	△	△
	議会基本条例の効果的展開	○	○
財政	行政に対する疲弊感があり、議会としても対応の努力が必要。		
	財政計画と自立プラン、総合開発計画の見直しと調整	▲	▲
	各施設の円滑な管理と効率的な運営について	○	△
経済	町に合った効果的な事業選択の必要性がある。さらなる努力が必要。		
	両記念館・温泉施設の集客促進について	△	△
	ナマコ塩水ウニ等ブランド化の促進について	▲	▲
	森林林業事業の推進について	△	△
	集客施設についての総合的議論の不足、福島ブランド化の研究不足。		

分野	具 体 的 な 項 目	評 価	
		取 組	結 果
福祉	健康な町づくりの中の医療制度・医療の助成について	○	△
	予防医療対策は順調に進展している現状であると思われる。		
教育	少子高齢化の中の教育行政の見直しと計画について	▲	▲
	幼児教育の将来性について	△	△
	給食センターの効果的運営と管理について	○	○
その他	統廃合、給食センターの新設は計画通りだが、運営管理の議論が必要。		
	開かれた議会の推進と自らの学習	○	○
	政務調査費の効果的な活用	○	○
	情報の収集と議員研修への参加	○	○
	開かれた議会の議員として更なる努力が必要と考える。		

(3) 平成23年度の「議員活動の目標」(公約)

選挙公報による公約とともに、適正な議会・議員の役割を果たすために、前年の自己評価による反省点や課題などを翌年の議会・議員活動の目標(公約)として、平成19年から公表しています。目標となる項目は、議員評価と同様に6分類しています。提出者は、昨年より2人増えて8人の議員から、総数118項目の目標(昨年122項目)となりました。

議員活動の目標(公約)(個人票)

目標期間：平成23年4月～平成23年8月

〔 熊野茂夫 〕



〔 川村明雄 〕



分野	具体的な目標項目
行政	「まちづくり基本条例」の各分野における、活動推進
	行政情報透明性の推進
財政	財政健全化の取り組み(将来を見据えた予算編成、及び決算の検証)
経済	水産業、コンブ養殖等の養殖事業の安定化と発展
	農林業、実効性のある農業計画の提言
福祉	高齢者医療への提言
	在宅介護支援体制の整備
	公共施設の高齢者が利用しやすい施設への改修提言
教育	教育環境の再編と充実(中・高一環教育も視野に入れた)
	小・中学生の基礎学力の向上への提言
	社会教育、家庭教育向上のための教育行政への提言
その他	議員活動姿勢
	1. 町民個々の行政・議会への要求、要望の積極的収集活動
	2. 議会活動の積極的開示、報告
	3. 本会議及び常任委員会で「1」をふまえ行政への政策提言

分野	具体的な目標項目
行政	住み続けたい魅力ある町づくりへの政策提言
	防災対策の推進
財政	財政の健全化対策の推進
	各施設の収入維持対策の推進
経済	新開設施設及び各種施設の利用拡大対策
福祉	商工業及び漁業の振興対策への政策提言
	少子化対策と子育て支援問題への対応
教育	高齢社会への根本的対策追究と提案
	生涯学習及び人材育成対策の推進
	児童生徒や青少年の健全育成対策の推進
その他	環境問題の研究考察等
	町内会活動及び団体活動への参画、推進
	文化活動への参画、ボランティア活動の推進
	町民生活相談等への対応
	冠婚葬祭の簡素化対策の提言
	議会基本条例及びまちづくり基本条例に基づく活動と推進
	ホームページの活用による各種提案等の実施
	一家一品の創設及び地産地消の推進
	議選監査委員としての監査事務での公正な指摘や提案、提言
	一般質問や各種機会での未来のまちづくりのあるべき姿の提言等

〔 木村 隆 〕



〔 杉村志郎 〕



分野	具体的な目標項目
行政	震災時の今後の方向性や対応
	物品購入に対する問題点の明確化
	合併浄化槽事業が始まった事による問題点の提起
経済	月崎海岸プールのオープンによる問題点の提起
教育	新学習要領による生徒への影響や問題点の提起

分野	具体的な目標項目
行政	浄化槽事業の推進
	町独自の産業推進
財政	健全な財政分野の確立取組み
	施設管理の効率的運営
経済	若者による事業後継者支援
	地元企業への全面支援
福祉	町内雇用の積極的支援
	弱者、高齢者の支援
教育	高校生迄の医療費の無料化
	福島商業高校の存続
その他	小学校、中学校、高校教員の連携
	月崎海岸集客力の確立
	コミュニティー(葬祭)の見直し

〔 佐藤 孝男 〕



分野	具体的な目標項目
行政	農水産の推進（放流事業、養殖事業、果樹栽培振興）
財政	財政健全化への取り組み
経済	6次産業によるブランド化推進
	遊休農地の活用
	間伐材の再利用
福祉	健康づくりの推進（予防医療）
教育	学校給食、安全安心の食の提供
	地元産の食材の使用
	福島商業高等学校の存続
その他	町内会活動の参画
	ボランティア活動の推進
	各種行事への積極的な参加

〔 藤山 大 〕



分野	具体的な目標項目
行政	行政サービスのあり方の提言
	職員配置の適正化
財政	財政健全化への対応
経済	働く場への若者雇用の促進
	横綱ビーチの観光活用による町内経済の活性化
福祉	高齢者にやさしい町づくり
教育	福島商業高等学校の存続
その他	保育料の見直し検討（引き下げる方向で）

〔 花田 勇 〕



分野	具体的な目標項目
行政	町民主役の行政であるためには、議会はもっと多く町民との対話集会を開いてオープンに話し合い理解を広める事。
財政	人口減による地方交付税の削減などますます財政が苦しくなる中で、無駄を省き経費節減を行う必要がある。
経済	福島町は一次産業が活性化しなければ経済も良くなれないと思う。その為にも養殖（ウニ・ナマコ・昆布）等に力を入れたい。
福祉	障害者施設の誘致、高齢者施設の充実 予防医療に対する支援等の充実を行っていきたい。
教育	小、中学校の学力向上のために何を成すべきか取り組んでいきたい。 北海道福島商業高等学校の存続のため努力する。
その他	各種ボランティア活動に対する行政の支援。 高齢者の集会場等の施設（場所）作りに取り組んでいきたい。

〔 滝川 明子 〕



分野	具体的な目標項目
行政	町づくり基本条例の活動推進
	防災計画の見直しと防災体制の強化
財政	財政健全化推進
経済	住宅リフォーム助成で経済効果を目指す
	若者雇用の場づくりを中心に定住対策
福祉	介護保険制度の適用改善
	高齢者、障害者の支援体制強化
教育	中学生まで子供の医療費無料化
	生涯教育、社会教育の充実
	学校給食の食育及び適切なセンター改築
その他	議会基本条例に基づく活動の推進
	町内会を中心としたボランティア活動を更に豊かに 無料生活相談活動を活発に

〔 金沢 秀一 〕



分野	具体的な目標項目
行政	災害に強い町づくりを提案
	議員の地位向上を図る
経済	産卵に川を上るサクラマスのために、ダム改良を要望
教育	福島町の古い歴史を掘り起こして町外にPR
その他	志と能力のある若者たちが議員になれるよう、今までの選挙活動を改める。 ①選挙カーの遊説は費用が掛かり過ぎるのでしない。 ②候補者全員が参加する「合同・個人演説会」を開く、北竜町では以前から実施している。栗山町議会議員選挙でも今回初めて試みた。

〔 平野 隆雄 〕



分野	具体的な目標項目
行政	町内景気の活性化・町基盤産業の推進
	自然環境保全・汚染防止対策の推進
	議会基本条例の効果的展開
	広域行政の連携推進 福島川改修工事の推進
財政	行財政確立プラン・町総合計画の見直しと調整
	各施設「会館・学校等」の円滑な管理と効率的な運営
経済	両記念館・温泉施設等の活用・集客の促進について ナマコ・ウニ・ブルーベリー等ブランド化の推進
	町有林や森林林業事業の推進について
福祉	健康な町づくりにおける医療制度・医療の助成 子供の医療費補助
教育	少子化における教育行政の見直しと計画
	幼児教育の将来性 給食センターの効果的運営と管理
その他	機構再編について（グループ制の検証を含め）
	政務調査費の効果的な活用
	横綱ビーチの利活用の促進 漁組・農協森林組合等への支援

◆条例・規則等

資料 1 5 福島町議会基本条例

○福島町議会基本条例

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 議会・議員の使命と政治倫理（第2条―第4条）
- 第3章 議会・議員の活動原則（第5条―第6条）
- 第4章 町民と議会の協働（第7条）
- 第5章 町長等と善政競争する議会（第8条―第12条）
- 第6章 適正な議会機能（第13条―第22条）
- 第7章 会議の運営（第23―第25条）
- 第8章 条例の位置づけと見直し手続き（第26条―第29条）

前文

福島町民の直接選挙で選ばれた議員により構成される福島町議会と福島町長は、二元代表民主制の下で、合議制、独任制という、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、福島町の善政について、競い合い、協力し合う事を常に意識し町政を運営する。

議会は、「議会の主役は議員」、「住民が参画（協働）する議会」、「変化を恐れない議会」と三つの視点で「気がついた事から」、「できる事から」一歩ずつ改革を積み上げ、期待される「開かれた議会」づくりを進めてきました。

過疎、少子高齢化が加速する現状の中で、今後の地方分権改革は、国と地方を「対等・協力」の関係とし、「自由と責任」、「自立と連携」を基本原則とした完全な自治体として「地方政府」を目指すこととなります。「地方政府」を担う行政と議会に対する改革の要請は厳しく、責任は重大となり、果たす役割は一層重要となります。

議会は、憲法・地方自治法を遵守し、町の最高規範である「まちづくり基本条例」における議会・議員の役割と責務に基づき、

- 一、町民と議会の協働・情報共有
- 一、町長等執行機関との適切な緊張を維持しながらの善政競争
- 一、町民・議会・行政が協働しての政策実現にむけての多様な参加・討議
- 一、議会・議員の評価制度等適正な議会機能の展開
- 一、公開性・公平性・透明性・信頼性の重視等

を本条例に定め、議会・議員としての使命と責任を強く自覚し、主体的、機動的な議会活動を実践し、町民の負託にこたえ、豊かなまちづくりのために不断の努力を続けます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、分権と自治の時代にふさわしい地方政府としての議会・議員の活動の活性化と充実のために必要な、議会運営の基本事項を定めることによって、「わかりやすく町民が参加する議会」、「しっかりと討議する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」を主体とした取り組みを行い、福島町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

第2章 議会・議員の使命と政治倫理

（議会・議員の使命）

第2条 議会・議員は、分権と自治の時代にふさわしい地方政府として求められる役割機能を十分に果たし、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、政策をめぐる立案・決定・執行・評価（監視）における論点・争点を明確にし、真の地方自治の実現を図ることを使命とする。

（通年議会）

第3条 議会は、前条の目的を達成し、使命を果たすため、情報公開、町民参加を積極的に進め、町民の意見、要望等を的確に把握し、議会が本来有する自律性により主体的・機動的な活動を展開するため、議会・議員活動の基本となる会期を通年とする。

- 2 議会の会期を通年とする必要な事項は、福島町議会会議条例（平成21年条例第号）で定める。

（議員の政治倫理）

第4条 議員は、町民全体の代表者として二元代表民主制の議会の役割を十分果たすため、その倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行行使し、町民の疑惑を招くことのないよう行動する。

- 2 議員の政治倫理等に関する必要な事項は、福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例（平成20年条例第15号）で定める。

第3章 議会・議員の活動原則

（議会の活動原則）

第5条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることを常に自覚し、公開性、公正性、透明性、信頼性を重んじた町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会を目指して活動する。

- 2 議会は、議会が、議員、町長、町民等の交流と自由な討論の広場であるとの認識に立って、前項の規定を実現するため、この条例に規定するもののほか、別に定める会議条例等の内容を継続的に見直す。
- 3 議会は、委員外議員の制限規定を廃止し、多様な討議を展開して委員外議員を含めた委員会活動の充実強化を図る。
- 4 議会は、ホームページを利用して、会議の議案・調査資料等を事前に情報提供する。
- 5 議長は、町民が議会の審議内容をわかりやすく傍聴できるよう、傍聴者に議案の審議に用いる資料等を提供し、傍聴者の意見を聴く機会を設けるなど、町民の傍聴意欲を高める議会運営をする。
- 6 議会は、会議を定刻に開催するものとし、会議を休憩する場合には、その理由・再開の時刻を傍聴者に説明する。
- 7 傍聴に関し必要な事項は、福島町議会への参画を奨励する規則（平成21年規則第 号）で定める。

（議員の活動原則）

第6条 議員は、議会が言論の府として合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互の自由な討議の推進を重んじる。

- 2 議員は、町政の課題について、課題別・地域別等の町民の意見を的確に把握し、自己の能力を高める不断の研さんに努め、町民に選ばれた者としてふさわしい活動をする。
- 3 議員は、個別事案の解決だけでなく、町民全体の暮らしの向上を目指し、町政を総合的な見地からとらえた活動をする。

第4章 町民と議会の協働

（町民参加・町民との協働）

第7条 議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底し、説明責任を十分に果たし、地域を熟知する町民と互いの情報を共有する。

- 2 議会は、本会議、常任委員会、議会運営委員会、特別委員会、全員協議会等すべての会議を原則公開するとともに、町民が議会の活動に関心を持ちいつでも参加できるよう運営する。
- 3 議会は、常任委員会、特別委員会等の運営に当たり、参考人制度・公聴会制度を十分に活用して、町民や学識経験者等の専門的・政策的識見等を議会の討議に反映させる。
- 4 議会は、請願・陳情を町民による政策提案と位置づけ、審議においては、提案者の意見を聴く機会を設ける。
- 5 議会は、町民、町民団体、NPO等との意見交換の場を多様に設け、議会・議員の政策能力を強化し、町民と議会が積極的に政策提案できるような協働を目指して、政策提案の拡大を図る。
- 6 議会は、町民に対し、各議員の選挙公報等における公約の実現性、議案等に対する議員個々の採決態度を議会広報で公表する等、議員の活動を的確に評価ができる情報を提供する。
- 7 議会は、多くの町民が参加できるよう、平日の夜間、土曜・日曜日に会議を開催するよう努める。
- 8 議会は、町民の参加と連携を高める方策として、全議員出席のもと、町民に対し説明責任を果たす議会報告会を年1回以上開催し、広く町民の意見を聴取して議会活動に反映させる。

第5章 町長等と善政競争する議会

（町長等と議会・議員の関係）

第8条 町民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会と町長は、それぞれの特性を活かし、緊張関係を維持しながら、政策をめぐる論点・争点を明確にし、福島町の善政について、競い合い、協力し合う事を常に意識して、町政を運営する。

- 2 議会のすべての会議における議員と町長等執行機関との質疑応答は、広く町政上の論点・争点を明確にして一定の方向性を見いだすため、回数・時間などを制限しない一問一答の方式で行う。

- 3 議会・議員は、一般質問等に当たっては、目的を十分認識し、単に町長等への質問に終始することなく、政策提言等の討議による善政競争を展開する。
- 4 町長等は、一般質問の通告制の趣旨を重んじ、事前の答弁調整としてではなく、討議の充実を図る観点から、議会（質問議員）に対して事前に答弁書を提出する。
- 5 議員は、二元代表民主制の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しない。
- 6 議長から本会議、常任委員会、特別委員会等への出席を要請された町長等は、議員の質問に対して論点、争点の明確化等を図るため反問することができる。

（町長による政策形成過程等の説明）

第9条 町長は、議会に政策等（計画、事業等）を提案するときは、内容をより明確にするため、次に掲げる形成過程の資料を提出する。

- （1）政策等の発生源
 - （2）検討した他の政策等の内容
 - （3）他の自治体の類似する政策等との比較検討
 - （4）総合計画等における根拠又は位置づけ
 - （5）関係ある法令及び条例等
 - （6）政策等の実施にかかわる財源措置
 - （7）将来にわたる政策等のコスト計算
- 2 議会は、前項の政策等の提案を審議するに当たっては、政策等の適否を判断する観点から、立案、決定、執行における論点、争点を明確にし、執行後における政策評価に資する審議を行う。

（予算・決算における政策説明資料の作成）

第10条 町長は、予算・決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別・事業別の政策説明資料を提出する。

- 2 町長は、決算審査にあたって執行方針・予算等に基づいて行う行政評価・事務事業評価について、説明資料を付して提出する。

（議決事件の拡大）

第11条 代表機関である議会が、町政における重要な計画等の決定に参画する観点と、同じく代表機関である町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定に当たっては議会としての議決責任という役割を町長等と公平に分担するという観点に立ち、自治法第96条第2項の議会の議決事件について、次のとおり定める。

- （1）福島町総合計画
- （2）福島町過疎地域自立促進市町村計画
- （3）福島町まちづくり行財政推進プラン
- （4）福島町都市計画
- （5）福島町地域防災計画
- （6）福島地域マリンビジョン計画
- （7）福島町農業振興地域整備計画
- （8）福島町森林整備計画
- （9）福島町地域福祉計画
- （10）福島町住宅マスタープラン
- （11）福島町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- （12）福島町次世代育成支援行動計画

（文書質問）

第12条 議員は、通年議会の制度を活用し、休会中においても主体的・機動的な議員活動に資するため、議長を経由して町長等に対し文書質問をすることができる。

- 2 文書質問について必要な事項は、会議条例で定める。

第6章 適正な議会機能

（適正な議会費の確立）

第13条 議会は、議会費について、町長との二元代表民主制の一方としての立場から、町長と協議して一定の標準率などにより、適正な議会活動費の確立を目指す。

- 2 議会は、議長交際費を含めて、議会費の用途等を議会日より、議会ホームページなどにより町民に公表する。

(議員定数・歳費)

第14条 議員定数・歳費は、それぞれ会議条例、議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例（昭和40年条例第19号）で定める。

- 2 前項に規定する議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例には、適正な歳費の確立を期すため、歳費の標準率(額)・歳費額を示す。
- 3 議員定数・歳費の改正に当たっては、行財政改革の視点だけでなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、合議制の機関である議会の機能を果たす役割を認識し、議員活動の評価等に関連して町民の意見を聴取するため、参考人制度・公聴会制度を十分に活用し、適正な議員定数・歳費の確立を期す。
- 4 議員定数・歳費の改正については、自治法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案する。

(議員研修の充実強化)

第15条 議会は、議員の政策形成・立案能力等の向上を図るため、別に定める福島町議会議員研修条例（平成20年条例第9号）に基づき議員研修を実施する。

- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、町民各層等から情報を得て議員活動に活用する議員研修会を積極的に開催する。

(政務調査費)

第16条 政務調査費は、議員による政策研究、政策提言等が確実に実行されるよう、別に定める福島町議会政務調査費の交付に関する条例（平成18年条例第20号）に基づき議員個人に対して交付する。

- 2 政務調査費の交付を受けた議員は、公正性、透明性等の観点に加え、その支出根拠が議会の議決を要する予算であることから、町民等から疑義が生じないよう、議長に対して証票類を添付した報告書を提出し、自ら1年に1回以上、政務調査費による活動状況を町民に公表する。

(議会白書、議会・議員の評価)

第17条 議会は、町民に議会・議員の活動内容を周知し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図るため、しっかりと現状を把握し議会の基礎的な資料・情報、議会・議員の評価等を1年毎に調製し、議会白書として町民に公表する。

- 2 議会は、議会の活性化に終焉(えん)のないことを常に認識し、議会評価を1年ごとに適正に行い、評価の結果を町民に公表する。
- 3 議員は、複数の町民の代表者を擁する議会の一員をなしていることから、多様な議員活動の評価については、自己評価として1年ごとに町民に公表する。
- 4 議会白書、議会の評価、議員の評価に関する必要な事項は、福島町議会運営基準（平成13年議会基準第1号）で定める。

(議長・副議長志願者の所信表明)

第18条 議会は、議長・副議長の選出にあたり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、二元代表民主制の議会の責務を強く認識して、町民との協働のまちづくりを進めるため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設ける。

(議会広報の充実)

第19条 議会は、町政に係る論点・争点の情報を、議会独自の視点から、常に町民に対して周知する。

- 2 議会は、情報通信技術（ICT）の発達をふまえた多様な広報手段を活用し、多くの町民が町政に関心を持つ議会広報活動を行う。

(附属機関の設置)

第20条 議会は、議会活動及び町政の課題に関する審査・調査のため必要があると認めるときは、議決により、学識経験を有する者等で構成する附属機関を設置する。

- 2 議会は、必要があると認めるときは、前項の附属機関に、議員を構成員として加える。
- 3 附属機関に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(議会事務局の体制整備)

第21条 議会は、議会・議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の調査・法務機能を積極的に強化する。当分の間は、執行機関の法務機能の活用、職員の併任等を考慮する。

(議会図書室の充実、公開)

第 22 条 議会は、図書室に、自治法第 100 条の規定による官報、広報、刊行物のほか、次の図書等を保管し、議員のみならず、町民、町職員の利用に供する。

- (1) 予算・決算資料
- (2) 福島町の各種計画書
- (3) 町広報
- (4) 議会だより
- (5) その他必要な図書及び資料

第 7 章 会議の運営

(自由討議による合意形成)

第 23 条 議会は、議員による討議・討論の広場であることを十分に認識し、本会議、常任委員会、特別委員会等において、議員提出議案、町長提出議案、町民提案等に関して審議し結論を出す場合、町長等に対する本会議等への出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互の自由討議を中心に議論を尽くして、少数意見を尊重しながら合意形成に努め、町民に対する説明責任を十分に果たす。

2 議員は、前項による議員相互の自由討議を拡大し、政策・条例・意見等の議案提出を積極的に行う。

(委員会の活動)

第 24 条 議会は、委員会の運営に当たって、資料等を積極的に事前公開し、町民に分かりやすい議論を行う。

2 委員長は、自由討議による合意形成に努め、委員長報告を自ら作成し、報告に当たっては、論点・争点等を明確にして、責任をもって質疑に対する答弁を行う。

(開かれた活動的な議会の推進)

第 25 条 議会は、町民の代表機関として、町政の諸課題に柔軟に対処し、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、特別委員会等の適正な運営とすべての議会の会議等の連携により機動力を高めアクティブ型議会を推進する。

2 議会は、広報・広聴常任委員会を町民との協働のまちづくりを目指す討議の場ととらえ、地域の課題、行政の政策課題、基本構想・基本計画、予算、条例などについて、町民と情報を共有し、自由に意見交換する。

第 8 章 条例の位置づけと見直し手続き

(最高規範性)

第 26 条 この条例は、議会の最高規範であって、この条例に違反する条例、規則、規程等を制定してはならない。

2 議会は、議会に関する憲法、法律、他の法令等の条項を解釈し、運用する場合においても、この条例に定める理念・原則に照らして判断する。

(議会・議員の責務)

第 27 条 議会・議員は、この条例に定める理念・原則、この条例に基づいて制定される条例、規則、規程等を遵守して議会を適正に運営し、町民を代表する合議制の機関として、町民に対する責任を果たす。

(見直し手続)

第 28 条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを検討する。

2 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、厳格にして慎重な意思決定を期待する特別多数議決の趣旨を尊重し、全ての議員の合意形成に努め、この条例の改正を含めて適切な措置を講じる。

3 議会は、この条例を改正する際には、いかなる場合でも改正の理由、背景を詳しく説明する。

(条例のづくり)

第 29 条 この条例のづくりの根底をなすものは、正確を基本とするとともに、条文をわかりやすくするため、引用文の省略など、条例制定の既定の手法を改善するものとする。

2 条項の規定を一層明確にするため、受動的・間接的な表現を能動的なものとする。

附 則

1 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(議会の議決すべき事項を定める条例の廃止)

2 議会の議決すべき事項を定める条例（平成17年福島町条例第14号）は、廃止する。

資料16 福島町議会会議条例

○福島町議会会議条例

平成21年3月18日 条例第12号

第1章 総則

（議員の定数）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第91条第1項の規定に基づき、福島町議会議員の定数は12人とする。

（参集）

第2条 議員は、招集の当日開議定刻前に議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

（欠席の届出）

第3条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 議員は、休会中においても議会活動以外の用務のため7日以上福島町を離れるとき、又は病氣療養若しくは議会活動及び議員活動ができなくなつたと認められる場合は、その旨議長に届け出なければならない。また、帰町したとき、若しくは議会活動及び議員活動ができると判断されるに至つたときも同様とし、さらには3か月以上の長期欠席については、常に現況を議長に報告するものとする。

3 前項に規定する議会活動及び議員活動とは、本会議、委員会、各会議に出席したとき、又は議長が認めたときとする。

（宿所又は連絡所の届出）

第4条 議員は、別に宿所又は連絡所を定めたときは、議長に届け出なければならない。これを変更したときも、また同様とする。

（議席）

第5条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において、議長が定める。

2 一般選挙後新たに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、議席を変更することができる。

4 議席には、番号及び氏名標を付ける。

（定例会の開催回数）

第6条 定例会（通年議会）の回数は1回とする。

（会期）

第7条 定例会の会期は、4月1日から3月31日までの通年とする。

（本会議）

第8条 本会議は、6月、9月、12月、3月の定例に再開する。ただし、緊急に議案等の審議が必要な場合は、その都度本会議を再開する。

（本会議開催の協議）

第9条 本会議において審議する期間は、町と議会が協議して定める。

(1) 定例に再開する本会議の協議は再開前2ヵ月前からとする。

(2) 定例に再開する以外の本会議の協議は再開前1ヵ月前からとする。

（会期中の休会）

第10条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で休会することができる。

（議会の開閉）

第11条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第12条 会議時間は、午前10時から午後5時までとする。

- 2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。
- 3 会議の開始は、号鈴で報ずる。

(休会)

第13条 町の週休日及び休日は、休会とする。

- 2 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。
- 3 議長が、特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を再開することができる。
- 4 法第114条(議員の請求による開議)第1項の規定による請求があつた場合のほか、議会の議決があつたときは、議長は、休会の日でも会議を再開しなければならない。

(会議の開閉)

第14条 開議、散会、延会、中止又は休憩は、議長が宣告する。

- 2 議長が、開議を宣告する前又は散会、延会、中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も、議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第15条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

- 2 会議中定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。
- 3 会議中定足数を欠くに至つたときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第16条 法第113条(定足数)の規定による出席催告の方法は、議場に現在する議員又は議員の住所(別に宿所又は連絡所の届出をした者については、当該届出の宿所又は連絡所)に文書又は口頭をもつて行う。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第17条 法第112条(議員の議案提出権)の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、2人以上の者の賛成がなければならない。

- 2 議員が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、所定の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。
- 3 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第18条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

- 2 前項に規定する一事不再議は、定例に再開する本会議の都度「事情変更の原則」があつたものとみなす。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第19条 動議は、法又はこの条例において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第20条 法第115条の2(修正の動議)の規定によるものを除くほか、議会在修正の動議を議題とするに当たっては、2人以上の者の発議によらなければならない。

- 2 修正の動議は、その案を備え、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

(秘密会の動議)

第21条 秘密会の動議は、所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第22条 他の事件に先立つて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第23条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

2 前項の許可を求めようとするときは、提出者から事件については文書により、動議については文書又は口頭により、請求しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配布)

第24条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配布する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配布に代えることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第25条 議長が必要があると認めるとき、又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮つて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第26条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第27条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終わらなかつたときは、議長は、更にその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第28条 議事日程に記載した事件の議事を終わつたときは、議長は、散会を宣告する。

2 議事日程に記載した事件の議事を終わらない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮つて延会することができる。

第4章 選挙

(選挙の宣告)

第29条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

(不在議員)

第30条 選挙を行う宣告の際、議場にいない議員は、選挙に加わるができない。

(議場の出入口閉鎖)

第31条 投票による選挙を行うときは、議長は、第29条(選挙の宣告)の規定による宣告の後、職員をして議場の出入口を閉鎖させ、出席議員数を報告する。

(投票用紙の配布及び投票箱の点検)

第32条 投票を行うときは、議長は、職員をして議員に所定の投票用紙を配布させた後、配布漏れの有無を確かめなければならない。

2 議長は、職員をして投票箱を点検させなければならない。

(投票)

第33条 議員は、議長の指示に従つて、順次、投票する。

(投票の終了)

第34条 議長は、投票が終わつたと認めるときは、投票漏れの有無を確かめ、投票の終了を宣告する。その宣告があつた後は、投票することができない。

(開票及び投票の効力)

第35条 議長は、開票を宣告した後、2人以上の立会人とともに投票を点検しなければならない。

- 2 前項の立会人は、議長が議員の中から指名する。
- 3 投票の効力は、立会人の意見を聞いて議長が決定する。

(選挙結果の報告)

第36条 議長は、選挙の結果を直ちに議場において報告する。

- 2 議長は、当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(選挙に関する疑義)

第37条 選挙に関する疑義は、議長が会議に諮って決める。

(選挙関係書類の保存)

第38条 議長は、投票の有効無効を区別し、当該当選人の任期間、関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5章 議事

(議題の宣告)

第39条 会議に付する事件を議題とするときは、議長は、その旨を宣告する。

(一括議題)

第40条 議長は、必要があると認めるときは、2件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議案等の朗読)

第41条 議長は、必要があると認めるときは、議題になつた事件を職員をして朗読させる。

(議案等の説明、質疑及び委員会付託)

第42条 会議に付する事件は、他に規定する場合を除き、会議において提出者の説明を聞き、議員の質疑があるときは質疑の後、議長は、討論を用いないで会議に諮って所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託することができる。ただし、常任委員会に係る事件は、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 提出者の説明は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。

(付託事件を議題とする時期)

第43条 委員会に付託した事件は、第140条(委員会報告書)の規定による報告書の提出をまつて議題とする。

(委員長及び少数意見の報告)

第44条 委員会が審査又は調査した事件が議題となつたときは、委員長がその経過及び結果を報告する。

- 2 第139条(少数意見の留保)第2項の規定による手続を行つた者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。
- 3 前2項の報告は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。
- 4 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。

(修正案の説明)

第45条 提出者の説明又は委員長の報告及び少数意見の報告が終わつたときは、議長は、修正案の説明をさせる。

(委員長報告等に対する質疑)

第46条 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。

(討論及び表決)

第47条 議長は、前条の質疑が終わつたときは討論に付し、その終結の後、表決に付する。

(議決事件の字句及び数字等の整理)

第48条 議会は、議決の結果生じた条項、字句、数字その他の整理を議長に委任することができる。

(委員会の審査又は調査の期限)

第49条 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。

- 2 前項の期限までに審査又は調査を終わることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。
- 3 前2項の期限までに審査又は調査を終わらなかったときは、その事件は、第43条(付託事件を議題とする時期)の規定にかかわらず、議会において審議することができる。

(委員会の中間報告)

第50条 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。

- 2 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。

(再審査又は再調査のための付託)

第51条 委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、議会は、更にその事件を同一の委員会又は他の委員会に付託することができる。

(議事の継続)

第52条 延会、中止又は休憩のため事件の議事が中断された場合において、再びその事件が議題となったときは、前の議事を継続する。

第6章 発言

(発言の許可等)

第53条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。ただし、発言が簡単な場合その他特に議長が許可したときは、議席で発言することができる。

- 2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の要求)

第54条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の議席番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

- 2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先挙手者と認める者から指名して発言させる。

(議長の発言及び討論)

第55条 議長が議員として発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終わった後、議長席に復さなければならない。ただし、討論をしたときは、その議題の表決が終わるまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第56条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

- 2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は、発言を禁止することができる。
- 3 議員は、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできない。

(質疑の回数)

第57条 質疑の回数制限は行わない。

(発言時間の制限)

第58条 議長は、必要があると認めるときは、あらかじめ発言時間を制限することができる。

- 2 議長の定めた時間の制限については、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いないで会議に諮って決める。

(議事進行に関する発言)

第59条 議事進行に関する発言は、議題に直接関係のあるもの又は直ちに処理する必要があるものでなければならない。

- 2 議事進行に関する発言がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(発言の継続)

第60条 延会、中止又は休憩のため発言が終わらなかつた議員は、更にその議事を始めたときは、前の発言を続けることができる。

(質疑又は討論の終結)

第61条 質疑又は討論が終わつたときは、議長は、その終結を宣告する。

- 2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提することができる。
- 3 質疑又は討論終結の動議については、議長は、討論を用いないで会議に諮つて決める。

(選挙及び表決時の発言制限)

第62条 選挙及び表決の宣告後は、何人も発言を求めることができない。ただし、選挙及び表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第63条 議員は、町の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

- 2 質問者は、議長の定めた期間内に、議長にその要旨を文書で通告しなければならない。
- 3 質問の順序は、議長が定める。
- 4 質問を通告した者が欠席したとき、又は質問の順序に当たつても質問しないとき、若しくは議場に現在しないときは、通告は、その効力を失う。
- 5 一般質問は、6月、9月、12月、3月の定例に再開する本会議において行う。

(緊急質問等)

第64条 質問が緊急を要するときその他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議に諮らなければならない。

- 2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

(説明員の反問)

第65条 本会議及び常任委員会、特別委員会に出席している説明員は、議員の質問に対して、論点・争点を明確にするため反問することができる。

(発言の取消し又は訂正)

第66条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

(文書質問)

第67条 議員は、会期中に町の一般事務について文書で質問することができる。

- 2 前項の質問は、議長が受理し執行機関等に送付する。
- 3 執行機関等は、文書質問の送付を受けてから10日以内に答弁書を議長に提出する。
- 4 議長は、答弁書を提出議員に送付する。

第7章 表決

(表決問題の宣告)

第68条 議長は、表決を採ろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第69条 表決を行う宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第70条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第71条 議長は、表決を採ろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 議長は、起立者の多少の認定については、少数となるそれぞれの議員番号を呼称し、その後可否の認定を宣告する。

- 3 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決を採らなければならない。

(投票による表決)

第72条 議長が必要であると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名投票で表決を採る。

- 2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名の投票)

第73条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と所定の投票用紙に記載し、投票しなければならない。ただし、記名投票の場合は、自己の氏名を併記しなければならない。

- 2 記名投票における宣告については、第71条第2項(起立による表決)の規定を準用する。

(白票の取扱い)

第74条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなす。

(選挙規定の準用)

第75条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第31条(議場の出入口閉鎖)、第32条(投票用紙の配布及び投票箱の点検)、第33条(投票)、第34条(投票の終了)、第35条(開票及び投票の効力)、第36条(選挙結果の報告)第1項、第37条(選挙に関する疑義)及び第38条(選挙関係書類の保存)の規定を準用する。

(表決の訂正)

第76条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第77条 議長は、問題について異議の有無を会議に諮ることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決を採らなければならない。

(表決の順序)

第78条 議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決を採らなければならない。

- 2 同一の議題について、議員から数個の修正案が提出されたときは、議長が表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決を採る。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議に諮って決める。
- 3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決を採る。

第8章 請願

(請願書の記載事項等)

第79条 請願書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載し、押印しなければならない。

- 2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に署名又は記名押印しなければならない。
- 3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

(請願の紹介の取消し)

第80条 議員が請願の紹介を取り消そうとするときは、会議の議題となつた後においては議会の許可を得なければならない。ただし、会議の議題となる前においては、議長の許可を得なければならない。

- 2 前項の許可を求めようとするときは、文書により請求しなければならない。

(請願文書表の作成及び配布)

第81条 議長は、請願文書表を作成し、議員に配布する。

- 2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。
- 3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

(請願の委員会付託)

第82条 議長は、第42条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、請願文書表の配布とともに、請願を所管の常任委員会又は議会運営委員会に付託する。ただし、会議に付した請願で常任委員会に係るものは、議会の議決で特別委員会に付託することができる。

- 2 会議に付した請願の委員会の付託は、議会の議決で省略することができる。
- 3 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

(紹介議員の委員会出席)

第83条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

- 2 紹介議員は、前項の求めがあつたときは、これに応じなければならない。

(請願の審査報告)

第84条 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

- (1) 採択すべきもの
 - (2) 不採択とすべきもの
- 2 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。
 - 3 採択すべきものと決定した請願で、町長その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

(陳情書の処理)

第85条 陳情書又はこれに類するもので議長が必要があると認めるものは、請願書の例により処理するものとする。

第9章 秘密会

(指定者以外の退場)

第86条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第87条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

- 2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

第10章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第88条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

- 2 前項の辞表の提出があつたときは、その旨議会に報告し、討論を用いないで会議に諮つてその許否を決める。

(議員の辞職)

第89条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、議員の辞職について、準用する。

(資格決定の要求)

第90条 法第127条(失職及び資格決定)第1項の規定により、議員の被選挙権の有無又は法第92条の2(議員の兼業禁止)の規定に該当するかどうかについて議会の決定を求めようとする議員は、要求の理由を記載した要求書を証拠書類とともに議長に提出しなければならない。

(資格決定の審査)

第91条 前条の要求については、議会は、第42条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければならない。

第11章 規律

(品位の尊重)

第92条 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

(携帯品)

第93条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさの類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。

(議事妨害の禁止)

第94条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第95条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第96条 何人も、議場において喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第97条 何人も、会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(許可のない登壇の禁止)

第97条の2 何人も、議長の許可がなければ登壇してはならない。

(議長の秩序保持権)

第98条 法又はこの条例に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。

第12章 懲罰

(懲罰動議の提出)

第99条 懲罰の動議は、文書をもつて所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯があつた日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、第87条(秘密の保持)第2項の違反に係るものについては、この限りでない。

(懲罰の審査)

第100条 懲罰については、議会は、第42条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第1項の規定にかかわらず、委員会に付託しなければならない。

(代理弁明)

第101条 議員は、自己に関する懲罰動議及び懲罰事犯の会議並びに委員会で一身上の弁明をする場合において、議会又は委員会の同意を得たときは、他の議員をして代わつて弁明させることができる。

(戒告又は陳謝の方法)

第102条 戒告又は陳謝の方法は、議会の決めた戒告文又は陳謝文によつて行うものとする。

(出席停止の期間)

第103条 出席停止は、3日を超えることができない。ただし、数回の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者についてその停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

(出席停止期間中出席したときの措置)

第104条 出席を停止された議員がその期間内に議会の会議又は委員会に出席したときは、議長又は委員長は、直ちに退去を命じなければならない。

(懲罰の宣告)

第105条 議会が懲罰の議決をしたときは、議長は、公開の議場において宣告する。

第13章 会議録

(会議録の記録事項)

第106条 会議録は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて作成し、当該会議録に記録する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 委員会報告書及び少数意見報告書
- (10) 会議に付した事件
- (11) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (12) 選挙の経過
- (13) 議事の経過
- (14) 記名投票における賛否の氏名
- (15) 議案等の採決態度
- (16) その他議長又は議会において必要と認めた事項

(会議録の配付)

第106条の2 会議録は、当該会議録に記録された事項を記載した書面又は当該事項を記録した磁気ディスク(これに準ずる方式により一定の事項を確実に記録することができる物を含む。)を作成して、議員及び関係者に配付する。

(会議録に掲載又は記録しない事項)

第106条の3 前条の会議録には、秘密会の議事並びに議長が取消しを命じた発言及び第64条(発言の取消し又は訂正)の規定により取り消した発言は、掲載又は記録しない。

(会議録署名議員)

第107条 会議録に法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとらなければならない議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

第14章 協議又は調整を行うための場

(協議又は調整を行うための場)

第108条 法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場(以下「協議等の場」という。)を別表のとおり設ける。

- 2 前項で定めるもののほか、協議等の場を臨時に設けようとするときは、議会の議決でこれを決定する。
- 3 前項の規定により、協議等の場を設けるに当たっては、名称、目的、構成員、召集権者及び期間を明らかにしなければならない。
- 4 協議等の場の運営その他必要な事項は、議長が別に定める。

第15章 議員の派遣

(議員の派遣)

第109条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、休会中及び緊急を要する場合は、議長において議員の派遣を決定することができる。

- 2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第16章 委員会

(常任委員会の設置)

第110条 議会に、常任委員会を置く。

(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)

第111条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

- (1) 総務教育常任委員会 6人

総務課、財務課、吉岡支所、教育委員会、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会及びその他総務教育に関する事項並びに他の常任委員会に属さない事項

- (2) 経済福祉常任委員会 6人
町民課、産業課、建設課、農業委員会及びその他経済福祉に関する事項
- (3) 広報・広聴常任委員会 12人
広報広聴の実施に関する事項
 - ① 総務教育部会 6人 総務教育常任委員会の所管に関する事項
 - ② 経済福祉部会 6人 経済福祉常任委員会の所管に関する事項

(常任委員の任期)

- 第112条 常任委員の任期は、議員の任期とする。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

- 第113条 議会に議会運営委員会を置く。
- 2 議会運営委員会の委員の定数は、5人とする。
 - 3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(特別委員会の設置)

- 第114条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。
- 2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

- 第115条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があつたときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会が設置されたものとする。
- 2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2項の規定にかかわらず、6人とする。

(委員の選任)

- 第116条 常任委員、議会運営委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会議に諮つて指名する。
- 2 議長は、常任委員の申出があるときは、会議に諮つて当該委員の委員会の所属を変更することができる。
 - 3 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第112条(常任委員の任期)第2項の例による。

(委員長及び副委員長)

- 第117条 常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に、委員長及び副委員長1人を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
 - 3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにないときの互選)

- 第118条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。
- 2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

- 第119条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

- 第120条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 2 委員長及び副委員長にともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長、副委員長、議会運営委員及び特別委員の辞任)

- 第121条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。
- 2 議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければならない。

(議長への通知)

- 第122条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(招集)

第123条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第124条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第126条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第125条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第126条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席して、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第127条 委員会は、これを公開する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(傍聴者の討議への参加)

第128条 委員会は、所管事務調査等の充実を図るため、委員間討議の活性化に加え、傍聴者の意見等を積極的に聴くように努めなければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第129条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(委員の発言)

第130条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の出席)

第131条 委員会は、審査又は調査中の事件について、委員でない議員の出席を認めるものとする。

(準用規定)

第132条 委員外議員の発言については第130条(委員の発言)の規定を準用する。

(委員の議案修正)

第133条 委員は、修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(分科会又は小委員会)

第134条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、分科会又は小委員会を設けることができる。

(連合審査会)

第135条 委員会は、審査又は調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第136条 委員会は、法第100条(調査権)の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

- 第137条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。
- 2 議会運営委員会が、法第109条の2第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。
 - 3 所管事務調査の事項は、定例に再開する本会議の審議期間最終日までに周知する。

(委員の派遣)

- 第138条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(少数意見の留保)

- 第139条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。
- 2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(委員会報告書)

- 第140条 委員会は、事件の審査又は調査を終わつたときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。

(秘密会)

- 第141条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。
- 2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

- 第142条 委員会は、審査又は調査のため、町長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

- 第143条 委員会において法、会議条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。
- 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し、又は退場させることができる。
 - 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ、又は中止することができる。

(公聴会開催の手続)

- 第144条 委員会が公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。
- 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

- 第145条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

- 第146条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。
- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

- 第147条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。
- 2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

- 3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第148条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

- 2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第149条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第149条の2 委員会が、参考人の出席を求めるには、議長を経なければならない。

- 2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。
- 3 参考人については、第147条(公述人の発言)第148条(委員と公述人の質疑)及び第149条(代理人又は文書による意見の陳述)の規定を準用する。

(記録)

第150条 委員会会議録は第106条(会議録の記録事項)、第106条の2(会議録の配布)、第106条の3(会議録に掲載又は記録しない事項)及び第107条(会議録署名議員)の規定を準用する。

- 2 前項の記録は、議長が保管する。

第17章 補則

(会議条例の疑義)

第151条 この条例の施行に関し疑義が生じたときは、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議に諮って決める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(福島町議会会議規則の廃止)
- 2 福島町議会会議規則(昭和62年規則第2号)は、廃止する。
(福島町議会議員の定数を定める条例の廃止)
- 3 福島町議会議員の定数を定める条例(平成14年福島町条例第1号)は、廃止する。
(福島町議会の定例会の回数を定める条例の廃止)
- 4 福島町議会の定例会の回数を定める条例(昭和54年福島町条例第16号)は、廃止する。
(福島町議会委員会条例の廃止)
- 5 福島町議会委員会条例(昭和62年条例第15号)は、廃止する。
(福島町議会の定例会の招集時期を定める規則の廃止)
- 6 福島町議会の定例会の招集時期を定める規則(昭和54年規則第7号)は、廃止する。

資料 1 7 福島町議会研修条例

○ 福島町議会議員研修条例

平成 20 年 3 月 18 日 条例第 9 号

(目的)

第 1 条 この条例は、福島町議会議員(以下「議員」という。)の研修に関し必要な事項を定めることにより、議員の資質の向上と議会活動の活性化を図り、もつて町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、法律・条例等で規定している議員の責務を遂行するため、研修に励むとともに不断の自己研鑽に努めなければならない。

(研修の種類等)

第 3 条 財政の健全化に資するため、研修は極力公費の節減を図るものとし、研修の種類、対象者及び研修内容は、別表のとおりとする。

(研修の実施計画)

第 4 条 研修の実施計画は、毎年度当初に議長が議会運営委員会(以下「運営委員会」という。)に諮つて作成する。

2 議長会・議員会等の研修計画も参考にして作成する。

(研修の義務)

第 5 条 議員は、前条の研修に参加するよう努めなければならない。

(講師等)

第 6 条 研修の講師等は、必要に応じ議長がその都度委嘱する。

(研修報告)

第 7 条 研修に参加した議員は、その成果を文書で報告するよう努めなければならない。

2 議長は、報告書(別記第 1 号様式)を公開しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

研修の種類	対象者	研修の内容	研修の名称等
新議員研修	新議員	新任議員として必要な基礎知識を習得する研修	新任議員研修会(福島町議会事務局)
議員一般研修	議長・副議長 全議員	北海道町村議会議長会等が主催する研修会や勉強会	議長、副議長研修会(全国町村議会議長会) 議員研修会(北海道町村議会議長会、渡島管内町村議会議長会、渡島西部四町議会議員連絡協議会)・議員勉強会
役職研修	新任役職議員	新任の議長、副議長及び委員長(すでにこれらの役職を経験している者は任意)としての役職に関する知識を習得する研修	新任議長、副議長、委員長研修会(福島町議会事務局)
委員会所管研修	全議員	委員会所管事項に関する専門的な研修(視察研修を含む)	
視察研修	議長・副議長 全議員	行政、議会運営などの先進地を視察する研修	渡島管内町村議会議長行政視察 行政視察(渡島西部四町議会議員連絡協議会、議員会) 政務調査費による視察
その他の研修	希望議員	グループ又は個人が特別に実施する研修	政務調査による研修

別記第1号様式(第7条関係)

平成 年 月 日

福島町議会議長 様

福島町議会議員 印

研修成果報告書

福島町議会議員の研修に関する条例第7条の規定により、次のとおり成果を報告します。

記

- 1 研修日時
- 2 研修先
- 3 研修目的
- 4 成果(具体的に)

資料 1 8 政務調査費の交付に関する条例・規則

(1) 政務調査費の交付に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第100条第14項及び第15項の規定に基づき、福島町議会議員の調査研究活動の基盤の充実を図り、議会の審議機能を強化するとともに、この条例に基づく政務調査費の透明性を確保することにより、町民の町政への信頼を高め、もつて議会の活性化及び地方自治の一層の進展に寄与するため必要な経費の一部として、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第2条 政務調査費は、福島町議会議員の職にある者に対し交付する。

(政務調査費)

第3条 政務調査費は、月額5,000円(年額60,000円)を月の初日に在職する議員に対し交付する。

2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があつた場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかつたものとみなす。

3 任期の最終年度に属する月(4月から8月)はこれを交付しない。

(交付申請)

第4条 政務調査費の交付を受けようとする議員は、毎年度、4月30日までに別に定める様式により政務調査費交付申請書を町長に提出しなければならない。

- 2 年度の途中において、選挙により議員が当選したとき((補欠選挙、繰上補充又は再選挙による場合を含む。))は、任期開始の日の属する月の翌月 10 日までに政務調査費交付申請書を町長に提出しなければならない。
- 3 前 2 項の提出に当たっては、議長を経由して行うものとする。

(交付決定)

第 5 条 町長は、前条の規定による交付申請に係る議員について、政務調査費の交付の決定を行い、別に定める様式により議員に通知しなければならない。

- 2 前項の通知に当たっては、前条第 3 項の規定を準用するものとする。

(交付請求及び交付方法)

第 6 条 議員は、前条の規定による通知を受けた後、通知を受けた日の属する月の翌月の 10 日(その日が町の休日に当たるときはその翌日)までに、別に定める様式により政務調査費を町長に請求するものとする。ただし、年度の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了日が属する月までの月数分を請求するものとする。

- 2 町長は、前項の請求があつたときは、速やかに政務調査費を交付するものとする。
- 3 年度の途中において、選挙により議員が当選したとき((補欠選挙、繰上補充又は再選挙による場合を含む。))は、任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務調査費を当該当選議員に対し交付する。
- 4 議員は、年度の途中において、任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなつたときは、議員でなくなつた日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は当月)分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

(使途基準)

第 7 条 議員は、政務調査費を別表に定める使途基準に従い使用しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず議員は、次に掲げる経費に政務調査費を使用してはならない。
 - (1) 政党活動に要する経費又は政党が主催する事業もしくはこれに参加するための経費
 - (2) 選挙活動のための経費
 - (3) 供応接待のための酒食、その他これに類するものための経費
 - (4) 慶弔、見舞金等の交際のための経費
 - (5) 町民への配布を目的とした広報誌等の発行又は配布のための経費
 - (6) 備品を購入するための経費
 - (7) 個人的な使途に充てるための経費
 - (8) その他、政務調査費の使途にふさわしくないものの経費

(収支報告書)

第 8 条 議員は、その年度の政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、様式第 1 号により次に掲げる書類を添えて年度終了日の翌日から起算して 30 日以内に議長に提出しなければならない。

- (1) 領収書(領収証)
- (2) その他、町長が必要と認める書類
- 2 議員は、任期満了、辞職、失職、若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなつた場合には、第 1 項の規定にかかわらず、議員でなくなつた日の属する月までの収支報告書を、様式第 1 号により議員でなくなつた日の翌日から起算して 30 日以内に議長に提出しなければならない。
- 3 議長は、前 2 項の規定による提出された収支報告書の写しを様式第 2 号により町長に送付しなければならない。

(調査報告書)

第 9 条 議員は、その年度の政務調査費に係る研修・視察・調査・研究等に関する事項を行つた場合は、その結果を様式第 3 号により年度終了日の翌日から起算して 30 日以内に議長に提出しなければならない。

(政務調査費の返還)

第 10 条 議員は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、その年度において行つた政務調査費による支出(第 7 条に規定する使途基準に従つて行つた支出をいう。)の総額を控除して残余がある場合、相当する額を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び公開)

第11条 第8条の規定により提出された収支報告書は、これを受理した議長において、提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 議長は、議員の収支報告書及び調査報告書等を広報や ICT 情報として町民に公開しなければならない。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成19年9月25日条例第 号)

この条例は、平成19年9月1日から適用する。

(2) 政務調査費の交付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、福島町政務調査費の交付に関する条例(平成18年福島町条例第20号。以下「条例」という。)に基づく政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 条例第4条第1項に定める様式は、様式第1号によるものとする。

(交付決定)

第3条 条例第5条に定める様式は、様式第2号によるものとする。

(政務調査費の請求)

第4条 条例第6条に定める様式は、様式第3号によるものとする。

(使途基準の細目)

第5条 条例第7条の使途基準の細目は、別表のとおりとする。

(証拠書類等の整理保管)

第6条 議員は、政務調査費の支出(条例第7条に規定する使途基準に従って行つた支出をいう。)について、関係書類を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等の写しを整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書の閲覧)

第7条 条例第11条第2項の規定による収支報告書等の公開は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過した日の翌日から行うことができる。

附 則

この規則は、平成19年9月1日から施行する。

附 則(平成19年9月25日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し平成19年9月1日より適用する。

別表(第8条関係)

使途基準

項 目	内 容
調査研究費	議員が行う町の事務及び地方行財政に関する調査研究に要する経費(交通費、宿泊費等)
研 修 費	団体等が開催する研修会、講演会等への参加に要する経費(会費、交通費、宿泊費等)
会 議 費	議員が行う町政に関する住民の要望、意見を聴取するための各種会議に要する経費(会場費・機材借り上げ費、資料印刷費等)
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費(印刷費等)
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費(書籍購入代、新聞購読料等)
事 務 費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に必要な経費(事務用品、通信費等)

別 表

使途基準細目

項目	支出できるもの	支出することができないもの
調査研究費	○旅費(日当は除外) ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代等、駐車料 ○視察先への手土産 ○調査委託費	●先進地の位置付けに明確さを欠く視察 ●議員個人の自動車管理費 ●議員個人の実施する市内視察・調査費 ●政治団体等の主催する視察等への参加費、交通費、宿泊料等 ●海外視察
研修費	○会場使用料 ○講師謝礼 ○講師との食事代 ○旅費(日当は除外) ○研修会等参加者負担金、会費 ○車借上料(バス、タクシー等) ○車利用の場合は有料道路代、ガソリン代等、駐車料	●議員の飲食費(宴会等) ●茶菓子 ●議員個人の自動車管理費 ●政治団体等への大会、研修会等の参加費交通費、宿泊料等
会議費	○会場使用料 ○機材借り上げ料 ○資料印刷費 ○会議に伴う湯茶、茶菓子 ○交通費	●飲食費(宴会等)
資料作成費	○印刷製本費 ○写真代 ○文書コピー代 ○委託調査(コンサルタント委託)に要する経費 ○研究・研修・視察等の報告書作成に係る印刷代、写真代	●議会活動報告書等の印刷、郵送料等の経費 ●政党の宣伝活動に供する経費 ●選挙活動の資料作成費
資料購入費	○議会活動に関する書籍、報告書等の購入費 ○新聞購読料は、2紙目以降	●議会活動(調査研究)に関係ない図書、雑誌、報告書等 ●所属政党、宗教団体等の図書、雑誌、報告書、新聞等
事務費	○事務用品 ○HP作成料、更新料 ○調査研究活動に伴う電話料、郵送料	●個人使用の電話代 ●携帯電話代
その他の経費		●党費、党大会参加費、旅費、後援会費 ●名刺印刷代 ●選挙活動に関する経費 ●慶弔関係の経費 ●餞別、寸志、団体の総会等出席の会費 ●遊興、レクリエーション費 ●名目の如何を問わず個人的な使途に当てる経費
広報費		●議会活動報告等に関する経費(作成、印刷費、送料、人件費等) (広報費は、政治活動のおそれがあるので認めない)

様式第1号(規則第2条関係)

平成 年 月 日

福島町長 様

福島町議会議員 ㊟

政務調査費交付申請書

福島町政務調査費の交付に関する条例第4条第1項(2項)の規定により、下記のとおり政務調査費を申請します。

記

1 交付申請額(平成 年度分) 円

2 計画予定額 (単位:円)

科 目	計画予定額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
事 務 費		
合 計		

様式第2号(規則第3条関係)

平成 年 月 日

福島町議会議員 様

福島町長 ㊟

平成 年度政務調査費交付決定通知書

福島町政務調査費の交付に関する条例第5条の規定により、下記のとおり政務調査費を決定したので、通知します。

記

金 円

ただし、 年 月分～ 年 月分

様式第3号(規則第4条関係)

	平成 年 月 日
福島町長 様	福島町議会議員 印
平成 年度政務調査費請求書	
福島町政務調査費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、下記のとおり政務調査費を請求します。	
記	
金 円	
ただし、年 月分～ 年 月分	

様式第1号(第8条第1項・2項関係)

	平成 年 月 日
福島町議会議長 様	福島町議会議員 印
平成 年度政務調査費に係る収支報告について	
福島町政務調査費の交付に関する条例第8条の規定により、別紙のとおり平成19年度政務調査費収支報告書を提出します。	

別紙(様式第1号関係)

平成 年度政務調査費収支報告書				
				議員名 印
1 収入	政務調査費	円		
2 支出	(単位:円)			
科 目	総 額	交付額	自己負担額	備 考
調 査 研 究 費				
研 修 費				
会 議 費				
資 料 作 成 費				
資 料 購 入 費				
事 務 費				
合 計				
3 残 額	円			

- 注) 1 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。
 2 政務調査費の科目ごとに様式第3号を1葉として提出のこと。

様式第2号(第8条第3項関係)

		平成	年	月	日
福島町長	様				
				福島町議会議長	印
政務調査費収支報告書(写)の送付について					
福島町政務調査費の交付に関する条例第8条の規定により、別紙のとおり					
平成 年度政務調査費収支報告書を提出します。					

様式第3号(第9条第1項関係)

政務調査費調査等報告書	
1	事業名
2	事業内容
3	成果

- 注) 1 事業名には収支報告書の支出科目区分により記入のこと。
2 事業内容及び成果には、具体的な内容とその成果を記入のこと。

支払い証明書	
	平成 年 月 日
福島町議会議長	様
金	円也
上記金額を支払いしたことを証明します。	
	福島町議会議員
	印

資料 1 9 福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例

○福島町議会議員の不当要求行為等を防止する条例

平成20年6月11日 条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、福島町議会議員(以下「議員」という。)の政治倫理に関する基本となる事項を定めることにより、議員が政治倫理の高揚に努め、町民に信頼される議会づくりを進め、もって町政の健全な発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第2条 議員は、二代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、自らの役割と責任を深く自覚し、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、その疑惑を解明し、責任を明らかにするよう努めなければならない。

(政治倫理基準の遵守)

第3条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 二代表制の一翼を担う町民全体の奉仕者として、法令を遵守し、議会及び議員の品位及び名誉を損なう行為を慎み、不正の疑惑を持たれるおそれのある金品の授受その他の行為をしないこと。
- (2) 福島町職員の職務執行を妨げるような不正な働き掛けをしないこと。
- (3) 福島町が資本金、助成金、補助金その他これらに準じるものを出資している法人等若しくは福島町が行う許可又は請負その他の契約等に関し、特定の者のために有利な取扱い又は不利な取扱いをするよう働き掛けをしないこと。
- (4) 福島町の職員の採用、昇任等の人事に関し、不正な働き掛けをしないこと。

(調査及び審査)

第4条 議長は、議員の政治倫理基準の遵守に関する事項について、調査及び審査する必要があると認めるときは、これを議会運営委員会に諮る。

(報告の要求)

第5条 議長は、この条例の趣旨に基づき、必要があると認めるときは、町長に対し「町政への働きかけの取り扱いに関する要綱」に規定する記録票等の提出を求めることができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

資料 2 0 福島町議会基本条例に関する諮問会議条例

○福島町議会基本条例に関する諮問会議条例

(設置)

第 1 条 福島町議会基本条例（平成 21 年福島町条例第 11 号。以下「基本条例」という。）第 20 条の規定に基づく附属機関として、福島町議会基本条例諮問会議（以下「諮問会議」という。）を設置する。その組織及び運営に関しては、この条例の定めるところによる。

(所掌事項)

第 2 条 諮問会議は、次に掲げる事項について議長の諮問に応じたの調査審議及び議会に意見を申し出ることができる。

- (1) 基本条例の見直しに関する事項
- (2) 議員定数・歳費に関する事項
- (3) 議会評価に関する事項
- (4) その他基本条例に関する事項

(組織)

第 3 条 諮問会議は、委員 5 人で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、学識経験を有する者その他必要と認める者のうちから、議長が委嘱する。

2 委員の任期は 2 年とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 5 条 諮問会議に、会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を行う。

(会議)

第 6 条 諮問会議は、会長が召集する。

2 諮問会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 諮問会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 諮問会議は、必要があると認めるとき、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(報酬)

第 7 条 報酬は日額とし報酬額は、3,000 円とする。

(費用弁償)

第 8 条 委員が職務のため旅行するときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

3 第 2 項の旅費支給方法については、職員等の旅費に関する条例（昭和 52 年福島町条例第 31 号）の規定を準用する。ただし、職務のため町内旅行した者及び通知に応じて会議に出席した者に対して支給する旅費額は、別表に掲げる日当額とする。

(事務)

第 9 条 諮問会議の事務は、議会事務局において処理する。

(委任)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、諮問会議の運営に関し必要な事項は、会長が諮問会議に諮って定める。

附則

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表

内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料

車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1日につき)
37 円	1,000 円	11,800 円	1,000 円

資料 2 1 議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例

○議会議員の歳費及び費用弁償等に関する条例

昭和 40 年 12 月 21 日 条例第 19 号

(この条例の目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 203 条の規定に基づき、議会議員に対して支給する歳費、費用弁償及び期末手当の額並びにその支給方法について定めることを目的とする。

(歳費)

第 2 条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の歳費は、次のとおりとする。

議長 月額 198,000 円

副議長 月額 155,000 円

常任委員長 月額 141,000 円

議会運営委員長 月額 141,000 円

議員 月額 131,000 円

2 歳費の標準率等については、議員の身分、性格、活動状況から全国町村議会議長会が示す適正標準率等を参考として定める。

第 3 条 議長、副議長、常任委員長及び議会運営委員長には、その選挙又は、選任された日から、議員にはその職についた日からそれぞれ歳費を支給する。

第 4 条 議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた時は、その日までの歳費を支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して歳費は支給しない。

2 前条及び前項の規定により、月の初日から支給する以外のとき、又は月の末日まで支給する以外のときは、その歳費額は、その月の現日数を基礎として日割りによつて計算する。

3 福島町議会会議条例(平成 21 年福島町条例第 12 号)第 3 条第 2 項による届け出があつたのち、帰町届又は議会活動及び議員活動ができる旨の届け出があるまでの期間が次のいずれかに該当する場合は、その期間の歳費月額について、当該各号に掲げる割合の額を減額するものとする。

(1) 届け出た日から 90 日を超えたとき 100 分の 20

(2) 届け出た日から 180 日を超えたとき 100 分の 50

(3) 届け出た日から 365 日を超えたとき 100 分の 70

4 前項の規定による歳費の減額は、届け出た日から 90 日又は 180 日並びに 365 日を経過する日の属する月の翌月からそれぞれ開始し、帰町届又は議会活動及び議員活動ができる旨の届け出があつた場合においては、その事実が生じた日の属する月の前月をもつて終了する。

5 議会活動及び議員活動のできない事由が公務災害等による療養のときは、前項の規定にかかわらず歳費月額の全額を支給する。

(費用弁償)

第 5 条 議会議員が公務のために福島町以外に旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表のとおりとする。

3 前項に定めるもののほか、議会議員に支給する旅費については、町長相当額とする。

(期末手当)

第 6 条 議会議員で 6 月 1 日及び 12 月 1 日(以下「基準日」という。)に在職するものにそれぞれ基準日から起算して 15 日を超えない範囲内において町規則で定める日に期末手当を支給する。

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在において歳費の月額と歳費の月額に 100 分の 15 を乗じて得た額を加算した額に 6 月に支給する場合において 100 分の 180、12 月に支給する場合において 100 分の 210 を乗じて得た額に基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(1) 在職期間が 6 月の場合 100 分の 100

(2) 在職期間が 3 月以上 6 月未満の場合 100 分の 60

(3) 在職期間が 3 月未満の場合 100 分の 30

3 第 4 条第 3 項の規定が適用された場合の期末手当の計算に用いる歳費月額は、減額後の歳費月額とする。

(支給方法)

第7条 支給方法については、この条例に定のあるものを除くほか、一般職の職員の例による。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和40年12月1日から適用する。

2 平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における報酬は、「議長 月額 255,000円」とあるのを「議長 月額 245,000円」と、「副議長 月額 200,000円」とあるのを「副議長 月額 195,000円」と、「常任委員長 月額 180,000円」とあるのを「常任委員長 月額 175,000円」と、「議会運営委員長 月額 180,000円」とあるのを「議会運営委員長 月額 175,000円」と、「議員 月額 170,000円」とあるのを「議員 月額 165,000円」とする。

3 特例期間中に支給する期末手当に限り、第6条第2項中「100分の200」とあるのを「100分の165」と、「100分の225」とあるのを「100分の190」とする。

附 則(昭和41年3月28日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年1月1日から適用する。

附 則(昭和41年6月30日条例第8号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則(昭和43年9月28日条例第13号)

この条例は、昭和43年10月1日から施行する。

附 則(昭和45年10月5日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

附 則(昭和46年6月23日条例第9号)

この条例は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則(昭和47年12月16日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年12月1日から適用する。

附 則(昭和48年6月20日条例第10号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。ただし、第5条及び別表の改正規定については、昭和48年6月1日から適用する。

2 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいて、すでに支払われた昭和48年4月1日からこの条例の施行の日の属する月までの期間に係る報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(昭和49年6月11日条例第11号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

2 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいてすでに支払われた、昭和49年4月1日から、この条例の施行の日の属する月までの期間に係る報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(昭和50年6月26日条例第17号)

この条例は、昭和50年7月1日から施行する。

附 則(昭和51年10月6日条例第16号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和51年9月1日から適用する。

2 この条例の施行前に、改正前の条例の規定に基づいてすでに支払われた昭和51年9月1日からこの条例の施行の日の属する月までの期間に係る報酬は、改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(昭和52年12月20日条例第32号)

この条例は、昭和53年1月1日から施行する。

附 則(昭和53年6月23日条例第14号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和53年6月1日から適用する。

2 この条例の施行前に、改正前の条例の規定に基づいてすでに支払われた昭和53年6月1日からこの条例の施行の日の属する月までの期間に係る報酬は改正後の条例の規定による報酬の内払とみなす。

附 則(昭和55年6月19日条例第16号)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和55年6月1日から適用する。

2 この条例の施行前に、改正前の条例の規定に基づいてすでに支払われた昭和55年6月1日からこの条例の施行の日の属する月までの期間に係る報酬は、改正後の規定による内払いとみなす。

附 則(昭和55年9月9日条例第22号)

この条例は、昭和55年10月1日から施行する。

附 則(昭和 60 年 12 月 25 日条例第 17 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和 60 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 この条例の施行前に改正前の条例の規定に基づいてすでに支払われた報酬等は、改正後の条例の規定による報酬等の内払とみなす。

附 則(平成 2 年 3 月 16 日条例第 8 号)

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 3 月 15 日条例第 4 号)

この条例は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 3 年 7 月 24 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 3 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(平成 3 年 12 月 24 日条例第 35 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成 3 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 改正前の条例の規定に基づいて施行日の前日までの間に支払われた報酬等は、改正後の条例の規定による報酬等の内払とみなす。

附 則(平成 5 年 3 月 18 日条例第 2 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 12 月 20 日条例第 9 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 15 年 6 月 30 日条例第 14 号)

この条例は、平成 15 年 9 月 1 日から施行する

附 則(平成 17 年 3 月 14 日条例第 3 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 3 月 23 日条例第 4 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(期末手当の特例措置)

- 2 平成 18 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に支給する期末手当に限り、第 6 条第 2 項に規定する期末手当基礎額に乗ずる率を 6 月及び 12 月それぞれ 100 分の 35 を減じるものとする。

附 則(平成 18 年 9 月 25 日条例第 22 号)

この条例は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 9 月 22 日条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行し、平成 20 年 9 月 1 日から適用する。

附 則(平成 21 年 3 月 18 日条例第 13 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 日条例第号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

別表

1 内国旅行の車賃、日当、宿泊料及び食卓料

車賃 (1kmにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料 (1夜につき)	食卓料 (1夜につき)
37 円	1,000 円	11,800 円	1,000 円

2 外国旅行の日当、宿泊料及び食卓料

日当(1日につき)			宿泊料(1夜につき)			食卓料 (1夜につき)
指定都市	甲地方	乙地方	指定都市	甲地方	乙地方	
8,300 円	7,000 円	5,600 円	25,700 円	21,500 円	17,200 円	7,700 円

資料 2 2 福島町長の専決処分事項の指定に関する条例

○福島町長の専決処分事項の指定に関する条例

平成 18 年 12 月 22 日 条例第 37 号

福島町議会の権限に属する事項中、次の各号に掲げる事項は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。)第 180 条第 1 項の規定により、町長の専決処分事項に指定する。

- (1) 法令上、町の義務に属する 1 件の金額 100 万円以下の和解及び損害賠償の額の決定に関すること
- (2) 会計年度末における町債の借入額の増減、新たな借入れ(一般公共事業財源対策分に限る。)及びそれに伴う歳入歳出予算の財源繰替に関すること
- (3) 会計年度末における地方交付税等の一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減額に関し、歳入歳出予算の補正をすること
- (4) 解散・欠員等の事由に基づく選挙費の補正に伴う歳入歳出予算の補正に関すること

附 則

- 1 この条例は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 地方自治法第 180 条に依る町長の専決処分条例(昭和 30 年福島町条例第 48 号)は廃止する。

資料 2 3 福島町議会への参画を奨励する規則

○福島町議会への参画を奨励する規則

平成 21 年 3 月 12 日 議会規則第 1 号

福島町議会傍聴規則(平成 16 年 6 月 24 日議会規則第 1 号)の全部を次のように改正する。

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 130 条第 3 項の規定及び、福島町議会基本条例(以下「基本条例」という。)の理念・原則に基づき、傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の規定)

第 2 条 「傍聴」(以下「参画」という。)とは、前条に規定する基本条例の理念・原則に基づき、会議においてその議論等を一方的に聴くだけでなく、議長の許可を受けて討議に参加することを言う。

(参画の奨励)

第 3 条 議会は、町民自治を基礎とする町民の代表機関であることから、町民参加の大事な場としてとらえ、参画者を積極的に受け入れ、その意見等を聴く機会などを設けなければならない。

(参画席の区分)

第 4 条 参画席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(参画者の定員)

第 5 条 一般席の定員は 30 人とし、うち車椅子用の参画席を 2 人分とする。

(参画の手続)

第 6 条 会議を参画しようとする者は、所定の場所で自己の住所、氏名及び年齢を参画者受付簿に記入しなければならない。

(入場券)

第 7 条 議長は、必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず入場券を交付することができる。

2 入場券は、会議当日所定の場所で先着順により交付する。

- 3 入場券の交付を受けた者は、入場券に記載された日に限り参画することができる。
- 4 参画者は、係員から要求を受けたときは、入場券を提示しなければならない。
- 5 入場券の交付を受けた者は、参画を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。
(議場への入場禁止)

第8条 参画者は、議場に入ることができない。

(参画席に入ることができない者)

第9条 議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者は、参画席に入ることができない。

(参画者の守るべき事項)

第10条 参画者は静粛にし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。
- (2) 飲食又は喫煙をしないこと。

(係員の指示)

第11条 参画者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第12条 参画者がこの規則に違反するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この規則は、全部を改正し平成21年4月1日から施行する。

資料24 福島町議会事務局設置条例・規則

(1) 福島町議会事務局設置条例

昭和38年11月19日 条例第21号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条第2項の規定により福島町の議会に事務局を置く。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 福島町議会事務局の組織に関する規則

昭和48年6月25日 議会規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、福島町議会事務局(以下「事務局」という。)の組織を系統的に定め、事務の分掌を明確にし、議会事務の能率的な運営を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 事務局に次の職員を置く。

事務局長

書記

(グループ及び職の設置)

第3条 事務局に議会グループを置く。

2 前条に規定する書記は、総括主査、主査、主任、主事、主事補及びその他の職員とし、必要と認めるときは、その職を置くことができる。

(事務の分掌)

第4条 議会グループの事務分掌は、次のとおりとする。

- (1) 本会議並びに協議会等に関すること。
- (2) 常任委員会及び議会運営委員会並びに特別委員会に関すること。
- (3) 議案、請願、陳情その他付議事項に関すること。
- (4) 議決及び決定事項の通知及び報告に関すること。
- (5) 会議録その他会議の記録調整に関すること。
- (6) 公印の保管に関すること。
- (7) 人事並びに諸給与に関すること。
- (8) 議員の歳費に関すること。
- (9) 予算並びに経理に関すること。
- (10) 規則、規程の制定及び改廃に関すること。
- (11) 各種統計資料及び情報に関すること。
- (12) 文書の收受、発送並びに保管に関すること。
- (13) 備品並びに消耗品の保管に関すること。
- (14) 議会関係各室及び傍聴席の管理に関すること。
- (15) その他議事及び庶務に関すること。

(職務)

第5条 事務局長は、議長の命を受け局務を統括し、職員を指揮監督する。

2 総括主査は、事務局長を補佐し、局長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 主査は、上司の命を受け、その所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 主任、主事及び主事補は、上司の命を受けて事務に従事する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、事務処理、職員の服務に関する事項及びその他については、福島町の諸規定の例による。

附 則

この規則は、昭和48年7月1日から施行する。

附 則(平成6年3月23日議会規則第1号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日議会規則第1号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月14日議会規則第1号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月12日議会規則第2号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

資料 2 5 福島町議会の運営に関する基準

○福島町議会の運営に関する基準

平成 13 年 3 月 2 日 議会基準第 1 号

第 1 章 総則

第 1 節 議会の呼称

- 1 定例会における本会議の呼称は、福島町議会定例会()月会議とする。
- 2 同一の月内に開催される定例に再開される以外の本会議の呼称は、その月の回数を記して、福島町議会定例会()月第()回会議とする。

第 2 節 議会の招集

- 3 議員の一般選挙があつたときは任期起算日に議会構成のための初議会を行う。
【先例 1】定例に再開する本会議は招集日の 10 日前まで、また、定例に再開する以外の本会議は招集日の 5 日前までに通知する。

第 3 節 会議の周知

- 4 会議の開催にあつては、町民に会議内容等を周知するものとし、町内の公共機関等に掲示する。

第 4 節 参集

- 5 招集に応じ出席した議員は、議場入口の出席表示灯を点灯することにより、議長に対して通告したものとみなす。

【先例 1】定例に再開する本会議及び定例に再開する以外の本会議の参集時間は、原則として開議時間 30 分前を通例とする。

- 6 議員が会議に出席できないときは、その理由を記した欠席届を議長に提出する。ただし、その開議時刻までに届け出ができない場合は、あらかじめ電話等で届け出る。

- 7 議員が会議に遅参するときは、電話等により議長に届け出る。

【先例 1】休会中においても、議会外の用務のため 7 日間以上町を離れるときは議長に通知する。

第 5 節 議席

- 8 一般選挙後の最初の会議における仮議席は、会議前に事務局において定めたとおりとし、臨時議長が指定する。

【先例 1】事務局における仮議席の定め方については、議席番号 1 番より当選回数少ない順とし、当選回数が同数の場合は若年齢の順とする。

- 9 議席は、一般選挙後最初の会議において、議長、副議長選挙後に協議のうえ、議長が指定する。

- 10 議長の議席は最終番、副議長の議席は最終 2 番とする。

【先例 1】議席番号は、議長席に向かつて前列左端の議席を 1 番として、順次右に一連番号を付け、後列もまた同様に続くものとする。

【先例 2】補欠議員の議席は、前任者の議席を充てる。

第 6 節 本会議の審議日数

- 11 本会議の審議日数はあらかじめ議会運営委員会において協議し、議長が会議に諮って決める。

- 12 審議日数の延長は、会議終了の当日議決する。

【先例 1】審議日数の延長を議決したときは、当日の欠席議員に通知する。

- 13 審議日数及び審議日数の延長は、期間及び日数を議決する。

第 7 節 議会の開閉

- 14 議会の開閉は、議長が宣告する。ただし、閉会については、議長の宣告がなくても会議の終了により閉会となる。

第 8 節 会議時間

- 15 会議時間の変更は、議長が前日の会議において宣告する。ただし、招集日の会議時間の変更は、あらかじめその旨を各議員に通知する。

会議時間の延長は、議長が会議中随時宣告することができる。

- 16 会議の開始は、ブザーで報じ、開議定刻 5 分前に予鈴を、開議定刻に本鈴を鳴らす。

会議に出席した議員は、氏名標を立て、会議が終わつたときは倒して退場する。

第 9 節 休会

17 休会の議決をするときは、あらかじめ議会運営委員会で協議の上、議長が会議に諮って決める。休会中の休日は、これを休会日数に算入する。

18 休会を議決したときは、議決時に不在の議員に通知する。

第2章 議案及び動議

第1節 議案等の提出

19 議員提出議案(条例、意見書、決議等)は、本会議ごとに発議第○号、意見書案第○号、決議案第○号と一連番号を付ける。

20 町長提出議案及び諮問等は、本会議ごとに、議案第○号及び諮問第○号等と、その種別により一連番号を付ける。

参考

議案等の提出は、次の例示による。

1 議員提出議案 発議第○号、意見書案第○号、決議案第○号

2 委員会提出議案 発委第○号

3 町長提出議案 議案第○号

4 諮問 諮問第○号

5 承認(法第179条の専決処分) 承認第○号

6 認定(決算) 認定第○号

7 同意(人事案件) 同意第○号

8 請願(陳情) 請願(陳情)第○号

9 報告(法第180条の専決処分等) 報告第○号

【先例1】9の報告の()内の等とは、議会に報告(提出)を義務付けられた次のものをいい、これは、議長の諸般の報告で行なう場合もある。

① 継続費繰越計算書及び継続費精算書の報告

② 繰越明許費繰越計算書及び事故繰越計算書の報告

③ 監査、検査結果の報告

④ 健全化判断比率の報告

⑤ 資金不足比率の報告

⑥ 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の報告

⑦ まちづくり条例・議会基本条例に基づく行政評価及び事務事業評価の報告

21 町長から提出される議案等の写しは、その必要部数を印刷し、議長に送付される。

【先例1】議案等の写しの各議員に対する送付は、定例に再開する本会議においては招集日の7日前まで、定例に再開する以外の本会議においては招集日の3日前までに行なわれるのが通例である。ただし、やむを得ない事情により期日までに送付できない議案(人事案件等を含む)は、議案提案日までに送付することができるものとする。

22 議長は議案等の写しを各議員に配付する。

【先例1】町長から提出される議案等の写しの各議員への配付は、町長より直接行なうのを通例とする。

23 議長は、同一趣旨の意見書案、決議案等が同時に提出されたときは、議会運営委員会において調整する。

【先例1】各団体等から要請のある意見書等は、定例に再開する本会議の直近において開催される所管の委員会において取扱いを協議し、対応を必要とした案件について定例に再開する本会議前の議会運営委員会に諮るものとする。

【先例2】意見書案、決議案等の提出者の取扱いについては、郵送等を受けて委員会において発議する場合は所管の委員長、また、議員からの発議による場合は当該議員とする。

24 議会推薦の農業委員は、議長が会議に諮って推薦の議決をする。

【先例1】議員提出議案は、あらかじめ議会運営委員会に諮るものとする。

【先例2】人事案件を含む重要な案件については、あらかじめ議会運営委員会に諮るものとする。

第2節 動議の提出

25 事件の撤回を求める動議、審議不要の動議等法令に反する動議は、議長はこれを取りあげることができない。

26 議長の宣告に対する異議は、法律又は会議条例に規定するもの以外は、申し立てできない。

第3節 修正案の提出

27 付託議案に対する委員会の報告が修正の場合、又は議員から修正の動議が提出された場合は、それぞれ修正案の写しを各議員に配付する。

第4節 議案等の撤回及び訂正

28 議会が受理した事件を撤回し、又は訂正しようとするときは、議長に対し提出者が文書により要請する。

29 会議に提出された議案等の誤字訂正をするときは、正誤表を各議員に配付する。

【先例1】軽易な訂正については、口頭による訂正も可とする。

第3章 議事日程

第1節 議事日程の作成及び配付

30 議事日程に記載する事件は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 議席の指定及び変更
- (2) 会議録署名議員の指名
- (3) 審議日数の決定及び延長
- (4) 諸般の報告
- (5) 行政報告
- (6) 議長及び副議長の選挙並びに辞職
- (7) 仮議長の選挙
- (8) 議員の辞職
- (9) 常任委員の選任及び所属変更
- (10) 議会運営委員の選任及び辞任
- (11) 一般質問
- (12) 議案等
- (13) 事件の撤回及び訂正
- (14) 委員会報告書が提出された議案等
- (15) 委員会の審査又は調査の期限
- (16) 委員会の中間報告
- (17) 特別委員会の設置
- (18) 特別委員の選任及び辞任
- (19) 選挙管理委員の罷免
- (20) 監査委員の罷免
- (21) 議会運営委員会の報告
- (22) 一部事務組合及び広域連合議会の議員の選挙
- (23) 選挙管理委員及び補充員の選挙

【先例1】定例に再開する本会議ごとに町長、教育長等が行なう行政報告は、その写しを事前(当日)に、議員に対し配付する。

31 議事日程は、1議案1日程として作成し、1日ごとに順次番号をつける。

【先例1】議事日程の番号は、第1日目を第1号とし、2日目以降順次番号を付ける。

32 一般選挙後の最初の議会における議事日程については、おおむね次のとおりとする。

- (1) 仮議席の指定
- (2) 会議録署名議員の指名
- (3) 議長選挙
- (4) 審議日数の決定
- (5) 副議長選挙
- (6) 議席の指定
- (7) 常任委員の選任
- (8) 議会運営委員の選任
- (9) 一部事務組合及び広域連合議会の議員の選挙
- (10) 監査委員の選任同意

【先例1】一般選挙後の最初の議会における議事日程については、事務局において作成する。

33 議事日程はおそくとも当日の開議までに議員に配付する。

34 議事が終わらなかつたため延会したときは、その事件は、原則として他の事件に先行して翌日(次の会議日)の議事日程に記載する。

第2節 日程の順序変更及び追加

35 日程の順序変更は、議長の発議又は議員の動議により、討論を用いなくて会議に諮って行なう。

36 会議を開いた後、新たな事件が提出されたときは、議長の発議により、討論を用いなくて会議に諮って日程に追加する。

議員から新たな事件を追加する動議が提出されたときは、討論を用いなくて会議に諮って日程に追加する。

【先例1】日程にない事件を中途において追加する場合は、「追加日程第〇号」とし、以下の日程番号は変更しない。

37 新たな事件を日程に追加し、その順序を変更して直ちに議題とする必要がある場合は、議長の発議又は議員の動議により、討論を用いなくて会議に諮って行なう。

38 日程の追加を要する事件が提出され、その日程追加が否決されたときは、議長は、後日の議事日程に記載し、議題とする。

39 日程の追加を要する事件が、会期の最終日に提出され、その日程追加が否決されたときは、その事件は会期の終了により審議未了廃案となる。

第4章 選挙

第1節 選挙の方法

40 選挙の方法は、投票を原則とする。ただし、指名推選によることもできる。

【先例1】議長、副議長及び一部事務組合並びに広域連合議会の議員の選挙は、原則として投票により行なう。ただし、指名推選によることもできる。

【先例2】選挙管理委員及び補充員の選挙は、指名推選により行なうのを通例とし、補充員の補充の順序は、議長が会議に諮って決める。

41 投票をもつてする選挙(又は表決)は、日を単位として行ない、2日間にわたって行なうことはできない。この場合は、翌日改めて投票を行なう。

42 指名推選の方法により選挙を行なうときは、議長発議又は議員の動議により、会議に諮って、異議がなければ、次の方法による。

(1) 議長指名による場合

議長発議又は議員の動議により、議長が指名することを会議に諮って、異議がないときは、議長が指名し、その指名を受けた者を会議に諮って、異議がなければ、その者を当選人とする。

(2) 議員の動議による場合

議員の動議により、指名者を会議に諮って、異議がないときは、指名者が指名し、その指名を受けた者を議長が会議に諮って、異議がなければ、その者を当選人とする。

第2節 投票及び開票

43 投票に当たっては、事務局長(職員)に点呼させる。

44 議員は、点呼に応じ、順次記載台において記載のうえ、投票用紙を投票箱に投入し、議席に復する。議長は、点呼の最後に議長席において投票する。

45 立会人は、議長が指名する。

【先例1】立会人は、2人とする。

第3節 選挙の結果

46 投票の効力に関し異議がある場合は、次の議事に入る前までに申し出る。

47 当選人が議場にいるときの当選告知は、選挙結果の報告後直ちに議長が口頭により行なう。

48 議長及び副議長選挙により当選した議員は、当選の告知を受けた後、就任のあいさつを行なう。この場合、就任のあいさつにより当選を承諾したものとみなす。

49 当選人が議場にいないときの当選の告知は、文書により行ない、当選人から当選承諾書の提出を求める。

第5章 議事

第1節 説明員

50 議場における説明員の出席要求は、あらかじめ文書により、議長から町長又は行政委員会の長に対して行なう。ただし、緊急の場合は口頭により行なう。

51 説明のための議場出席者の範囲は、町長及び行政委員会の長などのほか、原則としてこれらの者から委任又は嘱託を受け、議長に通知のあつた者とする。

第2節 諸般の報告

52 諸般の報告は、法令に定めのあるもののほか、議長が必要と認めるものについて行なう。

〔報告事項例示〕

- (1) 議員の異動報告
- (2) 委員長、副委員長の選任及び辞任の報告
- (3) 議案等の受理及び撤回
- (4) 請願、陳情の受理及び付託前の取下げ
- (5) 監査、検査結果の報告
- (6) 請願、陳情の処理経過及び結果の報告
- (7) 一部事務組合議会の報告
- (8) 系統議長会関係の報告
- (9) 慶弔に関する事項の報告
- (10) 説明員の報告
- (11) 委員会の審査又は調査の報告
- (12) 行政(研修)視察の報告
- (13) 議会に関連する諸行事(前議会後当日まで)の報告
- (14) その他報告すべき事項

【先例1】諸般の報告は、開議宣告後、議事に入る前に行なう。なお、必要に応じ、議事に入った後において行なうことができる。

【先例2】報告事項は、文書配付に代えることができる。

53 諸般の報告のうち、議長において必要と認めたものについては、事務局長(職員)に朗読させる。

54 法令に基づく報告書等は執行機関において作成し、議員に配付される。

55 町長等の行政報告は、議長の諸般の報告の次に行なう。

56 諸般の報告及び行政報告に対する質疑は、原則として行なわない。

第3節 議題及び議案等の説明

57 議員が提案する議案等のうち、意見書案及び決議案で、内容の明確なものについては、趣旨説明を行なわない。

58 決算を議題に供したときは、町長の説明の後、決算審査意見書について、必要に応じ監査委員に説明を求める。

【先例1】決算内容の説明については、町長に代わり担当課長に行なわせることができる。

【先例2】決算審査意見書の監査委員の内容説明は、省略させることができる。

第4節 除斥

59 議長は、除斥を必要とする場合には、その事件が議題に供されたときに除斥の宣告を行なう。

【先例1】除斥を必要とする議員に対して、議長はあらかじめ連絡をするものとする。

60 除斥に該当するかどうかについて疑義があるときは、議長は会議に諮って決定する。

【先例2】人事案件で、説明員のなかに該当者が出席している場合においては、議長が、当該議案の審議終了時まで退席を促すこととする。

61 除斥された議員が、その会議を傍聴することは適当ではない。

第5節 委員会付託

62 議長は、常任委員会に付託する事件で所管の委員会が明確でないものは、議会運営委員会に諮問し、あらかじめ調整のうえその所管を決定する。

63 議長が議案を委員会に付託するときは、議決による。

【先例1】当初予算及び決算の審査においては、議長を除く議員全員で構成する「予算審査特別委員会」及び「決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ審議するものとする。

64 2以上の委員会に関連する議案は、議会運営委員会の協議を経て主たる委員会又は特別委員会に付託する。

第6節 委員会の中間報告

65 委員会は、審査又は調査中の事件について、中間報告をするときは、あらかじめ議長に申し出る。

第7節 委員長報告

66 委員会報告書及び少数意見報告書は、その写しを議員に配付する。

- 67 常任委員長の報告は、会議条例第 111 条に規定する順序による。
- 68 委員長報告の原稿は、原則として委員長が作成する。
- 69 副委員長が委員長の職務を行なった場合は、委員長は委員長報告を副委員長に行なわせることができる。
- 70 委員長報告の補足発言は、他の発言に優先して許可する。
- 71 委員長報告及び少数意見報告を省略するときは、委員会で決定し、議長に申し出る。
- 72 委員長報告の中で、付帯決議・希望意見等の表明があつたものについては、必要に応じて、議長の発議又は議員の動議により会議に諮つて決定することができる。
- 第 8 節 少数意見の報告
- 73 少数意見の留保があつたときは、委員長が委員会報告書に付記して議長に提出する。
- 74 委員会において 2 つ以上の少数意見が留保されたときは、議長は少数意見報告書の議長への提出順序によつて報告の順序を定めて発言を許可する。
- 75 少数意見の留保者に事故のあるときは、代理報告は認めない。また委員長報告の中に少数意見を併せて報告することで、あらかじめ少数意見者の了解を得たときは、会議に諮つて少数意見の報告は省略する。

第 6 章 発言

第 1 節 発言及び発言通告

- 76 執行機関が特に発言しようとするときは、あらかじめ議長に申し出る。
- 77 議場における発言等の運用については、別に定める「議場における発言等に関する運用基準」による。
- 78 議事進行に関する発言を求めるときは「議事進行」と呼称し、議長の許可を得る。
- 79 議事進行に関する発言は、議長は、直ちに許可するが、他の議員の発言中は、その発言が終わるまで許可しない。
- 80 質問又は質疑に対して、執行機関が直ちに答弁できないものについては、後刻答弁させることができる。

第 2 節 一般質問

- 81 一般質問は、定例に再開する本会議の始めに行なう。
なお、夜間、休日等に開催する本会議でも行うことができる。
- 82 一般質問の通告は、原則として定例に再開する本会議招集日の 7 日前までに行なう。
なお、通告にあつては、質問の内容を具体的に記載しなければならない。
- 83 一般質問の順序は、原則として通告順による。
【先例 1】質問の取下げは、通告者の一般質問が議題に供される前については議長に申し出るものとし、それ以外の場合は、通告者が質問時に自ら対処するものとする。
- 84 一般質問に対する関連質問は、許可しない。
- 85 議長は、一般質問通告書の写しを作成し議員及び関係者(傍聴人を含む)に配付する。
- 86 議長は、議員から通告のあつた質問の要旨について、議会運営委員会終了後において、あらかじめ執行機関に通知する。
- 87 質問者は原則として原稿を作成し、それによつて発言する。

第 3 節 緊急質問

- 88 緊急質問をしようとする者は、原則としてあらかじめ文書で議長に申し出る。
- 89 緊急質問は、議会の同意を得て日程に追加し、順序を変更して行なう。

第 4 節 発言の取消し及び訂正

- 90 会議における議員の発言について、不穏当(不適當)な言辞があつたように思われるときは、議長が「不穏当(不適當)な言辞があつたように思われますので、後刻記録を調査の上措置します。」と宣告し、記録を調査の上、不穏当(不適當)であると認めた場合は、本人の了解を得て、その部分を取消し、公表(閲覧用を含む)する会議録には、その部分の発言は記載しない。ただし、会議録の原本にはそのまま記載する。
- 91 執行機関の発言の取消し及び訂正については、議員の発言に準じて取扱う。

第 7 章 質疑・討論及び表決

第 1 節 質疑

- 92 2 件以上の事件を一括して議題とした場合でも、質疑の回数は、同一議題として会議条例の定めにより制限しない。
- 93 議員は、自己の所属する委員会の委員長報告については、質疑をしない。

94 委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果に対する疑義にとどめ、付託された議案に対し、提出者に質疑することはできない。

第2節 討論

95 討論においては、冒頭に賛否を明らかにしてから、その理由を述べる。

96 一括議題とした事件に対する討論は、一括して行なうことができる。

97 法及び会議条例に規定されているもののほか、次に掲げるものについては、おおむね討論を用いない。

- (1) 会期決定の議決
- (2) 審議日数の延長
- (3) 休会の議決
- (4) 休会の日の開議の議決
- (5) 事件の撤回又は訂正及び動議の撤回の許可
- (6) 議決事件の字句及び数字等の整理を議長に委任する議決
- (7) 委員会の審査又は調査に対して期限を付ける議決
- (8) 中間報告を求める議決
- (9) 発言取消しの許可
- (10) 請願の特別委員会付託の議決
- (11) 請願の委員会付託省略の議決
- (12) 会議条例の疑義に関する決定
- (13) 議事進行の動議の議決

(参考) 法及び会議条例に規定されているもの

- (1) 秘密会とする議決
- (2) 会議時間の変更に異議のあるときの決定
- (3) 先決動議の表決順序に異議あるときの決定
- (4) 議事日程の順序変更及び追加の議決
- (5) 延会の議決
- (6) 一括議題とすることに異議のあるときの決定
- (7) 議案等の説明省略及び委員会付託の議決
- (8) 委員長及び少数意見の報告の省略
- (9) 発言時間の制限に異議あるときの決定
- (10) 質疑・討論の終結動議の決定
- (11) 緊急質問の同意
- (12) 表決の順序に異議あるときの決定
- (13) 議長及び副議長の辞職許可
- (14) 議員の辞職許可
- (15) 規律に関する問題の決定

第3節 表決

98 委員長の報告が可決の場合の表決は、委員長報告のとおり決するかを採決し、委員長の報告が否決の場合は原案について採決する。

99 委員長報告が修正の場合又は議員から修正案が提出されたときは、まず修正案を採決した後、修正議決した部分を除く原案について採決する。ただし、修正案が否決されたときは、原案について採決する。

100 数個の修正案が提出されたときの表決の順序は、次のとおりとする。

- (1) 議員のみの修正案で共通部分がない場合

原案に最も遠いものから先に表決をとる。

- (2) 議員のみの修正案で共通部分がある場合

まず、共通部分を表決に付するのが通例である。しかし、共通部分が極めて小部分であるときは、各案ごとに表決に付することもある。

- (3) 議員の修正案と委員会の修正案で、共通の部分がない場合

議員の修正案から先に表決をとる。

- (4) 議員の修正案と委員会の修正案で、共通の部分がある場合

まず、議員の修正案中、委員会の修正案と共通の部分を除く修正部分について表決に付する。

次に議員の修正案と委員会の修正案の共通部分について表決に付する。

最後に、議員の修正案と委員会の修正案と共通部分を除く委員会の修正案を表決に付する。

101 一括議題とした議案等に対する表決は、1件ごとに採決するのが原則である。ただし、異議がないと認められるときは、一括して採決することができる。

102 全員が、異議がないと認められる軽易な事件の表決は、簡易表決による。

【先例1】簡易表決及び投票による表決を除くほか、基本的には起立表決により行なうことを通例とする。

【先例2】議長の起立者の多少の認定による宣告は、少数となるそれぞれの議員番号を呼称し、その後の可否認定の宣告文は、次のとおりとする。

(1) 起立全員の場合「起立全員であり、議案第 号は、可決いたしました。」

(2) 起立多数の場合「 番、 番を除いて起立多数であり、議案第 号は可決いたしました。」

(3) 起立少数の場合「 番、 番を除いて起立少数であり、議案第 号は否決いたしました。」

(4) 起立がない場合「起立がなく、議案第 号は否決いたしました。」

第8章 委員会

103 委員の選任にあたっては、あらかじめ議長が議会運営委員会又は議員協議会において調整のうえ会議に諮って指名する。

104 議長は、委員長及び副委員長の互選の結果を本会議において報告する。

105 議長は、常任委員になった後、議会の同意を得て当該常任委員を辞任することができる。

106 常任委員の所属変更は、相互の変更を希望する当該委員が議長に申し出、議長が会議に諮って、その所属を変更する。

変更を希望する委員会の委員に欠員があるときは、当該委員の申し出のみによつて、議長が会議に諮って、その所属を変更する。

107 議長は特別委員にならないのを原則とする。

108 特別委員会の名称は、審査又は調査若しくは設置の目的を冠して呼称する。

109 特別委員の選任は、委員会設置の議決の当日行なうのを原則とする。

110 特別委員会の委員長及び副委員長の互選は、委員会設置の議決の当日行なうのを原則とする。

111 連合審査会を開く旨の議長への通知は、関係委員長の連名で行なう。

112 連合審査会の開催通知は、関係委員長の連名で行なう。

113 連合審査会の議事は、事件の付託を受けた委員会の委員長が主宰する。

114 連合審査会に付した事件の表決は、付託を受けた委員会において行なう。

115 委員会に付託された審査又は調査事件を、休会中もお継続して行なおうとするときは、委員会から申し出るのが原則であるが、委員会に付託する際に、これを議決することもできる。

なお、長期にわたつて調査の必要があるときは、調査終了まで休会中もこれを行なう旨の議決をすることもできる。

第9章 請願(陳情)

116 議長は請願の紹介議員にならないのを原則とする。

また、当該事項を所管する委員会の委員長についても同様とする。

117 請願者が、請願書を取り下げようとする場合は、取下申出書を議長に提出しなければならない。

118 請願の訂正については、原則としてこれを認めない。

119 委員会付託を省略して本会議で審議する請願について、必要があるときは、紹介議員に説明をさせる。

120 請願を議決したときは、その結果を請願者(連署によるものについては代表者)に通知する。

121 採択すべきものと決定した請願で、執行機関にその処理経過及び結果の報告を請求するときは、その旨を委員会で決定し、報告書に付記する。

122 町長等から、請願の処理経過及び結果の報告書が提出されたときは、議長は、次の会議において議員に配付し、報告する。

123 議案に関連する請願については、その議案が可決又は否決されたときは、「みなし採択(不採択)」とする。

124 定例に再開する本会議及び定例に再開する以外の本会議の会期中において、請願がすでに議決した請願の内容と同一のものについては「みなし採択」又は「みなし不採択」として取り扱う。ただし、必要がある場合は、議決することができる。

125 請願の内容が数項目にわたる場合で、内容が採択できる項目については、その項目をとりあげて、一部採択として採択することができる。

126 休会中の継続審査に付された請願について、取下げの申し出があつたときは、議長は所管の委員長にこの旨を通知し、次の会議において、許可を求める。

127 陳情書又はこれに類するもので、議長が必要と認めるものは、請願書の例により処理し、請願書の例により処理する必要がないと認めるものについては、議会運営委員会に諮つて、その写し、又は、その要旨を印刷し、議員に配付する。

【先例1】請願書、陳情書又はこれらに類するものは、本会議招集日の直近に開催される議会運営委員会に、その取扱いを諮るものとする。

ただし、緊急を要し、議長が真にやむを得ない案件(意見書案を含む)であると認めた場合は、議長が議会運営委員長の意見を聞いて、その取扱いを決定する。

第10章 辞職

128 議長、副議長及び議員の辞職を許可したときは、次の方法により措置する。

(1) 議長の場合

議場に登庁しているときは、直ちに口頭により告げ、欠席しているときは、文書でその旨を本人に通知する。

(2) 副議長の場合

議場に登庁しているときは、直ちに口頭により告げ、欠席しているときは、文書でその旨を本人に通知する。

(3) 議員の場合

議員の辞職を許可したときは、直ちに文書でその旨を本人に通知する。

129 議会の許可を得て辞職した議長及び副議長は、その会議においてあいさつをすることができる。

第11章 会議録

130 会議録署名議員は、会議日ごとに議席順により議長が指名する。ただし、事故あるときは、次の議席にある者を指名する。

【先例1】会議録署名議員が会議日の中途より欠席した場合は、次の議席にあるものを追加指名する。

【先例2】会議録署名議員が除斥の対象となる場合は、次の議席にあるものを指名する。

131 会議において議長の職務を行なつた臨時議長、仮議長及び副議長は、会議録に署名する。

132 会議において発言の取消しが許可されたときは、その発言は、公表(閲覧用を含む)する会議録には記載しない。ただし、会議録の原本にはそのまま記載する。

執行機関等の関連する発言についても、同様である。

133 会議において、議長が取消しを命じた発言でも、会議録の原本にはそのまま記載する。

ただし、公表(閲覧用を含む)する会議録には、その発言は記載しない。

134 会議において自ら発言を訂正したとき、又は当該議員から訂正の申し出があつて、議長がこれを許可したときは、会議録の原本には、その部分について傍線し、訂正した発言を記載した付せんを添付する。

【先例1】訂正した発言については、会議録の原本にはそのまま記載することを通例とする。ただし、公表(閲覧用を含む)する会議録には、訂正に係る発言の内容により記載しないことができる。

【先例2】会議録の抜粋(写し)については、議員が議会活動に必要な場合において随時発行することができる。

【先例3】会議録作成前の録音テープ等の公開は禁止する。ただし、議会及び執行機関が議会活動並びに職務の都合上必要な場合において議長が認めたときはこの限りでない。

第12章 議会運営委員会

135 長からの議会招集の申入れがあつたときは、速やかに議会運営委員会を開き、執行機関から付議事件の概要について報告を求め、所要の協議を行ない、諸般の態勢を整える。

【先例1】議会運営委員会は原則として、定例に再開する本会議にあつては招集日の5日前(閉庁日を含む)まで、定例に再開する以外の本会議にあつては招集日の前日又は当日開催する。

【先例2】議長の諮問に応ずる場合又は委員長が必要と認めたときは、随時、議会運営委員会を開催することができる。

136 議長は、議会運営委員会の委員にならないことを通例とする。

137 議会運営委員会は、議会運営に関する諸般の協議を目的として、おおむね次に掲げる事項について協議する。

I 議会の運営に関する事項

- (1) 審議日数及び審議日数延長の取扱い
- (2) 本会議における会議日程
- (3) 議事日程
- (4) 議席の決定及び変更
- (5) 発言の取扱い(発言順序、発言者、発言時間、不穏当発言等)
- (6) 議事進行の取扱い
- (7) 説明員の出席の取扱い
- (8) 議会の施設の取扱い(議員控室、委員会室、参画席等)
- (9) 議会における選挙の取扱い
- (10) 一般質問の取扱い
- (11) 緊急質問の取扱い
- (12) 特別委員会設置の取扱い
- (13) 委員会の構成の取扱い
- (14) 議長、副議長及び議員の辞職の取扱い
- (15) 休会の取扱い
- (16) 議会内の秩序の取扱い
- (17) 議案の取扱い
- (18) 動議の取扱い(修正動議を含む)
- (19) 議員提出議案(条例、意見書、決議)の取扱い
- (20) 長の不信任決議の取扱い
- (21) 議員の資格の取扱い
- (22) 特殊な請願、陳情の取扱い
- (23) その他議会運営上必要と認められる事項

【先例1】「説明員の出席の取扱い」については議長が事前に決定し、疑義のある場合に限り議会運営委員会において協議する。

II 議会の会議条例等に関する事項

- (1) 会議条例、改正
- (2) 議会事務局設置条例の制定、改正
- (3) その他規則、条例等これに類すると認められる事項

III 議長の諮問に関する事項

- (1) 議会の諸規程等の起草及び、先例解釈運用等
- (2) 議会への参画を奨励する規則の制定、改正
- (3) 常任委員会間の所管の調整
- (4) 慶弔等に関する事項
- (5) 海外研修に関する事項
- (6) 議会費予算に関する事項
- (7) 議会だよりの編集・発行に関する事項
- (8) その他議長が必要と認める事項

138 議会運営委員会で決定された議会の運営等に関する事項等については、あらかじめ議員全員に周知する措置を講ずる。

【先例1】定例に再開する本会議の運営に関し、議会運営委員会における決定事項が議長へ報告されたときは、議長は速やかに文書をもつて議員に周知する。

【先例2】その他の議会運営等に関する周知については、文書又は口頭により行なうものとするが、議長において必要ないと認めた事項についてはこの限りでない。

139 議会運営委員会の協議の結果については、議員はこれを遵守する。

第13章 参考人

140 参考人の出席を求める場合は、あらかじめ本人の了承を得ておく。

141 請願、陳情等の審査に際し、必要がある場合は、提出者に説明を求めることができる。

第14章 全員協議会

142 全員協議会は議長が主宰する。

143 全員協議会は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。ただし、議長が必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

144 議長は、職員をして会議の概要、出席議員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

145 議長は、町長その他必要があると認めるものに対し、全員協議会への出席を求めることができる。

146 その他、全員協議会の運営に関して必要な事項は、議長が全員協議会に諮って決定する。

【先例1】委員長は、委員会の運営その他について必要があると認めるときは、議長に通知のうえ、委員会協議会を開くことができる。

第15章 慶弔

147 議員が叙勲され、又は議員として受賞(系統町村議会議長会等の表彰を含む。)したときは、会議において議長が報告する。

【先例1】伝達される表彰にあつては、会議前において議長より当該議員に対して行なう。

148 議員が逝去したときは、会議において議長より追悼の言葉を述べた後、黙とうを行なう。

【先例1】議員が逝去したときは、当該議員の議席に供花をする。

第16章 議会白書

149 議員の名簿、構成、議会運営や会議の開催状況等をまとめた議会の概要及び開かれた議会づくりの足どりや取り組み事項及び議会、議員の評価等をまとめた開かれた議会づくりの概要を年度のはじめに作成し、これを公表する。

2 議会白書、議会の評価及び議員の評価について必要な事項は、別に要綱で定める。

第17章 議会・議員の評価

第1節 議会の評価

150 議会の評価については、評価の目的、評価方法や評価の項目毎に議会運営委員会において評価し、これを公表する。

第2節 議員の評価

151 議員の評価については、評価の指針や選挙の公約などを基本とし、議員個々が1年間の議会、議員活動の取り組みを評価し、これを公表する。

第18章 その他

152 議場における議員に対する敬称は、「議員」及び「委員」とする。

【先例1】説明員に対する呼称は、「町長」、「総務課長」等とする。

153 一般選挙後の最初の議会における紹介等の対応については、次のとおりとする。

(1) 臨時議長の紹介は、事務局長が行なう。

(2) 臨時議長は、執行機関の幹部職員の紹介及び議員の自己紹介を行なわせる。

154 議員は、在職中所定の記章をはい用する。

155 議員選出の一部事務組合及び広域連合議会の議員が当該議会に出席したときは、その経過及び結果を議長に報告する。

【先例1】会議を主催する団体より、会議録及びそれに類似する書類等が送付される場合においては、それをもつて出席議員より議長に対して報告されたものとみなす。

156 議会を代表して出席した会議については、その経過及び結果を議長に報告する。

157 議場等の本会議以外の使用については、その使用の内容により、議長が許可した場合においては使用を認めるものとする。

【先例1】議場等の本会議以外の使用を希望する者は、その使用内容を明記のうえ申込みをするものとする。

附 則

この基準は、平成13年3月9日から施行する。

附 則(平成14年3月5日議会基準第1号)

この基準は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年9月14日議会基準第1号)

この基準は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 21 日議会基準第 1 号)
この基準は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 12 日議会基準第 1 号)
この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

「平成 22 年度 議会評 議

1. 「議会評価及び議員評価」に関する実施要綱

(1) 評価の根拠

議会基本条例第 17 条（議会白書（議会・議員評価））に基づき実施するものです。
 議会は、町民に議会・議員の活動内容を周知し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図るため、しっかりと根拠を把握し議会の基礎的な資料・情報、議会・議員の評価等を 1 年毎に調製し、議会白書として町民に公表することとしています。議会は、議会の活性化に終焉のないことを常に意識し、「議会評価」を 1 年毎に適正に実施する実施要綱を町民に公表するものです。（必要な事項は、福島町議会の運営に関する基準（150）に規定）

(2) 評価方法及び公表

○評価方法

毎年 4 月に、別紙に定める評価項目に基づき 1 年間の活動を、「議会実態調査」等の資料を参考として、全道・全国等の水準と比較し、議会運営委員会において内容を検討した上で、議会基本条例諮問会議に諮問します。なお、本年は改選期（平成 23 年 9 月）を迎えることから、特に 4 年間の総合的な視点も含めて評価を行います。

評価は、「概ね一定の水準にある ○」、「一部水準に達していない △」、「取り組みが必要 ▲」の 3 段階とします。

○公表

評価の結果は、別紙様式により直近の「議会だより」及び「議会ホームページ」において公表します。

(3) 評価項目

次の評価項目を基本とします。なお、新たな項目の必要性が生じた場合は、議会運営委員会において検討し、随時追加・変更をします。

主要評価項目	具体的な項目
1. 議会の活性化度	①一般質問 ②質疑 ③討論 ④討議 ⑤議員提案 ⑥文書質問
2. 議会の公開度	①委員会の公開 ②審議記録の公開 ③審議前の会議資料公開 ④議会経費の公開 ⑤視察報告の公開 ⑥全員協議会の公開 ⑦会議公開の充実(ライブ中継)
3. 議会の報告度	①議会だより・速報版等の発行 ②議会ホームページの運用
4. 住民参加度	①懇談会の開催 ②議会報告会の開催 ③参画者への対応と参加度 ④休日・夜間議会に替えた方策

5. 議会の民主度	①一般質問の一問一答方式 ②対面方式 ③一般質問の答弁書配付
6. 議会の監視度	①長との適正な関係の維持 ②全員協議会の適切な運用 ③議会権能(牽制・批判・監視等)の適切な遂行
7. 議会の専門度	①政策立案・審議能力の向上強化 ②議決権範囲の拡大 ③所管事務調査の充実強化
8. 事務局の充実度	①議場・委員会室の整備充実 ②事務局の充実強化
9. 適正な議会機能	①法規定以外の執行部附属機関への委員就任廃止 ②適正な議会経費 ③系 統議長会の体制整備 ④議会の自主性強化 ⑥議会附属機関の設置
10. 研修活動の充実強化	①研修の効率的な取り組み

(4) 基礎資料

評価の基礎資料は、「福島町議会白書」のデータを基本として、必要があれば随時に議会事務局において収集し、評価の支障にならないよう適性に処理を行うものとします。

1) 福島町議会白書による基礎資料

- ① 議会の活性度（一般質問者数、質疑者数、討論者数、討議者数、議会提案件数、文書質問、審査付託の件数、会議開催日数）
- ② 議会の公開度（委員会の公開、審議記録の公開、審議前の会議録の公開、議会経費の公開、視察報告の公開、全員協議会の公開、会議公開の充実）
- ③ 議会の報告度（議会だよりの発行、議会ホームページの運用、議会への各種報告）
- ④ 住民参加度（懇談会の開催、議会報告会の開催、参画者への対応と参加度、休日・夜間議会の開催等）
- ⑤ 議会の民主度（一般質問の一問一答方式、対面方式、一般質問の答弁書配付、一般質問の回数・時間制限の廃止、議会における選挙）
- ⑥ 議会の監視度（長との適正な関係の維持、全員協議会の適正な運用、議会機能の適切な遂行～牽制・批判・監視等）
- ⑦ 議会の専門度（政策立案・審議能力の向上強化、議決権範囲の拡大、所管事務調査の充実強化）
- ⑧ 事務局の充実度（議場・委員会室の整備充実、事務局の充実強化）
- ⑨ 適正な議会機能（法規定以外の執行部附属機関への委員就任廃止、適正な議会経費、系統議長会の体制整備、議会の自主性強化、議会附属機関の設置）
- ⑩ 研修活動の充実強化（研修の効率的な取り組み）

2) 町村議会実態調査資料

- ① 第56回町村議会実態調査集計表（H22.7.1現在 北海道町村議会議長会）
- ② 第56回町村議会実態調査結果の概要（H22.7.1現在 全国町村議会議長会）

(5) 評価様式

評価様式は、別紙のとおりとします。
○様式1「福島町議会の評価」

福島町議会の評価

主要 評価 項目	具体的な項目	過去3年間の評価			H22 評価	4年間の総合的な視点を含んだ評価コメント
		H19	H20	H21		
1. 議会の 活性度	①一般質問	○	△	△		
	②質疑	○	○	○		
	③討論	△	▲	△		
	④討議	△	▲	△		
	⑤議員提案	△	○	○		
	⑥文書質問	—	—	△		
2. 議会の 公開度	①委員会の公開	○	○	○		
	②審議記録の公開	○	○	○		
	③審議前の会議資料の公開	○	○	○		
	④議会経費の公開	○	○	○		
	⑤視察報告の公開	○	○	○		
	⑥全員協議会の公開	○	○	○		
	⑦会議公開の充実(ライブ中継)	△	△	○		
3. 議会の 報告度	①議会だより・速報版等の発行	○	○	○		
	②議会ホームページの運用	○	○	○		
4. 住 民 参加度	①懇談会の開催	○	○	○		
	②議会報告会の開催	○	○	○		
	③傍聴者への対応と参加度	○	△	△		
	④休日・夜間議会に替えた方策	△	△	△		
5. 議会の 民主度	①一般質問の一問一答方式	○	○	○		
	②対面方式	○	○	○		
	③一般質問の答弁書配付	○	○	○		
6. 議会の 監視度	①長との適正な関係の維持		○	○		
	②全員協議会の適切な運用	○	○	○		
	③議会権能(牽(けん)制・批判・監視等)の適切な遂行	○	○	○		
7. 議会の 専門度	①政策立案・審議能力の向上強化	△	△	○		
	②議決権範囲の拡大	○	○	○		
	③所管事務調査の充実強化	△	○	○		
8. 事務局の 充実度	①議場・委員会室の整備充実	○	○	○		
	②事務局の充実強化	○	○	○		
9. 適正な議会機 能	①法規定以外の執行部附属機関への委員就任廃止	○	○	○		
	②適正な議会経費	○	△	△		
	③系統議長会の体制整備	△	△	△		
	④議会の自主性強化	○	○	○		
	⑤議会附属機関の設置	—	—	○		
10. 研修活動の充 実強化	①研修の効率的な取り組み	○	○	○		

2. 議員

(1) 評価の根拠

議会基本条例第17条（議会白書、議会・議員の評価）に基づき実施するものです。

議会は、町民に議会・議員の活動内容を周知し、情報を共有することにより、議会活動の活性化を図るため、しっかりと状況を把握し議会の基礎的な資料・情報、議会・議員の評価等を1年毎に調製し、議会白書として町民に公表することとしています。議員は、複数の町民の代表者を擁する議会の一員をなしていることから、多様な議員活動の評価については、「自己評価」として1年毎に町民に公表するものです。（必要な事項は、福島町議会の運営に関する基準 151 に規定）

(2) 評価方法・提出期限及び公表

○評価方法

別に定める評価の指針や選挙の公約などを基本とし、議員個々が1年間の議会・議員活動を6項目により自己評価をします。なお、本年は改選期（平成23年9月）を迎えることから、特に4年間の総合的な視点も含めて評価を行います。

評価は、「ほぼ満足 ○」、「努力が必要 △」、「さらに努力が ▲」の3段階とします。

○提出期限

評価の結果は、別紙様式により翌年の5月7日（金）までに議会事務局へ提出します。

○公表

評価の結果は、直近の「議会だより」及び「議会ホームページ」において公表します。

(3) 評価項目

①の6項目を評価項目とします。なお、評価は②の評価指針を基本にして行います。

①評価項目

評価項目	質疑等を行った具体的項目
1. 行政分野の取り組み	
2. 財政分野の取り組み	
3. 経済分野の取り組み	
4. 福祉分野の取り組み	
5. 教育分野の取り組み	
6. その他の取り組み	

②評価指針

主要指針	評価の指針等
1. 態度評価	町民の立場で発言・行動をしているか。議会での態度（居眠り、私語など）、審議の態度（品位の保持、審議への協力度） ・評価事項：①議会の出席率 ②欠席日数
2. 監視評価	一般質問、討論、質疑（発言）などで行政執行をチェックしたか。 ・評価事項：①一般質問回数 ②討論回数 ③質疑（発言）回数 ④各議案に対する賛否 ⑤請願・陳情に対する賛否
3. 政策提言評価	町民の意向を政策に反映させるため、行政への提言一般質問、討論、質疑（発言）などで政策提言をしたか。 ・評価事項：①一般質問の内容、質疑（発言）内容 ②条例提案
4. 政策実現評価	一般質問、討論、質疑（発言）などで指摘した事項が改善されたか。また、政策提言した事項が実現したか。 ・評価事項：①選挙公約の有無 ②選挙公約の質・内容・達成度 ③町民要望の達成
5. 自治活動・議会改革取り組み評価	・評価事項：①議会報告をしているか ②地域活動への参加度 ③町づくりなどへの貢献度 ④町民のニーズ把握

(5) 基礎資料

評価の基礎資料等は、「議会の評価」を準用します。なお、他に必要な資料については、その都度議会事務局に要求するものとします。

(6) 評価様式

評価様式は、別紙のとおりとします。

- 様式2「福島町議会議員の評価」
- 様式3「議員活動の目標（公約）」

別紙様式2

福島町議会議員の評価

評価期間：平成22年4月～平成23年3月

評価の分類：○＝「ほぼ満足」 △＝「努力が必要」 ▲＝「さらに努力が必要」

所属委員会・役職名	在職年数	氏名	年齢

評価項目	具体的な項目	評価	
		取組み評価	結果の評価
1. 行政分野の取り組み			
2. 財政分野の取り組み			
3. 経済分野の取り組み			
4. 福祉分野の取り組み			
5. 教育分野の取り組み			
6. その他の取り組み			

※各項目に4年間の総合的な評価を簡潔に記入しています。

様式 3

議員活動の目標（公約）

この目標は、1年間の議員活動の指標とし、「議員の自己評価」の基礎資料として活用する。

目標期間：平成23年4月～平成23年8月

所属委員会・役職名	在職年数	氏名	年齢

分野	具体的な目標項目
1. 行政分野の取り組み	
2. 財政分野の取り組み	
3. 経済分野の取り組み	
4. 福祉分野の取り組み	
5. 教育分野の取り組み	
6. その他の取り組み	